

豊後國山香郷の調査

資料編 1



大分県立歴史博物館

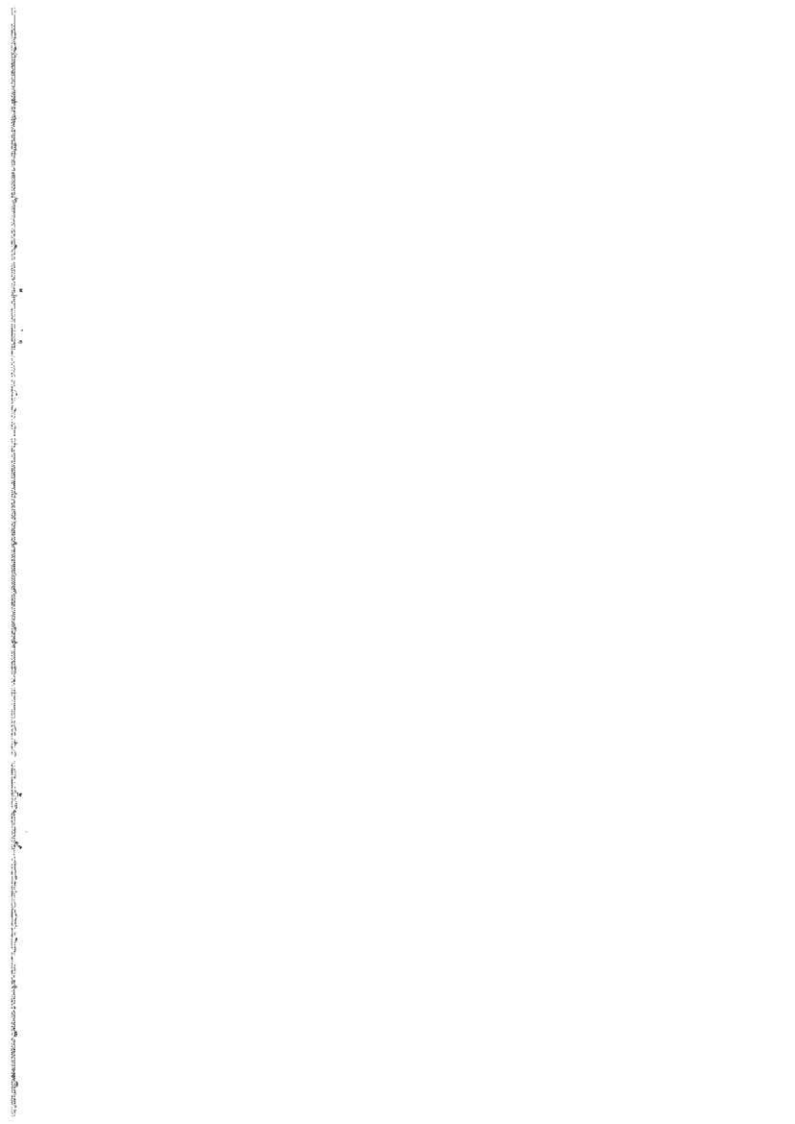
2013

平成二五年三月

豊後國山香郷の調査

資料編 1

大分県立歴史博物館



はじめに

本書は、平成二一年から大分県杵築市山香町を中心に実施しております国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の報告書資料編です。本調査の対象地である大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であった弥勒寺の荘園・山香郷の故地です。

戦後六〇年あまりを経て、農業の機械化、生活様式や産業構造の変化、ムラから都市へという人口移動によって、日本のムラは変貌を遂げました。その中で、各地のムラには歴史を物語るものとして、古文書だけでなく、地名や水利、石造物や祭礼あるいは景観など、有形無形の遺産が残されています。本調査は、現在のムラに残された様々な歴史遺産を調査・記録し、現在から過去に過及的にムラの歴史をたどり、その歴史的価値を明らかにするものです。

本報告書には、「山香郷域」に残る様々な歴史遺産のうち、山香郷を代表する埋蔵文化財の遺跡としての大原遺跡・大原古墳の遺物、そして山香郷のムラの概況と変遷を知ることができる記録類、ムラの姿を視覚的に知ることができる絵図・写真資料などを掲載いたしました。姿貌著しい我が国のムラを見つめ直す時、本調査がその契機となれば、幸いであります。最後になりましたが、これまで調査を御指導いただいた調査委員と調査員の先生方、そして調査に御協力を賜りました杵築市・杵築市教育委員会と地元の方々に厚くお礼申し上げます。

平成二五年三月

大分県立歴史博物館

館長 河野 光

例言

1 本報告書は、平成二年度から六ヶ年計画で実施している国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県杵築市山香町）の報告書資料編である。本調査は、豊後高田市出染地区（昭和五十六年度～昭和六一年度）、同市都甲地区（昭和六十二年～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年度）、国東市安岐町（平成一年度～平成五年度）、国東市国東町（平成一六年度～二〇年度）に続く、第六次調査となるものである。

2 調査地区の大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であった弥勒寺の荘園の故地である。宇佐神宮と深いつながりを有する六郷山寺院のさまざまな歴史資料にめぐまれ、荘園村落遺跡が残されている。また、速見郡日出町大字南端も、山香郡域に属することが確認され、今回の調査対象地とした。

3 本報告書の執筆は以下のように分担し、各章の解題については、文末に執筆者を記した。なお、各章に収載した資料に関しては、標記等が各々異なるため、章ごとに凡例を示している。

I 考古資料	補貫俊一
II 近世資料	平川 敏
III 近代資料	櫻井成昭
IV 絵図・写真資料	櫻井成昭
V 地名資料	櫻井成昭
付図	櫻井成昭

4 本報告書の編集は補貫俊一と櫻井成昭が担当した。

5 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・利行權美の協力を得た。

6 調査にあたっては、杵築市山香町の方々をはじめ、多くの方々に御協力をいただいた。特に、本報告書の作成においては、以下の関係各位に便宜を園つていただいた（敬称略・順不同）。

東京大学史料編纂所・大分県公文書館・大分県立図書館・大分県立先哲史料館・杵築市役所・杵築市教育委員会・日出町役場・日出町教育委員会・楠瀬池土地改良区・長東孝憲・矢野東鉄雄・成清和子・甲斐鈴雄・村上深幸・豊田泰彦

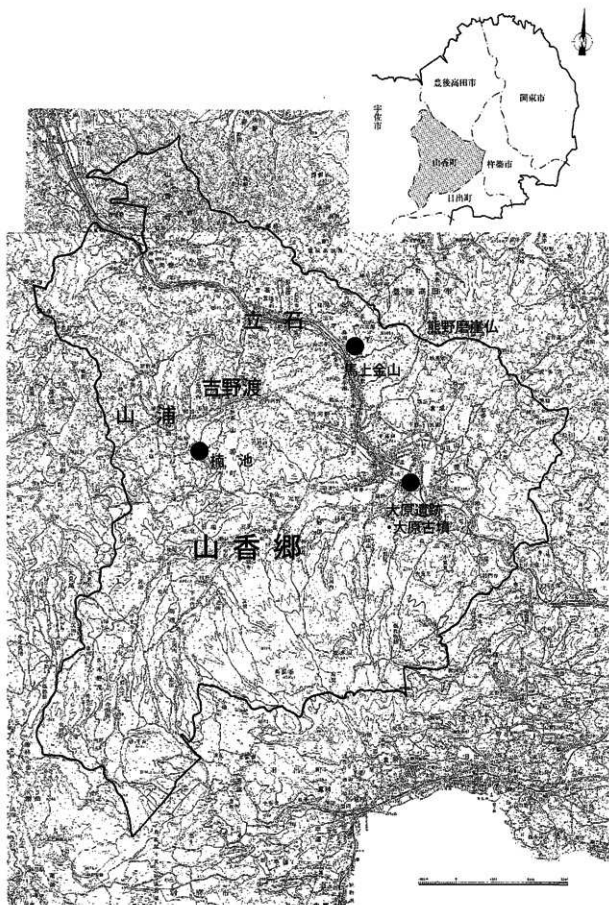


图1 調査地位位置图

目次

I 考古資料

II 近世資料

III 近代資料

IV 絵図・写真資料

V 地名資料

9

61

81

141

161

付図

A | 1 立石地区灌漑体系図

A | 2 向野地区灌漑体系図

A | 3 速見郡山口村地引絵図

A | 4 速見郡米子瀬村地引絵図

A | 5 速見郡立石村全村図

図版目次

図1	調査地位位置図	3
図2	大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の遺跡	10
図3	大原遺跡・大原古墳周辺の一九四八年段階の土地利用概況図	14
図4	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(1)	19
図5	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(2)	20
図6	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(3)	21
図7	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(4)	22
図8	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(5)	23
図9	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(6)	24
図10	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(7)	25
図11	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(8)	26
図12	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(9)	27
図13	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(10)	28
図14	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(11)	29
図15	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(12)	30

表目次

表1	大原遺跡・大原古墳に関する年表	16
表2	大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表1	17
表3	大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表2	18

表4 木下伊賀守頼顯図に記載された村高など

143

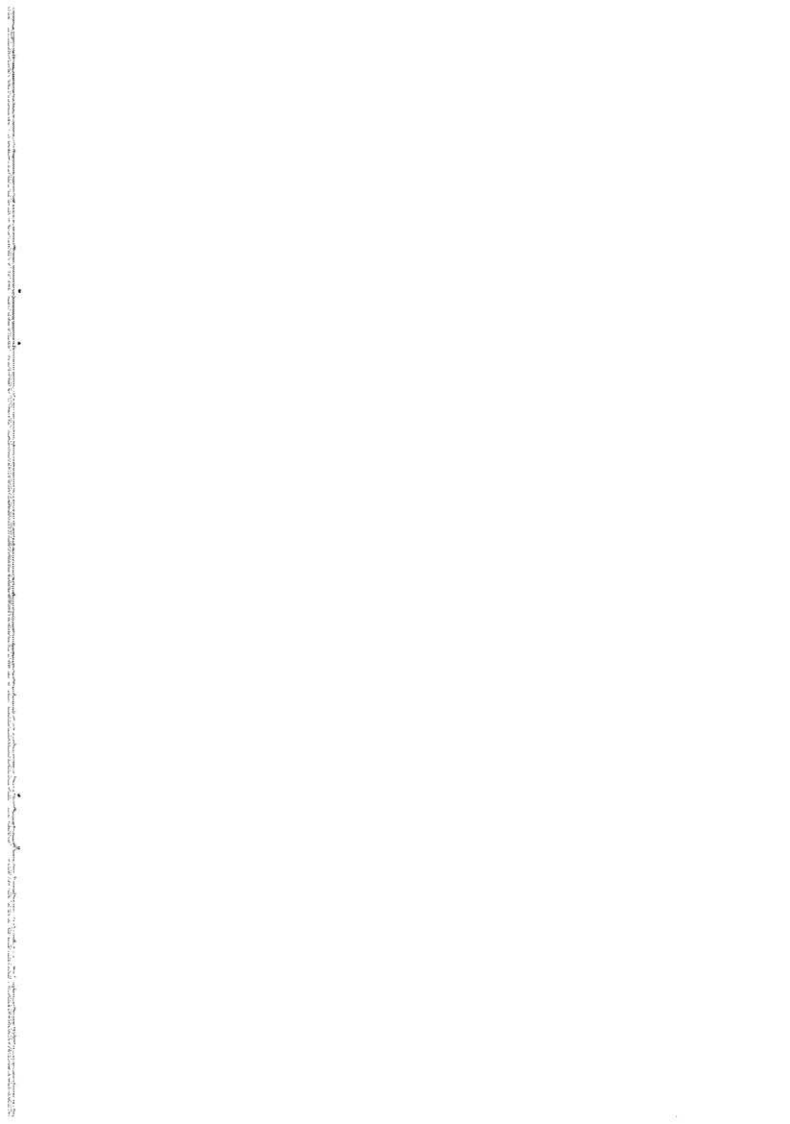
写真目次

写真1	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	31
戦後直接の写真		
写真2	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	32
写真3	大原遺跡・大原古墳遺跡写真1	33
写真4	大原遺跡・大原古墳遺跡写真2	33
写真5	土師器 小皿(番号1)	34
写真6	土師器 小皿(番号2)	34
写真7	土師器 小皿(番号3)	34
写真8	瓦器 甕(番号4)	34
備前焼 櫛鉢(番号5)		34
写真9	土師質 土鏝(番号6)	34
写真10	須恵器 坏蓋(番号7)	34
写真11	須恵器 坏蓋(番号8)	34
写真12	須恵器 坏(番号9)	34
写真13	須恵器 坏(番号10)	34
写真14	須恵器 坏(番号11)	35
写真15	須恵器 碗(番号12)	35
写真16	須恵器 提瓶(番号13)	35
写真17	須恵器 甕(番号14)	35
写真18	須恵器 甕(番号15)	35
写真19	須恵器 甕(番号16)	35
写真20	須恵器 甕(番号16)	35
写真21	須恵器 甕(番号17)	35
写真22	須恵器 坏蓋(番号18)	35
写真23	須恵器 坏蓋(番号19)	36
写真24	須恵器 坏蓋(番号20)	36
写真25	須恵器 坏(番号21)	36
写真26	須恵器 坏(番号22)	36
写真27	須恵器 高杯(番号23)	36
写真28	須恵器 高杯(番号23)	36
写真29	須恵器 高杯(番号23・脚部内面)	36
写真30	須恵器 高杯(番号24)	37
写真31	須恵器 高杯(番号24)	37
写真32	須恵器 高杯(番号24・脚部内面)	37
写真33	須恵器 高杯(番号25)	37
写真34	須恵器 高杯(番号25・脚部内面)	37
写真35	須恵器 高杯(番号25・糸籠の残片)	37
写真36	須恵器 高杯(番号26)	38
写真37	須恵器 高杯(番号26)	38
写真38	須恵器 高杯(番号26)	38
写真39	須恵器 高杯(番号27)	38
写真40	須恵器 高杯(番号27)	38
写真41	須恵器 高杯(番号27・脚部内面)	38
写真42	須恵器 提瓶(番号28・側面)	39
写真43	須恵器 提瓶(番号28・側面)	39
写真44	須恵器 提瓶(番号28・側面)	39
写真45	須恵器 甕(番号29)	39
写真46	須恵器 甕(番号29・側面)	39
写真47	須恵器 甕(番号29・側面)	39
写真48	岡尚輪軸(番号30・外面)	40

写真49	円筒植輪 (番号30 外側) ※5段目の外側	40	写真77	円筒植輪 (番号38 外側) ※2段目の外側	44	写真105	弥生土器 蓋 (番号54)	50
写真50	円筒植輪 (番号30 外側) ※3・4段目の外側	40	写真78	円筒植輪 (番号38 外側) ※1段目の外側	44	写真106	弥生土器 蓋 (番号55)	50
写真51	円筒植輪 (番号30 外側) ※1・2段目の外側	40	写真79	円筒植輪 (番号41・外側)	44	写真107	弥生土器 蓋 (番号56)	50
写真52	円筒植輪 (番号30 外側) ※内面のスカシ	40	写真80	円筒植輪 (番号41・内側)	44	写真108	弥生土器 蓋 (番号57)	50
写真53	円筒植輪 (番号31・外側)	41	写真81	円筒植輪 (番号42・外側)	45	写真109	弥生土器 蓋 (番号58)	50
写真54	円筒植輪 (番号31・外側)	41	写真82	円筒植輪 (番号42・内側)	45	写真110	弥生土器 蓋 (番号58)	50
写真55	円筒植輪 (番号31・内側)	41	写真83	円筒植輪 (番号43 外側) ※5段目の外側	45	写真111	弥生土器 蓋 (番号59・外側)	51
写真56	円筒植輪 (番号32・外側)	41	写真84	円筒植輪 (番号43 内側) ※5段目の内側	45	写真112	弥生土器 蓋 (番号59・内側)	51
写真57	円筒植輪 (番号32・5段目外側)	41	写真85	円筒植輪 (番号44・外側)	46	写真113	弥生土器 蓋 (番号60・外側)	51
写真58	円筒植輪 (番号32・3段目外側)	41	写真86	円筒植輪 (番号44・内側)	46	写真114	弥生土器 蓋 (番号60・内側)	51
写真59	円筒植輪 (番号32・1段目外側)	41	写真87	円筒植輪 (番号45・外側)	46	写真115	弥生土器 蓋 (番号61・外側)	51
写真60	円筒植輪 (番号32・外側)	42	写真88	円筒植輪 (番号45・内側)	46	写真116	弥生土器 蓋 (番号61・内側)	51
写真61	円筒植輪 (番号33・外側)	42	写真89	円筒植輪 (番号46・内側)	46	写真117	弥生土器 蓋 (番号62・外側)	51
写真62	円筒植輪 (番号33・内側)	42	写真90	円筒植輪 (番号46・内側)	46	写真118	弥生土器 蓋 (番号62・内側)	51
写真63	円筒植輪 (番号34・外側)	42	写真91	円筒植輪 (番号47 外側) ※1段目の外側	47	写真119	弥生土器 蓋 (番号63・外側)	52
写真64	円筒植輪 (番号34・内側)	42	写真92	円筒植輪 (番号47 内側) ※1段目の内側	47	写真120	弥生土器 蓋 (番号63・内側)	52
写真65	円筒植輪 (番号35・外側)	42	写真93	円筒植輪 (番号48 外側) ※1段目の外側	47	写真121	弥生土器 蓋 (番号64・外側)	52
写真66	円筒植輪 (番号35・内側)	42	写真94	円筒植輪 (番号48 内側) ※1段目の内側	47	写真122	弥生土器 蓋 (番号64・内側)	52
写真67	円筒植輪 (番号36・外側)	43	写真95	円筒植輪 (番号49・外側)	48	写真123	弥生土器 蓋 (番号65・外側)	52
写真68	円筒植輪 (番号36・内側)	43	写真96	円筒植輪 (番号49・内側)	48	写真124	弥生土器 蓋 (番号65・内側)	52
写真69	円筒植輪 (番号37・外側)	43	写真97	円筒植輪 (番号50・外側)	48	写真125	弥生土器 蓋 (番号66・外側)	53
写真70	円筒植輪 (番号37・内側)	43	写真98	円筒植輪 (番号50・内側)	48	写真126	弥生土器 蓋 (番号66・内側)	53
写真71	円筒植輪 (番号39・外側)	43	写真99	円筒植輪 (番号51・外側)	49	写真127	弥生土器 蓋 (番号67・外側)	53
写真72	円筒植輪 (番号39・内側)	43	写真100	円筒植輪 (番号51・内側)	49	写真128	弥生土器 蓋 (番号67・内側)	53
写真73	円筒植輪 (番号40・外側)	43	写真101	家形植輪 (番号52・外側)	49	写真129	弥生土器 蓋 (番号68・外側)	53
写真74	円筒植輪 (番号40・内側)	43	写真102	家形植輪 (番号52・内側)	49	写真130	弥生土器 蓋 (番号68・内側)	53
写真75	円筒植輪 (番号38)	44	写真103	家形植輪 (番号53・外側)	49	写真131	弥生土器 蓋 (番号69・外側)	54
写真76	円筒植輪 (番号38 外側) ※5段目の外側	44	写真104	家形植輪 (番号53・内側)	49	写真132	弥生土器 蓋 (番号69・内側)	54

写真133	弥生土器 甕 (番号70・外面)	55
写真134	弥生土器 甕 (番号70・内面)	55
写真135	弥生土器 甕 (番号71)	56
写真136	弥生土器 甕 (番号72)	56
写真137	弥生土器 甕 (番号73)	56
写真138	凹石 (A面) (番号74)	56
写真139	凹石 (B面) (番号74)	56
写真140	石斧 (番号75)	56
写真141	石斧 (番号75)	56
写真142	須恵器 坏壺 (番号77)	57
写真143	須恵器 坏壺 (番号77)	57
写真144	須恵器 提瓶 (番号77) A面	58
写真145	須恵器 提瓶 (番号77) B面	58
写真146	円筒埴輪 参考資料	58
写真147	石器および石製品	59
写真148	山香郷図跡考	64
写真149	川崎岡跡考	65
写真150	楠池と石碑	138
写真151	楠池の石碑	138
写真152	凡例	144
写真153	木下伊賀守蹟絵図	147
写真154	日出城周辺	149
写真155	豊前岡境付近	149
写真156	南畑村周辺	150
写真157	絵図中の記載	150
写真158	六太郎村地引絵図	151
写真159	凡例部分	152
写真160	絵図中の耕地と山	152

写真161	馬上金山刺繍屏風・左隻	153
写真162	馬上金山刺繍屏風・右隻	153
写真163	馬上金山全景	153
写真164	馬上金山遠景	155
写真165	馬上金山遠景 (大正10年)	155
写真166	馬上金山第一坑	156
写真167	馬上金山第二坑	156
写真168	馬上金山第一坑から巻揚機空をのぞむ	157
写真169	馬上金山第二坑坑槽	157
写真170	馬上金山精錬所	158
写真171	馬上神社	158
写真172	馬上金山の社宅	159
写真173	立石方面をのぞむ	159
写真174	立石川と井堰	160
写真175	立石駅の風景	160
写真176	山浦新旧字番号対照表	162



I 考古資料

本章では、旧山香郷中核部の開発史を踏る上で欠くことのできない大原遺跡・大原古墳出土の遺物（入江コレクション・大分県立歴史博物館蔵）について報告する。

調査にいたる経緯と調査体制

大原遺跡・大原古墳の調査にいたる経緯は、一九六〇年から始まる大分県立山香高等学校建設に伴う造成工事によって夥しい土器類が現れたことによる。大分県教育委員会はことの重要性に鑑み、一九六一年（昭和三十六年）の三月一日～三月五日までの五日間、大分県文化財専門委員であった賀川光夫（別府大学教授）と入江英親（大分県立梓染高校教諭）を担当者として調査を実施した。なお後述する賀川光夫の文章によれば旧山香在住の故岩尾松実が実質的な調査員となっている。また調査体制について大分県教育委員会は、当時の山香町の町長と教育長に協力要請を行い、共同調査と言う形をとったという。

一 遺跡の立地・環境

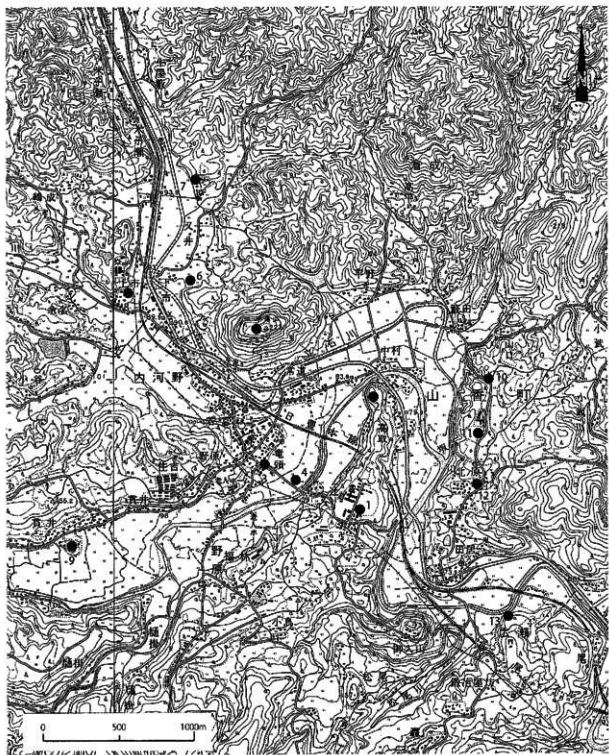
大原遺跡・大原古墳のある梓染市山香町は、大分県の北部地域にあつて、北と西部を宇佐市と豊後高田市、東を杵築市、南を速見郡日出町にそれぞれ接する。こうした周辺地域との境界は山々で囲まれている。いわば内陸の山間部という場所である。地理的には関東半島の基部西端にある。このため東は関東半島に独特な切り立った地形が観察され、北は御許山などの緩やかな山々が連なり、南はスロープ状の澁谷台地を経て鹿鳴越山系にいたると言う地形的特徴がある。杵築市山香町には山々や台地が全域に広がっており、広大な平野は形成されていない。しかし、旧山香町の広い地域を流域とする八坂川系の本・支流によって開析された部分に小さな沖積盆地や小谷が形成されている。勾配の緩やかな小谷底には沖積物が形成されており、今日稲作用の水田が広がっている。

稲作の水田経営は弥生時代早期に北部九州に伝わり、米が他の穀類に比べて主食としての生産量にかかる優位性と安定性から瞬く間に縄文の生産システム（狩猟採集を主とする生産）から弥生の生産システム（農業を生活基盤とする体制）へ移行した。その結果、生産量の安定性がある一方で、場所によって生産量の違いを遠隔とする富める個人・集団と、そうでない個人・集団という階級社会が現出したといわれて既に久しい。このような視点を山香地域を観察すると、今日最も広大な水田を有するとしても高い生産力を示すのが大字内河野の又井・大字野原の電頭貴井・大字倉成の中村、大字広瀬の高取の間に連続する水田地帯である。

とりわけ電頭付近は石と日差から続く谷筋が合するところであり、古代・中世以来「官道」比定道などの古道が通るなど、交通の要衝でもあった。こうした水田地帯を、西・北・東に臨むのが、大原遺跡・大原古墳が立地する台地・尾根である。今、この台地を大原台地と呼ぶことにするが、北方向へ延びる丘陵地帯から延びる台地であるが、西側の沖積地を南から八坂川が北流し、さらに台地の東側に回り込んで再び南流するという地理的特徴を示している。

大原台地は南北に細長い平坦地で、その範囲を北端（電ヶ鼻（北緯33度26分・東経131度30分））から橋掛地区東側台地までを南端とすれば、北緯33度26分・東経131度29分、南北約一六〇〇m、最大幅が約六〇〇mの規模を有する広大な台地である。大原遺跡・大原古墳はこの台地上の北半部に位置し、行政的には大分県杵築市山香町大字広瀬大字大原（北緯33度26分・東経131度30分）付近に位置する。この地点は起伏が少なく、平坦な地形面であり、現在の標高は約二一〇mである。台地西側の沖積地（八幡森八幡社前）の遺跡とこの高低差は約一〇mである。現状は大分県立山香農業高等学校の校舎・校庭として利用されている。

大原遺跡・大原古墳の立地する台地の北方の尾根部は「龍ヶ鼻」と呼ばれている。また大原遺跡・大原古墳のある台地の西側各部の隆起地は、その西北から延びる台地先端部が沈み込む場所であり「龍頭」と呼ばれている。大原の台地を西方からみるとまさに龍がよこたわっている形状で、北端部を龍ヶ鼻と呼ぶにあつたらしい地形である。龍といえば古代中国の風水が思い起こされるが、古代の終末期古



- 1 大原遺跡・大原古墳 2 電ヶ岡城跡 3 籠頭古墳 4 籠頭遺跡 5 甲尾山城址 6 又井遺跡
 7 金堂横穴墓群 8 上市道跡 9 台古墳・志手氏館址 10 赤迫古墳 11 徳野遺跡 12 北の原遺跡 13 川原田岩陰

図2 大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の道跡

項、都城、国衙、寺院が整備されるに際して、風水を重視した摸地が行われたことはよく知られている。その観点からすると龍頭も風水で言う気が満ちる地形である。さらに龍頭、野原付近を中心に地形を觀察すると、北側に尾根や甲尾山（文武）があり、南に川と水田・湿地（朱雀）、東に川（青龍）、西に古代官道とも推定される道（白虎）が位置している四神相應の地とみることができ、少なくとも龍頭遺跡にあったと推定される八世紀後半の寺院や六世紀代の古墳は、こうした背景から建立・造営がなされた可能性も視野に入れることができるかもしれない。

二 大原遺跡・大原古墳を取り巻く歴史環境

ここでは杵築市山香町の遺跡について概要を述べておきたい。

この地域は概ね三つの地形に区分できる。すなわち山香地域の北方から東方へ連なる国東の山系、南方では岳ヶ下山・唐木山・鹿鳴越から北側へ延びるスロープ地帯、中央部分の低丘陵・低山地帯に区分できる。大原遺跡の地域は三つの地形が接する部分で縄文時代から中世頃の遺跡が多い（図二）。まず大原遺跡の周辺では大原白地の北端にあたる尾根状部分に龍ヶ鼻城跡が位置する。この城跡は天正九（一五八一）年に長野因幡守が在城したという記録がある城で（小柳編二〇〇四）、主要幹線が交差したと思われる地点を臨む台地北端部に場所にある。大原遺跡の西側の沖積谷では龍頭遺跡があり、縄文時代後期のドングリ貯蔵穴約六〇基が見つかっている。そのほか、弥生時代中期の須玖式土器と下城式甕や奈良時代後半（八世紀後半）に位置づけられている須恵器と古瓦が出土している。とりわけ瓦の存在は付近に古代寺院が存在していたことを示している。また古墳時代の円墳と推定される竜頭古墳がこの龍頭遺跡の近くにあり、横穴式石室で、内部から六世紀後半と推定される提瓶、坏蓋が刀子とともに出土している。この他古墳時代の遺跡としては赤迫古墳があるが、時期不明である。このほか、古墳時代から飛鳥時代の幅で捉えられる墳墓には金堂横穴墓群がある。

志手氏居館と同じ場所に数基の古墳がある。この古墳は石室を巨大な板石を立てて造った横穴式石室である。

山香地域の南西部を占めるスロープ地帯では、旧石器時代後期から縄文時代の遺跡が多い。口野尾遺跡・日久保台一遺跡・同第二遺跡ではナイフ形石器・有茎片尖頭鏃、細石刃が出土しており、他に鳥居遺跡など同様の遺跡が多い。山香地域の中央をしめる低丘陵・低山地帯が展開する地域では、あまり開発があまり行われていないこともあり、遺跡は多くない。むしろ平安時代以来の寺院・寺院跡・石造物が残されている。石造物は南北朝時代・安土桃山時代に造立されたものが多い。

三 大原遺跡・大原古墳の概要

大原遺跡・大原古墳は、冒頭で一九六一年に学校建設に伴う造成で見つかり、調査が行われたことを記したが、ここではそうした調査によって得られた考古学的な知見を可能な限り記しておきたい。

まず標記の遺跡に関する報告書は出版されていない。調査のあった一九六〇年代は大分県教育委員会の中に専門調査員が配置される以前であり、大学・高等学校の教員が本務の合同を結んで調査及び報告書の作成を行なった段階である。そのため十分な調査が行われなかったり、調査報告書が発行されなかったりしている。今回、報告する大原遺跡・大原古墳も例外ではなく、写真・実測図・調査日誌などの存在についていまだところ確認していない。また出土品についても寄贈された人江コレクション中の大原遺跡・大原古墳の遺物が出土品の全てであるのか、不明な部分が多い。このため、大原遺跡・大原古墳の遺物は発掘資料と推定されながらも遺構との関係が全く不明である。

冒頭で記したように大原遺跡・大原古墳の調査に関わったのは賀川光夫と入江英親である。このうち賀川が作成にかかわったものに「大分県の考古学」がある。その「大分県の考古学」には次のような記載がある。

昭和三十六年高校敷地造成により、径一八メートルの環濠集落が発見された。濠内の遺構は堅穴遺構と貯蔵遺構で、住居は四つの円形住居であった。また濠内の外側にも同様の住居群・石棺が存在して、一大集落であった。濠内には堆輪の存在もあり、弥生式住居群のあとに古墳の築かれたことも推測さ

れ、環濠は古墳の周濠とも考えられるが、濠内に住居地がある秩序でおさまるところをみると、この構造は二・三度の要求におうじたものかも知れぬ。〔中略〕調査者の岩尾松実氏によれば、〔墳部〕に須玖式の特徴をもつ土器と刻目凸帯文「下城式」土器の供伴であるといわれるので、中期の遺跡と考えてよい。

また昭和三十六年八月に作成された「埋蔵文化財埋蔵地調査カード」によれば、〔周濠内の径二十八メートル、周濠の幅二・五メートル、濠内の住居址は四つ整然と配置されている。出土品は「石器、少々。石鏡多数。弥生式土器片、多数。円筒埴輪破片、多数。土師、須恵器破片、多数。」とある。

次に「山香町誌（一九八二年版）」に記載の関連記事を紹介する。

「出土遺物については、調査者の岩尾松実が病没した現在では、どの住居址からどの遺物が出土したか、詳細な点は知るすべもないが、岩尾の遺した遺物を分類してみると弥生中期の須玖式土器、および大津式土器が、深鉢型で刻目凸帯文をつけた下城式土器と共存して発見されている。またこのほか、弥生式後期の土器も多数あることから、中期から後期の時期におよぶ遺跡であろう。

石棺の出土地点は、周濠のある住居址より南に一〇〇メートルの位置で、東西に長さ一一〇センチメートル、幅二五センチメートルと、長さ一四〇センチメートル、幅四〇センチメートル、の隙をもつて築いた二個の石棺が、ほぼ平行してあり、さらに、その南一〇〇メートルの幅三〇センチメートルの板石を組んで、長さ一八〇センチメートル、北東部の端点に、鉄平石のトル、南西部の幅四〇センチメートル、の組合わせ石棺が一基発見された。以上の記述からすれば直径一八mと直径二八mの環状の溝があったことになる。また町誌に掲載されたスナップ写真には、弥生時代中期に多い大型の円形住居址が写っている。このスナップ写真には北方の甲尾山が写り、調査区が広大である様子がわかる。また周辺には「石棺」状の遺構が存在していたことがわかる。これらの文章を今目的に理解すれば、弥生時代中期の住居址が廃絶されたのち、

古墳時代になって住居址を含むように周溝をもつ古墳が築造されたことをしめしている。古墳の「周濠」には須恵器や埴輪が含まれており、一〇〇m以上離れた場所に点々と石棺があったという理解にならう。なお、当館の調査で大分県立山香農業高等学校に保管されている大原遺跡・大原古墳関係資料のなかに十三世紀代の平瓦・丸瓦の存在が明らかになっている。その所見によれば「これらの瓦類は寺院に伴うことも考えられるが、ここに当時の支配拠点が形成されている可能性を示す資料ともいえる。」とある（宮内二〇一〇）。

四 大原遺跡・大原古墳出土の遺物

今回、旧山香郡の中樞部と推定される野原地区の東にある台地上の大原遺跡における人類居住・利用の歴史を叙述するに際して遺物実測図の作成と詳細な観察を行った。今、遺物の詳細な個別説明は省くが、考古学においてはこれまでの研究であるといふ各時代・各時期毎の特徴が把握されていることに鑑み、形態の微妙な変化から所謂「陶器編年」に本遺跡で出土した須恵器を比較させることで時期比定を行った。また弥生土器・土師器についても考古学的な位置づけが可能である。そのため詳細説明は省略し、図・表でその特徴を示した（表2・表3・図3・図15）。

さて弥生土器・須恵器・備前焼などを型式学的な観点から分類したのが表2と表3である。これをもとに整理したのが表三である。これによると弥生時代では前期末の下城式土器（番号59・63）、弥生時代中期から末にかけての下城式土器（番号66・67他）が出土している。これらの土器は弥生時代中期を中心としたもので、「山香町誌」・「山香町の文化財」・「大分県の考古学」などに掲載のイラスト写真に写る円形住居址と符合する。このほか、弥生時代後期後半・古墳時代初頭頃の在来系（安国寺系）帯の底部と推定される破片がでているが（番号56）、口縁部を欠くので詳細な時期判定は不明。

大原遺跡・大原古墳から出土した須恵器の器形を陶器編年に照らすと、番号の7、14・17はTK208に該当するので五世紀後半となる。番号8はTK10に該当するので六世紀中頃、番号9・10はTK43に該当するとすれば六世紀後半から末と

なる。番号18・20・77は器形がTK209に該当するので飛鳥時代初期の七世紀前半頃という年代観になる。

そこで、埴輪の年代観であるが、器面に磨面調整としてBc種横ハケを施した例が番号31・34、Bd種横ハケを施した例が番号31・44である。34は、Bc種とBd種の横ハケが共存している。Bc種とBd種の横ハケはB種横ハケの出土事例に変化するが知られている。この観点からBc種とBd種の横ハケの出土事例を挙げると大原府藤井寺市允恭院古墳があり、埴輪列に近い外堤構築土からTK208の須恵器坏蓋片が出土している（小浜二〇〇六）。したがって大原遺跡・大原古墳出土埴輪の磨面調整たるBc種とBd種の横ハケが観察される番号31・34・44の製作年代と結びつのがTK208並行の番号7・14・17となる。その他の埴輪も胎土の同質性や焼成などから番号31・34・44の製作年代と同じと推定する。結局のところTK208並行の須恵器と埴輪類は同じ古墳から出土したものと推定される。したがって推定される埋葬遺構はTK208並行の須恵器と、円筒埴輪の年代観からすれば、横穴式石室墳ではなく、壁穴系横穴式石室もしくは石棺直葬であった可能性が高い。更に言えば須恵器類は埋葬施設内にまだ入れていなかった段階であると考えられる。その為、TK208並行の須恵器と棺外副葬もしくは墳丘面にあったと推定する。

したがってその他の須恵器類、つまりTK208以降の須恵器はその他の横穴式石室を有する古墳から出土したものでらう。

なお中世の遺物が若干出土しているが、それらは一点が一二世紀後半代の可能性を有するもの（番号3）、その他は十四世紀から一五世紀に含まれる土師器小皿と（番号1・2）、瓦器であった（番号4）。これらは「山香町の文化財」¹¹「大分県の考古学」¹²に掲載されていた写真にみえる多くの柱穴に関連の物かもしれないが、いずれも大原台地北端の狭小部に位置する龍ヶ鼻城址の古文書に記す利用年代とはずれている。この点は龍ヶ鼻城址の発掘調査をまつて評価される部分である。写真一四七に器器の写真をのせている。明確な時期は評びからでないが、上から一、二段目は縄文時代から弥生時代中期の幅で理解できるものである。三段目の砥石は遺跡出土の土器からすれば弥生中期のものであろう。四段目は六太

郎角と呼ばれた砥石と推定され、中世から近世のものとして推定する。

五 米極東空軍が撮影した大原遺跡・大原古墳付近の写真

第二次世界大戦後の一九四八年、米極東空軍が日本列島を空中から体系的に写真撮影したことはよく知られている。実は日本列島を空中から体系的に写真とては最古の写真である。戦いで疲弊した日本の戦後復興が本格化する以前の写真であり、極めて貴重な情報を有している。大原遺跡・大原古墳付近の写真も残されており（写真1）、空中写真記録証明書によると「昭和二十三年一月十三日」に撮影されている（原縮尺一六〇〇〇/一写真番号B216。一九五五（昭和三〇）年に建設された大分県立山香農業高等学校が当然ながら写っており、大原遺跡・大原古墳が存在していたであろう場所の地形・地勢を窺うことができる。

写真一をみると、北方の龍ヶ鼻城址方向、つまり南北方向に延びる中央道と、これに平行する南北方向の道が東と西にあり、さらに南北方向の道を東西に繋ぐ東西方向の道がある。一見すると条里地割状の畑作地であることがわかる。これらの情報を写真からトレースしたのが図二である。この畑作地のなかに畑作地ではない、表面に草木が繁った高まりが幾つが存在している。時に中央や下よりの部分には大きな高まりがある（M1）。さらに南北道を挟んだ南西部に小さな高まりがある（M4）、写真中央部の交差点左側にも小さな高まりが東西に並んでいるようにみえる（M2・M3）。とくにM1の高まりを観察すると北側の黒い部分に、東から延びる道が僅かに見えるので、この部分は影であることがわかる。その南側をみると微妙ながら円形の高まりを呈しているようにみえる。M1の高まりの直径は約三四mである。

以上が写真に残る遺跡情報である。この情報と前述した遺物（主に須恵器と埴輪）を関連づけていくために地形的特質と遺物の特質について説明しておきたい。まず台地の特徴であるが、一言でいえば大半が平坦である。こうした大規模な平坦地形が形成されるのは浸食によって形成された段丘であるとか、沖積地などの特徴である。また、条里状の地割は、その成立を考えると奈良・平安時代以降

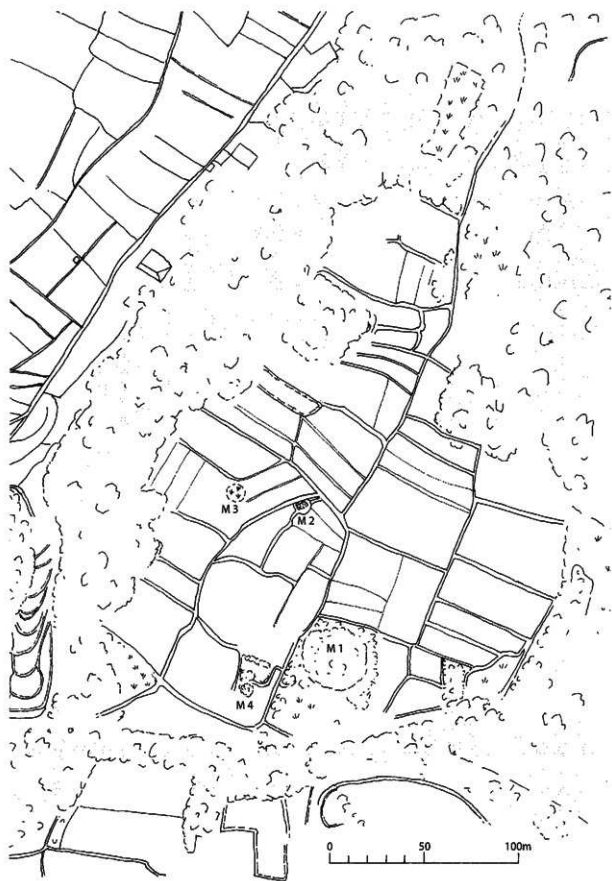


図3 大原遺跡・大原古墳周辺の1948年段階の土地利用概況図 ※写真1から作成

の造成であろう。こうした平坦な地形に自然の高まりが残存するのはあまりきかない。その意味で人によって積み上げられた高まり地形と推定する。次に須恵器や埴輪などの遺物を見ると、完形品もしくは大きな破片が多い。こうした特徴は遺跡において長い間擾乱にさらされた耕作土では絶対に観察することができない。そこで大原遺跡・大原古墳の発見が高等学校建設に伴う造成であったことを考慮すると、それまで原位のまま配置されていたり、周溝に落ち込んでいた須恵器・埴輪が造成によって露出した可能性が極めて高い。「三 大原遺跡・大原古墳の概要」のところで各種文献から引用したように、「周溝」には一八m、または二八mの溝があったとされる。このことから高等学校敷地造成工事範囲に含まれ、大きな地形的な変化、つまり削平があったのはM1の高まりしかない。そう理解してくると、M1が二八mの「周溝」があったという記述に見合う直徑に近い。その上で須恵器とM1の関係をさらに考察すると、TK208並行の須恵器(五世紀後半)を除く須恵器類(TK10・同43・同209並行)の段階に直徑二八mの墳丘を首長墓として築造したのは大分県内にはなく、考えにくい。したがってM1の高まりがTK208並行の須恵器と埴輪が出土した円墳と推定する。そのほかのTK10・同43・同209に並行する須恵器は、本来葬送儀礼に伴う器物であるだけに横穴式石室のある墳墓に由来するのは確実であるが、M2・M4がそれにあたるのかは不明である。また写真一の上からはM1ほどM2・M4ははっきりしていないが、古墳の可能性があるものとして示しておく。

捕獲的に須恵器の年代観から推定されることを記しておきたい。TK208並行の須恵器の年代観は五世紀後半であるから、M1の墳丘内の埋葬遺構は横穴式石室ではありえず、堅穴式横口石室、もしくは石棺直葬と推定する。そうであればこの古墳の主体部への追葬は考えにくい。そうするとTK10・同43・同209並行の須恵器は六世紀中頃以降の年代観が妥当なので、それぞれ横穴式石室を有する複数の古墳に由来すると推定するか横穴式石室への追葬として考えることができる。

六 まとめ

ここで大原遺跡・大原古墳と人々の居住・利用年代を整理しておこう(表一)。

本遺跡から発掘・採集された遺物を観察すると、弥生時代前期末から中期、弥生時代終末・古墳時代初期、古墳時代中期(五世紀中頃)、古墳時代後期・飛鳥時代、平安時代末(一二世紀後半)、室町時代初期(一四世紀末)の遺物が出ている。

弥生時代中期は概ね住居地、古墳時代中期以降、飛鳥時代にかけては古墳や石棺としての墓地、奈良時代以降は明確さを欠くが、一三世紀代に瓦が出土している。中世寺院の存在が想定される。しかし本遺跡の利用時期の主体が弥生時代中期と古墳時代中期・飛鳥時代にあったことは明らかである。

今回の報告で明らかになった最大の成果は、大原台地の上に埴輪を伴う二八m規模の巨大な円墳があった蓋然性が高いということと、六世紀中頃・七世紀前半代の小古墳が存在していたことがわかった。これに加え、周辺に台古墳・飛頭古墳・赤迫古墳が存在することを考えると龍頭地域を中心とする地域に政治的な首長層が存在していたことをしめしている。このことは、当然山香地域の中で最大の水田耕作可能沖積地を有していたことが背景となっていたことは疑いないだろう。おそらく飛鳥時代以降、政治的組織が整備され、古代・中世・近現代へと続くなかで山香地域の中心的な位置を占めていたこの地域の前史をこうした古墳が物語るといえよう。更に言えば四評里制下において「山香里」に相当する組織があったとすれば、その中核はこの大原古墳(群)などの古墳は野原・龍頭付近以外に考えにくいと言えよう。したがって大原古墳(群)などの古墳は野原・龍頭にあった政治的中枢部を取りまく奥津城の地であったと評価できる。

今回、短期間で大原遺跡・大原古墳の報告をまとめたが、残された記録資料が皆無に等しく、十分な報告と考察を展開することができなかった。大分県立山香農業高等学校にも発掘資料が残されているようなので、この資料の研究がすなわち大原遺跡・大原古墳の形成史がより詳しくわかるかもしれない。今後の研究に待つ部分が多い。(続撰後一)

表1 大原遺跡・大原古墳に関する年表

西暦	時代	時期	大原遺跡・大原古墳の時期	大原遺跡周辺の遺跡・遺物	日本の出来事
1000	縄文時代				北部九州で稲作の開始
900	弥生時代	早期			
800					
700					
600		前期	前期末の資料 59.63		
500			中期初頭資料 61 ~ 62 他		
400	中期				
300			中期中頃~末 資料 66.67 他		
200					
100	後期				
紀元					
100	古墳時代	前期			卑弥呼、魏に遣使
200					赤塚古墳造営
300		中期	TK 208 並行 資料 7.14 ~ 17	大原古墳築造年代 (壙輪)	
400	後期	TK 10 並行 資料 8 TK 43 並行 資料 9.10 TK 209 並行 資料 18 ~ 20	龍頭古墳	596年 飛鳥寺建立 645年 大化の改新	
500	飛鳥時代				
600	奈良時代			龍頭遺跡 須恵器、古瓦	752年 東大寺大仏開眼
700					
800					
900	平安時代				
1000					
1100					
1200			土師器小皿 資料 3		
1300	鎌倉		九瓦・平瓦 (山香高資料)		
1400	南朝朝				
	室町		土師器小皿 資料 4.5		

表2 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表1

器種	時代時期	高 (cm)	色調		胎土	調製		備考
			外面	内面		外面	内面	
1 土師器小瓶a	室町14c~15c	1.6cm				ナデ, 糸切	ナデ	口縁のみだし
2 土師器小瓶b	室町14c~15c	1.8cm				ナデ, 糸切	ナデ	口縁のみだし
3 土師器小瓶c	平安12後半	1.6cm				ナデ, 糸切	ナデ	巻後12-3期か
4 瓦器蓋	室町14c後半		灰色	灰色		叩き板	ナデ	
5 備前地陶鉢	室町14c		赤褐色	赤褐色		ナデ	ナデ	瓶年の30%以内泥が混ざらない
6 土鐘	中世中		淡灰青色			ナデ	ナデ	
7 須恵器坏壺	古墳6c後	4.75cm	淡灰色		白色粒多い	涼部系ハケヘリ, 網紋ナデ	横ナデ, 網紋ナデ	T K 206並行か
8 須恵器坏壺	古墳6c中	4.1cm	灰色	灰黄色	白色粒多い	涼部系ハケヘリ, 網紋ナデ	横ナデ	T K 10並行か, 瀬部に比べ
9 須恵器坏壺	古墳6c後半	3.8cm	淡灰色			ナデ, ハケヘリ	ナデ	T K 43並行か
10 須恵器坏壺	古墳6c後半	3.9cm	灰色		白色粒	ナデ, ハケヘリ	ナデ	T K 43並行か
11 須恵器坏壺	古墳6c中	5.5cm			白色粒, 黒褐色粒			T K 10並行か, 未還元
12 須恵器壺	古墳		紅白色, 黒色	淡灰色	白色粒多い	子持ちハケヘリ, ナデ	ナデ, 見込灰かぶり	
13 須恵器平壺	古墳7c中		淡灰黄色			ナデ	ナデ	
14 須恵器壺	古墳5c後		灰白色	灰白色	白色粒	叩き板	ナデ, 赤具板	T K 206並行か
15 須恵器壺	古墳5c後		灰色	灰色	白色粒	叩き板	赤具板	T K 206並行か
16 須恵器壺	古墳5c後		灰色	灰色		ナデ, 7条の流紋文	ナデ	T K 206並行か
17 須恵器壺	古墳5c後		灰色	灰色	白色粒	叩き板	無文赤具板	T K 206並行か, 瀬部流紋文
18 須恵器坏壺	古墳7c初		灰色	灰色		1次網紋ナデ, 天井部ハケヘリ	横ナデ	T K 206並行か
19 須恵器坏壺	古墳7c初		灰色	灰色		1次網紋ナデ, 天井部ハケヘリ	横ナデ	T K 206並行か
20 須恵器坏壺	古墳7c初		灰色	灰色		1次網紋ナデ, 天井部ハケヘリ	横ナデ	T K 206並行か
21 須恵器坏壺			灰色	灰色		1次網紋ナデ, 天井部ハケヘリ	横ナデ	
22 須恵器坏壺			灰色	灰色		1次網紋ナデ, 天井部ハケヘリ	横ナデ	
23 須恵器高杯	古墳7c初	18	灰色	灰色		叩きナデ, 2条ナデ, 瀬部ナデ	横ナデ	T K 206並行か, 透かし3単位
24 須恵器高杯	古墳7c初	18.95	灰色	灰色		叩きナデ, 2条ナデ, 瀬部ナデ	横ナデ	T K 206並行か, 透かし3単位
25 須恵器高杯	古墳7c初		灰色	灰色		叩きナデ, 2条ナデ, 瀬部ナデ	横ナデ	T K 206並行か, 透かし3単位
26 須恵器高杯	古墳7c初	17.65	灰色	灰色		叩きナデ, 2条ナデ, 瀬部ナデ	横ナデ	T K 206並行か, 透かし3単位
27 須恵器高杯	古墳7c初	18.15	灰色	灰色		叩きナデ, 2条ナデ, 瀬部ナデ	横ナデ	T K 206並行か, 透かし3単位
28 須恵器燗瓶	古墳		灰色	灰色			瀬部に掻き	
29 須恵器壺	古墳	29.94	灰色	灰褐色	黒い粒	叩き板	赤具板	
30 内陶埴輪	古墳5c後	52.1				1次横ハケ, 突帯附付ナデ	2次横ハケ, 2次網紋ナデ	2次口縁付, 2次口縁付ナデ
31 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		粒多, 砂多	1次縦, 2次横ハケB種	縦ハケ(外縁と同一工)	穴あき
32 内陶埴輪	古墳5c後	47.6				1次横ハケ, 突帯附付ナデ	2次縦ハケ, ナデ, 下帯ナデ	2次口縁付, 2次口縁付ナデ
33 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		赤色粒, 白色粒	2次横ハケ, 突帯附付ナデ	ナデ	
34 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			1次縦, 2次横ハケ, Bc-Bd種	1次タテハケ	口縁内外横ナデ, 右ききか
35 内陶埴輪	古墳5c後		淡灰色			横ハケ, 口縁横ナデ	横ハケ	
36 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			1次縦, 2次横ハケ	縦ハケ	
37 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			縦ハケ(水透時のハケか)	指印	
38 内陶埴輪	古墳5c後				紅土, ナイロ片	1次横ハケ, 突帯附付ナデ	1次縦ハケ, 下帯ナデ	5段目付, 透かし2次
39 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色	淡褐色	流しり種	1次タテハケ	斜ナデ	底部付近の破片
40 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色	淡褐色	長石・白色粒	縦ハケ後横ナデ	ナデ	2条, 1条付近か
41 内陶埴輪	古墳5c後		淡灰色		砂粒多	2次横ハケ後ナデ	ナデ	器形は上開き
42 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒少ない	1次縦, 2次横ハケ	指ナデ	1次縦ハケ後に突帯附付
43 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒多	1次縦ハケ, 突帯附付ナデ, 横ハケ	縦ハケ	透かし
44 内陶埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			3種, 内外1次縦ハケ, 突帯附付ナデ, 2次横ハケ	2次タテハケ	突帯をM字・台形風にナデ
45 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色			1次タテハケ	指ナデ	他土証文み上げ, 薄い
46 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色			1次タテハケ	指ナデ	粘土器のみ上げ
47 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒少ない	縦ハケ, 突帯横ナデ	斜め指ナデ	
48 内陶埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒少ない	1次縦ハケ, 突帯附付ナデ	斜め指ナデ後縦ハケ	
49 家形埴輪	古墳5c後		茶褐色	赤褐色	長石・白・赤色粒	1次縦ハケ	縦ハケ後ナデ	透かしは三角形
50 家形埴輪	古墳5c後		暗赤褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	縦ハケ斜ハケ	縦ハケ後ナデ	刀子状, 工具による透かし
51 家形埴輪	古墳5c後		暗赤褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	1次縦ハケ, 部分的に横ハケ	縦ハケ後, 横・斜ナデ	三角形の透かし, 底部付近か

表3 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表2

図号	器種	時代時期	高 (厚) cm	色 調		胎土	調 整		備 考
				外面	内面		外 面	内 面	
52	家形埴輪か	古墳5c後		暗赤褐色	暗赤褐色	灰写・白・赤色粒	腹ハケ後、ナデ	腹ハケ後、ナデ	部位不明
53	家形埴輪	古墳5c後		暗赤褐色	赤褐色	灰石・白・赤色粒	腹ハケ後横ナデ	腹ハケ後、ナデ	肩根を支える部分の破片
54	壺	弥生中期初		赤褐色			磨き	磨き	底部破片
55	壺	弥生中期初		赤褐色	赤褐色		磨き	磨き	底部破片
56	壺	弥生							底部破片
57	壺	弥生中期初		赤褐色	黄灰色		磨き	裏面磨き、胴部ナデ	口縁部破片、2条突帯
58	壺	弥生中期初		赤褐色			磨き、2条突帯	横ナデ	あるいは前期末か、破片
59	下城式甕	弥生前期末					1次腹ハケ、後に突帯ナデ	横ナデ	
60	下城式甕	弥生中期初					1次腹ハケ、後突帯付遺構ナデ	横ナデ後、磨き	
61	下城式甕	弥生中期初					1次腹ハケ、後突帯付遺構ナデ	3段ハケ基口部付遺構ナデ	
62	下城式甕	弥生中期初		黒褐色			1次腹ハケ、後突帯付遺構ナデ	横ナデ	口縁部に穿孔
63	下城式甕	弥生前期末					1次腹ハケ、後に突帯付遺構ナデ	横ナデ	
64	下城式甕	弥生中期初					ハケ目不明	横ナデ	
65	下城式甕	弥生中期初		黒褐色	黄灰色		1次腹ハケ、後突帯付遺構ナデ	1次斜ハケ、ナデ	内外縁付帯
66	下城式甕	弥生中期中～後					ハケ目不明、横ナデ	横ナデ	突帯が突出
67	下城式甕	弥生中期中～後					1次腹ハケ、後突帯ナデ	横ハケ後、斜くナデ	突帯が突出
68	下城式甕	弥生中期初					1次腹ハケ、後に突帯ナデ	1次腹ハケ、後に突帯ナデ	2条割み目
69	下城式甕	弥生中期初		黒褐色	黄灰色		1次腹ハケ、後突帯付遺構ナデ	横ナデ	内外縁付帯
70	下城式甕	弥生中期中～後		青灰色			1次腹ハケ、後に突帯ナデ	磨きか	内外縁付帯、割目なし
71	甕	弥生中期初		茶褐色			底部破片でナデ	底部破片でナデ	上げ底
72	甕	弥生中期初		黄灰色		砂粒が多い	ナデ	表面不明	下城式の底部か
73	台付埴	弥生か		淡赤褐色			ナデ	ナデ	
76	煎豆御焼飯	古墳		灰色			カキ目	カキ目	
77	煎豆御焼飯	古墳7c初		灰色			上部ヘラズリ、ナデ	ナデ	

47～48、49～53は同一個体か

図号	器種	時代時期	径cm	厚cm	色 調	石材	調整・特徴	備 考
74	凹石	弥生	7.4	4.5		砂岩	表面に凹部	礎石としても利用か
75	給石石岸	弥生中期後	10.75	4.9	灰色	凝砂岩	琢磨	芳原に写こはれ、中ほど縦痕

大分県教育委員会一九六一「埋蔵文化財包蔵地調査カード」

賀川光夫一九七一「大分県の考古学」雄山閣

小浜 成二〇〇六「須恵器からみた埴輪・古墳の年代」『年代のものさし・陶

器の須恵器』平成十七年度冬季企画展重要文化財指定記念

大阪府立近つ飛鳥博物館

小柳和安編二〇〇四「大分の中世城館」大分県教育委員会

宮内克己二〇一〇「先史・古代の山香郷」『豊後国山香郷』大分県立歴史博物館

山香町教育委員会二〇〇五「山香町の文化財」

山香町誌編集委員会一九八二「山香町史」山香町史刊行会

凡例

- 一 今回報告した大原遺跡・大原古墳出土の遺物は、大分県立歴史博物館が所蔵する入江コレクションに含まれる資料である。
- 二 空中写真を除く・遺物実測図作成と遺物写真・遺跡写真の撮影は大分県立歴史博物館・総員俊一が行った。
- 三 遺物実測図番号は通し番号としている。この番号を写真図版の写真番号・あとにも記載し、検索ができるようにした。
- 四 今回の報告に際し、田中祐介・崎谷雄紀・馬場晶平・権丈和徳・長直信・服部真和の各氏から遺物分類・位置付け等で御教示をいただいた。

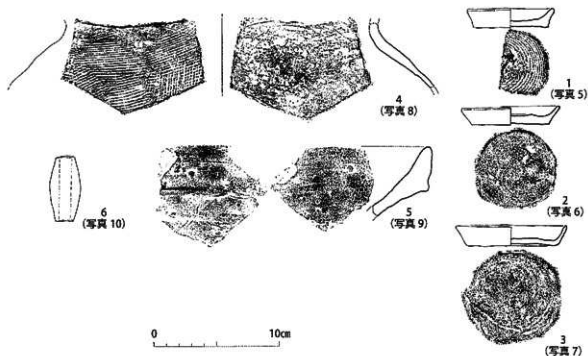


図4 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(1)

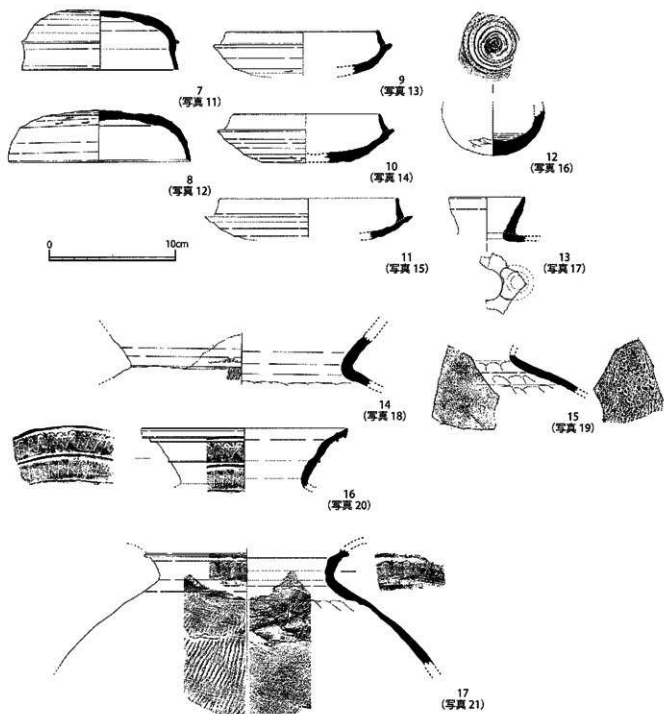


図5 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(2)

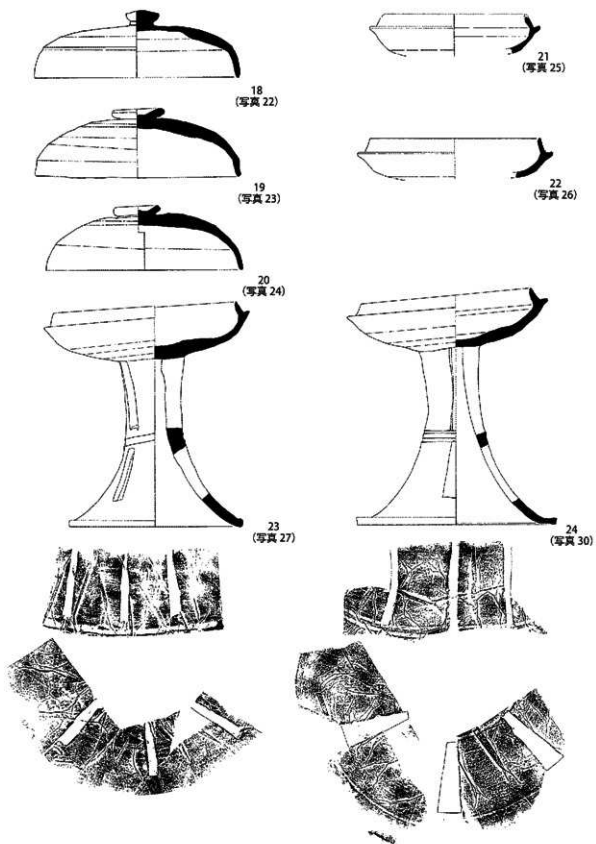


図6 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(3)

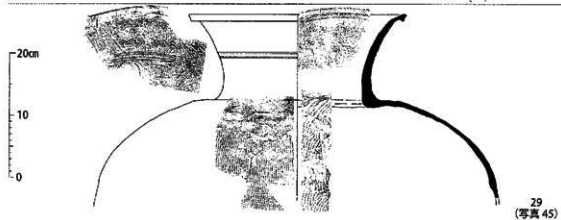
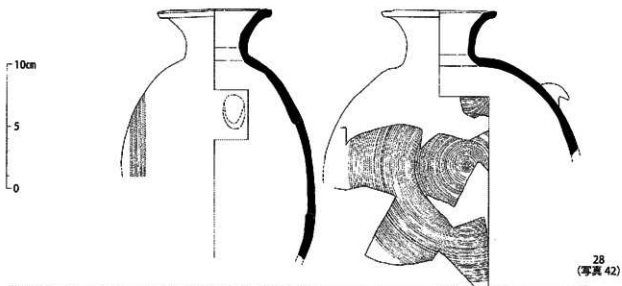
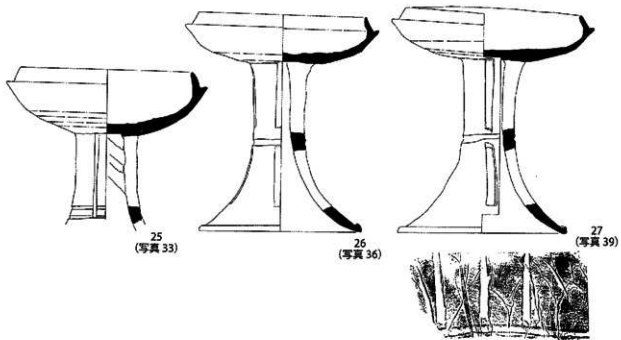


図7 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(4)

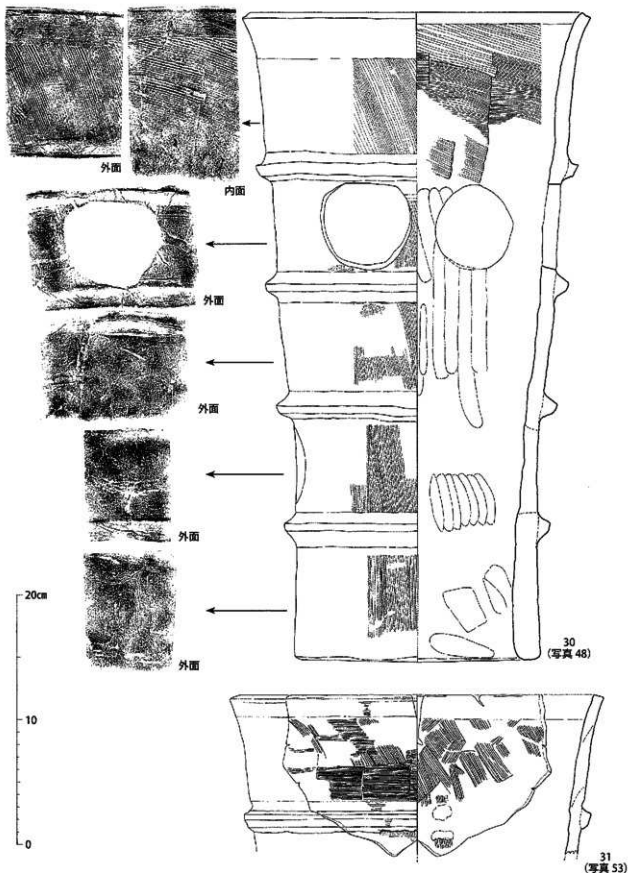


図8 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(5)

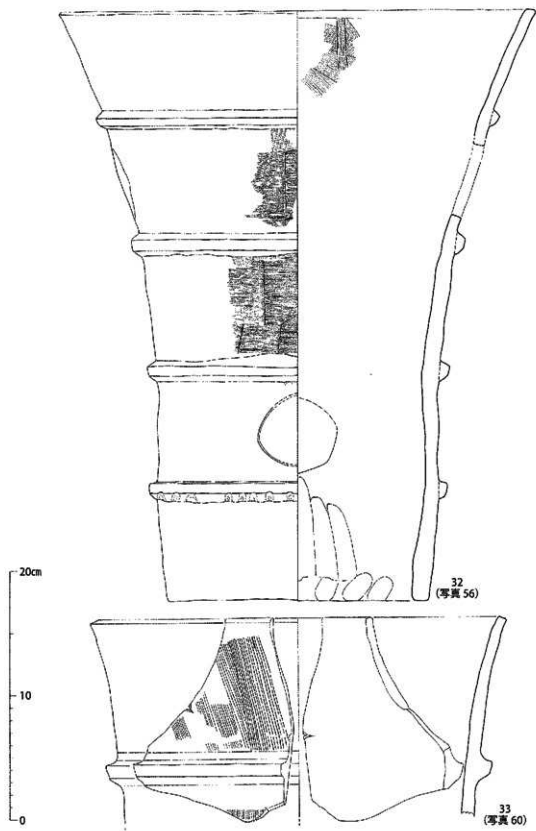


図9 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(6)

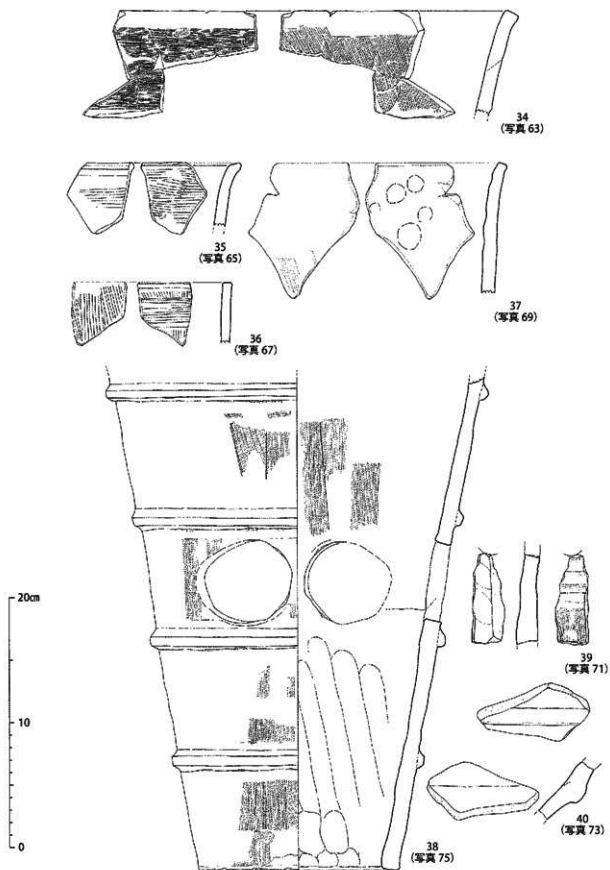


図 10 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (7)

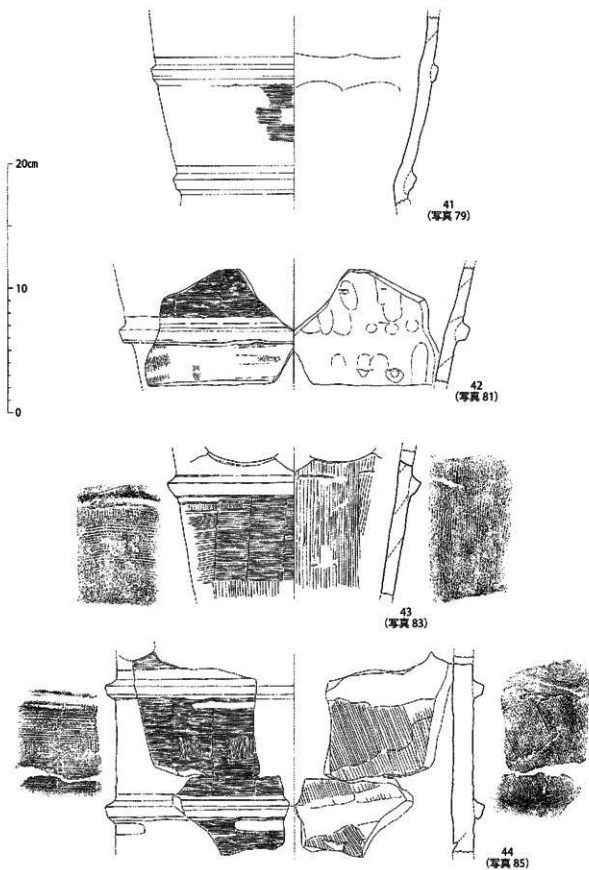


図 11 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(8)

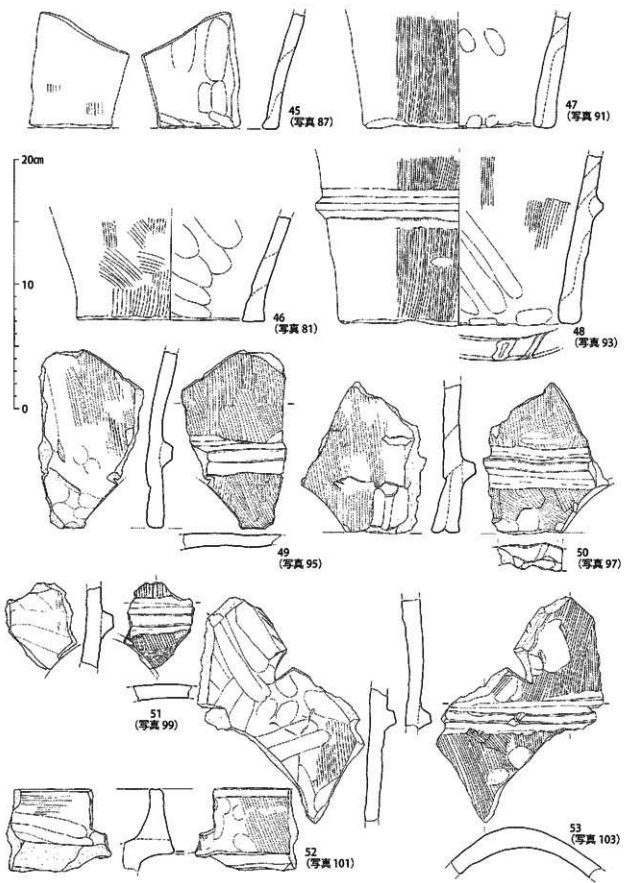


図 12 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (9)

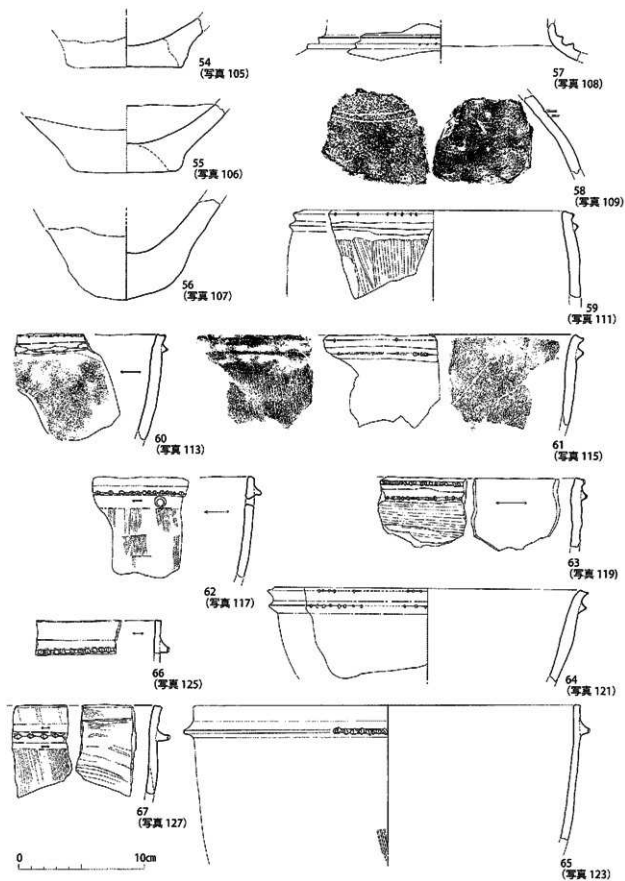


図 13 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (10)

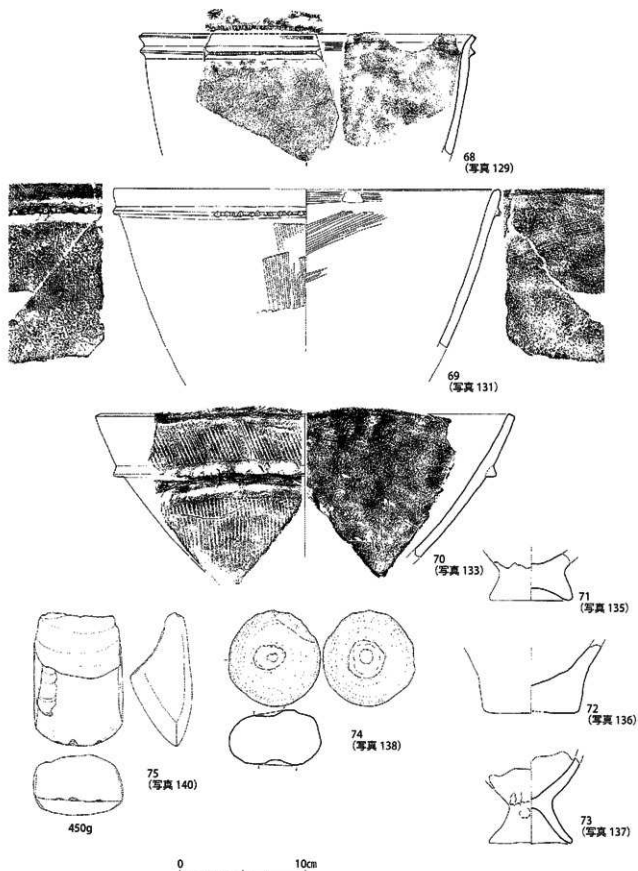
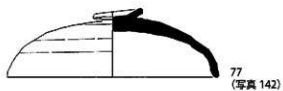
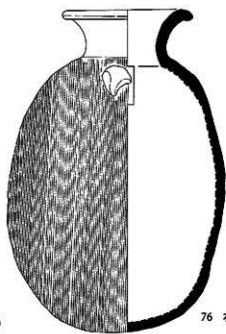
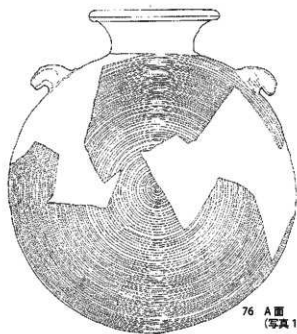


図 14 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (11)



0 5 10cm

図15 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(12)

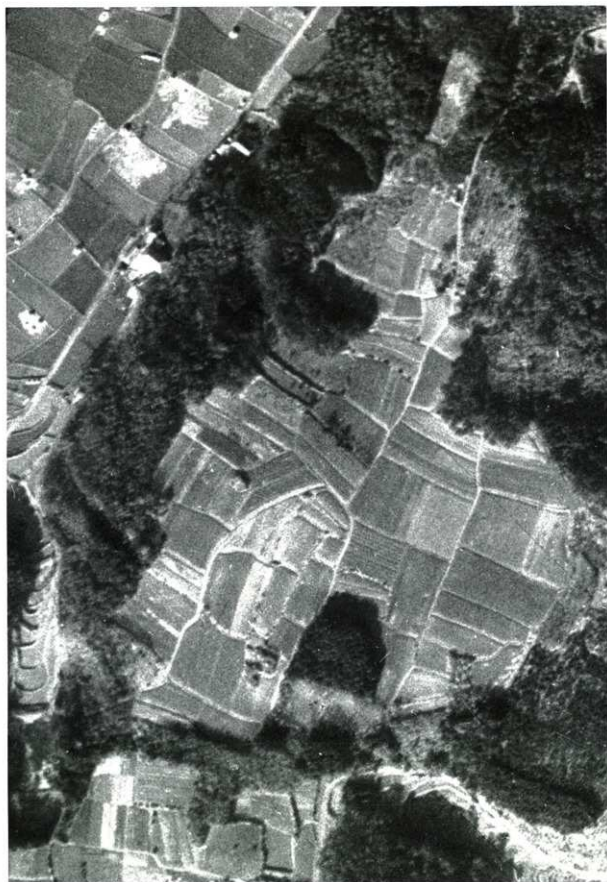


写真1 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真 戦後直後の写真 ※中央下の黒い部分が推定大原古墳（M1）
註 撮影 米極東空軍（昭和23年1月13日 撮影原縮尺 1/16,100 撮影番号 R 216__125、コード No.E-2L18-019 国土地理院の記録）



写真2 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真

註 撮影 国土地理院(平成23年2月2日) 撮影地区名 日出生台・十字字原 日地セク証 250107021号 コードNo.E-3A07-025



写真3 大原遺跡・大原古墳 遠景写真1 写真中央の建物付近 左に延びる尾根の尖端付近が龍ヶ鼻城址
 ※右端中央の集落は旧山香町の中核部の一角を占る若宮地区



写真4 大原遺跡・大原古墳 遠景写真2 中央の校舎とグラウンド付近が遺跡



写真7 土師器 小皿 (番号3)



写真6 土師器 小皿 (番号2)



写真5 土師器 小皿 (番号1)



写真10 土師質 土埴 (番号6)



写真9 備前焼 摺鉢 (番号5)



写真8 瓦器 甕 (番号4)



写真12 須恵器 坏蓋 (番号8)

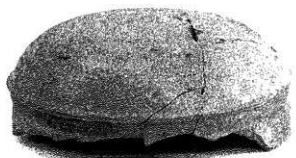


写真11 須恵器 坏蓋 (番号7)



写真14 須恵器 坏 (番号10)

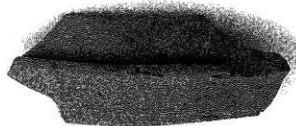


写真13 須恵器 坏 (番号9)



写真16 須惠器 碗 (番号12)

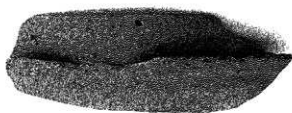


写真15 須惠器 环 (番号11)



写真18 須惠器 甕 (番号14)

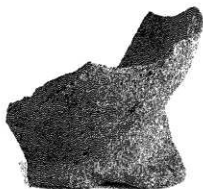


写真17 須惠器 提瓶 (番号13)

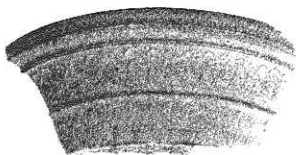


写真20 須惠器 甕 (番号16)

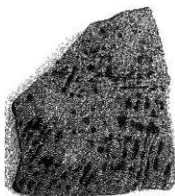


写真19 須惠器 甕 (番号15)

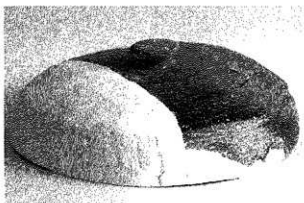


写真22 須惠器 环蓋 (番号18)



写真21 須惠器 甕 (番号17)



写真24 須惠器 坏蓋 (番号20)



写真23 須惠器 坏蓋 (番号19)



写真26 須惠器 坏 (番号22)



写真25 須惠器 坏 (番号21)



写真28 須惠器 高坏 (番号23)



写真27 須惠器 高坏 (番号23)

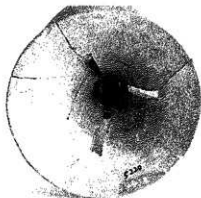


写真29 須惠器 高坏 (番号23・脚部内面)

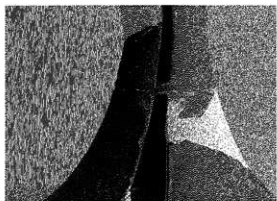


写真 31 須恵器 高环 (番号 24)

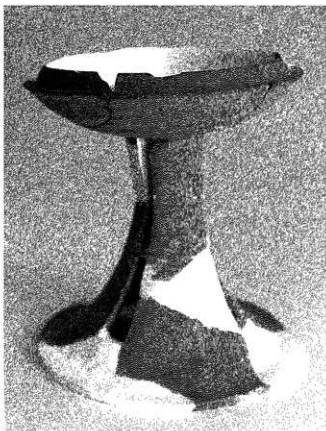


写真 30 須恵器 高环 (番号 24)

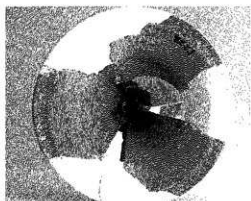


写真 32 須恵器 高环 (番号 24・脚部内面)

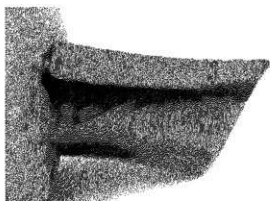


写真 34 須恵器 高环 (番号 25・脚部内面)

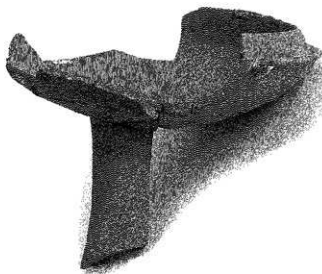


写真 33 須恵器 高环 (番号 25)



写真 35 須恵器 高环 (番号 25・身部と脚部の接合)

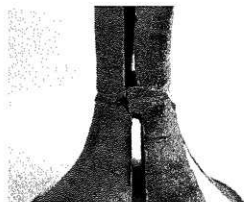


写真 37 须惠器 高坏 (番号 26)



写真 36 须惠器 高坏 (番号 26)

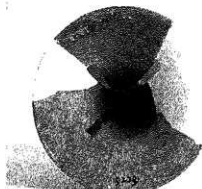


写真 38 须惠器 高坏 (番号 26)

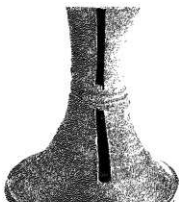


写真 40 须惠器 高坏 (番号 27)



写真 39 须惠器 高坏 (番号 27)

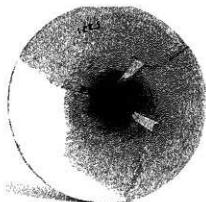


写真 41 须惠器 高坏 (番号 27・脚部内面)



写真43 須惠器 提瓶 (番号28・側面)



写真42 須惠器 提瓶 (番号28)

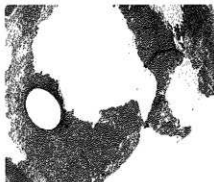


写真44 須惠器 提瓶 (番号28・内面)

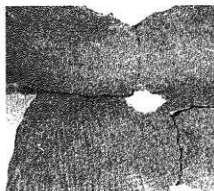


写真46 須惠器 甕 (番号29・外面)

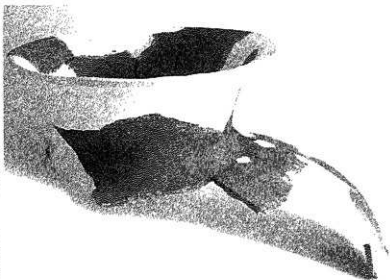


写真45 須惠器 甕 (番号29)

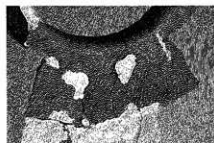


写真47 須惠器 甕 (番号29・内面)

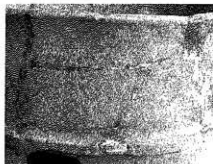


写真 49 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 5 段目の外面

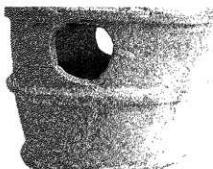


写真 50 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 3・4 段目の外面

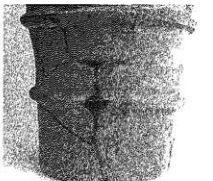


写真 51 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 1・2 段目の外面



写真 52 円筒埴輪 (番号 30・内面)
※ 内面のスカシ

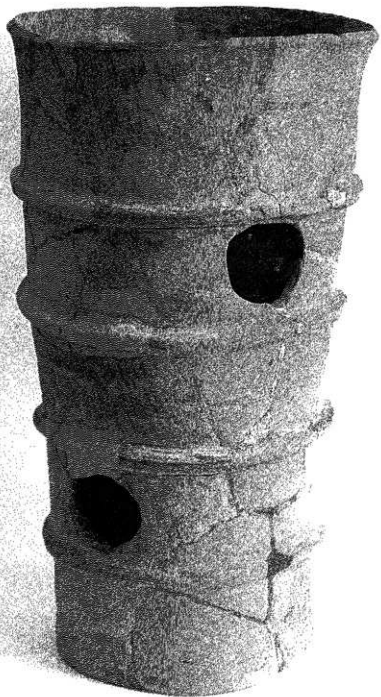


写真 48 円筒埴輪 (番号 30・外面)

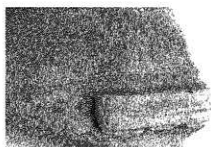


写真 54 円筒埴輪 (番号 31・外面)

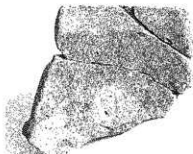


写真 55 円筒埴輪 (番号 31・内面)

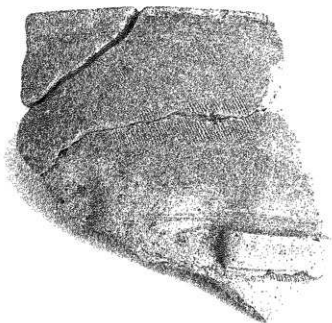


写真 53 円筒埴輪 (番号 31・外面)

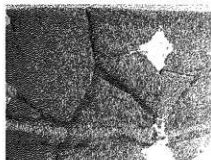


写真 57 円筒埴輪 (番号 32・5 段目外面)

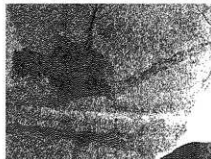


写真 58 円筒埴輪 (番号 32・3 段目外面)

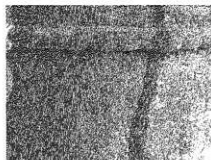


写真 59 円筒埴輪 (番号 32・1 段目外面)

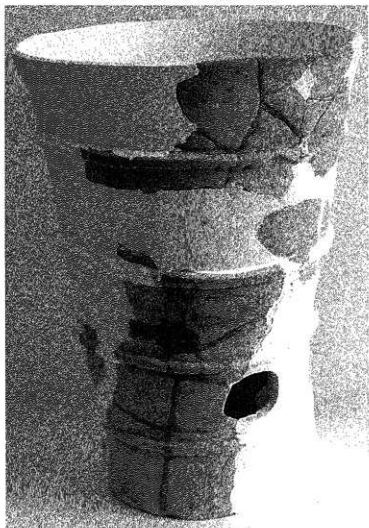


写真 56 円筒埴輪 (番号 32・外面)

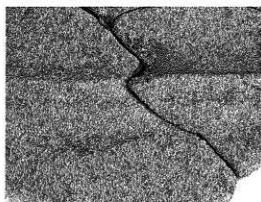


写真 61 円筒埴輪 (番号 33・外面)

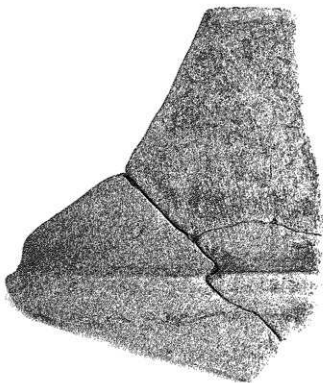


写真 60 円筒埴輪 (番号 33・外面)

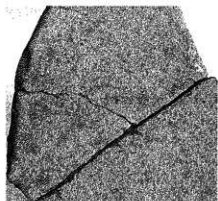


写真 62 円筒埴輪 (番号 33・内面)



写真 64 円筒埴輪 (番号 34・内面)

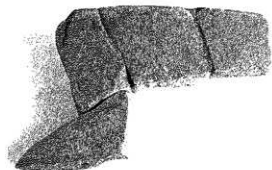


写真 63 円筒埴輪 (番号 34・外面)



写真 66 円筒埴輪 (番号 35・内面)



写真 65 円筒埴輪 (番号 35・外面)

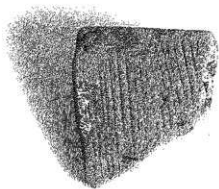


写真 68 円筒埴輪 (番号 36・内面)

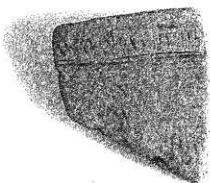


写真 67 円筒埴輪 (番号 36・外面)



写真 70 円筒埴輪 (番号 37・内面)

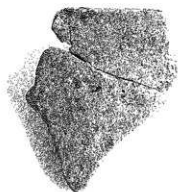


写真 69 円筒埴輪 (番号 37・外面)

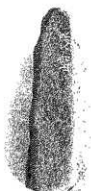


写真 72 円筒埴輪 (番号 39・内面)

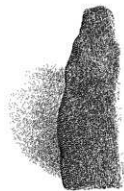


写真 71 円筒埴輪 (番号 39・外面)

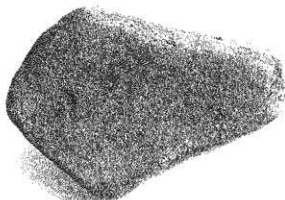


写真 74 円筒埴輪 (番号 40・内面)

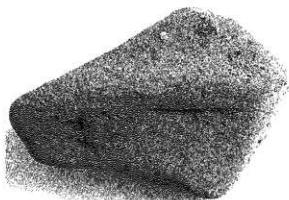


写真 73 円筒埴輪 (番号 40・外面)

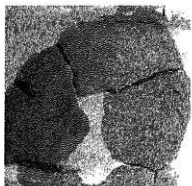


写真 76 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 4 段目の外面

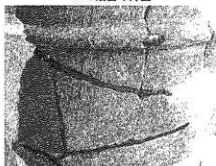


写真 77 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 2 段目の外面

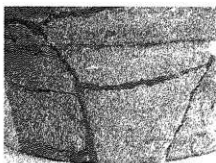


写真 78 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 1 段目の外面

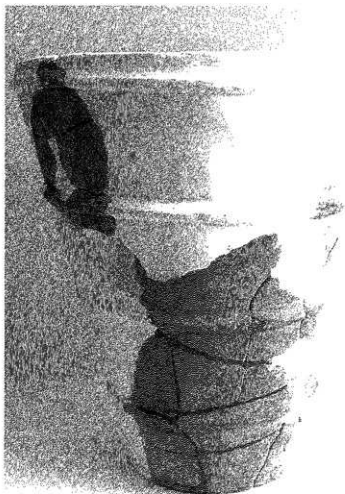


写真 75 円筒埴輪 (番号 38)

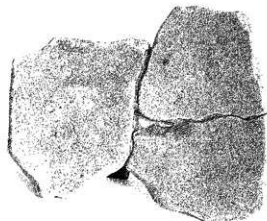


写真 80 円筒埴輪 (番号 41・内面)

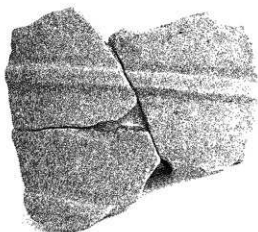


写真 79 円筒埴輪 (番号 41・外面)

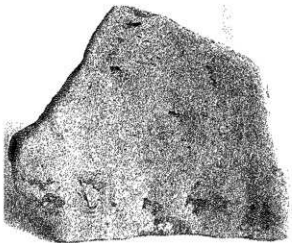


写真 82 円筒埴輪 (番号 42・内面)



写真 81 円筒埴輪 (番号 42・外面)



写真 84 円筒埴輪 (番号 43・内面)
※ 1 段目の内面



写真 83 円筒埴輪 (番号 43・外面)
※ 1 段目の外面

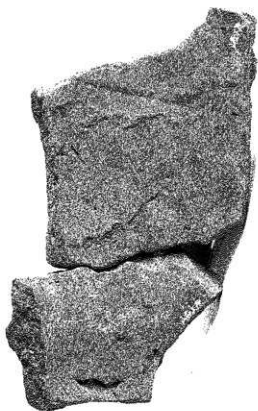


写真 86 円筒埴輪 (番号 44・内面)



写真 85 円筒埴輪 (番号 44・外面)

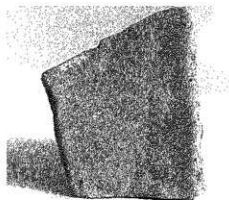


写真 88 円筒埴輪 (番号 45・内面)

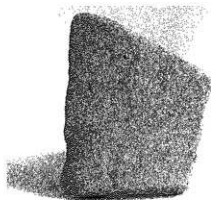


写真 87 円筒埴輪 (番号 45・外面)

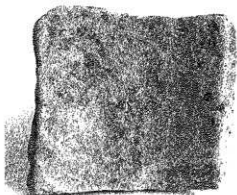


写真 90 円筒埴輪 (番号 46・内面)

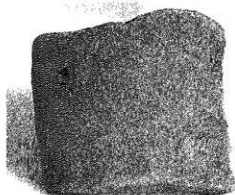


写真 89 円筒埴輪 (番号 46・外面)



写真 92 円筒埴輪 (番号 47・内面)
※ 1 段目の内面



写真 91 円筒埴輪 (番号 47・外面)
※ 1 段目の外面

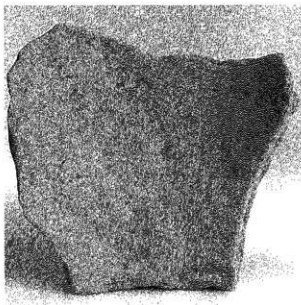


写真 94 円筒埴輪 (番号 48・内面)
※ 1 段目の内面

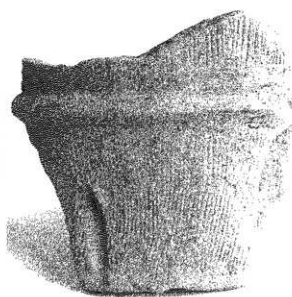


写真 93 円筒埴輪 (番号 48・外面)
※ 1 段目の外面



写真 96 円筒埴輪 (番号 49・内面)

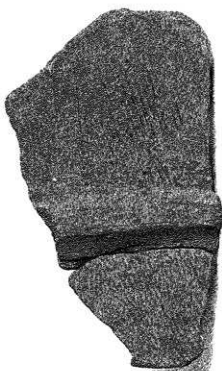


写真 95 円筒埴輪 (番号 49・外面)

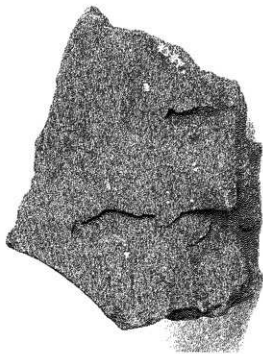


写真 98 円筒埴輪 (番号 50・内面)

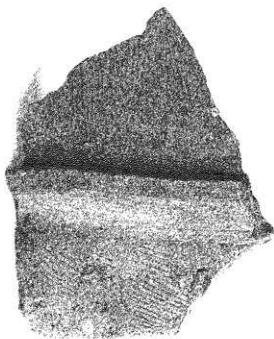


写真 97 円筒埴輪 (番号 50・外面)

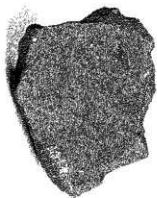


写真 100 円筒埴輪 (番号 51・内面)



写真 99 円筒埴輪 (番号 51・外面)

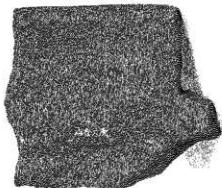


写真 102 家形埴輪 (番号 52・内面)

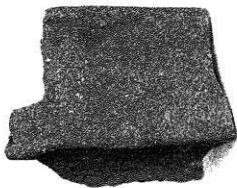


写真 101 家形埴輪 (番号 52・外面)

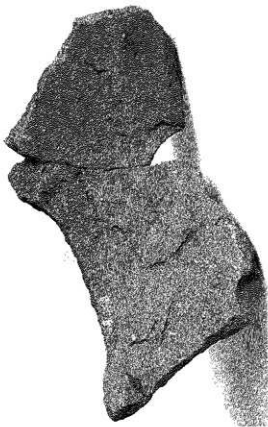


写真 104 家形埴輪 (番号 53・内面)



写真 103 家形埴輪 (番号 53・外面)



写真 106 弥生土器 壺 (番号 55)



写真 105 弥生土器 壺 (番号 54)

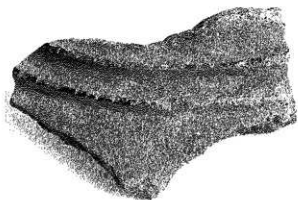


写真 108 弥生土器 壺 (番号 57)

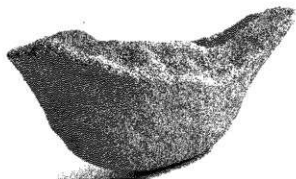


写真 107 弥生土器 壺 (番号 56)

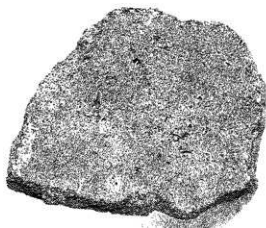


写真 110 弥生土器 壺 (番号 58)

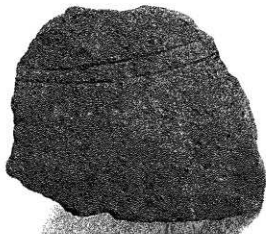


写真 109 弥生土器 壺 (番号 58)

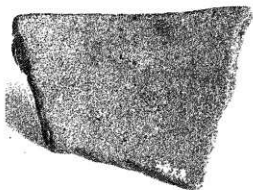


写真 112 弥生土器 甕 (番号 59・内面)

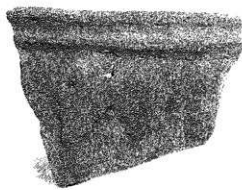


写真 111 弥生土器 甕 (番号 59・外面)

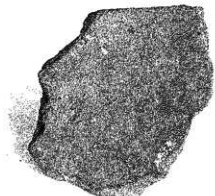


写真 114 弥生土器 甕 (番号 60・内面)



写真 113 弥生土器 甕 (番号 60・外面)

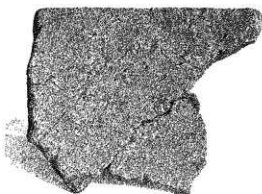


写真 116 弥生土器 甕 (番号 61・内面)

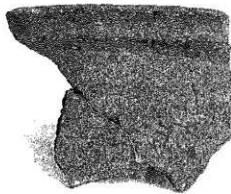


写真 115 弥生土器 甕 (番号 61・外面)

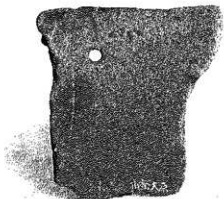


写真 118 弥生土器 甕 (番号 62・内面)



写真 117 弥生土器 甕 (番号 62・外面)

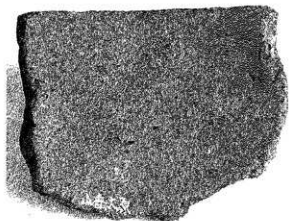


写真120 弥生土器 甕 (番号63・内面)

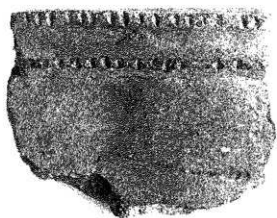


写真119 弥生土器 甕 (番号63・外面)

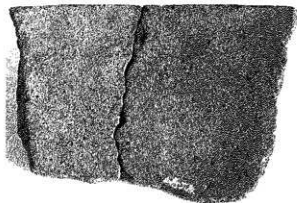


写真122 弥生土器 甕 (番号64・内面)

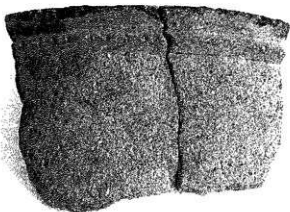


写真121 弥生土器 甕 (番号64・外面)

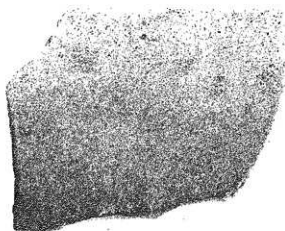


写真124 弥生土器 甕 (番号65・内面)

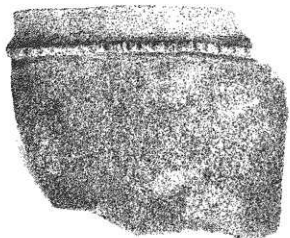


写真123 弥生土器 甕 (番号65・外面)

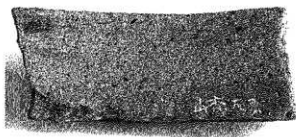


写真 126 弥生土器 甕 (番号 66・内面)

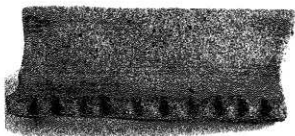


写真 125 弥生土器 甕 (番号 66・外面)

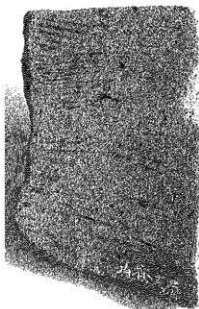


写真 128 弥生土器 甕 (番号 67・内面)

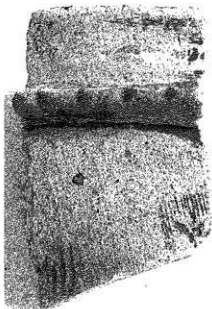


写真 127 弥生土器 甕 (番号 67・外面)

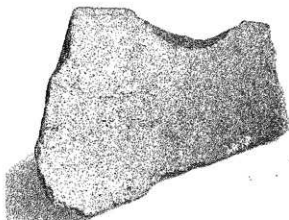


写真 130 弥生土器 甕 (番号 68・内面)

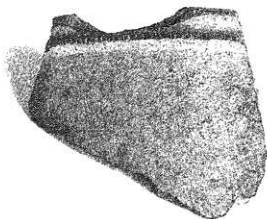


写真 129 弥生土器 甕 (番号 68・外面)

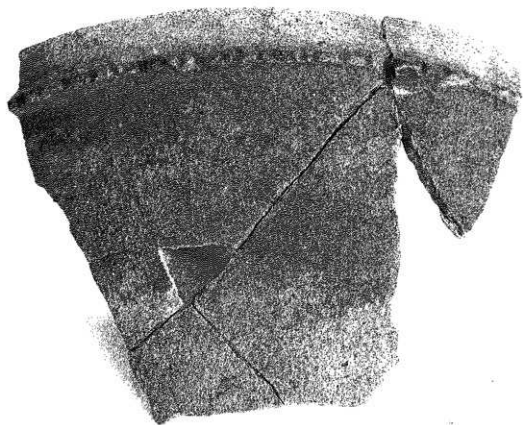


写真 131 弥生土器 甕 (番号 69・外面)

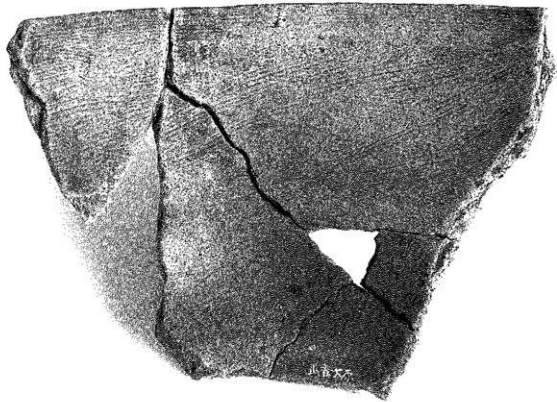


写真 132 弥生土器 甕 (番号 69・内面)

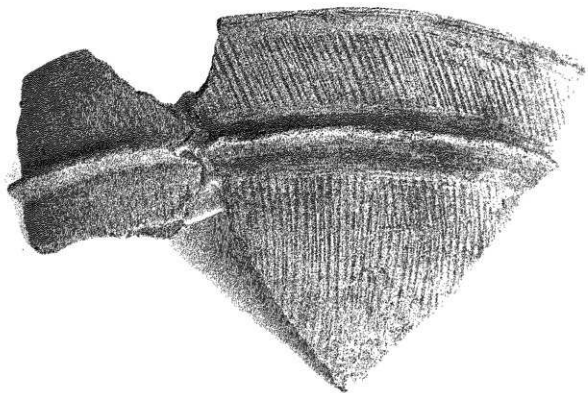


写真 133 弥生土器 甕 (番号 70・外面)

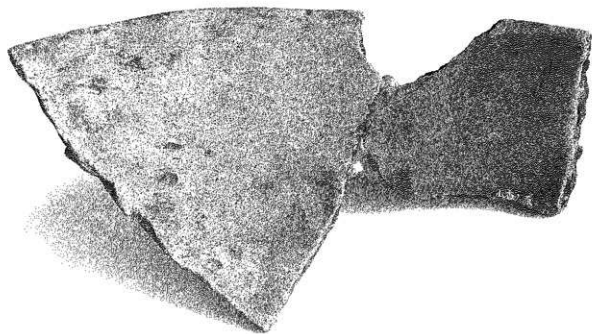


写真 134 弥生土器 甕 (番号 70・内面)



写真 137 弥生土器 甕 (番号 73)

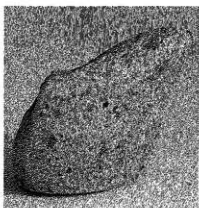


写真 136 弥生土器 甕 (番号 72)



写真 135 弥生土器 甕 (番号 71)

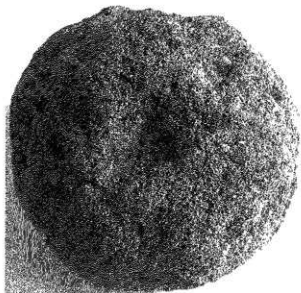


写真 139 凹石 (B面) (番号 74)



写真 138 凹石 (A面) (番号 74)

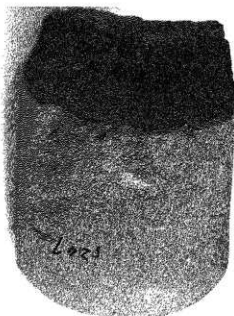


写真 141 石斧 (番号 75)

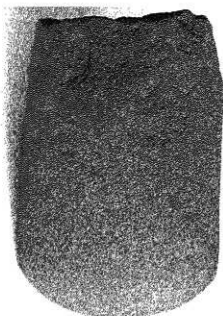


写真 140 石斧 (番号 75)

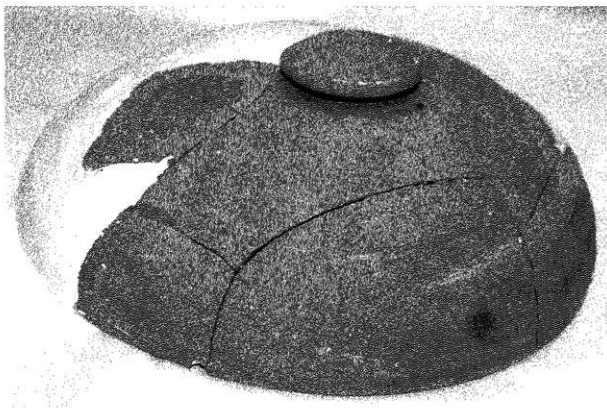


写真 142 须惠器坏片 (番号 77)



写真 143 须惠器坏片 (番号 77)



写真 145 須恵器提瓶 (番号 76)

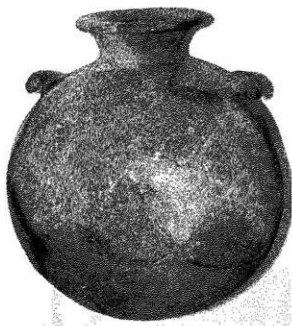


写真 144 須恵器提瓶 (番号 76)

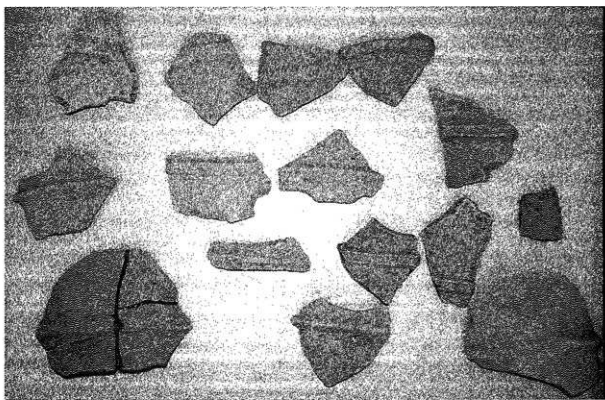
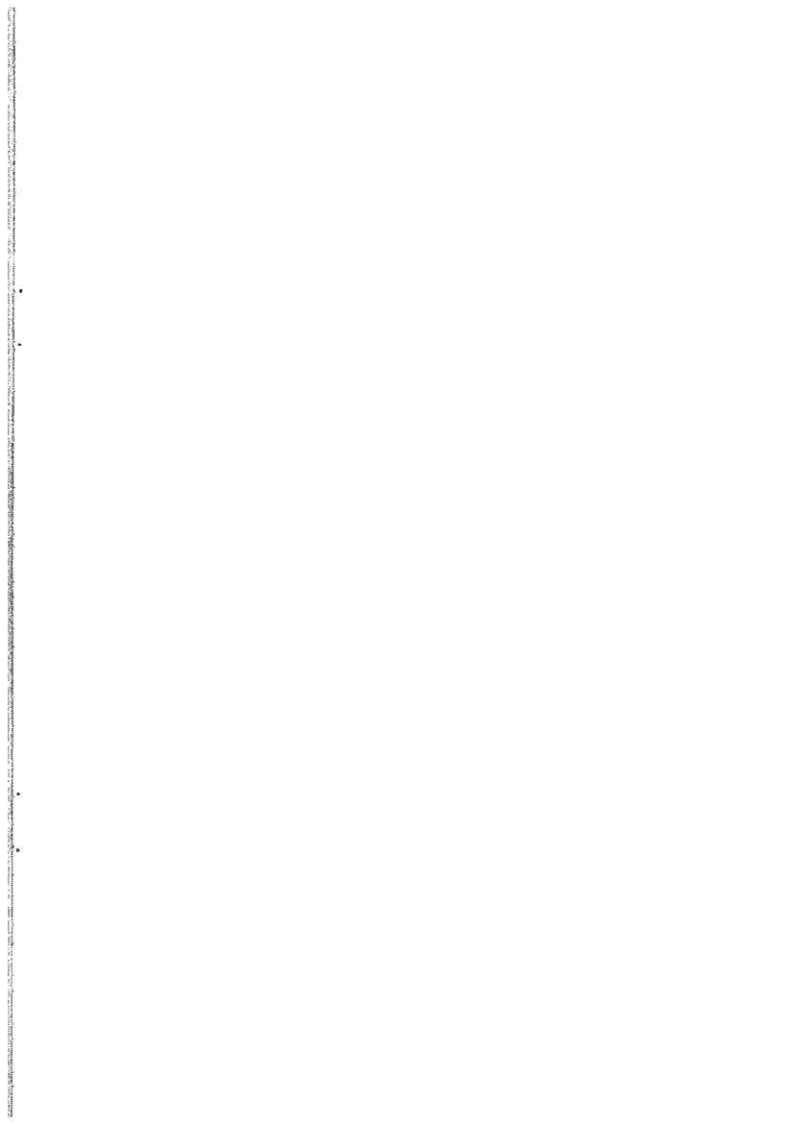


写真 146 円筒埴輪 参考資料



写真 147 石器および石製品 上から 1 段目：黒曜石・石英・頁岩、2 段目：姫島産黒曜石の石核と剥片
3 段目：磁石、4 段目：燧石（六太郎角か）



II 近世資料

ここでは、中世山香郷域に関わる近世地誌の基礎資料として「山香郷図跡考」を紹介する。「山香郷図跡考」は、「山香町誌」(山香町誌刊行会、一九八二年)に全文が、そして「日出町誌」史料編(日出町役場、一九八六年)にも一部がすでに紹介されている。しかし、中世山香郷域における集落と耕地を考へる場合、「山香郷図跡考」の記載内容について再検討を行うことは不可欠である。そこで本書では、「山香郷図跡考」をあらためて翻刻・掲載することにした。

まず最初に、底本として使用した史料について触れておくことにしよう。

今回、底本として使用したものは、日出町立萬里図書館が所蔵する「山香郷図跡考」である(題名には「日出図跡考」と表記あり。これは、内表紙の記載から、昭和一三(一九三八)年三月に財団法人帆足記念図書館(現・日出町立萬里図書館)が筆写したものであることがわかる。現在、「山香郷図跡考」として所在が確認できるものは、この日出町立萬里図書館が所蔵する写本だけである(以下、「図書館本」と表記する)。

ところで、上述した「山香町誌」と「日出町誌」史料編は、いずれも使用した底本を明記していない。両者の翻刻内容を比較すると、冒頭の「最後因連見郡日出領分之來歴」中にほぼどこされている読点に若干の相違点がみられるもの、それ以降の内容にはほとんど違いがない。したがって、「山香町誌」と「日出町誌」史料編は、同じ底本を使用したと考えられる。この両者を、図書館本の内容と比較してみると、体裁用語等と大きな相違点が確認できないから、「山香町誌」と「日出町誌」史料編でも図書館本を底本とした可能性が高い。

ここで問題となるのは、昭和一三年三月に図書館本が筆写された際、いったい何を底本としたのかということである。現在、梓葉市教育委員会には、「山香町誌」編纂時に収集調査された「山香町誌編纂資料」が収蔵されている。このなか、「図跡考 山香郷 全」と題された翻刻原稿がのこっている(以下、「原稿」と表記する)。この原稿は、梓葉市山香町、個人が旧蔵した「阿南家文書」所収の「山

香郷図跡考」(安永八(一七七九)年二月筆写)を底本とする。現在、「阿南家文書」はすべて焼失しており原史料を確認することはできないが、原稿をみる限り、図書館本の記載内容とは明らかに相違点が見受けられる。

【史料①】

- 一 元和三歳五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永十一歳八月四日 大猷院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛文四歳四月五日 殿有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル

【史料②】

- 一 元和三年五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永十一年八月四日 大猷院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛文四年四月五日 殿有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル
- 一 貞享元年九月廿一日 征夷大将軍朝公ヨリ二万五千石之御朱印出ル

【史料①】は図書館本の「史料②」は原稿のそれぞれ冒頭部分に記載されている。最後に没落朱印高の書き上げである。年代表記に用語の違いがあるが、何より大きな相違点は、「史料②」には江戸幕府五代將軍徳川綱吉の代における朱印高の記載があるのに対して、「史料①」にはそれがみられないことである。これ以降の記載内容についても、図書館本と原稿との間には、体裁・用語等の違いを数多く確認することができる。

結局、現状では、昭和一三年三月に図書館本が成立した際、その底本とされた史料を明らかにすることはできない。しかし、「阿南家文書」に伝来していた安永八年の写本とは別の「山香郷図跡考」が過去に存在していた可能性は否定できない。いずれにしても、今のところ所在が確認できる「山香郷図跡考」は、図書館本以外にはなく、その内容を正確に翻刻して後世に伝えていくことは大きな意義をもつものといえるだろう。

次に、「山香郷図跡考」の概要について述べていくことにしたい。

「山香郷図跡考」については、すでに後藤巖巳氏が「大分県史・近世篇(編)・大分県、一九八五年」において以下のようにまとめている。

(一) 元禄年間(一六八八—一七〇四)に、野原大庄屋役をつとめていた野原

太郎兵衛が「因跡考」を編纂した。

(2) 野原太郎兵衛が編纂した「因跡考」が、中世山香郷域に限定されていることを惜しんだ日出藩の二宮兼善が、それ以外の藩領を対象に同様の地誌の編纂を計画し、寛政九(一七九七)年に川崎・津嶋・北仁王・南仁王・北大神・南大神・八代・北藤原・南藤原・八坂一〇カ村の「因跡考」一三巻を完成させた。

(3) 二宮兼善が、寛政九年に完成させた一〇カ村の「因跡考」のうち、北大神村と八坂村のものは現存していない。

(1) の元禄年間に野原太郎兵衛が編纂した「因跡考」が「山香郷因跡考」である。図書館本の冒頭には、「因跡考 山香郷 野原太良兵衛著」と記されている。野原太郎兵衛は、元禄一四(一七〇一)年、前野原大庄歴役野原太郎右衛門の解任を受けて、内河野大庄歴役から野原大庄歴役へ転任した人物である。その後、野原大庄歴役は、享保一四(一七二九)年に二代野原太郎兵衛が解任されると阿南喜助がつとめている(以上、前掲「山香町誌」三五六頁。すなわち、「山香郷因跡考」は、初代あるいは二代どちらかの野原太郎兵衛によつて、元禄一四年から享保一四年にかけての間に編纂されたものといえる。

さらに、本文中にも目を向けてみよう。図書館本に記載された記事を一覧すると、元禄期前後の記事としては、「上後川内村」の項にみえる元禄一五年のものもひとつも新しいことがわかる。この元禄一五年の記事では、同年をたとえ「當年」と表現してはいない。「山香郷因跡考」は、元禄一四年に野原大庄歴役に就任したばかりの野原太郎兵衛が元禄末期に編纂したものより、続く一八世紀初頭の宝永・正徳期頃に編纂されたと理解する方が自然なようにも思われる。

さて、図書館本を一覧すると、享和三(一八〇三)年、文化二(一八〇五)年、安政六(一八五九)年の記事がみられることがわかる。このうち、文化二年の記事は「恒道村」と「倉成村」の両項にあるが、いずれも頭注として記載されたものである。また、安政六年の記事(「鶴成村」の項)には、ほかの記事とは異なり、文頭に「○」印がほとんどこされている。以上をふまえれば、享和期も含めて文化・安政期の各記事はのちに加筆されたものとみて間違いない。

(2) の寛政期に二宮兼善が編纂した「因跡考」は、一般的に「日出因跡考」と総称されているものである。これについて、辻治六編「日出年代史(増補)」(日出町立萬里図書館、一九六九年)には、寛政八年の項に「郡奉行二宮兼善 因跡考十二巻を著す」とみえている。この記述と後藤氏の見解との相違については、今後の課題としたい。なお現在、日出町立萬里図書館には、川崎・津嶋・南大神・八代・北藤原・南藤原六カ村の「因跡考」が所蔵されている。

続いて、「山香郷因跡考」の記事内容について概観することにしよう。実は「山香郷因跡考」の記事内容には、歴史事実の誤認がいくつか確認される。冒頭の「豊後国速見郡日出領分之采歴」では、豊臣秀吉による大友義統改易後の豊後国で実施された太閤検地を天正一九(一五九一)年のこととしているが、これは文禄二(一五九三)年の誤りである。このため、これに続く「明成文禄元歲壬辰ヨリ、毛利表青重政代官日出浮津三住」の一文における「明成」は、文禄元年ではなく文禄三年が正しい。したがって、これ以降の「自明成二歲徳喜院玄以法印 代官」中の「明成」は文禄四年、「明成杉原伯耆守代官」中の「明成」は慶長元(一五九六)年、「明成福原右馬允 速見 大分兩郡 二歳知行 府内城ヲ築任」中の「明成」は慶長二年となる。なお、「自明成二歲 速見・四東二郡 長岡越中守忠興預之」の一文は「明成」自体が誤りで、細川忠興の豊前一國と豊後二郡(速見・四東兩郡)への入封は慶長五年のことである。

「日指村」の項では、天文三二(一五三三)年、大内氏と大友氏との間で起こった勢場ヶ原の戦いについて記されているが、この部分にも誤りがある。野原太郎兵衛は、勢場ヶ原の戦いについて、「毛利元就手勢」が豊後に侵入したと記しているが、これはいうまでもなく大内義隆の誤りである。さらに、この戦いに記している大友方の大将の一人を「吉良石見守鎮信」としているが、正しくは吉良氏直である。こうした、勢場ヶ原の戦いを毛利氏と大友氏との間の合戦と誤認した記事は、「山浦村」の項にもみることができよう。

歴史事実を誤認したこれらの記事は、「山香郷因跡考」の、ひいては近世地誌の史料限界を示すものといえよう。

最後に、「山香郷因跡考」における記事内容の特徴を整理して、課題をまとめ

ることにはしたい。

冒頭には、「豊後国速見郡日出領分之築屋」と題して、すでに述べた大友義統の改易から、木下氏を藩主として日出藩が成立するまでの過程を簡潔に記している。これに続いて、「南畑村」「二日指村」「久木野尾村」「山浦村」「上後川内村」「鶴成村」「下後河内村」「貫井村」「西野原村」「恒道村」「倉成村」「広瀬村」「小武村」「大片平村」の順に、一四カ村の記事を書き上げる。さらに各村単位では、「南畑村」を例にすれば、「大所」「長直」「合間小野」をはじめとする一四集落を列記し、各集落ごとに記事を書き上げている。

「山香郷因跡考」の記事は、基本的に簡潔にまとめられた短いものであるが、各記事を一覧すると、その特徴は以下のように整理することができる。

(ア) 山香郷の総鎮守とされている八旗八幡神社（八幡森）とその神事に關する諸役についての記事が多い。

(イ) 溜池の築造をはじめとする耕地開発についての記事が散見される。

「南畑村」の「大所」集落の項には、「往昔八幡森神事と大所役と云事あり」と記されている。「大所役」が、神事においてどのような役割を果たしたのか明らかではないが、これは近世中期には存在しないようである。また、「保井川原」「赤山」集落（上後川内村）内、「三郎九」「林崎」集落（鶴成村）内、「余名」集落（下後河内村）内、「行重」集落（貫井村）内、「徳富」集落（倉成村）内の七集落からは「神輿役人」を出しているという。このほかにも、「鶴成村」「貫井村」「恒道村」「倉成村」「小武村」の五カ村に、行幸の際の「台持役人」をはじめ、「御具足持」「神輿役人」「駕輿丁役人」「答別当役」などの諸役が記されている。中世山香郷域の各村が、近世においてもなお、八旗八幡神社の神事を通して結びつきを維持していたことが見える。

一方、溜池に関する記事は、「山浦村」「上後川内村」「倉成村」「広瀬村」「大片平村」の五カ村で七件を確認することができる。「山香郷因跡考」は近世中期（一八世紀初頭）に編纂された地誌であるため、七つの溜池が近世前期に築造されたものであるとはいってもない。これら七つの溜池に共通するのは、すべて日出藩の主導のもとで築造されたことと推測できる点である。それぞれの記事は、

杉野丸兵衛・帆足半左衛門・長谷川休頼をはじめとする「奉行」のもとで溜池築造が進められていたことを伝えている。近世前期は、一般的に大開発の時代として知られているが、日出藩でも藩の主導のもとで、溜池の築造をとらぬ耕地開発が志向されていたといえよう。

このほか、「山香郷因跡考」の記事内容において留意される点をいくつか指摘しておきたい。

まずは「恒道村」の表記についてである。同村の「龍窟」集落の項では、「恒道・倉成両村」という表記を「恒道・倉成両村」に訂正している。さらに、「倉成村」の「中村」集落の項では「恒速の内福庵屋」、また「広瀬村」の「轟」集落の項でも「恒速小野尾に境」と、本来「恒道」と表記すべきところを「恒速」と記している。これら三カ所の「恒速」の表記は、「恒道村」が本来は「つねどう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた可能性をうかがわせている。すでに述べたように、「山香郷因跡考」は圖書館本以外に所在確認ができていないため、これ以上の検討は今のところできない。しかし、上述した三カ所の表記は単純な誤記とは考え難く、「恒道村」が過去に「つねどう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた記憶が引き起こしたものと推測されるのである。

なお留意されるのは、「恒道村」の「神壇」集落の項にみえる震災記事である。ここには、「宝永四丁亥十月四日大地震」と「慶長之比大地震」の二件の記事が記されている。宝永四（一七〇七）年の「大地震」とは、同年に遠州灘沖から紀伊半島沖を震源として発生したいわゆる宝永大地震を指している。慶長期の「大地震」については詳細な年代の記載がないが、豊後では慶長元年に大地震が発生している。この記事は、近世中期の豊後の人々にとって、慶長期および宝永期の地震が記憶するに値するものであったことを示している。

ところで、なぜ野原太郎兵衛は「山香郷因跡考」を編纂したのか。今回は、このものも重要な疑問点を解明することができなかった。「山香郷因跡考」の記事内容を正確に読み解くためにも、この点は今後の本調査のなかで明らかにしていきたいと考えている。

關路考

山音脚

野原長共御着

豐後國蓮見郡日出領分之采歷

天正十九年辛卯春秀忠公使南臣按地豐後國蓮見郡日出領分

官部印文合海部大野直入田郡山口至善寺處若知法印高田城二住

之下加入明成文採九歲處依り官利奉吉置改代官日出津津一住自

明成二歲德善院王以法印代官明成抄原伯耆代官明成福原古馬

達見大分兩郡二歲知權有内城三歲然自明成二歲達見開米二郡長岡

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

一屋才官庄御種之屋長六歲十五達見郡内三官石賜于木下右衛門大夫

豐後國蓮見郡日出領分之采歷

日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

蓮見郡 日出領分 蓮見郡 日出領分

写真 148 「山音脚圖略考」(日出町立萬里図書館所蔵)

凡例

一 翻刻にあつては、原則として原史料の体裁にしたがつた。本文中には、地名に傍線がほどこされているが、これについてもそのまま示している。ただし、読解の利便性を考慮して左記の諸点は改めた。

* 用字は、地名・人名等を含めてすべて常用漢字を用いた。

* 本文中には、読点(・)および並列点(、)を補った。ただし、原史料にはもともと読点が記されている部分があり、こうした読点はコンマ(、)で示した。

* 欠字はとくに小さなかつた。

* 判注は、一行にまとめて活字を小さくして表記した。

一 変体仮名は、江(え)・而(て)・者(は)を除いて、すべて平仮名に改めた。翻刻が不可能な文字は、字数に応じて「」で示し、字数が不明な場合は「」で示した。

一 抹消箇所は、その文字の右側に「■」を付して示した。

一 当時、慣用的に用いられた文字、あるいは明らかかな誤字・誤用と思われる箇所は原史料の表記にしたがい、その箇所右側に「()」で囲んで正しい文字を示すか、「(ママ)」と注記した。このほか、校訂者による傍注は、すべて「()」で囲んで示した。

一 頭注は、該当する本文の直後に「頭注」として表記した。

(竪横三二丁ノ縦二七・〇cm x 横一八・九cm)

日出国跡考 山香郷

国跡考

山香郷

野原太良兵衛 著

豊後国速見郡日出領分之來歴

天正十九年辛卯春、秀吉公使西臣檢地豊後国国東、速見・玖珠、日出四郡
 官部法印、大分・海部・大野・直入四郡、山口支番、今歲官部法印高田城二
 住シト知ス、明歲文祿元歲壬辰ヨリ、毛利表吉重政代官日出浮津二住、自明
 歲二歲德善院玄以法印、代官、明歲杉原伯耆守代官、明歲榑原右馬允、速見、
 大分兩郡、二歲知行、府内城ヲ築任、自明歲二歲、速見・国東二郡、長岡越、
 中守忠興領之、慶長六歲辛丑速見郡内、三万石賜于木下右衛門大夫延俊築日
 出城

元和二歲五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
 寛永十一歲八月四日 大徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
 寛文四歲四月五日 嚴有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル

豊後国速見郡ノ内十六ヶ村

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 日出村 | 出間村 | 大神村 | 關原村 | 八代村 | 八坂村 |
| 広瀬村 | 小武村 | 倉成村 | 恒道村 | 間井村 | 後川内村 |
| 日指村 | 久木野尾村 | 南畑村 | 山浦村 | | |

高二万五千石

御朱印奉行 本多淡路守 牧野因權守

南畑村

大所

右此所往昔八幡森神事に大所役と云事あり、毎年役人出るよし、今は中総社役二十四名の其一なり

掘迫

右此所之弁済使角右衛門といふ者あり、元禄七年戊二月廿四日日出にて同日夜半に魚の棚町尻四辻の所にて、何者の所為とも不知自身の脇さしにて左の脇腹を差通し相果居る、其後従上数月變有亨鬱曾て不知

合間小野

右此所御公科又間村に近し、用水多し、民家六、七軒有り

小手吹

右此所民家二軒、後に大山丸太山に続く、前に川流る

丸田

右此所人隣離る、事五拾丁、民家五、六軒、後に大山あり、則丸田山といふ、用水多し、岩石余に懸れ猪・鹿・猿多し、大蛇すむといふ、山の長百丁余

小田村

右此所豊前宇佐郡中津領石村に近し、熊谷の灘西に当て見る、其間五拾丁、民家拾軒余あり、元禄七甲戌三月廿五日灘水口より坪迄縄を下改、其高四拾

参間丈にして二十七文九寸、同灘坪広差僅し二十四間に廿一間畝にして悉反式畝九歩余

大内ヶ平

右此所民家五、六軒、古来所之証文所持之民あり、村より北に当り往還端に脚皮石と云所に八幡の社あり、宇佐の末社のよし、此証文もあり

松尾

上河内

右此所に城山あり、往昔住居の跡あり、城主吉弘山城守親元大友の良従か、今は竹木多く猪・鹿多し、大内徳志乱入応永廿八年此城にて戦、城山の中西の方に八幡の宮あり、將軍は義持公也

今畑

右此所に泉あり、流末本郷の大河と成る、木付城下に落る、行程六七里

湖尾

元禄七年に新地初而出来

高平

田ノ口

目黒

右此所貞享二乙丑正月廿二日、領主右衛門大夫延俊公山香御鷹野御湯之節初而庄屋所に御止宿

目黒村

中山

下河内

東

迫田

助田川内

徳常

右此所民家三、四軒、人家より西南に当て島屋山あり、山中に社あり、三ツバメの神と云、神書曰、丹生の明神かむかしより猪・鹿多し、領主御猪狩の地也

立岩

伏ヶ崎

板垣

田ノ縁

右此所に見事なる立石あり、仍て名にあふ物か

松永

西福寺

右此寺神宗、本尊立像阿弥陀、蓮座作と云、大友の家臣田北勘解出左衛門兼生原敷の跡あり、今は田に成る

尾崎

米山

小核

見地

柳田

右此所用辺に妙見の神祠あり、祭礼十一月朔日也

畷田

右此所實井西中尾村と先年境の争論有之よし、西中尾左京・見地七郎左衛門と云者証文割符あり、年号文祿年中也

桑原

尾花

右此所尾花・重水両村は初實井村之内なりしが、寛永三年より日善村に加る

副永

右此所民家五、六軒、北に当て大村とて大山あり、古來軍場の跡あり、天文三年毛利元就手勢最後に乱入之刻、大友義アキの軍兵此大村に出合一戦の上中国の大將杉長門守を打捕る、豊後大友方之大將吉野石見守銀信・栗田三河守此所に而打死す、山上に石塔あり、銘詳也、其外大友方之良徒数人打死す、其中に工藤英遠守打死の石塔あり

水島

祝

右此所明神の社人あり

日置

右此所に四所明神の社あり、祭九月七日夜より翌八日也、建立は大友の家臣田北勘解出左衛門誕生也、年号は天文十六年丁未、而より以栄元祿三庚午社

頭死屍に及び領主右衛門大夫俊長公御建立、蓬宮は四月十九日御自筆の絵馬

二枚有、普賢寺と云真言寺あり、普賢十羅刹の像を安置す、明神祭礼九月八

日七度半之使あり、祭礼領主より御寄附也

徳水

畷口

右此処好興竹多し

柳工屋

平別

右此所寛文六丙午十一月十八日領主右衛門大夫俊長公、山香初而御放鷹之時庄屋所に御止指

薄原

市ノ坪

平ヶ倉

割ノ木

右此所に長さ石多し、延宝八庚申八幡森之輩表碑石此処にて出来す、其後元祿七年に石礮又此所にて切直す

桑ノ尾

右此所最前中津氣古川に近し

久木新尾村

秋山

右此所人家六、七軒あり、好竹多し

杉ヶ谷

畑

古此所権現之社あり、神前華表貞享三年俊長公の建築なり、材木多し、崇る

所之神は伊弉諾の尊兼

島

柳川

右此所に延宝三(1723)甲寅十月十五日、豊前中津の城主小笠原内匠頭殿御家米原安大夫知行所之百姓、六郎丸と云一村檢見に非分之仕置有之由に而男女五、六拾人立遺來る、數日過す所、[田]より被遣郡奉行笠置九兵衛、山香庄屋不殘罷出る、川辺に八幡宮あり、宇佐の末社行幸會之時は宇佐より鉾を此宮に納る、社頭之破却元禄四年氏民建立す、宮前巫師堂あり、歴前石塔あり、延文五庚子とあり

井手の上

右此村より東に當て無量院と云寺の跡あり、大山の中也

大内願

右此所より西に當て川辺に山神の葬有り

小内願

右此所にもと畑とて不榎に毎年ちもと出來する畑有り

竹ヶ下

右此所の竹は誤敷、嶽の下敷、大山の内也、民家一軒あり

中野

下郷

右此所に川辺に八幡宮あり

葦ヶ谷

野尾

右此所大山あり、用水松木斗、豊前宇佐郡古川に近し、川崎村四方さし有、年曆は高曆三戊辰年八月廿二日岩男彈正忠越智通成とあり、同川底・古川境の争論有之、古川村より境を狼藉に及び野原对馬守島久・志手加賀守泰久兩人より宇佐郡の役人加來大藏少輔・佐田左衛門大夫兩人に當る書状の写あり、其後又争論有之、右書状の写を差出し両村之役人相談之上來書有之、年号は大永四年卯月十三日とあり、双方役人は野原孫右衛門尉在判、志手美濃守在判、其次に加來善左衛門尉在判、加來神左衛門尉在判なり、境は越智通成四方指に有之、石仏を限る

〔讀注〕兼註云、此註山浦川床なるへし

大坪

淨土寺

右山号は久木山禪寺也

津留

阿地川野

二毛田

此所に天神社有り

松原

山浦村

川床

右此所に松山有り、豊前古川に近し、山神宮有り

本志野

右此所に石碑あり、長武間、石面三尺、建武元年四月四日願主とあり、大道田の中に山神の宮有り

△タカテラン此所に碑あり、延慶二(1190)酉年八月廿五日とあり、元禄六癸酉正月十八日大守右衛門大夫俊長公放鷹之時始て是を上賀、此時迄は碑石散在しけるを民間仰を寂り取立る

野田

狹松

末志野

右此所に三嶋大明神の社あり、往昔予州河野之一族、当国江流浪之昶氏神三嶋を勧誘す、社前に鳥居あり、通鼻寺と云禪寺あり、本尊觀音の像を安置す

狐口

下中尾

中中尾

練思良

右此所巖前御所山に近し、中津領平ヶ倉村・八郎村に境ふ、正保二年に伊賀守俊治公御代、天下一統圖繪図出来す、日出より被遣繪図奉行平野五郎左衛門、郡奉行堤作左衛門・中沢弥右衛門、中津小笠原信濃守殿より被遣繪図奉行多賀谷小左衛門、郡奉行小出弥三兵衛・吉村保右衛門、此衆境出合繪図を合す

小谷

七つ町

定野尾

右此所は毎年九月に鷹を取る山也、猪多く大池有り、領主伊賀守俊治公御代、慶安二乙丑に出来す、奉行は杉野九兵衛、其後元禄二年數橋を替る昔請有之、池の口より峠の石地蔵に至る、此所より立石領日野地に境す、高殿巖前松嶺、長洲見ゆ

上那留

下那留

出川内

右此所立石巖山と云ふ大山に境す、猪・鹿多き山也

廻田

右此所金亀山泉福寺とて禪寺あり、門前に石風呂不斷集り焚く

新開

此所立石領日野地に近し

石川野

右此所延宝九辛酉六月綱吉公御代始に付上使御巡見道遺有之、立石領・日川領境の馬取ヶ尾に境して出入出来す、然其日出領勝利故に立合証文を極る、上使御通は八月八日也、惣て此近辺勢場の原迄石塔多し、何れも無銘也、去ぬる天文三年之兵乱に大友・毛利兩家之軍兵打光之為也、委細は前之重水の所に見ゆ

中石川野

下山

右此所下山・石川野兩村は久木野尾村の内たりしか寛永十二年より山浦村の高に入る、人家より東に當り山中に石佛有り、貞治五年とあり、乱世に立るものか、頭水・下山の境石往還に立置也、池有り、寛文十二年に出来、奉行は帆足半左衛門也

上後川内村

池下

右此は大池あり、大守前右衛門大夫延後公御代也、元和年中に出来す、奉行は長谷川休頼、貞享五戊辰年正月に權を石権に直す

粟栗

小谷

右此處は六郷山廿八谷之内後山の末山也、觀音の像を安置す、堂の建立は大友之家臣吉弘嘉兵衛討統等と云、同所に法照寺といふ裏方の真宗寺あり、此寺権現宮あり、松並有り

出尾野

右此所六郷山西明寺、由緒小谷に同じ、開発之時を考るに、人王四拾四代元正天皇之御宇養老二年六人之聖此地を開基す、往昔当山は天台寺家六箇寺にして寺号如此院主理王
成前坊 觀行坊 地鎮防 普門坊 山の坊 奥の坊
右六人之聖名は 農知 壹業 泰能 覚方 法蓮 仁開

其後安倍氏之旗鸕千代丸建立すと云伝有り、本尊千手觀音聖像、金鉢、仏師成明か作と云、叡山之末寺にて今に至而不斷山上に山王権現の社有り、中興より寺の鎮守といふと云事を改、其以來崇る神社か、堂の前に石塔あり、貞和五年に立ると有り、仁王門有り、木仏也、元禄十五年に右衛門大夫俊長公より神鎮領初而被番

山口

右此所に槻來・坂本と云所有り、出尾野山の麓故か

平野

小瀬

右此所人家三、四軒有り、人家を離る、事廿丁、山の中也

白木願

右此所は内川野明神祭礼に毎年白木之木具をまへ來るよし

瀬

洲

古野

右此所より寛文五年に耶蘇宗八藏出る、岡崎に被召寄數年奉合意に彼の地にて相果る、畏崎御奉行は牛込半右衛門殿也、日出より被遣御奉行願足半左衛門、庄屋内河野藤左衛門

石原

右此處立石領尉の嗣に境ふ、耶蘇宗八藏伯父善藏と云者此村に住す、類族たるに依て畏崎より日出江御預り彼地平にて相果る、墓は口下がんとふにあり、其後彼の類族の事に付元禄三庚午春府内松平判馬守殿より改米事あり、仔細は八藏の親自然と云□□府内領下の川原と云所に數年住、此自然切支丹類門の内にて長崎に被召寄

榑櫻

中村

室野尾

右此所に地藏堂あり、毎年六月廿四日一村の民男女集り路々食物を持參し大金仏を始め地藏を供養す、大池あり、寛永年中に出來す、奉行は森清左衛門内川野

右此所安橋氏の一旗居住す、代々氏神松嶋明神を崇仰、毎年九月十九日に祭る、護尊院といふ禰寺あり

高尾

大畑

側井川原

右此所立石流砂川の末原最近辺を通る、ゆゑに川原と云、八幡森神興役人出

る

金室

右此所より八幡森神事に御幸之時御鈴を持役人出る

細富

右此所に被富山四福寺と云禰寺あり、八幡森神事に役人出る

赤山

右此所より八幡森神事神興役人出る、前に赤山大明神宮あり、仍て赤山といふか

三郎丸

鶴成村

右此所惣名鶴成といふ事、大友鑑形之時分岡田御所村より千寿万歳と云者毎年正月三日白杵に參加、例に鶴を舞し御祝儀を勧來る故に此村の内にて一所の地を被下、鶴の物成といふ事になそへてらへて鶴成と云、八幡森神事に神興役人出る

野田

中村

右此所前右衛門大夫延俊公寛永三年に當て中国より雲青と去者初而來り銀山を見立る、銀無之、其後寛永六年に岩屋又右衛門と云百姓砂金を取出す、それより次第に繁昌して後山崎と云ふ金山の頭を彼又右衛門勧る、此中村より八幡神事に役人出る、同九年に豊前小倉の城主細川越中守操肥後に御所營に付此金山町に御一宿なり

鶴成村金山之事は別記委敷有之、金山久敷中絶いたし候時に享和三年鶴成より山師又右衛門・順藏・彦兵衛と申者三人參願出候えまつ弘安寺山御免被仰付、御奉行二宮六郎・中村七右衛門、御徒士藤部太右衛門・武野儀兵衛江被仰付段々見立敷を明候へ共、よろしき事もなく候に付強て鶴成之山願申出に付御免有之、古マフさらへ被仰付新に敷をも明候へ共金氣斗にて銀金出不申候、同三夏又々御差留に付残念にそんし鶴成板山銀山を願出

御免被仰付候、此所は立石との御褒なり、山の上御境にて西は立石、東は日出額なり、先年立石より掘候由にて西よりマップ二つ明き有之、此節はツルを見掛候而も口出よりマップ二つ明面一宮玄良と申医師參頭取いたし候處病を癒し、其後神額より塩屋金作・海老屋善介と申者頭取いたし玄良跡を継ぐ、御領黒松村杉右衛門と云ふ者又頭取をいたす、鶴崎又右衛門も敷明候處に十二、三丈も掘候處に段々銀箔之付候能クサリとみ江沢山にも敷吹立試候處に用立不申候よしに節の如くにて銀に不成に付、竹田鈴山より心得候者を雇ひふき候處に用立不申候よしに申候、其後元人も続き不申候、自然と止に成る、乍云ツルの色などもよきに付深く掘入候て果而よろしき銀も出可申候

宿老曰、此節銀出不申候とて捨る事なけれ、元入強く深く掘候は、果して能と被存候

兼経曰、アンチモニと云藥品也、後不用立

○安政六年西の水流銅の脈頭出候に為吹候是銅少々取る、即撰州の産山脚暮市と云者頭取にて其外三人來掘候内、金の引出右伝三十間斗掘候得候、共不出御差宿相成、右暮市残念之由に而今東の田の下へ掘候は、定めて可出候、後年為掘候は、石之是掘可申旨申置、且又銅の方は四、五間底へ掘候得者無相連取也、右を掘付候迄は缸からを製し雜用とし御損失に不相成行之御為助に可相成候得共、惜哉時不至宜は土中に在なから不取、後人勿指貫可考、此節御奉行不仰付、御郡代引請小奉行兩組より二人相務、御郡代二百六郎、村越精一、菅八兵衛

岩窟

右此所に山崎又左衛門住居す、前に鶴成山東光寺と云禪寺あり、八幡森神事に御幸之時台持役人出る、大友の御時代鉄砲政治之末は此又右衛門也

林崎

右此所より八幡森神事に神樂役人出る

杉ノ木

右此所に鵜飼庵と云禪寺あり、同所に貫布弥つとむの社有り

鵜飼屋

右此所に阿弥陀堂あり、寛文八戊申四月朔日余名卯之介といふ者此堂にて夜中に殺さる、種々穿鑿之上屬託以下の沙汰有之、然共訳不知

下後河内村

柳道

此所貫井村・恒道村・立石に境ふ

細嶋

余名

右此所寛文八年十月に卯之介を殺候に付前田に銀子十枚屬託に替る、八幡森神事に神樂役人出る

上市

右此所に昔は極月に市ありしよし、八幡社司此處に住す

隨廻

右此所に寿永之頃平家の一族落米り住居す、小松の城とて今在近辺の在所は皆此廻り也、きさはしを廻るとて隨廻といふよし、赤き樺の大木あり、世間にて隨廻といふ樺は是なり

俣井

右此所立石領瀧朝飯に境ふ、三つ石とて境に立る石あり、往昔地争論あり、双方より立る境石二つ、時之扱人中に石立る、用水境は中の石也、普濟寺と

末ノ松

右此所に鶴成金山繁昌之時隨廻より集る者共居住の町有り、口屋を構札にて出入を免す、何品によらず運上を取と云、集人七千余人と伝ふ、日出より被

遠役人山田藏之助・恒川権之助、代々金山町奉行家所弥左衛門、口屋奉行樋口角左衛門、惣支配奉行小畑小左衛門、外に足軽二十人金山に米渡、代官野原右衛門長柄二十筋同人江御預、町積り通町四筋長二町宛、横町二筋長百間

余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

せんま

右此所に往還之馬を継来よし、伝馬といふ事を誤りせんまといふか

下市

右此所に毎年九月廿日牛馬を商ふ市有、今に至まで如影也、目代とて市を司る役人あり、鍛冶墨致軒住居す、伊賀守俊治公御代迄は鍛冶共之商を御免被下由、惣て此所を山香の市といふ

眞井村

徳田

右此所に太守伊賀守俊治公御下知に而始而此所に田畑を開き、奉行は橋原徳兵衛、民家三軒此所に移す、奥井・湖嶋之築古城の大堀を限る、大永年中周防山口大内新助豊後に加勢下して来る時節此處に一宿のよし、乱世の折から故大友方より此所を奪取くよし言伝ふ、二方は絶所一方の外通なし、水もなし、坂上を廻石と云

本川内

右此所は側連八幡森名と一村たりしに寛永十二年より眞井村に加る、人家十五軒、村より北に當て山神の社有り、鹿木山猪、鹿多し

西中尾

右此所に八幡宮あり、祭礼八月廿五日、民家五、六軒、日指民田と參詣証文此村にあり

下中尾

右此處地蔵堂とも云、本郷之大河民家近辺を流る、山中に石塔あり、永徳癸亥十一月廿三日とあり、石地藏あり

柳瀬

右此所は小原山とて古城の麓也、民家四、五軒あり、城主は大友家の良從本庄新左衛門頼朝也、堀・石垣等如形見る、世に云小原村此處より出る早き柿の中には取分名物也

高月

右此所に觀音堂あり、桜の古木あり、民家四、五軒あり、眞井より高月に渡る川下を萩の瀬と云、是八幡森の十二景の一也

惣良

右此所民家あり

竹の下

右此處民家あり、祭二月廿四日夜より翌廿五日兩口也、此前の田の中に継室天神宮あり、郷中の守護神たるにより民間崇敬異他、奏神楽仰神徳、此所大堰あり、眞井西野田井に繋る

一ノ井手

右此所人家二軒あり、日指尾花に據ふ

平

右此所より八幡森神事に命婦といふ役人出る、実は女子十三歳より内出る

井廻

右此所に薬師堂あり、民家あり

田

右此所民家二、三軒有、地蔵堂有、八幡森神事に乙九名とて台持役人出る

志手ノ平

右此所大友時代田所縁と云役人有、古來之証文等あり、大禰寺と云寺あり、古は大地にして山香郷六ヶ寺の其一也、又眞井一村田後地承応四乙未に有、又心月院とて地藏堂あり、天正十八庚寅年松田兵庫介・藤原生種建る

行重

右此所に八幡森神事に神輿役人出る、此村之上台に虎御前の塔とて石塔あり、無銘也

西野原村

西野原

右此所の山中に住吉大明神の社あり、祭十一月十九日より廿日迄兩日也、龍泉山瑞雲寺と云禰寺あり、古は大地にて寺領多く寺宝物圖讀多し、寛文六年

丙午十一月十六日大守俊長公初而庄屋所に御止宿、此村より戊亥に当て幾穴といふ所有、五月頃田の中よりうなき多く出る、此邊取れは田の中に穴明水たまらず、故に不取也、慶長年中松田兵庫と云者此所に住居す、貫井村住人田所藏の役人也

出所圖

右此所二文字と云大河に近し

川橋木

右此処に民家二軒あり

恒瀬村

小野の尾

右此所は川筋より一里山上也、民家十軒余、東に当て羽門の瀧とて見事なる瀧あり、高五間余、寛文十三丑の正月大守俊長公京都東山常光院御同道にて始て上覧、此所に古は瀑布三つあり、中頃は崩る、中下は本の如し、下は高二間あり

尾廻

右此所に民家三、四軒あり、八幡森の祭料田此所に而御寄附なり

榊ヶ平

此所に六拾六部の聖塚あり、樹に密松とて枝葉さかえ見事成松あり、其形笠を伏たるに似たり、八幡森十二景エンカイハウカと有は是也

伏林

右此所八幡森の社人居住す、貞享四年に初而岩男衾守上京、古田卜部兼連より歎許状を取也、雲龍山養泉寺といふ禪寺あり、右之衾岐宝水元十月廿五日杵槩若宮市にて被殺害

小川原

此所より八幡森御神事に御具足持出る

御室の原

右此処八幡宮御旅所あり、流瀧馬場あり、南畑村大所名中絶に付此所に大

所名を立る

八幡森

右此所何の世に崇奉るといふ事を不詳、神前に石灯籠有、享徳四乙丑と有、又石塔に慶安三年と有、神殿之建立は大水年中、大友修理大夫義隆の建立也、其後領主木下右衛門大夫豊臣俊長公、寛文五年に御建立官迄に梵字有、神宮寺と云真言宗也、寛文十二年壬午当鐘出来年、鏡は好文院宇士春齊の作也、如左鐘樓御建立延宝五乙巳年俊長公也、同年二月六日の夜神前之補衝両株、柳樹一株、去る延宝二年の大風に倒有之処に夜中に如前起枝條栄ゆと有、則碑石に刻む、其記左の如し、好文院春齊常作也、依之毎年二月七日御神楽を勤む、大守より御代参其規式厳重也、又九月九日に恒例引付に神事大守より神馬數匹、御役人不残立石額迄加り祭礼を勤む、御旅所に御幸流瀧馬場等相済、宮え還御也、毎年両度之祭料八幡森・竹ヶ下二村より領主御寄附也、拜殿は延宝八年石之華表、同年に御建立也、其外俊長公御寄進の品々宝物諸色不及即し元禄八年に十二景大額二枚大守より寄進也、左の如し

〔頭注〕

文化二卷、拜殿取崩し回棧・鐘樓共に御建立瓦葺に成、御奉行徳水七郎

右工門

豊後國鴨城管内有八幡森其祠宮乃靈蹟之名境也

大守豊大年君揚十二景境求余題之故作焉

甲尾山

胎中天子鎮三輪千古神明宇依填日出分光西海上金輪甲尾照青體

龍頭村

鱗角蛭鏡聞里流奠門降雨解民家人村却閉南陽隱料識臥龍閉崑頭

復起樹林枯渚有鳥

靈瑞古樟社下郊暴風吹倒濤濤掩神威成勿助伐一夜復越千尺楕

御水洗泉

一 洗人間旧染情靈泉涌社玉瑠珠淨仰思屬嶺石清水千崖通流百世澄神塩石瀨

有酒百表宮下流

山下夷宮流一条塩池塩井又何要天檢船上神堯釣石標自通西海潮二文字書有

阿延伝名古口深二王門跡自相尋也沙江字字誰將說置石分流唱梵音

萩瀨

神樂伝聲萩瀨中花衫杉弘瀨舞西風清流以瀨秋陽懸流影千條錦綉札

板瀨

東出萬神德不孤松瀨麥白幾千株碧波深處枝影拋出龍鎮万顆珠

幾瀨田田耕田則入魚魚出地之田田上查開其水口瀨人皆悉不獲云

百畝耕來水瀨田雲蟻出窟下幾年龜山開說有深井一縷雲生雨瀨天

寄辺池漁艇不鳴發出阿鳴蛙人此道則不鳴

群蛙宿水者為惜不向寄辺池底鳴作鼉須論東港空拋鼓吹波無聲

外積忠信傳稱痛目外種此高似其影

仙家煮石豈無因香取重富外積園東橋成山千万斛巨等自是不知貧

一本松

陰々古樹歲寒容疑是青天儂舊客千歲神光開芳城八幡森外一株松

元祿七年甲戌春三月

竹酒野宜驛廬

十二境願題

本朝從中古以下諸州家社益興輝煌殿梁下尺六六歌仙像於板面博障魂門羽林之高
家題和歌於其園上既為風俗今猶然矣凡和歌為德也、動天地感鬼神乃真此意乎
不才不知、其放亦未明始何代于對內八幡森有、八幡神宮近年社木示復起之瑞
無「近無」遠伝聞之者土人村民崇尊之故請弘文院學士作之記斯宮高聳在青嵐
百尺之上綠樹垂々後望急流前過丘陵野田蘆々千畝相連四顧則景象盛美也、甲
尾山之映朝旭二文字之落落輝映瀨之帶春蘆萩瀨之鳴林風神塩石潮變窟田寄辺
池者、里巷所說大奇乃挾佳境為十二瀨竹酒野先生題之於「長板面揚於宮前以
六六歌仙夫上世感古人之時、今乃叙眼前之所視而頌德與興、何有異好惡哉因
記其事於板題云尔

元祿甲戌春卷

鳴城豊臣俊長大年歳

豊後國野原邑八幡神宮寺鐘銘并序

神不可測何處無神譬諸水在地中豊後國遠見郡野原邑深林之中有八幡神祠蓋自
最前宇佐宮所移崇乎祠碑有梵字号神宮寺密宗福徒厨之文惟八幡大神者本朝之
宗朝前州無不奉祭之、然古來從同釈氏而兩部習合因獨無改歷代俗例豈此祠而
已哉置而不論焉、祠前有松守幸從五位石金吾豊臣姓木下氏俊長、新豐巨鑑架
之宿東武之間記其佳境勝景復以寄余請作之銘想天籟兌海陸之遙也馬牛不
可及則非善手之可措故神己難年固來求不措於是不能黙而投筆銘之銘曰

海之西限 豊之後州 林樾茂茂 垂祠境園 川流泉湧
大神所遊 山連峯峙 大神所周 鬱松森々 大神所休
深淵湛々 大神所頌 甲尾其秀 土嶺可借 鹿鳴拾鞞
鳥屋回陣 新鋪九乳 高懸一樓 以警六時 不厭烹壽
侵曉霜亟 送暮月浮 花落天竺 飄捩湘秋 響於上界
微於下頤 嘯虎嗚岡 眠龍驚濤 然得感動 家運久悠
宛文王子奉春

豊後國遠見郡八幡神德樹復起記

神之為德盛矣乎視之而不見聽之不聞然有感則有心有祈則有報也、豊後國遠見
郡山香縣者朝敵大夫石金吾豊臣俊長之采邑也、深林之中奉崇八幡神祠大夫胆
仰有年于茲宛文王子、咸予欲造鐘樓請我弘文院學士為之銘、延享甲寅八月十七日
大風雨陣楠樹向殊神樹一株墮地、其圓回或四尺余或一尺余、其長丈餘於邊小
者二三尋、延享丁丑正月大夫放鷹之次詣社見德樹令村民曰、還當妨往遊於邊小
樓亦有吾誰為社木煎代之而可也、因二月六日夜天靜無風然深林之中鳴動有
聲且有如稱實者四五人、其姿恍惚隱隱有「無」村民見之者頗以為異而去鳴聲
及半刻未歇翌日區樹共自起立、村民乃告大夫大夫亦自往觀果如其言由是無
遠無近伝聞之者無不謂神祠也、大夫感其靈異每歲二月七日命社人奏神樂以彰
神德、頃「聞」件々告余請記其事余踐其境而聞其說則雖不能詳語猶於然大夫
之言非可疑也曾聞泰山之石自立上林之柳自起樹又神德之大豈不得靈驗乎哉、
在昔周公過流寓之日不木匠木斯拔及成王親遊之時木不起木不起感心之理天平

弘文院學士林豐於華於東武家塾

神降今斯令振古如茲大夫仰敬之誠不已祭祀之礼水存則百事之折神其報之享不可不期焉、延安八年庚申壬寅東武州學堂字林體良民府応需爲之記爲後國運見郡日出城主從五位下行木下氏右衛門大尉爲臣俊長立

八幡森社壇之後より四、五丁斗川下を板ヶ瀬と云

一 東野廟

右此所に寛文十三丑正月十六日より廿四日迄初て徳長公御止宿也、京都東山築西堂御問道、自長山淨榮寺と云禪寺あり、八幡森神事會園名と云台持役人出る

一 龍頭

右此所の前を二文字と云大川流、往昔大地の寺ありし由、此仁王門此川端に在由、阿吽の二字を用二文字と云由、蛟の尾と云事如此成故か分明、前に貫布林の社有、恒遠道、劍成面村の水口故に龍神を祭る物か、用ヶ瀬と云蓋場此前に在り、八幡森社司住す、八幡森十二景其一也

一 砲廟

右此所は川端の寺屋敷近所に有之由、此所を仁王ヶ瀬と云、其故に川上の渡を二文字と云、阿吽の二字に准へ各々此地田畠と成移于茲

一 下松木

右此所人家四、五軒あり、屋敷の中に井あり、此水は純水にて男は四捨以後患に成る、女は狂し

一 宮ノ風

右此所に若宮八幡宮あり、本郷の三社の其一也、神事九月十九日、祭礼料額主より御寄附也、社人此所に住す

一 本村

右此所に林虎庵といふ虚空藏堂あり、又近所に地藏堂も有、慶安二乙丑檀道村惣検地あり、八幡森神事に具足着る役人出る

一 柳堀

右此所蛟ノ尾と云古城の窟也、民衆家拾五、六軒住居す、川端に五所大明神の宮あり、神事九月十二日、右三社之内也、祭礼料若宮に同じ、蛭鬼の石社

有、社の下より堤水湧出る、当郷の民衆構めに此堤を汲み用、依て神壇と云、右古城は眞井小川の城より爰に移す、城主は本庄統綱、田北鎮周也、寛永十五年に堀・石垣を崩す、八幡森十二景其一也、此地室水四丁亥十月四日大地震の節大分の塩湧出る、往昔慶長之比大地震之時大分湧出たるよし聞伝たるに付、此節行見に果して石の如し、海辺より遠き三里余

一 倉成村

右此所に金山の跡あり、金多き事世に無陸、川端に緑木と云塚あり、松屋寺の住僧隣太親と云、大友宗麟那蘇宗を字ひ仏眼を破滅の刻に、小武寺大日之像を隠し依て此科に川端にて誅す、蛟尾城主之所為也

一 弘安寺

平野処に池有、延俊公御代に出来、其後万治元年に破損して嘗請す、奉行は右此処に左衛門、又元禄三庚午數種を替替請す、古寺のあとあり

一 禅光寺

右此山号は青龍山と云、此寺昔大地にて寺領五百石、山番六ヶ寺の其一也、応永の頃帆足の一族建立す、本尊薬師の座像、成明か作といふ、慶應前に池あり、ヨルベノ池と云、往昔清原中納言惟高と云公家此所に流浪の刻一宿也、池の養の多く鳴を聞て不寝して和歌を詠す

一 寄辺の池

歌の徳に由るにや今に至てかはつ不鳴、其後何の世か旅人の立寄此辺を見侍りしに、草むらおひしけりそれともわかすありさま、よそなからいとあはれにてた、にも返かたくやあんかく口すさりけん、かく口すさみけるとなんいにしへのあとに寄辺の名はありて

一 柳堀

あれのみやわたる池の草むら

妙薬寺

右此所寺の鎮守八幡宮あり、其下の岩切付に思沙門の像あり、仁開菩薩の作と云伝たり、今は寺の形もなく在家と成る

田口

釜ヶ迫

祝り部廻

高平

右此所の前に山神の宮あり、此所に喜三郎と云者あり、元禄十年十一月十六日齋府百姓田染村に立退候時分、悪口第一の者故に評定所に差出し遠嶋被仰付明る正月二日出船、同月廿日江戸着、段々御吟味也

若林

本村

野口

西妙薬坊

右此所に観音堂あり、庵室もあり、谷を下り三町余過てせりの瀧とて高捨間余と見る、常には水少し目に立事なし、山上北に当て田染今鹿野に近し

刺妙薬坊

右此所の上にかごひとて三方屏風を立たるよみを見る岩石懸難有、一方の外入の通なし、乱世の時分は民間此所に隠る、天正十四年崎津義久登後に乱入之時分此所にて一戦を逐けし事あり、中園大内總忠彦後に乱入は応永廿八年上河内の城一同に落城、瀬城深江

神ノ迫

右此所の人家より北に当り山上に経の岩とて其形将棋の駒に似たる岩あり、外積岩・鰐岩・孫治郎岩など云あり、人家立みな此處也、時は田原の別府に埃、田原山とて岩石の大山有、猪・猿多し

平願

後ノ迫

宮ノ尾

觀田

小早田

右此所延宝九酉年八月、上座御願見に付大遠を川端に置す

鉤宮

右此所むかし判官神領有之由、何の時か鈴を宇佐より此と宮前の塚に納ると言伝へたり、八幡森神事に神替役人出る

中村

【頭注】中村井手環形文化二年洪水に洗切本の如くに堰形不成に付、村方願にて恒遠の内福庵渡に新井手を築き、双方之井手掘抜に相成、時の御郡代滝五郎左工門・二宮六郎、庄屋京助

高島

右此所に龍ヶ洞とて差出たる高玉山あり、此山上に妙見とて社あり、貞享三年夜中に大火玉此辺より飛出たる有、長く成る時は拾余丈に見る、何の所より如何なるわざにて飛出ると云事知るものなし、大方此龍ヶ鼻より火出る事数夜也

長島

御宮

右此所は昔より廻道の内たりしに、徳治公御代、慶安二年より齋府村に加る、又貞享三年之春六川藩の普請有、人数五十余人、八幡神事に神興役人出る

平^三 広瀬村

岩島

中島

片吹

打越

北ノ尾

右此所に長史伝蔵と云者あり、天下一統捨牛馬禁制の所に、伝蔵二番目の子

助六歳前中津領矢部と云所にて病牛を買取鬻給逢次、立石岩瀬川原にて元禄元戊辰十二月十六日此牛死す、此儀捨牛と上聞に達し明己巳の二月廿一日に「共大坂江被召寄、御町奉行能勢出雲守殿に被召出御吟味也、取次之与力内山権右工門、谷赤治兵衛、日出より郡奉行長沢孫右工門御使者に被遣、長吏伝藏、子卯之介、助六三太郎、秋介以上五人、庄屋野原久左工門、小庄屋一ノ尾彦十郎百連上る、五人之長吏は則御奉行所江御受取牢舎被仰付、其後に段々御吟味之上、同年四月十八日長吏五人無恙御教免、早速大坂出船、日出着は同廿七日、此一件に付立石領より被遣小野伊右工門、庄屋新右工門、白木内強二郎、小庄屋四郎左工門長吏三人と云、右牛の出所中津小笠原修理大夫殿領分矢部村又左衛門と云者也、依之大坂御奉行所より中津江被仰遣御穿鑿に付、中津より被遣御使者長岡久兵衛、郡奉行降旗次左衛門、庄屋上田七郎兵衛、下佐兵衛被召寄

榎木

吹風

右此所大河はたに妙教寺と云真宗寺あり、貞享四年に於京都東本願寺寺身木仏申受る

田中

上二ノ尾

右此所に年々新井手出来す、奉行笠置角左衛門、古島新田と成る

下二ノ尾

市ノ尾

右此所所野原彦十郎と云者「伝藏に付大塚に参委細は北の原の條下にあ

り

竹尾

此所に大竹山あり

小迫

右此所木付領山中に境ふ

久保

此所池出来す、奉行は長沢孫右衛門、堤半之丞

大川司

右此処に好竹有、大河筋前に湖有、細沢山年魚多し、常に船にて渡る、此屋敷藤原村之内上川久保に境ふ、惣而民間之言葉山香口はずはり、八坂頼はひるかり申事は世に知る所なり、言葉の分り此大川司・上川久保に限る

高瀬

右此所に高倉とて世に知たる地形高き畠あり、後は大川流る

龍門寺

此所に龍門寺とて神寺あり

瀬水

右此処は藤原村の内たりしか、寛永十一年より広瀬村に加る

庄ヶ田

柳形

船ヶ尾

右此所に民家六、七軒あり、山神の社あり、用木多し

大重見

小重見

平山

網治屋坊

彌

此所西に當り恒遠小野尾に境、羽門の瀧見る、二野尾新田井手指此境より

付

下松尾

上松尾

右此所に大明より真齊と云者來り居住す、能書にて墨蹟于今多し、時代は慶

長の頃也

御入山

此所に広瀬の地頭工藤某住居す、上代之書簡有之

岩崎

山

右此處に三派寺と云寺あり、本尊觀世音、丹麿作と云

小武村

山口

右此所より八幡森神事に駕輿丁役人出る

徳野

此處赤坂山の上に長三尺余の石碑あり、東面に名字は不知明名は九郎次郎とあり、南の方永徳二年八月十七日とあり、北の方に公永氏と有、西の方に玄妙と有

川内

小武寺

右此所に山王権現の社あり、領主より御寄附小武寺と云、來歴を尋に人皇五拾六代清和之御宇に當て空也聖人と云沙門此地を開き薬師・大日之像を安置す、堂の建立は大友之家臣待水右衛門大夫藤原親直也、寺の前に南桜とて古木あり、花盛には晴天にても雨はらくと云、寺物に古筆の絵讀あり、用木大竹多し、松茸あり

坂口

箸別当

右此所より八幡森神事に管別當役と云社人出る

城ノ尾

弓場

五反田

藤ノ木

右此所に人家五六軒、上に大山あり、猪多し、此村に清原氏之末流長野一族住居す
今畑

寛永年中に宇佐宮島材木此所より出る

中畑

右此處より八幡森神事御幸之時、御弓を持役人出る

御所廻

船川原

久保

栗大岳

右此處大池あり

越井

右此村の上大山也、好竹木多し、九月之頃鷹を取山なり、此山則鉄磨ヶ城と云、城主は吉弘民部能城す、數蓮寺と云、表の方に真宗寺あり

刈屋

長崎

右此所給人兵部と云者あり、大友義鎮之時鹿越に而鹿狩有之、兵部手より鹿を逃し候、料難遣横石古城道鋪にて立射殺す、墓所于今あり

島屋

右此所に延宝年中に狸化て民家に妨をなす、一兩年以後其繼止む

廻切

松村

大川平村 此處古広瀬村の内也

尾瀬

尾下

右此奥木付領所に境ふ

高平

右此處大池あり、慶長年中に徳治公御下知に而出来す、奉行は森孫左衛門と云人也
所ヶ迫

一 南平

宝積寺

右此延禪寺也、木付領の二の坂に境ふ、正保二酉年天下第一統繪圖出來す、木付より御出長花太郎左工門、日出より平野太郎左工門御出会極る也、庄屋野原権兵衛罷出る

一 久保畑

右此所は民家五、六軒、村の後は木付領山中に境ふ、前は間領中野原に近し、惣して此久保畑は木付領分に入込有之村也

Ⅲ 近代資料

ここに収載した資料は、『豊後国速見郡村誌』・『速見郡寺院明細帳』・『速見郡神社明細帳』各々の山香郷域に関わる部分と『楠池記念之版歴書』の四件の記録類である。

上の『速見郡村誌』は、全国各地で明治時代初期に編纂された、いわゆる「皇國地誌」に属する。大分県では、旧豊前国に属した宇佐郡（現宇佐市）と下毛郡（現中津市）については確認できていない。

凡例によれば、『速見郡村誌』（以下、『郡村誌』と略称する）は明治二二年（一八七九）に調査を開始したが、疫病で中断し、明治一七年から再調査し、翌八年に完成したとある。そのため、『前後編纂ノ体裁、或ハ小差違アルヲ脱カレサルナリ』と記されている。

【郡村誌】は、各村の情勢を以下の24の項目に分けて記されている。

- ①疆域 ②沿革 ③里程 ④地勢 ⑤税地 ⑥無税地 ⑦官有地 ⑧貢租
- ⑨戸数 ⑩人数 ⑪牛馬 ⑫舟車 ⑬山 ⑭川 ⑮平地 ⑯森林 ⑰原野
- ⑱池沼 ⑲温泉 ⑳道路 ㉑社 ㉒寺 ㉓物産 ㉔古跡

ただし、例えば⑨の温泉がない村もあり、全村において、二四の項目すべてが記されているわけではない。

また、凡例には⑤の税地から⑫の舟車は明治九年の調査によるとされており、【郡村誌】完成時点の数値でないことが知られる。また、「下調査ヲ各村ニ散シ」とあるように、一度では各村から提出された記録をもとにしていることがわかる。このように、『郡村誌』の記述は各村の状況を詳細に把握していない部分はあるものの、一九世紀後半の各村の概況を知ることができ、重要な記録である。

すると、『郡村誌』の記述は、一九世紀後半の各村がどのように地域の歴史と現在を認識しているかを垣間見ることが出来る。そうした点からも、『郡村誌』は重要な記録といえるが、ここでは山香郷域の各村に関して留意すべきいくつかの事柄のうち、一点のみ指摘しておく。

それは、各村の記述の冒頭にある統合の経緯を記した部分である。例えば、広瀬村（現杵築市山香町大字広瀬）は、上片吹をはじめ三四の村が合併したとある。しかし、近世から郷帳などにみえる行政単位としての村は広瀬村であり、現地調査をふまえると、ここに記された三四の村は現在でいう集落に相当することが確認できる。山香郷域では、こうした集落を村として把握する、あるいは近世行政村とは異なる村が記録される、近代の行政村がいくつもある。特に、後者については立石村や向野村などを例に挙げることができよう。例えば、『郡村誌』の向野村の項をみると、「古時、景平・日野地・松尾・今原・平山・八丸・藤石ノ七村タリ」とある。しかし、近世の郷帳類には松尾村・平山村・立石村の村名がある。一方で、『豊後国志』では日野地村として把握されている。

つまり、近世の山香郷域では、行政村が地域の実態を反映した単位とはみなしがたい地が所在する。『郡村誌』の記述は、そうした近世の地域の在り方を知る上で重要な素材となるものである。

次に、2『速見郡寺院明細帳』および3『速見郡神社明細帳』は、いずれも明治二三年（一八九〇）に編纂されたものである。これらは、一九世紀末の地域の寺社の様子を概観できる記録である。なかでも、『神社明細帳』には「掘置」などと別筆で記されているが、これらは明治一五年―一九年にかけて、大分県全域で実施された「社寺検査」に伴う神社や仏堂などの統廃合の様子を示している。『社寺検査書類』（大分県公文書館蔵）によれば、山香郷域を含む速見郡では明治一六年に実施されたというが、『神社明細帳』等には明治一七年と一八年の年号が記されていることから、「掘置」等の措置は検査後数年間で行われたことが確認できる。こうした記述からも、現在の寺社や仏堂の分布が明治時代代に大きく改変をうけていることが確認できよう。

そして、4の『楠池記念之版歴書』は、現在の杵築市山香町大字吉野渡に所在する楠池に関わる記録である。楠池は貯水容量二万㎡で、山香郷域で最大規模の溜池である。ここに収載した記録は、一八世紀後半以後の楠池の修築の歴史を記したもので、もとは瀬田殿前にあたる杵築市山香町大字下・立石・吉野渡の三地区で一冊ずつ持ち伝えた記録である。ここに収載したのは、現在楠池池水利組合

が所管するもので、もとは大字立石に伝わったものである。

「七八五」には所在していたことが、同年以前は木下氏の管理下にあったことが知られる。そして、この記録は明治三十八年までの記事は同一人の筆により、明治三九以後の記事は別筆であり、大正三年（一九一四）の記事はペン文字となっている。こうした点から、この記録は明治三十八年に作成されたものとみられる。

なお、この記録は基本的に補池修築に関する記述がほとんどであり、なかでも記述のうち、「第三件」から「第五件」とされた築庭などの修築については、現在も補池に石碑がのこる。ただし、後掲の写真150にあるように、これらの石碑は池底にあり、満水時には水没する。これらの石碑の銘文は、既に胡麻鶴岩八の著書「豊後立石史談」（一九三三年）で紹介されているが、同著では省略された部分もあり、こうした金石文資料は重要な地域史資料であることから、4の「補池記念之版歴書」に続けて、5の金石文資料として掲載した。

（櫻井成昭）

凡例

- 一 翻刻にあたっては、原則として原史料の体裁にしたがったが、読解の利便性を考慮して、左記の諸点は改めた。
 - * 用字は、地名・人名等を含めて、常用漢字を用いた。
 - * 本文中に、読点（・）および並列点（、）を補った。
 - * 割注は、一行にまとめて活字を小さくして示した。
- 一 虫損・汚損等によって判読が難しい文字は、字数に応じて□で示し、字数も不明な場合は「」で示した。ただし、本来表記されていた文字が推測できる場合は、右側に（○カ）と注記した。
- 一 扶消箇所は、その箇所の右側に■を付して示した。ただし、扶消による訂正箇所は、扶消箇所の直後に「」で囲んで訂正文字・訂正文を示した。
- 一 後筆・付紙・貼紙は、その箇所を「」で囲んで右側に（後筆）・（付紙）・（貼紙）と注記した。
- 一 当時、慣用的に用いられていた文字、あるいは明らかな誤字・誤用とみられる箇所は、原史料の表記にしたがい、その箇所の右側に（ ）で正しい文字を囲んで示すか、（ママ）・（○脱）等と注記した。その他、校訂者による傍注は、すべて（ ）で囲んで示した。

1 豊後国速見郡村誌

○大分県公文書館蔵

○豊後国速見郡村誌

凡例

本誌ハ去ル十二年中等風加藤賢成、外二名出張実地調査ノ際、悪疫流行シテ、業成ラス帰リテ、同十七年仲之等其緒ヲ継キ、下調査ヲ各村ニ徹シ、翌十八年六月ニ至ツテ脱稿ス、故ニ前後編纂ノ体裁、或ハ小差違アルヲ脱カレサルナリ

疆域 町村及山川林野等ノ同郡内ニ在ルモノハ、総テ郡名ヲ省ク、各郡皆同シ、某山或ハ某嶺等村民ノ指称スル小字ニ係ルモノ多シ、故ニ山郡ニ掲クル山嶺ト必シモ附合セテ、方位ハ各村中央里程標柱ヨリ指スヲ以テ、山郡等ノ方位ト同シカラス

沿革 本部各村ノ沿革往昔ニ溯リ得ヘキ古記ナキヲ以テ、皆文據以降ニ係ル里程 四隣村落ノ距離細路數條実測スヘカラサルモノハ略ス、方位ハ彙城部下同シ、尤モ戊亥ノ間ニ当ルモノハ、西北方ト記ス、余皆之ニ準ス

地勢 某方某川ヲ帯ヒ、運輸便ト記スルモ、某川流ノミニ由テ運輸ス、唯一村ノ形勢ヲ概シテ運輸ノ便否ヲ示ス

○税地 以下西項ハ、皆改定後ノ計數ニ係ル

○無税地

○官有地

○貢租

○戸數

○人数

○牛馬

○舟車

以上、各項皆明治九年一月調査計數ニ係ル、無税地・官有地ハ、税地ノ例ニ依リ拳テ以テ地種ヲ全フス

○山 二三村以上ニ跨ルモノニシテ、登路溪水等總テ、甲村ニ關係ヲ有シ、乙

丙村ニ關係ナキモノハ、甲村へ全体ヲ登記シ、乙丙村ニ之ヲ略ス、高低則同ハ、多ク土人ノ口碑ニ依リ、其概ヲ記ス

川流ノ淺深広狭等ハ、皆其村内ニ係ル、故ニ甲乙村差異ナキ能ハス

○字地

○森林

○原野 以上三項ハ、他日ノ調査ニ附ス

○池沼 周回志町以上ナルモノヲ載ス、尤モ以下ト雖モ、常ニ涸竭セテ、一村ノ利潤ニ關スルモノハ出ス

○温泉 湯質未タ試験ヲ經シモノナシ、其効能原質等ハ、暫ラク土人ノ言ニ從フ

○道路 本郷ヨリ他郡ニ通スルモノヲ往還或ハ道トシ、甲村ヨリ乙村ニ通スルモノヲ路トス

○社 社ハ村社以上、勸諭年月沿革等詳ナラサルモノハ、例則ニ據リ難シ

○寺 本寺ノ有名ニシテ最著ナルモノハ四國郡ノミ、余ハ國郡村ヲ詳記ス、尤同郡中ニ在ルモノハ單ニ村名ヲ掲ケ、同村ニアルモノハ、唯本村某寺ト記ス

○物産 特有物産ヲ掲ケト雖モ、物品其地ニ遍シ、人民其利ヲ得ル故モ多キモノハ、普通物産モ亦掲記ス、物産ノ員數ハ皆出產高ヲ載ス、但其全額ヲ筆

テ輸送スルニ非ス

○古跡 豊後四誌其他古記ニ載セサルモノモ、久シク土人ノ口碑ニ依ルモノハ、其口碑ノ際之ヲ記載シ以テ、敘古ノ料ニ供ス

(中略)

○広瀬村 本村ヨリ五里山香郷ニ属ス

古時上片吹、梅ノ木、妙徳寺、平田中、吹風、北野原、一ノ尾、竹尾、大迫、久保、大川司、高瀬、迫田、石原、庄ヶ田、清水、舟ヶ尾、龍門寺、屋根ヶ田、大重見、小重見、柚ノ木田、下二ノ尾、上二ノ尾、平山、鍛冶

屋敷、^ノ 藤下、松尾、上松尾、後松尾、御入山、辻ノ三拾四丁タリ、後幸
根木村合シテ者村トナリ、本村ノ稱ヲ用ユ

鹽城 東八八坂村ト原野ヲ以テ界トシ、藤原村ト長川原及ヒ山野ヲ以テ界ス、
西八八坂村ト原野耕地ヲ境トシ、南ハ字大久保・原野並ニ、鹿ノ住ケ嶺
ヲ以テ日田村ト界シ、北ハ倉成村ト山野及ヒ耕地ヲ以テ界トシ、小武村
ト耕地山野ヲ以テ界ス

幅員 東西三拾五町四拾八間、南北、志里貳拾壹町貳拾伍間

沿革 村柴村ニ出ス

里程 大分県庁元集大各々大分町田橋中交ニアリヨリ北方、八里拾七町拾貳間五尺
七寸、櫻井本村字花ノ田四百貳拾七番地安海代太田郡南南間、東方九里二町ノ地ニアリ
東方八坂村へ、志里貳拾八町五拾壹間貳尺五寸、東南藤原村へ、志里六
町拾八間壹尺八寸、西北野原村へ、拾八町五拾壹間貳尺壹寸、北方倉成
村へ貳拾町三拾四間壹尺、小武村へ貳拾貳町六間五寸

地勢 四面山嶽擁抱シ、八坂川中央ヲ貫流シ、土地窮僻人家散居シ、運輸甚々
便ナラス

地味 其色赤、其實悪、稲稔・桑・茶ニ適セズ、旱ニ苦ム

地味 田百六拾四町九段三畝貳拾壹畝、畑五拾七町八反拾貳畝、宅地拾三町貳畝拾八畝、山
林六世三町八反壹畝拾五畝、原野三百六拾九町九畝二畝、總計五百六拾八町八反六畝九
畝

無税地 荒地四町八反五畝六畝、社地壹反壹畝貳拾壹畝、埋葬地壹町三反六畝拾九畝、溜池六町
步

官有地 原野貳百五拾町壹畝、秣場百拾九町九畝九步、掲示場二畝、總計三百六拾九町九畝陸畝
四反六步、總計按試町七反三畝拾五步

實租 地租金貳千四百拾貳円八拾壹錢七厘、酒稅額金貳拾九圓七錢八厘、銃獵稅金七圓、牛
馬充實稅金九圓、總計金貳千八百七圓九拾九錢五厘

戸數 本總貳百貳拾伍戸半、社宅戸小共、寺貳戸、神宮酒造壹宅、其茶壹宅、總計貳
百貳拾八戸

人數 男五百三拾壹口半、女五百四拾七口半、總計千七拾八口、他出居者四人

牛馬 男八人、女八人
牝牛 七百七拾八頭、牝牛三拾七頭、總計八百一拾五頭、牡馬六拾三頭、牝馬
三拾壹頭、總計九拾四頭

山 鹿鳴越嶺秀武百六拾文、(一)鹿尾山、最高故ニテヲ謂ス、朝日郡志里長吉町、村南ニアリ、
嶺上ヨリ七分シ、東八八坂村ト界シ、西八八坂村及日田村ト界シ、南ハ藤原村及日田村ト界シ、
北ハ藤原村及本村ト界シ、山腹東ハ遠近トシテ城山嶽津田ノ嶺山トナリ、西南ハ龜見岳ニ
連ル、野原立修根遠嶺、本村ノ北部ヲ中斷シ、孔窟間峠ヲ經ル嶺トシ、東路ハ八八坂野道
トス、西ハ倉成野道トシテ連スル支道トス、陸軍省樹木生七、探査官野原嶺

定路ノ登ル可キナシ、淡水半區津田二湧出シ、本村各川ノ源トナル

川 八坂川二河二匯ス、深泉、淺泉五、計四間、狭谷五間、長谷里長吉町、流レ
兼ニシテ水清シ、源ヲ南畑村字上野内ニ發シ東流、日野、野原村ヲ經テ、倉成村ニ至リ、
立石川ヲ合シ、本村ノ西北、字等ノ源ヨリ來リ、村中各川ヲ合シ原川、村北ヲ東流シ、宇直
ノ水(藤原村ニアリテハ八八坂ト呼ブ)ニ至リ、藤原村ニ入ル、阿村以東、各村ヲ經テ海
ニ入ル、御入山川三等河ニ匯ス、深八尺、淺六寸、広六間、發三間、流レ兼ニシテ水清シ、
源ヲ野原村字小野原ニ發シ北流、字間所ニテ本村ニ入リ、村南ヲ北流シ、半野合田ニ至リ八
坂川ニ入ル、長拾五町、小野原川三等河ニ匯ス、深壹丈、淺八寸、広七間、發四間、流レ
兼ニシテ水清シ、源ヲ野原村字小野原山間ニ湧出シ、北流三町陸畝トナリ、北流本村ノ南界
半野原ヨリ來リ、村南ヲ東北ニ流シ、宇直ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾六町、岩崎川三等河
ニ匯ス、深五尺、淺四寸、広三間、發壹間、流レ兼ニシテ水清シ、源ヲ小武村野原谷
ニ發シ、東南ニ流レ本村ノ西北、字志見ヨリ來リ、村北ヲ南流シテ本村ノ東川ニ入ル、
長拾貳町、一ノ尾川三等河ニ匯ス、深八尺、淺六寸、広八間、發四間、流レ兼ニシテ水清シ、
源ヲ小武村字東ヶ谷ニ發シ南流、阿村字切畑ニ至リ、小武川ヲ合シ村ノ東川ニ入ル、高ヨリ
來リ、村ノ東北ヲ南流シ、半野合田ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾六町、東谷原川三等河ニ
川三等河ニ匯ス、深四尺、淺四寸、広五間、發貳間、流レ兼ニシテ水清シ、源ヲ村南半
原月池ニ發シ、村南ヲ東流シ半野ノ水ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾五町、小重見川三等河ニ匯ス、
深七尺、淺六寸、広五間、發壹間、流レ兼ニシテ水清シ、源ヲ村東半原谷ニ發シ東北
ニ流レ、村ノ東南ヲ北流シテ字付二五リ八坂川ニ入ル、長拾四町、清水後川三等河ニ匯ス、
深八尺、淺六寸、広五間、發四間、流レ兼ニシテ水清シ、源ヲ村ノ東南半原谷ニ發シ東北ニ

民業 男員ヲ集トスル 或百廿拾四戸

○野原村

本村古ヨリ本郷山香部ニ属ス、古時、貫井、恒道、西野原ノ三村タリ、明治三年二月合シテ一村トナリ、本村ノ称ニ改ム

疆域

東北ハ耕地山野ヲ以テ倉成村ニ界シ、東南ハ原野耕地ヲ以テ広瀬村ニ界シ、西ハ原野ヲ以テ日指村ニ界シ、南ハ鹿嶋越山ノ原野ヲ以テ日出ノ豊岡村ニ界シ、北ハ内河野村ト耕地ヲ以テ界ス

幅員

東西ニ拾町四拾間、南北ニ卷里貳拾五町貳拾七間余

沿革

日出村ニ出ス

里程

大分縣庁元禄村大分町田中中央ニアリヨリ北方、八里拾八町三拾間卷里貳寸、深柱本村至ニ支千八百四拾八町、小田ノイ原毛野原、北方至拾六町四里五寸ノ地ニアリ、東方広瀬村ヘ拾八町五拾卷間貳尺卷寸、倉成村ヘ拾八町卷間貳尺貳寸、西方日指村ヘ、卷里拾五町三間四尺三寸、西北内河野村ヘ貳拾八町拾八間四尺三寸、南方豊岡村ヘ貳里拾五町三拾貳間四尺

地勢

南ハ鹿嶋越嶺懸崖シ、西北ハ山嶽群立、八坂川村ノ中央ヲ東流シ、独リ北方ノミ耕地平坦ナリ、運輸便ナラス薪炭ニ富ム

地味

其色赤、其實美、稲黍ニ宜シ、桑茶モ亦地ニ適ス、時アツテ芋ニ苦ム

税地

田百八拾貳町七反六釐三、畑六拾八町九釐九、宅地拾二町四反貳貳六、山林園地五町七反三釐貳、原野四百五拾七町四反三釐貳七、總計七百六拾七町四反四釐貳拾七歩

無税地

荒地六町貳貳六、嶽下地三拾壹畝、溜池三町貳反四拾八畝、埋葬地七反四畝、拾壹歩、總計八町五畝拾七歩

官有地

社地四反六畝拾貳畝、山林拾五町四畝三歩、林場四百四拾壹町九反三畝拾貳歩、原野三百町貳、總計四百五拾七町四反三畝拾七歩

賃租

地租金三千百七拾七圓三錢貳厘、牛馬賃買稅金拾六圓、酒稅稅金五拾圓、銃銀稅金拾壹圓、總計金三千貳百貳拾四圓三錢三釐貳厘

戸數

本籍貳百六拾四戸、土著貳百、平民貳百六貳戸、社宅戸小社、總計貳百六拾五

人 數

男五百七拾八口上歳六口、平民五百七拾七口、女五百六拾六口士族五口、平民五百六拾壹口、總計千四百四拾四口世帯男男女女

牛 馬

牡牛百七拾七頭、牝牛六拾貳頭、總計貳百三拾九頭、牡馬七拾四頭、牝馬三拾四頭、總計百八頭

山 川

鹿嶋越嶺嶺頂百拾六丈、宇佐住山、最高之故之ヲ測ス、周圍壹里廿壹町、村南ニアリ、嶺上ヨリ七分、東ハ豊原村屬シ、西ハ日指山嶽ニ行クニ至リ、南ハ豊原村自出野村ニ至リ、北ハ広瀬村及ヒ本村ニ至リ、山嶽東ハ尾道トシテ流山嶽津雲出ノ深山トナリ、西南ハ尾道ニ至リ、東路ハ尾道ニ至リ、郡界尾道連鑿鑿連鑿本郷ノ北鄙ヲ中斷シ、乳道間余里點標高ニ至リ、東路ハ小倉前道トス、西ハ豊原國界在野田村ト連スル支道トス、諸峯標高本生七、尾道至野田村、寬路ノ登ル可キナシ、泉流々ニ歸キ、本村ノ川流、皆此ニ起ル

川

八坂川一帯河二流ス、源九尺、流三反、広四拾壹間四尺、後拾五間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟後流セテ地防ナシ、源ヲ南瀬村字今堀(上河内トモ稱ス)ニ發シ流決、日指村ヲ經テ村西字火野ヨリ來リ、村ノ中央ヲ東流シ、宇佐住山ニ至リ廣成村ニ入ル、長松拾四町、樋掛川三帯河二流ス、源三尺、流壹町、狹貳間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟後流セテ地防ナシ、源ヲ村ノ西南字等ニ發シ、諸峯小流ヲ經テ村南ノ北流シ、宇高月ニ至リ八坂川ニ入ル、長三拾間、川中廿ヶ所ヲ經キ、田三帯河源反五畝廿七歩ノ用木トス、小野尾川三帯河二流ス、源貳尺、流壹町、狹貳間、源ヲ村南字小野尾山嶽ニ源出シ北流スル、三町澤若トナリ、村ノ東南ヲ東北ニ流レ、宇佐住山(廣成村ニアリテハ森ト稱ス)ニ至リ広瀬村ニ入ル、長八町、下流ニ源村ニ至リ八坂川ニ入ル、川中二ヶ所ヲ經キ、田四町九反五畝拾壹歩ノ用木トス、御入山川三帯河二流ス、源貳尺、流壹町、狹貳間、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村南字後ノ二帯河ニ出ル、川中廿ヶ所ヲ經キ、小野尾川ヲ經テ、宇高月ニテ広瀬村ニ入ル、長拾間、里拾五町、村南ヲ東ス、立石川川一帯河二流ス、源五尺、流壹町、狹貳間、源ヲ水清ク味淡シ、源ヲ吉野村字樋池ニ發シ北流、立石村ヲ經テ、岡村字宮宮ヨリ來リ、村北ヲ東流シ、宇高月ニ至リ廣成村ニ入ル、長八町、下中流澤村ニ流ス、村後拾五町、八坂川ノ上流字中尾ニアリ、水濁キ反五寸、立石三帯河、石丸、落水波村ニ流ス、村西三町、八坂川ノ中流字青木ニアリ、水濁キ反

運石等、今備中現在ス、天正中、田北領、本庄領此二屋、寛永十五年、領主下氏
丞之ヲ願致ス、山八原然陸船船檢登リ難ク、樹木七ノ端野字野敷スルノミ

物産 薪 三万五千七百貫、炭 三万三百貫、縄 (實邊) 壹万七千七拾束、日出村ニ轉送ス
民業 男婦ヲ兼トスル者、貳百六拾貳戸、飯ノ兼トスル者壹戸

○小武村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬ス、古時志村タリ、明治三年、大扁平村ヲ合
併スルモ同八年三月、木村ノ内字松村ヲ裂キ、元大扁平村ニ編入、分テ
賦村トナル

疆域 東八大扁平村ト小野高熊ノ山嶺ヲ以テ界シ、西八倉成村ト研石山麓筋ヲ
界トシ、南八広瀬村ト耕地山野ヲ以テ界トシ、東南八原野ヲ以テ八坂村
ニ界シ、東北八岡東部波多方村ト、内川野渡及原野ヲ境トス

幅員 東西三拾町拾五間、南北三拾貳町貳拾間

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁花畑大分事大町取田橋中央ニアリヨリ北方、九里拾壹町六間三尺七
寸、難往本村子小武同九拾三番地、小武寺番地西兩南方、拾間五尺寸ノ地アリ、東方

大扁平村へ、壹里八町四間五寸、八坂村へ貳里五町壹間五寸、西方倉成
村へ拾九町貳間四尺五寸、南方八廣瀬村へ貳拾貳町六間五寸、北方岡東部
波多方村へ壹里拾九町拾貳間三尺

地勢 東西北ノ三面、高懸村越井等ノ諸山ヲ負ヒ、南ハ耕池原野ニ連リ、運輸
便ナラス、新炭用ニ足ル

地味 其色赤、其質美、粗土細砂ニ適スルモ、時々卑ニ苦ム

税地 田八新田町五反四畝三歩、畑四拾町六反八畝六歩、宅地七町貳反四畝拾四歩 (内寺院敷
二反五畝歩、山林九拾六町九畝歩、原野貳拾町壹、總計町百四拾八町五反八畝三歩

無税地 荒地壹町三反九畝拾壹歩、嶽下地四畝歩、掘野地壹町四反三畝拾壹歩、溜池貳町
六反三畝拾壹歩、總計町五町五反貳拾四歩

官有地 神社地壹反五畝三歩、山林二反壹畝貳拾七歩、林場四拾五町四反五畝歩、
原野貳拾町壹、掘野場六歩、總計六拾五町九反八畝六歩

賃租 地租金千貳百三拾壹兩六錢六分、銃猟税金八兩、酒類税金拾五兩、牛馬売買税金
貳兩、總計金千貳百五拾六兩六錢六分

戸數 本籍百六拾戸、民社老戸小寺、寺貳戸、其兼業者、其兼業者、總計百六拾三
戸

人數 男三百六拾八口、民女三百七拾口、民、總計七百三拾八口

牛馬 牝牛百四拾頭、牝牛四頭、總計百四拾四頭、牡馬四拾七頭、牝馬拾壹頭、
總計五拾八頭

山 越井山高百八丈、周回貳拾壹町、坂北平原ヨリ二分シ、東西南八本村ニ屬シ、北八岡東部
波多方村ニ屬ス、由原西八田原山ニ連リ、東八原山ニ連ス、端木茂生岳々、周回七八尺ノ

松樹アリ、長之ヲ稱フ松樹兼松村、字松井ヨリ上ル、高六間、小徑ニシテ峻リ、淡水泉、
一ハ半畝ニ湧キ、一ハ山麓ニ湧キ、下流シテ水ニ糖井池ニ入ル

立石川 三等河ニ屬ス、深壹尺、淺三寸、広拾三間、狹拾間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、
舟渡通ニス堤防ナシ、源ヲ野野村字輪取池ニ發シ、村西倉成村界字水ヨリ本村ニ入リ、

倉成村ト中央ヲ界トシ南流、村西字下新田ニ至リ八坂川ニ入ル、其間、山口川三等河ニ
屬ス、深九寸、淺四寸、廣拾間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟渡通ニス堤防ナシ、源

ヲ倉成村字本郷ノ山脚ヨリ發シ、間村原字窪田ヨリ村西字山口ニ至リ、西流シテ下流平川ニ
至リ立石川ニ入ル、長拾壹町貳間、倉成村ニテハ本郷川ト稱ス、小武川三等河ニ屬ス、深七寸、

淺三寸、広三間五尺、狹壹間三尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟渡通ニス堤防ナシ、源ヲ村北
字西谷ニ發シ、村西ヲ南流シテ字五反田ニ至リ、今瀬川ニ合シ、廣拾三間、深二尺八寸川ニ

入ル、長四拾貳町貳拾八間、今瀬川ニ合テ河ニ屬ス、深壹尺、淺三寸、広五間、狹壹間、流レ
急ニ水清ク味淡シ、舟渡通ニス堤防ナシ、源ヲ村東北原山ニ發シ、村東ヲ南流シテ流渡

ヲ合シ、字五反田ニ至リ小武川ニ入ル、長壹里九町三拾間五尺、長川川三等河ニ屬ス、深
五寸、淺三寸、広貳間三尺、狹四尺、源ヲ村東、字長谷ノ池ニ發シ、中津三ツツ令瀬川ニ

入ル、其間長八町ニ至リ長谷ニ合テ河ニ屬ス、深七寸、淺三寸、廣拾三間、深七寸、淺三寸、
広貳間、狹三尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟渡通ニス堤防ナシ、源ヲ村東字切二發シ、源

村東ヲ南流シ、字中津ニ至リ今瀬川ニ入ル、長拾五町、東治川三等河ニ屬ス、深三尺、
淺貳寸、廣二間、狹壹間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟渡通ニス堤防ナシ、源ヲ村東東谷池ニ

發シ村東ヲ南流、字山下ニ至リ今瀬川ニ入ル、長拾町、徳野川三等河ニ屬ス、深三寸、

漢式す、広二尺、横三尺、流し礎タ水南ク味流シ、自茂通セテ堤防ナシ、淵ヲ村北、宇能野

ノ渡間ニ築シ南流シ、宇能尻ニテ広瀬村ヲ入リ神前トナル、長尺貳拾間、五反田渡広瀬

路ニ築ス、村南九町、小武川ノ下流、字五反田ニアリ、瀧澤ノ下流、広武町三石瓦、山ノ下

流渡路ニ築ス、村東於七町、東止川ノ下流、字山ノ下アリ、瀧三寸、広三間石瓦、神田

渡村路ニ築ス、村東拾町長井ノ下流、字神田ニアリ、深八寸、広武町一尺、飛石瓦、藤

ノ水渡八坂路ニ築ス、村東拾町、今畑川ノ下流、字藤田ニアリ、深三寸、広五町石瓦、

山口橋山香路ニ築ス、村東拾町架シテ山口川ノ下流、字山ノ下アリ、水深七尺、広三間

長尺三間、幅三間、被土橋、寺ノ脇橋山香路ニ築ス、村北志野架シテ小武川ノ下流、字寺

ノ脇ニアリ、水深貳尺、広貳間、幅長壹間、石橋、峯ノ下橋山香路ニ築ス、

村東架町架シテ峯ノ下橋ノ下流、字峯ノ下ニアリ、水深貳尺、幅長六間、幅壹間、

石橋、冷泉橋山香路ニ築ス、村東拾町架四架シテ、今畑川ノ下流字角ノ本ニアリ、水深壹

尺、広四間一尺、幅長四間、幅壹間也、被土橋、下横川橋山香路ニ築ス、村東架町架

シテ長井川ノ下流、字長井ニアリ、(岩ノ間ヲ流レ水深捌ケレ)、広貳間、幅長貳間、幅壹間

石橋上横川橋山香路ニ築ス、村東拾六町架シテ長井川ノ中流長井谷ニアリ、水深上一間、

広壹間三尺、幅長貳間三尺、幅壹間、石橋、初指橋八坂路ニ築ス、村南架町架シテ小武

川ノ下流、字初指ニアリ、水深三寸、広貳間三尺、幅長貳間、幅壹間、被土橋、中ノ頂橋

村路ニ築ス、村東拾二町架シテ今畑川ノ中流、字中ノ頂ニアリ、水深壹尺、幅長五間、

幅壹間也、被土橋、中畑橋村路ニ築ス、村東拾七町架シテ、今畑川ノ上流、字中畑ニアリ、

広貳間、水深三寸、幅長貳間、幅三尺、被土橋、坂口橋村路ニ築ス、村西架町架シテ小武

川ノ下流、字坂口ニアリ、水深四寸、広貳間三尺、幅長貳間、幅五尺、被土橋、峯ノ下瀧

村東本道行橋ヨリ、村南、二分一ニ至リ小武川ニ入ル、長六町、幅壹間、田窪町架シテ用水ト

ナス

池沼

山池東西五拾八間、南北貳拾三間、四町架七間、村西ニアリ、越井池東西三拾五間、

南北拾八間、堀廻架町架、村東ニアリ、西岳池東西拾五間、南北貳拾間、堀廻架町架

架、堀廻架、村北ニアリ、長谷池東西三拾四間、南北三拾八間、堀廻架町架、村南ニアリ、

東岳池東西壹町、南北三拾五間、堀廻架町架、村北ニアリ、苧原池東西貳拾七間、

南北貳拾間、堀廻架町架九間、村東ニアリ、猪短池東西四拾間、南北拾五間、堀廻架

町架、村東ニアリ、以上、諸池皆村ノ用水トナス

道路

山香道ニ築路ニ築ス、村ノ東南大井村架、字小武川ヨリ村西倉成村架、字畠田井川橋

(高水トモ五フ)ニ至ル、橋三間架四町架、幅壹間也、字峯(八坂村界ニ接スル

越)ヨリ南ニ折レ、字白水、辻ニ向テ支道アリ、八坂路トナス、八坂路ニ等通路ニ築ス、村

ノ東部山香路、字長谷ヨリ村南、八坂路ヲ南流ニ至ル、長三町、幅壹間、字小武ヨリ南北

ニ折レ支道アリ、北八間架、波多力路ニ架シテ、南八間架、波多力路ニ架シテ、波多力路等

道路ニ築ス、村ノ中央八坂路、字小武ヨリ村北、堀廻架波多力村架、字横田ニ至ル、長尺

四町架、幅壹間、広瀬路ニ築路ニ築ス、村ノ中央八坂路、字小武ヨリ村南、堀廻架

字能野ニ至ル、長拾貳町架、幅壹間、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

小武ヨリ村南、堀廻架、字能野ニ至ル、長拾貳町架、幅壹間、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、堀廻架、

野村二、田原山ノ流脈、字坂山ノ路ヲ以テ下村二界シ、南ハ辨地山林ヲ以テ広瀬、野原野村ニ隔リ、北ハ本嶽田原山頂上ヲ以テ國東郡平野村番掛村ニ界ス

幅員

沿革

里程

地勢

地味

税地

無税地

官有地

賃租

戸數

人數

牛馬

山

東西武拾五町拾間、南北三拾五町拾六間

大分県庁五條分郡分町領中興中央ニヨリ北方八里三拾壹町五拾貳間五尺貳寸、横野村、宇波安寺三百三拾三番地、河野全五郎屋敷門前、東方壹町五間、ノ地ニアリ、東方小武村へ拾九町貳間四尺五寸、広瀬村へ貳拾町三拾四間壹尺、西方下村へ三拾貳町五拾六間貳尺、内河野村へ三拾貳町貳拾三間四尺八寸、西南野原村へ拾八町壹間貳尺貳寸、北方國東郡平野村へ壹里貳拾五町四拾三間五尺五寸

東北研石岩嶽嶽外横ノ諸山ヲ負ヒ、西ハ板山ニ倚リ人家其間ニ散居シ、南方崖ニ平衍ニ属ス、運輸便ナク新炭ニ乏シ

其色亦多ク砂石ヲ交ヘ、其實亦美ナラス、粗小稲麦ニ適スト雖モ地味瘠薄、殊ニ旱ニ苦ム

田百貳町貳拾四畝、畑三拾五町貳反三畝貳拾七畝、宅地九町貳反六畝貳拾貳歩(内、寺院地壹畝九畝貳拾七畝)、山林三拾六町八反九畝拾五歩、原野貳拾五町、總計貳百貳拾五町貳反貳拾七畝

荒地壹反五畝九歩、埋葬地九反四畝六歩、溜池貳町貳反三畝拾五歩、社地五畝九歩、總計三町四反八畝九歩

地味九拾八町六歩、原野貳拾五町歩、總計貳百貳拾三町歩

地租金七拾六兩九錢六分六厘、酒類税金貳拾兩、銃氣税金六兩、牛馬売買税金五兩、總計壹兩八錢拾四兩六厘

本嶽百五拾八戸、男、女、寺貳戸、僧貳、總計百六拾壹戸

男三百五拾四口、女三百五拾四口、總計七百四口

牛馬、牡牛百三拾四頭、牝牛四頭、總計百三拾八頭、牡馬四拾八頭、牝馬拾頭、總計五拾八頭

本嶽山麓百八拾大、園田五畝、村北ニアリ、嶽上ヨリ五分、東ハ國東郡石丸村ニ屬シ

川

南ハ赤村ニ屬シ、北ハ國東郡赤野村ニ屬シ、西ハ國東郡平野村及本嶽下村ニ屬シ、山脈張リシ樹木ナク、唯草ヲ生シ、嶽上若石嶺立、列岳狀嶽嶽ノ如シ、嶽上ノ麓山ト名テ、嶽上ヲ以テ園東ト、遠見嶽嶽ノ分界トス、此山園東郡ニアリテハ田原山ト稱ス、登嶽峯、村ノ西北ト村山ノ口ヨリ上ル、嶽嶽嶽嶽八町、嶽ニシテ流シ

八坂川ニ等河三屬ス、深壹尺五寸、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ兩村字上河内ニ發シ軍流、日指、野原野村ヲ經テ、村南ノ龍ノ鼻ヨリ集リ、村南ヲ東流シ、字落合ニ下リ立石川ヲ合シ南流、広瀬川ト稱シ、村南ノ龍ニ依リ龍村字大井半二入ル、其間長拾貳町、流津村龍津ナル、立石川ニ等河二屬ス、深五尺、流急、流レ急ク味淡シ、源ヲ村西野野村、字龍池ニ發シ軍流、立石、下河村ヲ經テ村西、字内河野村字東ヨリ集リ、村西ヲ南流シ河村、字下河川ノ中央ヲ以テ稱シ、村西野野村ニ等河三屬ス、字間所ヨリ四河野村ニ入ル、其間長八町五拾間、同村ヲ經テ河村、字嶽木ヨリ本村ニ入り、源東流、字嶽木ニ至リ南流、小武村ト稱シ、東南、字落合ニ至リ八坂川ニ入ル、其間長拾七町三拾間、板山川ノ廣間、狭間ニシテ河三屬ス、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ村西北、字平口ノ山間ニ發シ南流、村西野野村ニ至リ立石川ニ入ル、其間長拾五町、此川高岩ヨリ急流下流シ、凸凹嶽嶽低嶽ノチ多ク、深淺異ニ流ルヲ稱ス、大西川ノ廣間、長拾三町、三等河三屬ス、流レ急ニ水清ク味淡シ、合流嶽嶽ニシテ源ナシ、源ヲ村北平大園ノ田間ニ發シ南流、村北字川久保ニテ立石川ニ入ル、長拾三町、妙善坊川ニ等河二屬ス、広瀬川三尺、嶽嶽間、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村西妙善坊ノ田間ニ發シ、舟楫セズ難流ナシ、南ヲ村東本村ニテ立石川ニ合ス、長拾八町、山口川ニ等河二屬ス、長拾三町、狭間所ヨリ、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟楫セズ難流ナシ、源ヲ村北本嶽山間ニ發シ、村ノ東北ヲ南流シ村東平園田ニテ小武村ニ入ル、長拾三町、本嶽下村龍津、本嶽川ト稱ス、以上三川ノ高地下河内ヲ以テ、水ノ源決定マラス、鐵富渡下村龍津ニ屬ス、村西拾五町、立石川ノ上流、字嶽嶽ニアリ、水深七寸、廣二畝石、河原渡内河野村ニ屬ス、村南貳町、立石川ノ中流、字七ノ江ニアリ、水深七寸、廣二畝石、古殿渡村龍津ニ屬ス、村東貳町五畝、立石川ノ中流、字古殿ニアリ、水深七寸、廣二畝石、完備渡河野村ニ屬ス、村東五町、八坂川ノ上流、字龍峯ニアリ、水深七寸、廣二畝石、花澤橋山野村ニ屬ス、村東五町、立石川ノ下流、字嶽木ニアリ、水深七寸、廣二畝石、廣長坊間、中嶽間、被土嶽、岸川橋山野村ニ屬ス、村東五町、

社

八幡社村、地重西池六間、南北六間、面積五畝八畝、村ノ中矣、字龜子ニアリ、伊賀大宮、延徳大宮ノ祭、祭日十一月十五日、明治六村社二列ス
正高寺等曹製系、東西三間四間、南北七間、面積貳反壹畝九分、日蓮村松聖寺東、村ノ中

堤

中村堤八坂川二泊、村東字兼元ニアリ、長貳拾貳間、馬路壹間、堤三間、埽
備費分八宮二間、八分八厘二滴ス

塘

三方池ニ至ル、長拾六町四間三間、山背間、陸阻ナリ、上野村ヲ結テ音掛取ニ出ツ

道

山香往還ニ等道路ニ置ス、村南広瀬村、字大井キヨリ向テ野取村、字龜ヶ島ニ至ル、長六町貳拾四間、巾貳間、野取村ニテ小倉街道ニ合ス、山香路ニ等道路ニ置ス、東方小武村、字兼元(小武村ニテハ龜田若川橋ト云フ)ヨリ、南ハ野原村界ヲ越テ(野原村ニテハ五南ト云フ)ニ至ル、長三町貳拾貳間、巾壹間、村東字龜ノ長ヨリ西ニ折レテ下村、内河野村路アリ、下村路ニ等道路ニ置ス、村南字藤ノ森ヨリ村西内河野村、字龜高ニ至ル、間村ニテ小倉街道ニ合シテ下村ニ進ス、長貳拾四町貳拾貳間、巾壹間、村ノ中央、字龜高ヨリ北ニ折レ、四重原平野村路アリ、内河野路ニ等道路ニ置ス、村南山背間、字龜ノ森ヨリ村西内河野村、溝高道ヨリ内河野村、字兼元ニ至ル、長拾七町五間五間(三三方池ニ至ル、長拾六町四間三間、山背間、陸阻ナリ、上野村ヲ結テ音掛取ニ出ツ)中村堤八坂川二泊、村東字兼元ニアリ、長貳拾貳間、馬路壹間、堤三間、埽

池

山香往還ニ等道路ニ置ス、村南広瀬村、字大井キヨリ向テ野取村、字龜ヶ島ニ至ル、長六町貳拾四間、巾貳間、野取村ニテ小倉街道ニ合ス、山香路ニ等道路ニ置ス、東方小武村、字兼元(小武村ニテハ龜田若川橋ト云フ)ヨリ、南ハ野原村界ヲ越テ(野原村ニテハ五南ト云フ)ニ至ル、長三町貳拾貳間、巾壹間、村東字龜ノ長ヨリ西ニ折レテ下村、内河野村路アリ、下村路ニ等道路ニ置ス、村南字藤ノ森ヨリ村西内河野村、字龜高ニ至ル、間村ニテ小倉街道ニ合シテ下村ニ進ス、長貳拾四町貳拾貳間、巾壹間、村ノ中央、字龜高ヨリ北ニ折レ、四重原平野村路アリ、内河野路ニ等道路ニ置ス、村南山背間、字龜ノ森ヨリ村西内河野村、溝高道ヨリ内河野村、字兼元ニ至ル、長拾七町五間五間(三三方池ニ至ル、長拾六町四間三間、山背間、陸阻ナリ、上野村ヲ結テ音掛取ニ出ツ)中村堤八坂川二泊、村東字兼元ニアリ、長貳拾貳間、馬路壹間、堤三間、埽

沼

弘安寺池東西三間、南北五拾六間、面積八町、村西ニアリ、狐半池東西貳拾間、南北四拾五間、面積貳町七間、村北ニアリ、越原池東西壹町拾間、南北五拾六間、面積三町貳拾間、村北ニアリ、以上新村ノ用水トナス

路

山香往還ニ等道路ニ置ス、村南広瀬村、字大井キヨリ向テ野取村、字龜ヶ島ニ至ル、長六町貳拾四間、巾貳間、野取村ニテ小倉街道ニ合ス、山香路ニ等道路ニ置ス、東方小武村、字兼元(小武村ニテハ龜田若川橋ト云フ)ヨリ、南ハ野原村界ヲ越テ(野原村ニテハ五南ト云フ)ニ至ル、長三町貳拾貳間、巾壹間、村東字龜ノ長ヨリ西ニ折レテ下村、内河野村路アリ、下村路ニ等道路ニ置ス、村南字藤ノ森ヨリ村西内河野村、字龜高ニ至ル、間村ニテ小倉街道ニ合シテ下村ニ進ス、長貳拾四町貳拾貳間、巾壹間、村ノ中央、字龜高ヨリ北ニ折レ、四重原平野村路アリ、内河野路ニ等道路ニ置ス、村南山背間、字龜ノ森ヨリ村西内河野村、溝高道ヨリ内河野村、字兼元ニ至ル、長拾七町五間五間(三三方池ニ至ル、長拾六町四間三間、山背間、陸阻ナリ、上野村ヲ結テ音掛取ニ出ツ)中村堤八坂川二泊、村東字兼元ニアリ、長貳拾貳間、馬路壹間、堤三間、埽

田

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

村

弘安寺池東西三間、南北五拾六間、面積八町、村西ニアリ、狐半池東西貳拾間、南北四拾五間、面積貳町七間、村北ニアリ、越原池東西壹町拾間、南北五拾六間、面積三町貳拾間、村北ニアリ、以上新村ノ用水トナス

所

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

業

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

物

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

産

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

村

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

所

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

業

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

物

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

産

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

村

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

所

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

業

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

物

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

産

立石川ノ水ヲ引テ下流立石川ニ入ル

地

勢 西南小倉倉ノ諸山ヲ負ヒ、北ハ嶽ノ堂ノ諸山ヲ控シ、運輸便ナラス

味

其色黒、其質美、稲梁ニ宜シ、時々旱ニ苦ム

地

田八拾七町九反三畝拾三畝、畑國拾壹町貳畝拾壹畝、宅地七町五反八畝貳拾壹畝、原野六拾七町八反五畝二畝、總計貳百四十四反八歩

稅

田八拾七町九反三畝拾三畝、畑國拾壹町貳畝拾壹畝、宅地七町五反八畝貳拾壹畝、原野六拾七町八反五畝二畝、總計貳百四十四反八歩

幅

東西三拾町貳拾六間、南北貳拾八町

沿

立石村ニ出ス

里

大分限庁五五五分都大分町東田中村ニヨリ北方九里拾四町五拾五間五尺、東方倉成村、宇留山六拾畝、赤木銀三郎宅前面、北方六町貳段ノ地ニアリ、東方倉成村ハ三拾町五拾六間貳尺、西方立石村ハ貳拾四町拾貳間四尺五寸、南方内河野村ハ三拾壹町五拾七間五尺、北方國東郡平野村ハ巷里二町拾五間二尺九寸

彈

東ハ倉成村ト田原山ノ流、字板山ヲ以テ界トシ、西ハ耕地ヲ以テ立石村ト境シ、南ハ内河野村ト山野ヲ以テ界トシ、北ハ國東郡平野村ト原野ヲ以テ界トス

城

東ハ倉成村ト田原山ノ流、字板山ヲ以テ界トシ、西ハ耕地ヲ以テ立石村ト境シ、南ハ内河野村ト山野ヲ以テ界トシ、北ハ國東郡平野村ト原野ヲ以テ界トス

員

東西三拾町貳拾六間、南北貳拾八町

革

立石村ニ出ス

立

立石村ニ出ス

石

立石村ニ出ス

村

立石村ニ出ス

所

立石村ニ出ス

業

立石村ニ出ス

物

立石村ニ出ス

産

立石村ニ出ス

村

立石村ニ出ス

所

立石村ニ出ス

業

立石村ニ出ス

物

立石村ニ出ス

産

立石村ニ出ス

村

立石村ニ出ス

所

立石村ニ出ス

業

立石村ニ出ス

物

立石村ニ出ス

産

立石村ニ出ス

村

立石村ニ出ス

所

立石村ニ出ス

業

立石村ニ出ス

物

立石村ニ出ス

産

立石村ニ出ス

村

立石村ニ出ス

所

立石村ニ出ス

業

立石村ニ出ス

無税地 宛地寺町四貳拾七畝、狸舞地七反七畝拾九歩、瀧池武区三畝五歩、總計町四貳反

越前拾壹歩

官有地 社地九畝拾五歩、山林地町貳貳反八畝貳拾四歩、瀧池寺町貳反五畝歩、總計壹町貳六反

三畝九歩

賃租 地租金千五百圓拾七圓拾五錢四厘、車税金三圓、牛馬売買税金四圓、總計金

千五百五十四圓四錢五錢四厘

戸数 本籍、百八拾四戸平民、社老戸小姓、總計百八拾五戸

人数 男三百六拾壹口平民、女三百六拾八口平民、總計七百貳拾九口

牛馬 牝牛七拾七頭、牝牛壹頭、總計七拾八頭、牡馬三拾七頭

車 人力車三輛

山 本嶽山南百八拾丈、圓田五畝、村東ニアリ、嶺上ヨリ五分、東八邊基石九村二畝シ、

西八邊基石村二畝シ、南八邊基石村二畝シ、西八本村二畝シ、北八邊基石村二畝シ、山

懸立ス、樹木ナク草莽ヲ生ス、嶺上石岬立降立降狀勢如ク、因テ又嶺山ト云ク、嶺上

瀧見ノ節東瀧見ノ分界トス(田東郡ニテハ田原山ト稱セ、是路壹里東、宇山ノ口ヨリ上ル、

高峯五畝八町、嶺ヲス

立石川三等河ノ源ス、深三尺、流三寸、弘雅寺間、流七間、瀧ヲ吉野渡村輪原池ニ免

シ東流、立石村ヲ經テ村西、宇宮ヲ過リ來リ、村ノ中央東流、諸野渡流ヲ合シ、宇野日

ニ至リ内野野村ニ入ル、長松寺間、巴菰渡村ヲ過ス、村西武町ニ至リ、立石川(芭蕉川

トモ稱セ)ノ下流、宇宮ニ至リ、水深壹尺五寸、広八間、石瓦、下坂水渡村路ニ過ス、

村東四町、芭蕉川ノ下流、宇野東水ニアリ、水深壹尺、広七間、石瓦、牛原渡村路ニ過

ス、村東四町、芭蕉川(立石川ノ異名)ノ下流、宇野日(中流)ノ中流、宇山ニアリ、水深壹尺、

金山橋小倉街近五畝ス、村ノ中央東流、清田村(立石川)ノ下流、宇山ニアリ、水深壹尺、

広九間、橋長九間、中流段、長松寺間、芭蕉渡村路ニ過ス、村西六町ヲ經テ、東並流ノ流、

宇野日(芭蕉川)ノ下流、水深壹尺、広五尺、橋長四間、中流間、石橋、清田村路ニ過シ、

村西字田二至リ立石川ニ入ル、巾西尺、長拾九町、橋内行ヲ合シ田二入ル、田四八町四反

歩ノ用木トナス、遠流清田村東並流ニ免シ、宇野日(中流)ノ中流、宇山ニアリ、水深壹尺、

印寄町至二注ク、下瀧清田村立石村字河原ニ免シ、宇宮ヲ過リ來リ、宇野日(中流)ノ中流、

巾中尺、長拾九町、田七町六反九畝歩ニ注ク、新井字溝、宇野日(立石川)ニ

ナハ河原下畔ニヨリ起リ、村東ノ節三至ル、巾中尺、長拾九町、田三至反至二注ク、神

田清村字神田ヨリ起リ、同方字吉川ニ至ル、巾中尺、長七町、田廿九反六畝二注ク、

施田清村字外番田ヨリ起リ、村東字海ノ上ニ至ル、巾中尺、長九町、田三至七反九畝拾

畝歩ニ注ク、豆田清村西平小迫ヨリ起リ、村ノ東南字田二至ル、巾中尺、長九町、田七

町六反五畝六歩ニ注ク、御瀧清村ノ東南字田ヨリ起リ、同方河野村界城ニ至ル、巾

中尺五丈、長六町、印寄町四反七畝拾壹歩ニ注ク、塔中溝立石村掛堂ニ起リ、村西字

田二至ル、巾中尺、長三町、印寄町七反五畝歩ニ注ク、山ノ口谷止間、狹路、村ノ東

北字三本松ニ起リ南流シ、宇野日(中流)ニ至リ立石川ニ入ル、長七町、

六太郎谷岳邊間、狹路、村北字六太郎ニ至リ南流シ、宇野日(中流)ノ口谷ニ入ル、

長七町、按内谷尺四尺、狹路、村ノ西北字按内ヨリ起リ南流シ、宇野日(中流)ニ至リ

入ル、長七町、細田谷尺三尺、狹路、村南字田二至シ北流シ、宇野日(中流)ニ至リ

長五町

山 安賀母尾山崎七拾貳丈、圓田壹畝八町、村東拾五町ニアリ、嶺上ヨリ二云シ、東嶺八台

成村ニ過シ、西北八本村ニ過ス、田原山ノ山頂南ニ乘出、木山トナリ嶺取山ト名ク、下坂水

ヨリ登ル、崖物登見ハ安政六年ニ起リ、卷年出高二拾八貫、實積、安賀母尾山二百拾八丈、

村東八町横道山下、宇野日(中流)ニ至リ、安政六年ニ起リ、卷年出高六貫、實積、鏡石山高

六町宇野山ヨリ登ル、圓田壹町、村北武野ニアリ、崖物登見ハ安政五年ニ起リ、卷年出

高四拾五貫、實積、傍精石山字田、宇野日(中流)ニ至リ、其實積、鏡石山高

ナシ

池沼 床並池池邊町武野町、城北寺町新八町、圓田西町池邊町、村北ニアリ、遠流池、東並池七間

南北拾六町、圓田壹町、村西字吉村、以上村ノ用木トナス

道路 小倉街道、宇野日(中流)、村西字吉村、宇野日(中流)ノ村東内野野村界、宇野日(中流)、長

拾壹町五間、巾三尺、宇山ヨリ北ニ折リ、田東郡平野村二進ノ路アリ、宇野日(中流)北ニ

折リ、宇野日(中流)平野路ニ合ス、田東郡平野路三等路ニ過ス、村西字田ヨリ村北

田東郡平野村界、宇野日(中流)長拾八町四拾六町、巾三尺

八輪社社社、々々地邊西拾四町四尺八寸、南北九畝貳尺陸寸、面積九畝貳拾五歩、村東字馬

上ニアリ、応神天皇、南村島姫命、大山根命、柱三靈神傳々神ヲ奉ル、元龜二年十一月

陽三郎助、其後長元二通ヒ、朝野書紀、正應四年木下基田再興ス、明治六年村社二列ス

曆年十一月十五日

物産 安賣母尼賣賣、御給四員、筈賣賣、六百枚、燒石四拾五員、以上落付村三輪ス
民業 男勇ヲ集トスル者、百七拾三戸、既ヲ集トスル者五戸、集ヲ集トスル者九戸

○立石村

本村古ヨリ本部山番郷ニ属ス

古時山口・舟・五徳寺・長流寺・上尾密・龍ヶ尾ノ六村タリシニ、明治三年九月、山口・舟・五徳寺三村ヲ合セテ山口村トシ、長流寺・上尾密・龍ヶ尾ノ三村ヲ併セテ中村ト称シ、同八年三月復ニ二村ヲ併セテ一村トナリ、本村ノ称ニ改ム

壺城

東八下村ト耕地ヲ接シ、西八向野村ト溝渠又ハ山ノ背筋ヲ以テ界トシ、北八国東郡嶺善・佐野両村ト花嶽原野ヲ以テ界シ、西南八山中谷ヲ以テ

幅員

東西三拾壹町拾六間、南北三拾三町拾間
沿革 慶長元年、杉原長房伯耆守江州坂本ヨリ徒封梓築へ入城、之ヲ領シ同二年、早川長敏主馬房、府内城ヨリ焉ニ徙リ同五年、豊前国小倉城主・細

川忠興越中守代テ之ヲ領ス、其臣・有吉立行・松井康之、梓築ノ城代タリ、同六年、木下延俊右エ門大夫播磨姫路ヨリ徙封、日出へ入城旧宮ヲ修メ之ヲ改稱、之ヲ領シ後、寛永十九年、高五石ヲ割テ次子・延由島屋助ノ采地立石トシテトシ、民政ヲ文治セシム、羽柴俊清初本下臣助ト云ニ至リ王政革新、明治三年上地ニテ、田畠ノ所轄トナリシモ、同四年十一月、同県隔セラレテ大分県之ヲ管轄ス

里程

大分県庁元標大部大分町市街中央ニテリヨリ北方、拾里三町八間三三尺五寸標柱、本村市街ノ三百七拾壹間、田原原野居宅前面、東方六間、尾ニアリ、東方下村へ武拾四町拾貳間四尺五寸、西方向野村へ、卷里三町貳拾五間三尺五寸、南方吉野渡村へ武拾九町三拾三間四尺八寸
地勢 西ハ雲嶽ノ山脈延延シ、南ハ上平山ヲ負ヒ、祝儀山城等ノ諸山村中ニ蒞峙シ、北ハ鼻ヶ嶽ノ山嶺屏立シ、東ハ漸々平地ニシテ立石川流過シ、運

輪便ナラス市街アリト雖トモ人烟密ナラス

地味 其色黒、其質美ニシテ稲稔ニ適スト雖トモ水利ニ乏シ

税地 田百貳拾町八反五畝九歩、畑六拾壹町貳反九畝三歩、宅地拾四町九畝、原野百三町四反九畝貳拾壹歩、總計貳百九拾九町六反六畝貳拾壹歩

無税地 荒地三町四反六畝九歩、埋葬地貳町五反四畝九歩、總計五町九反六畝貳拾壹歩

官有地 原野三拾町七反歩、山林三拾八町貳反貳拾八歩、溜池貳町五反貳拾四歩、總計七拾三町四反三畝拾貳歩

賃租 地租金貳千貳百拾五圓三拾六錢五厘、酒類税金五拾五圓、牛馬売買税金三圓、銃獵税金拾圓、車税金七圓、總計金貳千貳百拾五圓三拾六錢五厘

戸数 本籍三百貳戸十壹世帯戸、平民三百壹戸、社戸小社、寺四戸世帯別荘三戸、日蓮宗壹

人数 男六百四拾四口土著二口、平民六百三拾七口、女六百三拾四口土著五口、平民六百貳

牛馬 牝牛百拾頭、牝牛八頭、總計百拾八頭、牡馬五拾七頭、牝馬三頭、總計

車 六拾頭

人力車拾三輛

鼻嶽 慶長百三十五年、關原武勝試捕五町村北ニアリ、朝正ヨリ四十分多東北八国東郡壺城村ニ属シ、北ハ同郡佐野村ニ属シ、西ハ向野村ニ属シ、南ハ本村ニ属ス、山東北ハ西取山ニ連リ、西ハ津波山ニ連ル、東ハ山勢相接シ島刺子嶽ニ連ル、西ニ接ケ塔、真白懸岩山アリ、高サ少シク通嶽、頂上ヲ以テ國東・壺野両郡ノ分界トシ、登嶽武衆、一ハ村北字嶽ヨリ登ル、一ハ村北字嶽治世ヨリ登ル、並ニ高松控町畠、以上路從ハ皆龍メテ險峻登リ難ク、樹木生セズ唯草茅茂茂ス、山脚所々巖石船石兵杖、景狀愉快ナリ

立石川ニ等河二流ス、深丈五尺、流也尺五寸、広拾餘間、狭六間、流レ輪々水清ク味淡シ、舟既通セズ地味ナシ、瀧ヲ村南吉野渡村懸崖ニ從シ、北流シ村字休地ヨリ來リ、村西ヲ北流シ字上ノ至リ東新、江田シテ字吉野渡ヨリ下行ニ入ル、此間共試捕間、風俗惡風用ト稱ス、山中谷広鹿間、幾五尺、村南吉野渡村界字休地ヨリ來リ、東流向野村・吉野村ト界シ、字三反四ニ流リ石川ニ合ス、長卷間、谷中央ヲ以テ吉野渡村ニ界ス、大月谷広鹿間、狭五尺、村西字休地ニ起ス、村西字山口ニ至リ石川ニ合ス、長五間、宮脇谷広鹿

間三尺、狹巻町、村北字六郎水二起り南流、字飯盛二至り西流二入スル橋俣ト合フ東折、
 村西字吉田二至り立石川ニ合ス、其後町、源十合迄流レ、狹巻町、村北長池二見シ
 南流、村ノ中染字町二至り立石川ニ入ル、長五町、五徳寺谷迄流レ、狹巻町、村北
 字御石二起り南流、村ノ中染字町二至り立石川ニ入ル、長七町、鍛冶原谷迄流レ、
 狹巻町、村北字中ノ迫二起り南流、字橋立二至り立石川ニ入ル、長七町、長流寺谷迄流レ
 三尺、狹巻町、村北字長流寺池二起り南流、村東字高田二至り立石川ニ入ル、長五町、徳清
 田谷迄流レ、狹巻町、村ノ東北字水二起り南流、村東字河原二至り立石川ニ入ル、長七
 町、杖ヶ迫谷迄五尺、狹三尺、村東字神山及九尾池二起り北流、字杖迫二至り立石川ニ
 入ル、長七町以上、津谷谷、平常木ナク雨水ヲ溜下スルモノナリ、柳屋澤村ノ西南字橋立
 二起り、同方字甲ノ井字二至り立石川ニ入ル、長三町、巾着尺成寸、田巻町西反八畝歩ノ用
 水トナス、杉ノ木澤村南字杉ノ下ヨリ起り、同方字二至り、甲ノ井字溝二入ル、長三町、
 巾着尺成寸、田巻町西反八畝歩ノ用木トナス、向田溝村南字向田ヨリ起り、同方字二至り、
 甲ノ井字溝二入ル、長拾畝町、巾着尺成寸、田六町西反四畝六歩ノ用木トナス、甲ノ井字溝
 村南字甲ノ井字ヨリ起り、同方字山口二至り田二入ル、長三町、巾着尺成寸、田巻町西反三
 畝歩ノ用木トナス、門田溝村南字山口二起り、村東字塩田二至り田二入ル、長拾八町、田三
 尺、田八町西反歩ノ用木トナス、総工門溝村南字下溝ヨリ起り、村東字江戶田二至り田二
 入ル、長九町、巾着尺成寸、田巻町八反九畝歩ノ用木トナス、塔中溝村東字新堂ヨリ起り、
 同方字田二至り下村二入ル、長六町、巾着尺成寸、田巻町西反四畝八歩ノ用木トナス、上
 福溝村東字河原ヨリ起り、同方字水ヶ河二至り田二入ル、長五町、巾着尺八町、田巻町
 六反五畝八歩ノ用木トナス、下福溝村東字河原ヨリ起り、同方字水ヶ河二至り下村二入ル、
 長三町成町、巾着尺成寸、田九反六畝成七歩ノ用木トナス、新井字溝村東字河原(下村
 ニテハ新井手ト呼ビ)二起り、同方字二至り下村二入ル、長五町、巾着尺、下りノ用木
 二供ス(以上)、皆立川ノ水引之、登リ龍澤村南吉野野村界、七畝尺起リヨリ、同方
 字三反田ニ至ル、長四町、巾着尺、田八反五畝九歩ノ用木トナス、七反田溝村南吉野野村
 界、字カソ石ヨリ起り、村南字七反田ニ至ル、長三町、巾着尺成寸、田三町成五畝六歩
 ノ用木トナス、杖ヶ迫溝村二畝ス、村東九町三拾六間、立石川ノ下流、字河原迄ナリ、
 広治區間、澤尻尺、石耳、鍛冶屋橋小倉街道二渡ス、村東四町界ヲ越テ下流、字
 河原ニアリ、橋立間三尺、巾着尺、石橋、平常木ナシ、以下皆同、五徳寺橋小倉街道

社

二畝ス、村東式町拾貳間築シテ、五徳寺谷ノ下流、字ワソシ橋ニアリ、橋長間三尺、巾着
 尺、石橋、源十橋小倉街道二畝ス、村西西反四間築シテ、源十谷ノ下流字町ニアリ、橋長
 間三尺、巾着尺、石橋、塚畑橋小倉街道二畝ス、村西八町三拾五間築シテ、宮橋寺ノ中
 流、字飯盛ニアリ、橋長間、巾着尺、石橋、長流寺橋小倉街道二畝ス、村東六町三拾六
 間築シテ、長流寺谷ノ下流、字河原ニアリ、橋長間三尺、巾着尺、徳清田橋小倉
 街道二畝ス、村東八町三拾六間築シテ、徳清田谷ノ下流、字八反田ニアリ、橋長間、巾着
 尺、石橋、山口池西池二畝ス、村西四町界ヲ官儀行ケテ流、字山口ニアリ、橋長間、
 巾着尺、石橋、大月橋田路二畝ス、村西五町界ヲ大月谷ノ下流、字山口ニアリ、橋長
 間、巾着尺、石橋、稲富渡村界二畝ス、村西五町界七間、立石川ノ中流、字橋立ニアリ、
 水澤尺尺、広九間、石橋
 鍛冶屋池東界拾五間、南北四拾二間、團圓寺町五拾六間、村東北ニアリ、中ノ道東東西
 拾五間三尺、南北拾七間三尺、團圓寺町六間、村北ニアリ、字ヶ迫池東界拾三間八尺、南
 北五畝成町、團圓寺町拾畝間、村北ニアリ、龍ヶ尾池東西拾四間、南北五畝五間、團圓寺
 町拾八間、村東ニアリ、猶越池東西八間、南北五畝八間、團圓寺町三拾六間、村東ニアリ、
 北畑池東西拾七間、南北五畝拾四間、團圓寺町五畝間、村北ニアリ、上池東西拾四間、南
 北五畝間、團圓寺町、村ノ中央ニアリ、下池東西拾五間、南北拾六間、團圓寺町成町、村ノ
 中央ニアリ、山田池東西五間、南北五間、團圓寺町、村西ニアリ、無田池東西拾間、南
 北五畝間、團圓寺町、村西ニアリ、西畑池東西七畝七間、南北三拾間、團圓寺町五拾四間、南
 北五畝成町、村ノ西北ニアリ、丸尾池東西五畝六間、南北五畝六間、團圓寺町四拾六間、村南ニアリ、
 以上皆邊野村ノ用木トナス
 小倉街道等邊路二畝ス、村東字村界字界ヨリ村ノ西北、向野村界字ノ飯二至ル、長二
 拾畝町拾六間、巾着尺、字水ヨリ北二折レ、田東界佐野村路アリ、字飯田ヨリ南二折レ、
 吉野渡村路アリ、團東郡佐野路三等邊路二畝ス、村西字竹末ヨリ村北、向野村界界ヨリ
 松二至ル、長拾五町成町、巾着尺、吉野渡路三等邊路二畝ス、村東字小倉街道ノ藤内ヨリ、
 南八吉野渡村界、字橋立二畝ス、長拾畝町成町、巾着尺
 天満社界社、村東東西四拾間三尺、南北三三間四尺、團圓寺反九畝六步、村東字橋山二
 アリ、可美(口)命、菅原神、大山(口)命、(五)柱、市子(口)命、團圓寺神、青柳、青柳、龜
 屋、山口等皆皆神也、其後其後、大正十一年八月申波多野助再興也、邊路ノ管公トス、

池沼

寺

正徳四年、木下延福寺修築、翌日十一月三日、明治六年郡社三列ス、二島神社社、々地東
西約九間四尺、南北約四間四尺、面積八畝九畝、村東北三島山ニアリ、大山寺(四柱)、種
日命ヲ奉ル、元禄二年申申、大友家経、河野村高寺通秀、大友家経、河野村高寺通秀、
正徳四年一月、立石田原、木下延福寺三列ス、明治六年郡社三列ス、
延福寺日蓮宗、東西約四間四尺、南北約四間四尺、面積八畝八畝三歩、甲斐国日蓮部身延村
久遠寺、村東界ノ木ニアリ、永治三年、佛日吉岡基創シセモノナリ、長福寺神智所明、
東西三間五間五尺、南北約九間、承徳三、反岡院、能登西風宮部惣持寺、村南宇
長長寺ニアリ、元禄二年、佛、能登西風宮部惣持寺、東西約四間四尺、南
北約四間四尺、面積七畝三畝、村北宇長長寺ニアリ、木村長長寺、享安三年、佛、道山
開基創シセモノナリ、元禄十三年、佛、如山堂ニシテ中興ス、延福寺神智所明、
東西七間、南北約四間、面積三畝九畝、武蔵國豊島郡長長寺、村ノ東北宇長長寺ニアリ、創
立年月不詳、玉泉和開基ス、元禄元年境内ニアリシヲ、元禄十一年此地ニ移転ス

古跡

立石宮址村ノ中央ニアリ、東西約拾間五尺四寸、南北約拾間五尺四寸、反岡院前ニ反
五畝九畝、西北ニ山宮ヲ向ヒ東南平地ニ屬ス、寛永九年、木下延山由目ヨリ分列、下村ヲ
島越ニ移リ、寛文八年移テ此ニ居ル、十一世、從清ニ至リ大友家経、明治三年上地シテ、日
印願ノ神祇トナリ、從清子ノ宮址ニ屬ス

物産

生綱實英畝千七百六拾斤、茶種實英、五石、生糸實英、五百百匁
民業 男傭ヲトメタル英、四百五拾匁、而テ傭トメタル者、五百匁、工傭トメタル者、百匁、
スル者、百匁

○向野村

木村百ヨリ本郡山香郷ニ屬ス
古時、景平、日野地、松尾、今原、平山、八九、蕨石ノ七村タリシニ、
明治三年九月、景平、日野地、松尾ノ三村ヲ合セ松尾村トシ、今原ヲ平
山村ニ合シテ一村トシ、蕨石、八九ヲ併セテ蕨石村ト稱ス、同八年三月、
復三村ヲ合シテ本村ノ稱ニ改ム

築城

東八山林ヲ以テ立石村ニ接シ、西八馬城山麓ヲ以テ、豊前國宇佐郡平ヶ
倉、金丸兩村ニ界シ、南八山浦村ト雲嶽ノ山嶽、地蔵嶺ヲ以テ界トシ、

沿革

立石村ニ出ス
大分県庁元郡大分郡甲田中里ニアリヨリ北方、拾壹里六町三拾四間卷
尺、櫻井村ヲ西行シテノ六七番、大石市松尾宅南南九、五間ニノ地ニアリ、東
方立石村へ、卷里四町三拾七間五尺五寸、南方山浦村へ、卷里八町貳拾
壹間老尺五寸、北方国東郡佐野村へ、卷里拾八町四拾八間三尺五寸

里程

立石村ニ出ス
大分県庁元郡大分郡甲田中里ニアリヨリ北方、拾壹里六町三拾四間卷
尺、櫻井村ヲ西行シテノ六七番、大石市松尾宅南南九、五間ニノ地ニアリ、東
方立石村へ、卷里四町三拾七間五尺五寸、南方山浦村へ、卷里八町貳拾
壹間老尺五寸、北方国東郡佐野村へ、卷里拾八町四拾八間三尺五寸

地勢

南八雲ヶ嶽ノ山脈屏立、西八豊前國馬城峯ヲ負ヒ、北八鼻ヶ嶽、津波戸
山池ノ戸山列秀シ、大造司山ノ群嶺村中ニ横列シ、西北八土壤少ク開ケ、
豊前國ニ接ス、人家多クハ山崎ニ居ル、幽遠殊ニ甚シ

地味

其色赤黒、其質美ナラスト雖モ、頗ル稲稔ニ宜シ、柑橘ニ適ス、水利便
ナラス

税地

田百百七反五畝拾壹步、畑五拾九町六反九畝、宅地九町七反貳拾四步、原野百四
拾町五反壹畝貳拾壹步、總計三百拾二反七畝六步

無税地

荒地貳町貳反貳畝六步、埋葬地壹町貳反四畝貳拾壹步、總計三町五
反貳畝七步

官有地

原野百三拾壹町四反、山林四拾九町三反五畝貳拾壹步、溜池池町六反九畝貳拾壹步、
寺院連二反五畝二步、總計百八拾三町八反五步

賃租

地租金千五百四拾七圓八錢八厘、酒類税金四拾壹匁、牛馬売買税金三匁、銃猟税金
五匁、車税金三匁、總計金千五百九拾八匁八厘

戸数

本籍貳百拾六戸、寄留壹百戸、社老戸小社、寺貳戸、總計貳百
貳拾戸

人数

男四百七拾四戸、女四百三拾八口、總計九百八口

牛馬

牡牛七拾七頭、牝牛九頭、總計八拾六頭、牝馬四拾四頭、牝馬壹頭、總
計四拾五頭

車

人力車貳輛

津波戸山二嶺アリ、東ノ津波戸山トシ、西百五拾丈、西ノ松尾山(一)二嶺ノ戸山ト云フトス、
 葛池ノト開ス、村北ニアリ、横北ヨリ三分シ、東戸八本村ニ属シ、西ハ豊前田守佐部百重集、
 立石ノ陣村ニ属シ、北ノ東部空野、米圃二村ニ属ス、山原南ハ桑ノ嶺ニ接シ、西北ハ山勢
 稍平下シ、而シテ北ハ宇佐野ノ磯野ナリ、松葉峯及シ西南ノ岩石崎崎、津水武田ニ郡界ナリ、
 二嶺ノ間深谷深淵絶壁絶絶ナリ、南北ハ陣陣ナリ、淡水一泉、半腹ノ磯崎ニ浦ヲ開ケテス、
 登路登路村北宇大浦ヨリ見ル、高瓜崎野、崎崎ナリ、佐野村ヨリ大浦山ト名ク、米陣村ヨリ
 リ米山山ト名ク、峰ノ高八拾七丈、四圍五里、村ノ東方ニアリ、横上ヨリ四分シ、東ハ
 田東郡御村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、南ハ立石村ニ属シ、北ノ田東郡佐野村ニ属ス、山東北
 ハ田東郡御村、西戸山ニ連リ、西ハ津波戸山ニ接シ、東ハ山勢稍接シテ島崎山ト云フニ見ル、
 西ノ峰々塔ノ真白巖等ノ名アリ、高少シク頂上ヨリ以テ田東郡ニ連リ、浦ノ分界トス、樹木
 生ズス、唯草木茂盛ス、山岡地々巖石崎々、尖鋭状ニ危快ナリ、登路登路村ノ東北、宇佐石
 平原ヨリ上ル、高瓜崎野、横ニシテ近ク、淡水宅桑山ノ尾端ヨリ涌出ス、深五尺、成帯可
 広一尺、狭帯可、ナソノワ流シテハキホニテ系石川ニ入ル、瀝石田ノ用水ニ帰ス、雲嶽高
 百丈拾九丈尺、南戸五里、村西ニアリ、横上ヨリ三分シ、西ハ豊前田守佐部平ヶ倉、正倉
 寺二村ニ属シ、東南ハ山崎村ニ属シ、北ハ本村ニ属ス、山脈西ハ馬城山ニ南接シ、山勢俊秀
 險峻高ク峻絶ニ入ル、南木ナク唯草叢生ス、山麓竹々竹木茂生ス、登路登路、一ハ村西宇
 平山ヨリ見ル、高瓜崎野一ハ四方子今原ヨリ見ル、高瓜崎野、横ニ連リ連シ連シ連シ三
 ルノ嶺ナシ、浦水宅桑、山ノ半腹宇大崎ノ二浦ス、水勢多ク多ク、今原川ノ源トナル、東風
 津波連連登路列立、其邊高秀スルモノ拾九丈アリ、其東南ハ山崎村トシ、東ハ高瓜崎村トシ、
 北ハ立石及本村ニ属ス、赤池浦ハ東平ヶ倉、山脈北ハ竹崎ヨリ、淡水宅桑、宇平僕ニ
 嶺シ下流豊前川ニ入ル、牛ノ前、事忠貞地處崎嶇奇功ノ峰等ノ諸名アリ、山南ノ一里ハ、南
 津波伏部杉石帆ノ木生等、嶺山トナル、本郷西北ノ園界ハ、多クク嶽山ニ係ル、
 影平川ノ源河二嶺ス、津波尺、浅水尺、広五間、横北五間、流シ急シ水清ク味淡シ、舟
 運通セス難防ナシ、源ノ村東宇崎ノ木ヨリ發シ西流、津波水宅桑ニテ宇田斷ニ至リ、今原川
 二合シ北流、宇ノ井半ニ至リ宇佐部ニ入ル、其間高瓜崎三町御前、平山川ノ源河二嶺ス、
 津波尺、浅水尺、横三町、流シ急シ水清ク味淡シ、舟運通セス難防ナシ、源ノ
 村東宇崎ニ發シ西北ニ流シ、宇口横尾ニテ豊前田守佐部西敷村ニ入ル、横三町、高瓜崎、今原
 川二源河二嶺ス、深尺五寸、浅尺四寸、横尺四間、流シ急シ水清ク味淡シ、舟運

池沼

通セズ堤防ナシ、源ノ村西宇大嶽ニ發シ東流、宇百丈ニ北ニ折レ、宇田野道ニ至リ影形川
 二合ス、其間尖鋭地處崎嶇三拾八里、瀝石川ニ等河二嶺ス、深尺八尺、廣尺四間、横尺四
 間、流シ急シ水清ク味淡シ、舟運通セス難防ナシ、源ノ村東宇崎ノワヨリ見ル、西流シテ尖
 合ニテ、宇佐部西野原村ニ入ル、其間高瓜崎八町、崎谷谷広田町、村南宇大ヨリ
 リ起リ北流シ、村東宇崎ハタニテ影形川ニ入ル、長五町、中須谷谷広田町、横三尺、
 宇津波戸山ヨリ起リ南流、宇口ハニテ津波川ニ入ル、長拾五町、川原廣谷広田町、横三尺、
 村南宇大嶽ヨリ起リ北流、村南宇大嶽ニ今原川ニ入ル、長六町、松尾峯谷広田町、西四尺、
 村北宇池ノワヨリ起リ南流シ、村北宇池ノ下ノ川原ニテ系石川ニ合ス、長拾五町、四野屋東嶽
 小倉御道二嶺ス、村ノ中央嶽シテ影形川ノ下流西野原ニアリ、水清巻尺五寸、広三間、横
 長三間、幅五尺、石橋ノ四野屋西小倉御道ニ入ル、村ノ中央嶽シテ今原川ノ下流、宇田
 野原ニアリ、水清巻尺五寸、広三間、横長三間、木橋、樋ノ口溝村西宇崎ノ
 口ヨリ起リ北流シ、同方字園田池ニ入ル、水清六寸、巾尺六寸、長四町、田野町北反歩ノ用水
 トナス

瀬戸池東西五拾六間、南北貳拾四間、周町貳拾貳間、村北ニアリ、大ヶ倉池東西貳拾四間、
 南北貳拾五間、周町貳拾四間、村南ニアリ、大無田池東西壹町貳間、南北拾四間、周町
 三町貳間、村南ニアリ、除澤池東西三拾間、南北三拾間、周町壹町、村南ニアリ、園田
 池東西貳拾七間、南北拾七間、周町壹町貳拾貳間、村北ニアリ、横ヶ谷池東西拾八間、南
 北拾貳間、周町壹町、村西ニアリ、岡池東西拾八間、南北三拾三間、周町壹町貳拾貳間、村
 北ニアリ、無田池東西拾七間、南北三拾八間、周町貳町貳間、村南ニアリ、江崎池東
 西貳拾五間、南北貳拾間、周町壹拾貳間、村北ニアリ、以上、諸池皆村ノ用水トス

小倉野道ニ等道路二嶺ス、村東立石村宇平僕ヨリ、村西豊前田守佐部西敷村野原、宇平
 嶺ニ至ル、長帯原拾壹町、横三町、村西宇田野原ヨリ南折レ、豊前田守佐部防ヶ崎ニ至リ、
 岡所ヨリ北ニ二分シ、岡東郡佐野野原ヨリ、岡所ヨリ東南ニ折レ山崎川ノ源、防ヶ崎路ニ等路ナリ、
 二嶺ス、村西小倉野道宇田野原ヨリ、村南豊前田守佐部防ヶ崎路ニ連リ、宇平平ニ至ル、長尺貳
 町御前、山三尺、宇平嶺ト名ス、崎、山浦路ニ等道路二嶺ス、村ノ中央小倉野原
 野原ヨリ、南ハ山崎村東宇崎御道ト名ス、崎、(此山山崎村ヲ連リ、日出村ニ通スナリ、
 故ニ同村ニアリテハ日出路ト名ク)、佐野路ニ等道路二嶺ス、村ノ中央小倉野原野原ノ
 松(西野原野原地)ヨリ東ニ、豊前田守佐部西敷村野原ヲ經テ、東野原野原野原村野原ヲ經テ、

區域 東八内河野村ト水ヶ谷川ヲ界トシ、西八山浦村ト耕地ヲ接シ、南八馬取

リヶ尾ノ原野ヲ以テ同村ニ界シ、北八山中谷ヲ以テ立石村ニ隣ス、又々

萱場ノ原野ヲ以テ向野村ニ界ス

幅員 東西貳拾四拾間、南北三拾貳町四拾間

沿革 立石村ニ出ス

里程 大分県庁ニ至テ大分町重田橋中央ニアリヨリ北方、九里三拾壹町拾四間四寸

標本寺坊橋北五町四間ノ宛ニアリ、東方内河野村へ、貳拾五町三拾四間貳尺

五寸、西方山浦村へ、拾九町拾六間四尺、南方日指村へ、壹里拾四町貳

拾三間貳尺四寸、北方立石村へ、貳拾九町三拾三間四尺八寸

地勢 藤山及ヒ金鉾山ノ諸山、西北ニ蛇立シ、大村ノ高峰東方ニ聳へ、正南地

勢少シク開ク、運輸便ナラス諸淤余アリ

地味 其色赤、其實稲黍桑菜ニ宜シ、水利便ニシテ旱災ナシ

税地 田三拾九町六反七畝八歩、畑拾九町壹反七畝壹歩、宅地三三反九畝三歩、山林貳拾貳

町壹反畝拾五畝、殊場四畝五反八畝九畝三歩、萱場壹町三反五畝壹歩、芝地五畝壹歩、總

計百三拾壹町六反五畝九歩

無税地 荒地貳町三反四畝九歩、溜池壹町壹反壹畝壹歩、埋葬地八反八畝壹歩、總計壹町三反三

畝九歩

官有地 神社地三反五畝六歩、寺院地壹反壹畝貳歩、山林八拾五町貳畝拾八歩、總計八拾五町

四反五畝拾六歩

賃租 地租金田百八拾三兩九錢五厘、酒類税金五兩、牛馬売買税金四兩、銃氣税金四兩、

總計金田百九拾三兩九錢五厘

戸數 本籍六拾四町平民、社名戸小共、寺貳戸男婦別業、粟米、總計六拾七戸

人數 男百五拾四町平民、女百二十六町平民、總計貳百九拾口

牛馬 牝牛貳拾八頭、牝牛拾頭、總計三拾八頭、牡馬拾頭、牝馬壹頭、總計拾

壹頭

川 立石川三等河原、深五寸、流三町、粟米田、流七畝ヲ水溜ヲ味淡シ、舟筏通

セズ船附ナシ、源ノ村ノ西南端原池ニ發シ東北ニ流ル五町、字野地ニ至リ山浦村ニ入ル、四

村東谷嶺ヲ穿レ流シ、字島ノ江ニ至リ再ヒ本村ニ入リ、村ノ中央ノ北流シ、字島ノ江ニ至リ山

中谷ヲ合シ立石村ニ入ル、長三拾町三三間、山中谷広壹町、長三尺、村北字山中二發シ

東南ニ流シ、字島平ニ至リ立石川ニ入ル、長五町三拾三間、荒平谷広壹町、長三尺、村

北字小字ニ發シ西流、字島平ニ至リ立石川ニ入ル、長五町拾七間、埋葬地田壹畝二畝、村

ノ中央架シテ、吉野葛村界立石川ノ中流、字島ノ江ニアリ、水深四寸、広三三間、橋長三間、

稻妻明、大橋、休場橋立石川ニ發ス、村北八町四拾三間三拾二間、山中谷ノ下流字島ニアリ、

水深三寸、広壹町、橋長三間、稲妻明、石橋、栗田橋立石川ニ發ス、村北八町四拾三間三拾二間、

立石川ノ上流字島ニアリ、水深五寸、広壹町三反、橋長貳間、稲妻明、井手ノ脇

橋日指路ニ發ス、村南五町五拾間壹拾二間、立石川ノ上流字島ノ脇ニアリ、水深四寸、広壹町

橋立石川、橋長四三反、石橋、橋ノ本橋日指路ニ發ス、村南壹町四拾間壹拾二間、立石川ノ

上流字島ノ本ニアリ、水深四寸、広壹町、橋長貳間、石橋

桶原池東西壹町貳拾貳間、南北四町四拾八間、周圍壹町六町二拾五間、村南ニアリ、本村及ヒ

山浦村ノ用水トス、大村山ノ諸谷ヲ穿レ、立石川ノ源トス

道路 畿前國字佐郡佐田往源等道路ニ發ス、村東内河野村界、字島ノ江ヨリ、西八山浦村

界ヲ長田ニ北九、長四町、橋長四三反、字島橋ヨリ北三折レ立石路アリ、立石路等道路

ニ發ス、村ノ東北佐田往源、字島ヨリ村ノ中央字島ニ至リ、山浦村ニ入リ村ノ西河、字島

ノ江ヨリ岡字山浦村界、字島平ニ至リ日指路ニ合ス、長參新町四拾六間五反、橋長四

四所社村界、々地東西壹町三間、南北四町四間、面積六畝六間、村南壹町四拾三間、長津主命

天照皇太神ノ式靈神命、天照皇太神ヲ祭ル、勧進年月日不詳、明治十二年十一月十日、明治廿年

村社ニ列ス

寺 豊隆寺新嘗明神、東西壹町貳間、南北貳畝貳町三反、面積九畝貳畝、立石村長連寺、村

南字島邊寺ニアリ、天永年間、始、智聖佛造シ、元應四年十月、法祥寺山宮新開、安國

寺神壽菩薩、東西四間、南北八間、面積壹畝五歩、立石村長連寺、村北字島平ニアリ、則

基別建年月日不詳

物産 薪五千石、炭貳千石、榎實五千石、若三千石以上、質美

民業 男農ヲ養ハスル者六拾三戸

○内河野村 本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬ス、古時、上後河内、鶴成、下後河内ノ三村

タリ、明治三年合シテ卷村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

鹽城 東八甲ノ尾山及七立石川ヲ以テ倉成村ニ界ス、西ハ水ノ谷川ヲ以テ吉野

渡村ト界シ、南ハ大村山ヲ以テ日指、山浦兩村ト接シ、又夕野原村ト接

シテ接ス、北ハ金鉾山ノ嶺ヲ以テ立石村ニ隣シ、山野ヲ以テ下村ニ接ス

幅員 東西巷里五拾間、南北貳拾七町四拾間

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁至樺太大分前通橋中央ノリヨリ北方、九里拾三町四拾三間貳

尺八寸、樺太村至手前敷五百五拾間、志手至志手前敷四百貳拾尺ノ地ニアリ、東方

倉成村ハ三拾貳町貳拾三間四尺八寸、西方日指村ハ巷里拾五町五拾卷間

三尺八寸、吉野渡村ハ貳拾五町三拾四間貳尺五寸、山浦村ハ巷里八町五

拾卷間五寸、南方野原村ハ貳拾八町拾八間四尺三寸、北方下村ハ三拾卷

町五拾七間五尺

地勢 北ハ金鉾山ヲ負ヒ、西南大村、辻小野ノ諸山屏立、立石川其東ニ流レ、

碓氷富士ト雖モ運輸ノ便ナシ

地味 其色赤、其質美、桑茶ニ適シ種桑ニ宜シカラス、常ニ旱ニ苦ム

税地 田百七拾町八反五畝拾八步、畑五拾町貳畝貳拾步、宅地拾二町貳反四畝拾五步、山

林三拾七町四反八畝拾伍步、數六反九畝步、芝地三町七反八畝拾八步、遊樂場町六反八

畝六步、總計拾八畝拾七反七畝歩

無税地 荒地八町四反六畝六步、神社地壹反五畝拾伍步、湖池五町貳反九畝九步、埋葬地壹

町七反四畝三歩、總計拾五町六反五畝九步

官有地 秣場百三拾七町九反九畝三歩

賃租 地租金貳千三百七拾七町七錢八厘、酒類税金貳拾間、牛馬売買税金拾卷間、銃猟

税金拾間、總計金貳千四百貳拾伍町七錢八厘

戸數 本籍百拾四町四反、社巷戸小姓、寺四戸、種曹兩所、真宗貳宗、總計貳百拾

九戸

人數 男四百七拾八口、女四百八拾壹口、總計九百五拾九口、他出者男壹人

牛馬 牝牛百五拾五頭、牝牛八頭、總計百六拾三頭、牡馬六拾壹頭、牝馬八頭、

總計六拾九頭

川

立石川 三巻河ニ屬ス、深貳尺、流三寸、広拾間、狭八間、流シ緩ク水清ク味淡シ、舟筏

通テス堤防ナシ、灘ヲ吉野渡村橋池ニ免シ、東流立石村及下村ノ路ヲ行キ、半堤ヨリ来

リ漸進ス、半堤ヨリ半市橋川ノ中央ヲ以テ倉成村ト多シ、市橋川ニ至リ本村ニ入リ、

字宮宮ニ至リ内野野川ヲ合シ、又成村内野野川ニ合シ、東流成村高木本村ニ入リ、小武井野

嶺ヲ八畝川ニ入ル、長谷川合シ、内野野川ニ合シ、深八尺、流二寸、広四間、

狹之間、流シ緩ク味淡シ、舟筏通テス堤防ナシ、水源二一、一村即ち池也二免シ、

一、八間方安津池ニ發シ、長谷川ニ合シ、字ササニ至リ二水合流、中央ノ東流シ字赤

久ニ至リ立石川ニ入ル、長谷川、鶴成川、三巻河、深五尺、流三寸、広四間、狹之間、

流シ緩ク味淡シ、舟筏通テス堤防ナシ、源ヲ北ノ津尾池ニ免シ、東流、半堤ノ本ニ至リ鶴成池ヲ合レ

村北ノ南流シ、字宮宮ニ至リ内野野川ニ入ル、長谷川、末松渡合流池ニ免シ、村東野

嶺ノ口、立石川ノ上流字末松ニアリ、深壹尺、流七間、河原渡合流池ニ免シ、村東

拾間、立石川ノ中央河原ニアリ、深八尺、流七間、長谷川合流池ニ免シ、村東拾

六間、立石川ノ下流字長谷川ニアリ、深壹尺、流六間、石丘、上市渡村路ニ免シ、村東拾四

内野野川ノ下流字上市ニアリ、深二寸、広壹間、石橋、宗久橋、合流池ニ免シ、村東拾四

町路シテ内野野川ノ下流、字末久ニアリ、水深四寸、広壹間、狹之間、狹之間、狹之間、

一色橋、佐田往來ニ免シ、村北野原野シテ内野野川ノ中流字赤出ニアリ、水深五寸、広四間、

狹之間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、幅壹間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

狹之間、水深五寸、広壹間、狹之間、幅壹間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、狹之間、

池沼

蓮二系元、長六町三間、幅四六、田拾三町八反九畝拾歩差步、

小谷池東西西町間、南北延町拾五間、周廻七拾間、村ノ東南ニアリ、城迫池東西延

町二拾五間、南北二拾九間、周廻町貳拾八間、村東ニアリ、源太郎池東西三拾三間、南

北四拾間、周廻町三拾間、村北ニアリ、堂ノ尾池東西西貳拾三間、南北貳拾三間、

周廻三三拾貳間、村北ニアリ、安達池東西三拾貳間、南北貳拾五間、周廻町四拾五間、

村ノ池東西五拾五間、南北三拾五間、周廻町貳拾四ニアリ、坂本池東

西三拾五間、南北貳拾四間、周廻町五拾間、村南ニアリ、完林池東西西貳拾五間、南北三

拾三間、周廻町五拾六間、村北ニアリ、辻小野池東西五拾七間、南北貳拾三間、周廻町

町四拾間、村北ニアリ、堂本村ノ用木トス

小倉街道等道路二區ス、村ノ東南野原界字若宮ヨリ村ノ東北、下村界字地目二五九、

長拾七町段拾三町八八寸、幅三間、字下市ヨリ西二折レ、志留田字部佐田在連アリ、字

階廻ヨリ東二折レ、倉成村ニ通スル支道アリ、字階廻ヨリ南二折レ下村路アリ、字佐郡

佐田往還三等道路二區ス、村東倉成村界字階廻ヨリ、村西野折村界字後田二區ス、長

里拾八町三拾三間、幅壹間二尺、字下市邊數ヨリ南二折レ日指路アリ、倉成路三等道路

二區ス、村東小倉街道字階廻ヨリ、村東倉成村界字東ノ松二五九、幅三六、下村

路三等道路二區ス、村東小倉街道字階廻ヨリ、村北下村界字地目二五九、長拾七町段拾九間、

幅壹間、日指路三等道路二區ス、村北野原界佐田在連字下市邊數ヨリ、村南日指路界字小倉

原二五九、長拾六町三拾間、幅壹間

社

松島社社社、キ地東西二拾八間、南北貳貳間、幅壹間、東五畝試給奉歩、村南半津メケ

ニアリ、事蹟國壽長命・火魂長命・伊勢長命、東津事跡長命・伊勢長命・源理長命、進

玉勇命・大山長命、坂大神ノ神、元龜中、大友氏長命、阿部備後ナル者ヲ此ノ地ニ封ス、

備後始メテ山ノ野ヲ開墾シ、且其餘ノ所松島ノ神ヲ鎮祭ス、明治十年一月、明治六年村社二列

ス

法照寺真木、東西三拾三間、南北一拾壹間、面積二反五畝拾二步、山城國堂室郡東本願寺末

村南字小谷ニアリ、慶長十七年、阿波國久留郡藤原ス、善滿寺傳智深宗、東西拾六間、尺、

南北拾壹間四尺八寸、南半七畝五歩、日出村松島寺末、村東北字兼有ニアリ、寛永十一年

三月、僧・安中庵開基建ス、其後其殿ニシテ元和七年三月、僧・鶴外興ス、本堂七間ノ作

ナリ、東光寺神宮寺、東西拾間、南北貳拾間、面積八畝拾七歩、日出村松島寺末、村

道

路

路

路

路

路

學校

公立小学校、村東倉成村ニアリ、生徒男六拾七人、女拾五人

吉弘氏直衆田家久壽村北山上ニアリ、天正三年建テル所ノ石佛、毀損スルヲ以テ、

文政十二年其舊跡再建シ、而シテ日指路其地ニアリ、天正三年四月六日、大内直隆其舊跡シ

チ奉テ又ム、大友氏興、其時吉弘氏殿・赤田家久等ヲシテ迎ヘ戦ハシム、二人大村山上ニ軍

シ相陣リ、其ヲ分テ立石跡、地蔵跡ノ除ヲ撰ス、大内氏ヲ兵佐田ノ間道ヨリ直ニ山上ノ牙軍

ヲ勝テ、大友氏破レ二人皆死ス、而シテ立石跡、地蔵跡ノ兵、之ヲ開テ遺リ置キ、大内氏ヲ

破ル、此後大友氏死者貳百八拾三人、大内氏死者三百五拾八人、善近ノ山岡、柱ノ兼武ノ

石佛アリ、皆阿婆ノ墓ト云フ、西明寺社村北小野山丘ニアリ、源長二年始、七間ノ明造

スル所、六層山貳拾八ヶ等ノ一ニシテ柱皆八尺刻タリ、今ハ唯一ノ小字字ニ、仏像ヲ安置ス

ルノイ、仏像八名上威朝ノ作ト云フ、境内二直相五ト刻シタル石塔アリ

炭質炭、千六百担、權實炭、千五百担

男農ヲ粟トスル農、百担石、阿婆粟トスル農志河、穀田ヲ粟トスル農志河

民業

物産

○久木野地村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬シ、古來分合ナシ

沿革

東西貳拾間、南北壹里貳拾三町

日指出入

大分原ノ元橋大分事大分原田橋中央ニアリヨリ北方、八里貳拾五町三拾間原往

本村字浄土寺百貳拾四畝、林業大鹿鹿宅、東方三四間ノ地ニアリ、東方日指村ハ壹

里六町四拾九間四尺、南方南畑村ハ、貳里拾五町

四面皆山野ヲ擁シ、殊ニ西方一面溪水湧出シ、中央ハ稻耕地多ク運輸不

便、謂此乏シカラス

地勢

沿革

沿革

沿革

沿革

沿革

沿革

沿革

沿革

地味 其色赤ク、其質堅、唯中央一辺ノ楠菜ニ適シ、南北西隔水利ニ便ナラス、時々旱ニ苦シム

税地 田百貳拾八町八反八畝三斗、宅地七町貳反六畝拾八歩、畑三町六反八反九畝拾八歩、山林八畝三町、原野三百五拾町五反八畝、總計六百八町二反八畝九斗

無税地 荒地七町三反五畝六歩、埋却地四反貳畝拾貳歩、湖池壹町八反九畝、總計九町六反六拾八歩

官有地 神社地貳反五畝、原野三百五拾町五反八畝、總計三百五拾八町八反三畝歩

賃租 地租金千五百六拾九兩九拾四錢貳厘、酒類税金壹兩、牛馬売買税金三兩、銃獵税金貳兩、原税金三兩、總計金千五百八拾七兩九拾四錢貳厘

戸数 本籍百八拾三戸十貳名、平野百八拾貳戸、社老戸小寺、寺貳戸、佛堂壹室、真宗寺、總計百八拾六戸

人数 男四百零七口、女四百九拾七口、女三百九拾壹口、上院壹口、平野三百九拾口、總計七百九拾貳口、集出者壹男、集入者

牛馬 牡牛七拾三頭、牝牛百七拾頭、總計貳百四拾三頭、牡馬拾四頭、牝馬六拾五頭、總計七拾九頭

川 久木野尾川三尋河二橋、深四尺、淺五寸、広五間、狭三間、流れ緩ク水清ク味淡シ、舟楫通セズ堪陸ナシ、源ヲ村南宇太刀渡ヨリ發シ、北流シ字梅ノ本ヨリ中央ニ集リ、東流シ字津邊ニテ南浦村ニ入ル、長谷里拾四町陸六間、唐川三尋河二橋、瀧川中尺、深八寸、広五間、狭三間、流れ急ニ水清ク味淡シ、身從七ノ五橋ヲナシ、源ヲ村南南浦村ヲ大内ノ平ヨリ發シ、北流シ字梅ノ谷ニテ村ニ入リ、村西ヲ流シシ字新川ニテ字津邊大尾村ニ入ル、長谷里拾四町陸六間、里從此川ノ上流ヲ大尾川ト稱ス、津土寺橋ヲ林路ニ置ス、村東武町新シチ久木野尾川ノ上流、字津土寺ニアリ、水深壹尺、広六間三尺、橋長七間、幅壹町貳尺四寸、木橋

池沼 畑池東西貳拾間、南北貳拾五間壹尺貳寸、湖田町三新町貳尺陸寸、村西字畑ニアリ、村ノ用水トス、水ヶ原池東西三拾間、南北貳拾四間三尺、湖田町新町四拾五間、村西ニアリ、村ノ用水トナス、小内原池東西拾六間三尺、南北貳拾四間壹尺貳寸、湖田町新町貳間、村北ニアリ、村ノ用水トナス、仁田池東西拾八間、南北貳拾貳間、湖田町新町貳間、村南ニアリ、村ノ用水トナス、目久保池東西貳五間壹尺八寸、南北六拾四間、湖田町三町貳拾八間

道路

三尺、村南ニアリ、村ノ用水トナス、下流久木野尾川ニ入ル、白ラン田池東西貳拾四間、南北貳拾四間三尺六寸、湖田町新町貳間壹尺貳寸、村北ニアリ、日指村ノ用水トナス

塚原路三等道路二橋、村東日指村字白田ヨリ、村南南浦村字馬ノ背ニ至ル、長谷里拾八町、幅壹間、字津土寺ヨリ東南ニ折レ南浦路アリ、字南浦ヨリ西ニ折レ若林路アリ、字水ヶ原ヨリ東北ニ分レ日指路アリ、南畑路三等道路二橋、村ノ中央塚原路、字津土寺ヨリ村ノ東南畑村界、字福山ニ至ル、長拾町、幅貳間、若林路三等道路二橋、村ノ中央塚原路、字津土寺ヨリ村ノ南畑村界、字一本口ニ至ル、長貳間、幅壹間、日指路三等道路二橋、村ノ中央塚原路、字水ヶ原ヨリ村ノ東北日指村界、字津土寺ニ至ル、長拾七町、幅壹間

揭示地本村東ノ入口ヨリ拾三町ニアリ

畑社村社、地味赤貳拾間、南北拾壹間五尺四寸、湖田七畝貳拾八畝、村ノ西北字畑ニアリ、伊孫遊野、前澤院、伊孫遊野ヲ稱ス、勘測年月日本誌、祭日十月十六日、明治六年村社ニ列ス

社

淨土寺、神宮御宗、東西貳拾五間、南北九間貳尺四寸、湖田七畝貳拾六畝、日出村松蔵寺、村ノ中央字津邊ニアリ、湖田陸間年月日本誌、淨土寺、東西九間六寸、南北貳畝貳間、湖田陸畝貳拾歩、山城國安藝縣本願寺、村ノ中央字津邊ニアリ、開基勘測年月日本誌

寺

公立小学校、校舎ケ所村ノ中央字津邊ニアリ、生徒男拾六人、女拾人

學校

米賣、千四百四拾石、農園日田田出三輸出、家賣、貳百貳拾石、大豆賣、三拾石、梅賣、五拾四石、蕎麥賣、貳百貳拾石、甘藷賣、五百四拾石

物産

民業 男農ヲ業トスル者百八拾戸

農業

○日指村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬シ、古來分合ナシ

強城

東ハ野原村ニ原野ヲ以テ界シ、西南ハ久木野尾村ニ原野ヲ以テ界トス、南ハ豊岡村ニ三ツ石山、南畑村ニ山林原野ヲ以テ相限リ、北ハ山浦村ニ河水ヲ以テ界シ、内河村ニ大村山ヲ以テ界トス

幅員

東西貳拾九町、南北壹里貳拾壹町

沿革

日出村二間シ

里程

大分県庁至大分町田中中央よりヨリ北方、八里拾六町四拾六間四尺、難柱本村字中馬路三百二十番西寄、河野原五郎邸至南方二ノ地ニアリ、東方野原村へ、巻里拾五町三間四尺、西方久木野尾村へ、巻里六町四拾九間四尺、南方南畑村へ、武里貳拾貳町三拾八間四尺八寸、豊岡村へ、武里拾町貳拾八間四尺、北方山浦村へ、中央拾四町六間八寸、三珠

地勢

四面山林原野ヲ以テ圍繞シ、中央八稍耕地ヲ連テ、淡水池ニ多ク八阪川其間ヲ貫流ス、然レトモ高原峻路相置リ運輸不便、薪炭乏シカラス

地味

其色赤、其質稲桑ニ宜シク水利不便、時々旱ニ苦ムコト多シ

税地

田百餘町等反畝三、畑五拾四町九反四畝貳拾壹、宅地九町壹反五畝六、山林九拾七町八反、藪八畝、芝地百反貳拾七、總計三百貳町貳反九畝拾七、無税地 荒地壹町貳反畝三、埋葬地五反五畝八歩、溜池壹町七反四畝六、祿下池七反畝貳拾四、總計壹町貳反三畝拾壹

官有地

神社地壹反四畝貳拾五、山林壹反畝六、原野三百拾壹町八反四畝、揭示場三歩、總計三百四拾拾壹反四歩

貢租

地租金貳千五百拾四圓八拾九錢七厘、酒類税金貳拾五圓、牛馬売買税金五圓、銃猟税金拾五圓、果税金七圓、總計金貳千貳百拾六圓八拾九錢七厘

戸數

本籍貳百貳拾五戸、土農壹町、平民貳百貳拾四町、社壹戸小住、寺壹戸釋尊御茶、總計貳百貳拾七戸

人數

男四百七拾九口、土農四口、平民四百七拾五口、女五百貳口、土農五口、平民四百九拾七口、總計九百八拾壹口、男出寄男八人

牛馬

牛五百五拾八頭、總計五百五拾頭、牛馬五拾五頭、總計貳百八拾三頭、牡馬四拾七頭、牝馬五拾八頭

山

鹿嶋越嶺宮六百六十八(字軍任山最高處ニ之ヲ謂之、周圍壹里貳拾壹町、積上ヨリ七分、西八幡原村、西八幡尾七本村、南八幡尾及日出村、北八幡尾、野原二村、横ス、山麓東八幡尾下シテ城隈標津田ノ湖山トナリ、西八幡尾及二及、御茶崎立坂原通、本郷ノ北野ヲ中斷シ、孔道兩旁至島嶺部ニ至リ、北野小食野等ニ至、西ハ宇佐郡佐田村ニ通スル支道トシテ、諸峯皆水生七、短草野對峙並延路ノ登ルヘキナリ、地ニ水溜ク味淡シ、兼流道一、邊防ナシ、湖ヲ村南島山ニ見シ、北流シ宇佐野リニテ八坂川ニ入ル、其二拾

八町貳拾間、久木野尾川三等河二區ス、深五尺、淺三尺、流七間、流シ急ク水清ク味淡シ、兼流道七、邊防ナシ、湖村南々湖村字太刀木ヨリ見シ、久木野尾村中央見流シ、村ノ西南宇佐原ヨリ來リ、東流シ橋ケ橋ニテ八坂川ニ入ル、長拾八町貳拾間、大村川三

等河二區ス、深三尺、淺五尺、流七間、流シ急ク水清ク味淡シ、兼流道七、邊防ナシ、湖村北大村山ヨリ流シ、東流シ宇佐川ニ入リ八坂川ニ入ル、長貳拾五町三拾間、重水川三等河二區ス、深四尺、淺五尺、流七間、流シ急ク水清ク味淡シ、兼流道

七、邊防ナシ、湖村西平ヶ原ニ見シ、東流シ宇佐川ニ入リ八坂川ニ入ル、長三拾町三拾間、花柄橋野原路二區ス、村北三町架シテ、久木野尾川ノ下流字花野ニテアリ、水深壹尺、穴六間、橋長七間、幅壹間貳尺四寸、鞍橋

池沼 穴田池 東西四拾間、南北二拾四間三尺、湖貳町貳拾九間、村西ニアリ、平ヶ倉池 東西貳拾八間、南北壹町五間三尺、湖三町貳拾七間、村北ニアリ、八斗壽池 東西五拾間、南北貳

町、南北貳拾三間、湖貳町貳拾六間四寸、村南ニアリ、以上湖沼村ノ南本志里

日出路 等道路二區ス、村北山崎村界宇佐原取ヨリ、村南島岡上界宇佐吹上ニ至ル、長志里

貳拾六町、幅壹間貳尺、宇平ヶ倉ヨリ西南二分レ塚原路アリ、宇平ヶ倉ノ上ヨリ東二分レ野原

路アリ、宇佐吹ヨリ西二分レ、久木野尾路アリ、塚原路三等道路二區ス、村北日出路宇

平ヶ倉ヨリ、村ノ西南久木野尾村界、宇白仁町ニ至ル、長拾町八間、幅壹間、野原路三

等道路二區ス、村ノ中央日出路、宇平ヶ倉ノ上ヨリ、村西野原村界火塚野ニ至ル、長壹町

八間、幅壹間、宇平ヶ倉ヨリ南二分レ嶺路アリ、久木野尾路三等道路二區ス、村ノ中央

日出路宇佐吹ヨリ、村西久木野尾村界宇佐原ニ至ル、長拾六町四間、幅壹間、南畑路

三等道路二區ス、村ノ中央野原路宇平ヶ倉ヨリ、村南南畑村界宇佐原ニ至ル、長拾九町四

拾間、幅壹間、湯塚場村界吹上ヨリ、東流拾町五拾八間四尺、宇中野二尺、村ノ

四所社村界、々地東西貳拾五間、南北拾五間四尺八寸、面積壹里三畝六、村ノ中央宇

平ヶ倉アリ、天照大神、經事生命、兼禰命、天兒原命ヲ祭ル、勸修年正月日、元禄三年

日日出澤主下佐佐信卿二園リ、社殿ヲ改築ス、祭日十月十七日、明治十二年村社二列ス

西福寺 傳言靈蹟、東西三拾間、南北拾五間四尺八寸、面積壹畝五畝貳畝、日出村松原寺東

村南字サマコニアリ、年月日不詳、松原寺、龜山四所社列ス

寺 公立小学校 校舎ケ所村ノ中央字經寺ニアリ、生徒男拾三、女拾六人

米實、千八百四十四石、桑園村二輸出ス、交實、三百七十七石、甘藷實、三万三千八百斤

物 校 校 校

校 校 校

校 校 校

校 校 校

校 校 校

校 校 校

校 校 校

校 校 校

社

野尾路アリ、口指路三番道路ニ属ス、村北若林路字青尾ヨリ、村北白根村界字上河内ニ至ル、
長巻里、幅五尺、久木野尾路ニ番道路ニ属ス、村北若林路字青尾ヨリ、村ノ西北久木野尾
村界字青尾ニ至ル、長巻里、幅五尺

八幡社村社、*地東西拾八間五尺、南北拾間、面積八畝八歩、村東字雲山ニアリ、豊田尊
ヲ祭ル、勧請年月日不詳、祭日十月十五日、八幡社村社、*地東西六間、南北貳拾間、面積
三畝三歩、村ノ西北字鹿及石ニアリ、*田相氣尊ヲ祭ル、勧請年月日不詳、祭日九月十八日、

学校

以上二社明治六年村社ニ列ス

公立小学校二ヶ所一ハ村界字自前ニアリ、生徒男五拾一人、女拾六人、一ハ村西字小田

村会所

用務所村ノ東方字自前ニアリ

民業

米賣英、千貳百三拾五石、麦賣英、三百兩拾三石、牛賣英英貳万五千石、魚同村へ輸出ス
男傭ヲ集トスル者、百六拾者耳

2 速見郡神社明細牒 (明治三十三年)

○大分県公文書館蔵

(速志)

〔小訂〕

大分県管下速見郡広瀬村字平

無格社

四所神社

(速志)

〔小訂〕

大分県管下速見郡広瀬村字田ノ平

無格社

四所社

- 一 氏子 六百拾八戸
- 一 大分県庁迄 九里
- 以上

一 祭神 天照皇大神 経津主神 武甕槌神 天兒羅根命

一 由緒 不詳 明治六癸酉然村社ニ列セラル

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 渡殿 長九尺 横二間

一 拝殿 長四間 横二間

一 御供家 長三間 横二間 (神饌所 竪二間 横三間三尺)

一 境内 三百五拾坪 民有地二種

一 氏子 五拾八戸

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字殿山

無格社

白鷺神社

- 一 信徒 百六拾四人
- 一 大分県庁迄 九里
- 以上

以上

- 一 境内神社 一社
- 一 伊勢岡遠禰所
- 一 由緒 不詳
- 一 建物 竪二尺 横二尺五寸

一 建物 竪二尺 横二尺五寸

一 由緒 不詳

一 拝殿

- 一 祭神 大山祇命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪四尺 横四尺
- 一 拝殿 長二間三尺 横二間 (長二間 横二間三尺)

以上

大分県管下速見郡広瀬村字折立

無格社

四所社

(速志)

〔小訂〕

一 祭神 天照皇大神 経津主神 武甕槌神 天兒羅根命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪四尺 横三尺五寸

〔速志〕

〔小訂〕

一 祭神 武内宿禰

一 出緒 元禄十五年壬午ノ洪水ニ宝蔵轉具諸書共悉皆流出ス

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 渡殿 長九尺 横二間

一 拝殿 長八間 横二間

一 宝蔵 長二間 横二間 (神庫 竪一三尺間 横二間三尺)

一 御供家 長四間 横二間 (神饌所 竪二間 横四間三尺)

一 境内 四百五拾坪 民有地一種

(後継) 一 素殿 一間三尺 一間三尺

一 拝殿 長二間 横二間

一 境内 九拾九坪 民有地第一種土田跡平小一里見福共有

一 信徒 五拾九人 氏子 五拾九戸

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字高屋

無格社

八社宮

(後継) [据] 明治十七年七月攝置許可

一 祭神 天照大神 武甕槌命 経津主命 保食神 大宮姫神 大田神

一 大己貴神 稲妻魂命

一 由緒 不詳 天文十八年当村地頭土田若狭守藏神トシテ御魂ス

一 神殿 竪四尺・二尺五寸 横二尺五寸・二尺三寸

一 拝殿 長九尺・二間三尺 横九尺・二間

一 境内 拾八坪 民有地第一種

一 信徒 五拾五人

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字久保

無格社

山神社

(後継) [据] 十七年七月攝置許可

一 祭神 正彦山津見神 崇勝山津見神 志磨山津見神 山津見命 奥山津見神

一 由緒 不詳

一 石祠 長貳尺 横壹尺七寸

一 拝殿 長二間 横二間

一 境内 貳拾壹坪 [四十五坪] 民有地一種

一 信徒 三拾八人

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡野原村字八幡森

社格 郷社

八幡八幡神社

[明治十八年一月訂正許可]

一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后

一 由緒 養老四年庚申此所ニ影向、同年九月九日岩尾丹波守義高宮殿造営坪井

道桂ヲ以大官司トス伝々申傳、明治六癸酉年郷社ニ列セレル

一 神殿 竪二間 横二間

一 行事 [申] 殿 長九尺 [竪二間二尺] 横七尺 [横一間三尺]

一 拝殿 長八間 [竪二間] 横二間 [横八間]

大分県管下速見郡野原村字五所

無格社

五所神社

(後継) [小訂]

一 祭神 天照皇大神 忍穗耳尊 皇孫尊 火々出見尊 葦不合命

一 由緒 往昔中納言善實卿ノ領地ニテ守護之家臣辨原采女祐ト申者甲尾山ノ麓

ニ居住シ折柄亀元年中子二月十日高殿ヲ造営スト云フ

一 神殿 長一間三尺 [竪壹間三尺] 横八尺 [横壹間三尺]

一 拝殿 長三間 [竪二間] 横二間 [横三間]

一 境内 千三坪

一 信徒 九拾貳人 官有地第一種

一 大分県庁迄 八里七合
以上

大分県管下速見郡野原村字寺山
無格社

八幡神社

- 一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后 菅原道真公
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪五尺 横五尺
- 一 拝殿 長四間 横二間
- 一 飯屋 長三間 横二間
- 一 境内 七十坪
- 一 信徒 二百七十五人
- 一 大分県庁迄 八里四合
- 以上

民有地第一種 持主 滯刀健作

(後半)
〔小訂〕

大分県管下速見郡野原村字上林
無格社

天満社

- 一 祭神 菅原道真公
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪一間 横二間
- 一 拝殿 長二間〔竪間三尺〕 横一間五尺〔竪間一尺二寸〕
- 一 境内 三十七坪
- 一 信徒 二百七十五人
- 一 大分県庁迄 八里五合〔六尺〕
- 以上

大分県管下速見郡野原村字西中尾
無格社

八幡神社

- 一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后
- 一 由緒 勤請記 歳業老三年己未八月廿四日豊前国宇佐八幡宮ヨリ勤請スト申シ
- 一 伝工候
- 一 神殿 竪七尺〔竪竪間〕 横五尺〔横竪間〕
- 一 行事〔申〕殿 長一間 横一間
- 一 拝殿 長三間〔二間三尺〕 横二間〔四間〕
- 一 飯殿 長三間 横二間
- 一 御供家 長二間 横一間
- 一 境内 九十一坪
- 一 信徒 三百二人
- 一 大分県庁迄 八里二合
- 以上

民有地第一種 持主 小松倍登私有地ノ内

(後半)
〔小訂〕

大分県管下速見郡野原村字小野尾
無格社

四所神社

- 一 祭神 天照皇大神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后
- 一 由緒 建暦元年辛未二月廿八日同村字西中尾ヨリ勤請
- 一 神殿 竪四尺〔三尺〕 横三尺〔四尺〕
- 一 拝殿 長三間〔二間〕 横二間〔三間〕
- 一 境内 四拾貳坪
- 一 信徒 六拾八人
- 一 大分県庁迄 八里
- 以上

民有地第一種 持主 小原治六私有地ノ内

大分県管下遠見郡野原村字福林

無格社

八坂神社

- 一 祭神 素戔嗚命 稲田飯命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪三尺八寸 横二尺三寸
- 一 拜殿 長三間 横二間三尺
- 一 境内 三拾四坪
- 一 信徒 百八拾貳人
- 一 大分県庁迄 八里三合

以上

(後述)

〔明治十八年一月据置許可〕

無格社

金刀比羅神社

- 一 祭神 大名持命
- 一 由緒 不詳「水禄六癸亥年郷司野原对馬守折持ス 天明元年七月□□建立
- 一 石祠 長卷尺 横卷尺
- 一 拜殿 長三間 横二間
- 一 境内 六拾坪
- 一 信徒 貳百五拾七人
- 一 大分県庁迄 八里四合

大分県管下遠見郡小武村字御入山

社格 村社

御入山八幡社

大分県管下遠見郡野原村字浦山

無格社

住吉神社

(後述)

〔小訂〕

- 一 祭神 底 簡之男命
- 一 中 簡之男命
- 一 上 簡之男命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪三尺 横三尺
- 一 行事「申」殿 長七尺二間 横一間二間一尺
- 一 拜殿 長二間 横二間二間三尺
- 一 境内 八拾五坪
- 一 信徒 百五人
- 一 大分県庁迄 八里五合

以上

(後述)

〔明治十八年一月社号改積及据置許可及訂正許可〕

社格 村社

御入山八幡社

- 一 祭神 足仲彦命 岩田別命
- 一 氣長足仲彦命 高龍神
- 一 岩田別命 大山祇命
- 一 由緒 往古東国東郡「奈多村鎮座集社奈多八幡社ヲ分配ストロ碑」（註） 奈多社ヨリ勸請ト申シ傳フ、亦八幡三柱以下ノ神ハ村内ヨリ遷座スルモノニテ由緒不詳「菅公ハ同村字山口ニ鎮座ナリシヲ明治九年七月合併ス」
- 一 神殿 竪卷間五寸 横五尺五寸
- 一 渡殿 長卷間卷尺 横卷間五寸
- 一 拜殿 長四間 横武間
- 一 神輿庫 長貳間 横卷間三尺
- 一 境内 百貳拾坪
- 一 大分県庁迄 九里七合

以上

官有地第一種

大分県管下遠見郡野原村字東野原

大分県管下遠見郡小武村字長崎

〔後述〕

〔十八年一月復田掘置許可〕

一 祭神 大山祇命 「事勝國勝」

一 祭神 須佐之男命 「高禰神」

一 祭神 「素戔嗚命」

一 神威 竪四尺・二間 横貳尺・二間

一 押殿 長貳間壹尺 横壹間五合

一 境内 百五拾九坪

一 氏子 九戸

一 大分県庁迄 拾里

以上

無格社

山神社

熊野権禰日命 氣長足仲媛命

正鹿山津見命 於藤山津見命

志藝山津見命 羽山津見命

真山津見命 關山津見命

原山津見命 戸山津見命

一 由緒 大山祇命八旧日出藩管内十二古社ノ一社ニテ非常水旱災ノ節八旧藩ヨリ折願アリシ神社ナリ、左ニ掲ル所有地三畝廿四歩ハ往古ヨリノ社領ナリシヲ旧藩ノ未稅地トナリ民有地ニ編入外ニ旧藩ヨリ寄附田五畝歩アリシカ同年上地トナリタリ、石華表八旧藩主豊臣俊長公ノ建立スル地ナリ、以下ノ神ハ村内各所散在ノ小社連座スルモノニテ由緒不詳

官有地第一種

大分県管下遠見郡小武村字藤ノ木

無格社

新宮八幡社

一 氏子 六拾六戸

一 大分県庁迄 九里三合・十町四十八間

以上

民有地第一種 小武寺私有地

〔後述〕

〔明治十八年一月復田掘置許可〕

一 祭神 岩田別命

一 由緒 不詳「創立年月不詳」、守護神ト口伝「当村長野氏遠祖清原正高ノ守護神トシテ玖珠郡塚脇村新宮八幡社ヨリ勧請スト云フ」

一 社殿 竪三尺 横壹尺五寸

一 敷地 貳坪・「四十二坪」

一 信徒 五拾貳人

一 大分県庁迄 九里七合・二十五町十二間

〔後述〕

〔明治十八年一月再興許可〕

一 祭神 大山祇命 足仲彦命

大分県管下遠見郡倉成村字鎮守

村社

八幡神社

〔後述〕

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 仲哀天皇

一 由緒 不詳「(後述) 明治六癸酉年村社ニ列セラル」

一 神殿 竪六尺・三間 横五尺

一 行事「申」殿 長九尺・「卷間三尺」

一 境内 百五拾九坪

一 境内 鼻大神遙拝処

民有地第一種 倉成村共有

由緒 不詳

拝殿 長一間卷尺 横一間

一 氏子 百五拾七戸

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下 速見郡倉成村字妙善防

無格社

山神社

〔明治十八年一月明細帳取消許可〕

一 祭神 大山津見神

一 正應山津見神

一 由緒 不詳

一 神殿 竪四尺 横一尺七寸

一 拝殿 長二間 横卷間半

一 敷地 九坪

一 信徒 五拾四人

一 大分県庁迄 九里三合

以上

民有地第一種 持主 河野銀太郎私有地

大分県管下 速見郡下村字馬上

村社

八幡神社

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 譽田別命 市杵嶋姫命 大山祇命 大山祇命二柱

一 大山祇命 玉垂神 保食籠神

一 由緒 創立元龜二年十一月十五日大友家臣緒方三郎之勳績ナリ大友大乱以後

大権ニ及リ候處正徳四年十一月十五日木下延由再修、〔明治六年村社

ニ列セラル〕

一 神殿 竪三間卷尺 横三間

一 拝殿 竪貳間 横六間半

一 神楽殿 竪貳間四尺 横六間卷尺

一 境内 二百八拾五坪

一 境内 金刀比羅社 选择所

由緒 不詳

一 拝殿 竪壹間四尺 横貳間

一 氏子 百三戸

一 大分県庁迄 九里五町三拾三間

以上

大分県管下 速見郡立石村字城山

郷社

天満社

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 菅原道真公 大山祇命五柱 大山祇命 市杵山鳥姫命 閻魔神

一 大山祇命 大山祇命 高麗神

一 由緒 天永十四年午八月、齊衝中叢後介山口僧林楠齋所創城主波多野善介修

其殿廟、正徳四年立石旧領主木下延由再修、明治六年村社ニ列セラル

一 神殿 竪壹間貳尺 横三間

一 拝殿 竪四間 横三間

一 神楽殿 竪貳間半 横四間

一 境内 五百七拾六坪

一 氏子 百九拾五戸

一 大分県庁迄 拾里六丁

以上

官有地第一種

官有地第一種

大分県管下 速見郡立石村字三島山

村社

三島社

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 大山祇命二柱 大山祇命 穗日命

由緒 元應二年甲申二月、大友家臣河野對馬守連秀勳、大友大亂後荒廢及
と、其後正徳四年十一月立石旧領主木下延由信仰二依子再ヒ造宮
〔後略〕
〔明治六癸酉年二村社二列セラル〕

七柱ハ字丸ノ脇・字原山・字前ノ宮・字山王宮山・字宮ノ山字西ノガラ
ン・字神添二高龍神三柱ノ關親神三控ハ字伊勢野字岡・字園田二鎮座之
處、明治八年本社二合併ス

神殿 堅窓間 横窓間半

― 押殿 堅三間 横二間

― 神樂殿 堅貳間 横二間半

― 境内 貳百四拾九坪

― 氏子 百五戸

― 大分県庁迄 九里三拾丁

以上

官有地第一種

大分県管下速見郡立石村字水ヶ追

無格社

山神社

― 祭神 応神天皇
― 由緒 不詳 〔明治六癸酉年村社二列セラル〕
〔後略〕
― 神殿 堅三間 横二間
― 境内 三百坪 民有地第一種 向野村共有
― 氏子 貳百拾五戸
― 大分県庁迄 拾壹里
以上

大分県管下速見郡向野村字塚佛

村社

向野神社

〔後略〕
〔小訂〕

― 祭神 大山祇命

― 由緒 不詳

― 神殿 堅窓間 横窓間

〔後略〕
― 一 素屋 堅一間四尺 横一間四尺 一 押殿 堅貳間 横貳間

― 境内 六拾坪 官有地第一種

― 信徒 百九拾三人

― 大分県庁迄 拾里四丁

以上

大分県管下速見郡山浦村字浦篠

村社

三鳥神社

― 祭神 大山祇命 中山祇命 龍山祇命
― 由緒 寛正三年四月十三日 河野通止本一、同郡立石村ヨリ河野通正勳請
〔後略〕
〔明治六年癸酉年村社二列セラル〕

〔付紙〕

― 祭神 仁徳天皇 大山祇命 七柱

― 高福神三柱 關親神三柱

― 境内 神樂殿 長三間半 横二間半

― 神輿庫 長窓間三尺 横式間三尺

― 境内 八百五拾三坪 官有地第一種

― 境内神社式社 熊野神社

官有地第一種

熊野神社

祭神 伊弉諾命 菊理姫命

伊弉冉命

由緒 不詳

神社 竪一間 横一間

巖島神社

祭神 思姫命

由緒 不詳

神殿 竪三尺 横三尺

一 氏子 二百五拾三戸

一 大分県庁迄 拾叁里十一丁

以上

大分県管下遠見郡山浦村字本嶽前山

無格社

三嶋神社

(後述)

〔明治十七年九月據置許可〕

大分県管下遠見郡山浦村字定ノ尾

無格社

若八幡神社

一 祭神 大鶴鶴天皇尊

(貼紙)

〔大鶴鶴尊 正鹿山津見命 關山津見命 原山津見命 奥山津見命 湫瀨山

津見命 志藝山津見命 戸山津見命 羽山津見命 由緒不詳 祭神正鹿山

津見命 十柱元本郷字定尾飯空ノ処 明治十七年九月合併ス〕

一 由緒 不詳

一 神殿 竪二間半 横二間三尺

一 押殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 九拾九坪

一 信徒 七拾六人

民有地第一種 持主 羽田市平私有地ノ内

(後述)

〔小計〕

一 祭神 大山祇命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪貳間三尺 横貳間四尺 (後述) 竪老間 横卷尺 渡殿 竪老間

横卷尺

渡殿 長貳間 横壹間

一 境内 八百四拾二坪 〔五百四十五坪〕 民有地第一種 山浦村 本嶽祖共有地

一 信徒 九拾七人

一 大分県庁迄 拾叁里十一丁

以上

大分県管下遠見郡字新貝山

無格社

八幡神社

一 大分県下迄 拾壹里七合「二十五丁」

以上

大分県管下連見郡山浦村字定ノ尾

無格社

若八幡神社

〔後進〕
〔据〕明治十七年九月攝置許可

一 祭神 大鷦鷯天皇

一 由緒 不詳

一 神殿 堅老間貳尺 横壹間三尺

一 境内 三拾三坪

一 信徒 七拾六人

一 大分県下迄 拾壹里七合「二十四丁」

以上

大分県管下連見郡山浦村字山井口

無格社

八幡神社

〔後進〕
〔据〕明治十七年九月攝置許可

一 祭神 足仲津彦天皇 正鹿山津見命 志鷦山津見命

一 祭出別天皇 崇勝山津見命 羽耶山津見命

一 氣長足姫天皇 奥山津見命 厚山津見命

一 開山津見命 戸山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 石祠 堅一尺 横一尺

一 拝殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 四拾九坪

一 大分県下迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

民有地第一種 持主 阿部健太郎私有地ノ内

〔後進〕
〔小訂〕 大分県管下連見郡山浦村字架ノ木

無格社

白山神社

一 祭神 伊弉諾命 奥山津見命 伊弉冉命

一 菊哩姫命 羽山津見命 猿田彦大神

一 大山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 堅五尺 横五尺

一 拝殿 長貳間五尺 横貳間貳尺

一 境内 三拾三坪「九十坪」

一 信徒 六拾五人

一 大分県下迄 拾貳里五合「十六丁」

以上

大分県管下連見郡山浦村字楡荷

無格社

稻荷社

〔後進〕
〔小訂〕 明治十七年七月攝置許可

一 祭神 保食命

一 由緒 不詳

一 神殿 堅五尺 横五尺

一 拝殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 三拾三坪

一 信徒 七拾五人

一 大分県下迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

民有地第一種 持主 佐藤宗八郎 外 十六人共有地

大分県管下連見郡山浦村字立山

無格社

八幡神社

(後)

明治十七年九月字宮ノ谷天満社合併許可

山神社

- 一 祭神 足仲津彦尊 大山祇命 正勝山祇命
- 一 譽田別尊 中山祇命 龍山祇命

氣長足姫尊 龍山祇命

- 一 由緒 不詳

(後)

- 一 神殿 竪一間三尺 横二間四尺

渡殿 長二間半 横二間半

- 一 境内 三拾九坪「八十一坪」

民有地第一種 持主 阿部清作私有地之内

- 一 信徒 六拾五人

- 一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下速見郡山浦村字宮ノ下

無格社

八幡神社

(後)

明治十八年一月據置許可

無格社

[小訂]

- 一 祭神 足仲津彦尊 氣長足姫尊

- 一 由緒 不詳

- 一 神殿 竪一間三尺 横一間三尺

渡殿 長一間二尺 横五尺

- 一 押殿 長二間半 横二間三尺

- 一 境内 三拾三坪「貳百五十五坪」

人共有地

- 一 信徒 六拾五人

- 一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下速見郡山浦村字原山

無格社

(合)

明治十七年九月字宮ノ谷天満社合併許可

山神社

- 一 祭神 大山祇命 龍山祇命 中山祇命
- 一 龍山祇命 正勝山祇命 稲田姫命

清之湯山主八萬手命 武神速素盞鳴命

- 一 由緒 不詳

- 一 神殿 竪三尺 横三尺

押殿 長二間半 横二間半

- 一 境内 五拾壹坪「百拾坪」

民有地第一種 持主 吉岡東一郎私有地之内

- 一 信徒 二十五人

- 一 大分県庁迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字宮ノ谷

無格社

天満社

(後)

祭神 菅原通実公「神」

- 一 祭神 菅原通実公「神」

正勝山祇命 龍山祇命 中山祇命 八鳥手命 速素盞鳴命

「大山祇命以下七柱八元本郷字宮山鎮座ノ処 明治十七年九月」

- 一 由緒 不詳 「大山祇命以下七柱八元本郷字宮山鎮座ノ処 明治十七年九月」

本社二合併 神殿 竪壹間壹尺 横壹間二尺

押殿 長二間三尺 横壹間五尺

境内 三拾坪「百拾坪」 民有地第一種 持主 河野創造私有地之内

- 一 信徒 八人

- 一 大分県庁迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字神田口

無格社

〔後述〕

八幡神社

一 祭神 菅田別尊 氣長足姫尊

一 由緒 不詳

一 神殿 竪三間半 横二間半

一 波殿 長一間 横一間半

一 拜殿 長三間 横二間

一 境内 九拾九坪 民有地第一種 持主 佐藤勝藏 外三十四人共有地

一 信徒 百三拾五人

一 大分県庁迄 拾壹里五合〔十八丁〕

以上

大分県管下遠見郡山浦村字杉田山

無格社

稻荷社

〔後述〕

一 祭神 保食命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪一間二尺 横二間二尺五寸

一 拜殿 長一間 横一間三尺

一 境内 六拾坪〔百三十二坪〕 民有地第一種 持主 阿部金五郎私有地之内

一 信徒 三拾貳人

一 大分県庁迄 拾壹里七合〔二十五丁〕

以上

大分県管下遠見郡山浦村字那留山

無格社

山神社

〔後述〕

一 祭神 正鹿山津見命 志藝山津見命 湫藤山津見命

羽山津見命 奥山津見命 原山津見命

關山津見命 戸山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪二間二尺五寸 横一間三尺

一 拜殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 三拾六坪 民有地第一種 持主 豊田彦九郎私有地之内

一 信徒 六拾五人

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下遠見郡山浦村字□尾

無格社

山神社

〔後述〕

〔合〕 明治十七年九月宇定ノ尾八幡神社、合併許可

一 祭神 正鹿山津見命 關山津見命 原山津見命 奥山津見命

湫藤山津見命 志藝山津見命 戸山津見命 羽山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 境内 七拾壹坪〔三百三拾坪〕 民有地第一種 持主 佐藤喜八 外十二人

一 信徒 七拾六人

一 大分県庁迄 拾壹里七合〔二十五丁〕

以上

大分県管下遠見郡山浦村字勢場

無格社

舊神王社

〔後述〕

一 祭神 武内宿禰命

一 由緒 慶応三年卯十月 大分郡買米村ヨリ勧請

一 神殿 竪貳間一尺二尺 横貳間一尺二尺五寸

横一間三尺

一 押殿 長八間 横貳間

一 境内 四百四拾八坪

一 信徒 千人

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

〔渡殿 竪二間三尺 横二間〕

官有地第一種

一 由緒 不詳 〔明治六年癸酉年村社卜列セラル〕

一 神殿 石祠 竪一尺三寸 横一尺

一 押殿 長三間 横一間三尺

一 境内 百八拾六坪

一 氏子 六拾五戸

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

官有地第一種

大分県管下速見郡吉野渡村字楠原

無格社

三島神社

大分県管下速見郡山浦村字□田山

無格社

山神社

〔後舉〕
〔小訂〕 一 祭神 正麗山津見命 開山津見命 原山津見命

滋藤山津見命 志懸山津見命 戸山津見命

真山津見命 羽山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪老間 横五尺 〔素屋 竪老間三尺 横老間三尺〕

一 押殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 三拾三坪 民有地第一種 持主 松田友市私有

一 信徒 七拾六人

一 大分県庁迄 拾壹里七合〔廿五町十二間〕

以上

大分県管下速見郡吉野渡村字御祖

社格 村社

四所神社

〔後舉〕
〔小訂〕 一 祭神 経津主命 天兒屋根命

天照皇大神 武甕槌ノ命

〔後舉〕
〔小訂〕

一 祭神 大山祇命 正勝山祇命 中山祇命

□山祇命 敷山祇命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪一丈壹尺〔四尺〕 横老丈二尺〔素屋 竪老間四尺 横老間四尺〕

一 押殿 長一丈五尺〔二間〕 横一丈二尺〔二間三尺〕

一 渡殿 長八尺 横五尺

一 境内 百七拾六坪

一 信徒 六拾五人 官有地第一種

一 大分県庁迄 拾壹里三合〔十一丁〕

以上

大分県管下速見郡吉野渡村字年ノ神

無格社

永川神社

〔後舉〕
〔小訂〕 一 祭神 素戔鳴命

一 由緒 不詳
一 神殿 竪八尺〔三尺〕 横八尺〔三尺〕 〔素屋 竪一問一尺 横一問一尺〕

拜殿 長二間 横一間半 「三間」

渡殿 長八尺 横五尺

境内 五百四拾坪 「七十九坪」

信徒 六拾五人

大分県庁迄 拾壹里

以上

民有地第一種 持主 山下金兵衛私有

大分県管下遠見郡吉野渡村字野地

無格社

四所神社

(後舉) 明治十七年九月攝置許可

祭神 経津主命 天兜羅根命

天照皇大神 武甕槌命

由緒 不詳

神殿 竪七尺五寸 二尺二寸

二尺 横一間二尺

拜殿 長二間 横一間半

境内 百五坪

(境内神社) 卷社

金刀比羅社

祭神 大己貴命

由緒 不詳

「祠一尺一尺」

信徒 四拾五人

大分県庁迄 拾壹里

以上

官有地第一種

「素厩 竪二間 横七尺五寸 二尺二寸」

(後舉) 十七年攝置許可

祭神 素戔鳴命 御摩乳命

稲田姫命 手摩乳命

由緒 不詳

神「社」殿 竪壹間 横壹間

境内 貳百九坪

信徒 三拾五人

大分県庁迄 拾壹里

以上

官有地第一種

大分県管下遠見郡吉野渡村字山中向平

無格社

(後舉) 小訂

祭神 大山祇命

由緒 不詳

神殿 竪三尺五寸 二尺

拜殿 長一丈二間三尺

境内 七拾三坪

信徒 五拾人

大分県庁迄 拾壹里

以上

「素厩 竪壹間 横壹間 横四尺三寸 三尺 横九尺 三間三尺」

山神社

大分県管下遠見郡吉野渡村字上ノ追

無格社

(後舉) 据明治十七年九月立石村字城山天満社合併許可

祭神 大山祇命

由緒 不詳

山神社

大分県管下遠見郡吉野渡村字官山

- 一 神殿 竪九尺貳寸 横六尺三寸 「素懸 竪一間 横一間」
- 一 拜殿 長九尺「卷間三尺」 横五尺「式間」
- 一 境内 百拾坪 官有地第一種
- 一 信徒 五拾五人
- 一 大分県庁迄 拾老里
- 以上

大分県管下遠見郡吉野渡村字下太郎

無格社

山神社

〔後進〕
明治十七年九月立石村字城山御社天満社合併許可

- 一 祭神 正座山津見命 關山津見命 志藝山津見命 戸山津見命
- 原山津見命 湊山津見命 奥山津見命 羽山津見命

- 一 由緒 不詳
- 一 社殿 石祠一尺 一尺五寸
- 一 拜殿 長卷間一尺 横卷間四尺
- 一 渡殿 長四尺 横卷間
- 一 境内 百七坪 官有地第一種
- 一 信徒 五拾五人
- 一 大分県庁迄 拾老里
- 以上

大分県管下遠見郡吉野渡村字□抜

村社

松島神社

- 一 祭神 事勝 國勝 長狹袖
- 大魂堂命 伊弉諾命 泉津事勝之男命
- 伊弉世命 菊理姫命 速玉男命
- 大山祇命 岐大神

- 一 由緒 不詳 明治六癸酉年村社三列セラル
- 一 神殿 竪貳間 横貳間 「渡殿 一間三尺 一間三尺」 「素懸 二間二間」
- 一 拜殿 長二間二尺二間三尺 横二間半「四間三尺」 「神輿庫二間一間一尺」
- 一 渡殿 卷間半
- 一 境内 四百七拾老坪 民有地第一種本村共有地
- 一 氏子 貳百貳拾戸
- 一 大分県庁迄 九里拾三町四拾三間五尺
- 以上

大分県管下遠見郡吉野渡村字□

無格社

大山祇神社

- 一 祭神 大山祇命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪卷間半 横卷間半 「素懸 二間二間」 「渡殿 一間一間三尺」
- 一 拜殿 長三間二間 横二間三間
- 一 渡殿 長卷間半 横卷間
- 一 境内 貳百四拾坪 民有地第一種 持主 阿部年太郎 外拾四人共有地
- 一 信徒 八拾七人
- 一 大分県庁迄 九里拾五町
- 以上

大分県管下遠見郡吉野渡村字□鶴

無格社

貴船神社

〔後進〕
小訂

一 祭神 高竈神命 關四象命

開籠神命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪五尺 横五尺 「渡殿 一間二尺 一間二尺」

一 拝殿 長四間半尺二間「 横二間二尺 一四間」

一 渡殿 長九尺 横七尺

一 境内 四拾二坪「四百十四坪」 民有地第一種 持主 鶴成岩太郎 外

五十二人共有地

一 信徒 貳百貳拾四人

一 大分県庁迄 九里拾町

以上

3 速見郡寺院明細帳 (明治二十三年)

○大分県公文書館蔵

大分県管下豊後国速見郡広瀬村字辻

(後)

「小訂」

●本寺松嚴寺末

竹源寺

- 一 本尊 釈迦牟尼仏
- 一 白緒 不詳
- 一 堂宇 長七間 横四間五合「三尺」 「本堂葺葺裏 堅四間三尺 横七間」
- 一 境内 八百三拾貳坪 「五百五十六坪」 民有地一種 延壽寺持「附」
- 一 境内仏堂堂宇

觀音堂 本尊 聖觀音

由緒 不詳

建物「堂宇」 長一四間 横二間 「五合三尺」 「堅四間三尺 二間」

一 境外所有地

耕地 段別壹反五畝拾貳步 広瀬村字新田

地価 金九拾九円六拾壹錢九厘

耕地 段別九畝三歩 同村字宮ノ脇

地価 金六拾四圓四拾六錢

耕地 段別五畝貳拾壹歩 同村字寺ノ浦

地価 金四円貳拾貳錢壹厘

山林 段別貳畝歩 同村字池ノ上

地価 金拾七錢七厘

山林 段別三畝歩 同村字笠松

地価 金三拾四圓五厘

芝地 段別九歩 同村字道ノ下

地価 金三錢

「山林 九畝六歩 同村字辻」

「地価 金貳円七十六錢」

一 檀徒 貳百貳人

一 管轄 「大分県」庁迄 九里

以上

(大分県管下豊後国速見郡広瀬村字平

「小訂」

●本寺「東」本願寺末

明教寺

真宗東派

- 一 本尊 阿彌陀如来
- 一 白緒 不詳 佛釋慶信開蓋 最毛寛永八至六年、三月十日創立又
- 一 堂宇 「本堂」 長一堅一五間 横五間
- 一 鐘堂 長「堅」壹間五合 横壹間五合 「三尺 三尺」
- 一 庫裡 長「堅」八間 横三間五合「三尺」 「三間三尺 八間」
- 一 講家 長「堅」四間 横二間
- 一 境内 三百拾貳坪 民有地一種 明教寺持所
- 一 境外所有地
- 一 耕地 段別壹反四畝三歩 同村字中ノ坪
- 一 地価 金五拾三円七拾貳錢三厘
- 一 耕地 段別四畝廿七歩 同村字櫻畑
- 一 地価 金三拾貳円五拾四錢七厘
- 一 耕地 段別壹畝歩 同村字片井平
- 一 地価 金九拾三錢八厘
- 一 耕地 段別四畝貳拾壹歩 同村字宮ノ脇
- 一 地価 金五円八拾四圓四厘
- 一 耕地 段別壹畝拾貳歩 同村字イヤケ谷
- 一 地価 金壹円三拾壹錢九厘

山林 段別八畝歩 同村字平

地価 金九拾貳錢

山林 段別貳畝歩 同村字片井平

地価 金貳拾三錢

山林 段別壹畝歩 同村字田中山

地価 金八錢八厘

一 權徒 五百三拾三人

一 管轄「大分県」庁遠九里

以上

大分県管下豊後国遠見郡野原村字西ノ原

小本寺松屋寺末

曹洞宗

一 本尊 釈迦牟尼

一 由緒 応永元甲戌年三月、内河野村へ創建、開祖野原村瑞雲寺二世、明金和尚也、慶長年度兵火ニ燒シ「累リ」中絶、元禄元戊辰年春、横外中興

殿後、日出村松屋寺末ト成、明治改元燒失、既ニ混亡セント欲ス時ニ

明治四年、日出田藩石瑞雲寺廃ス該、残跡村ノ中央誠ニ教導速宜ニ

付、明治十年五月廿四日、官許ヲ得テ同郡内河野村、同宗善満寺住職

望輪孝運、心翁等ト名ク、移転地所々堂宇自ラ寄附シ、中興開基ノ祖

トナル

一 本堂「堂宇」長十間 横四間 但、本堂庫裡合併

一 納家 長四間 横二間

一 境内 二百四十九坪 民有地第一種

一 境外所有地

田「耕地」二畝三歩 内河野村字正ノ田

地価 金十二円九十六錢

田「耕地」四畝十五歩 同村字ヒロミ

地価 金十一円八十五錢

田 五畝廿四「廿」歩 同村字ヒロミ

地価 金十五円二錢

田 二畝廿四歩 同村字平ノ池ノ下

地価 金十七円二十八錢

田 四畝十二歩 同村字屋敷田

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

一 權徒 四百三十五人

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

一 權徒 四百三十五人

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

一 權徒 四百三十五人

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

一 權徒 四百三十五人

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

一 權徒 四百三十五人

地価 金十一円八十五錢

田 五畝廿四「廿」歩 同村字ヒロミ

地価 金十五円二錢

田 二畝廿四歩 同村字平ノ池ノ下

地価 金十七円二十八錢

田 四畝十二歩 同村字屋敷田

地価 金二十七円十八錢

田 五畝廿一歩 同村字川ノ子

地価 金十五円二錢

畑 一畝十五歩 同村字堂ノ下

地価 金二円廿六錢

山林 一畝歩 同村字ウラ

地価 金十一錢

山林 二畝六歩 同村字長葉山

地価 金二十一錢

山林 一畝十五歩 同村字高尾

地価 金十四錢

山林 二畝九歩 同村字ミサコ山

地価 金二十六錢

「毛地」四畝廿七歩 内河野村字勤善」

「地価」金拾円九錢」

一 權徒 四百三十五人

一 管轄「大分県」庁遠 八里四合「十四丁」

以上

大分県管下豊後国遠見郡小武村字小武

總本山金剛峯寺末

「小訂」

「小訂」

「小訂」

「小訂」

「小訂」

「小訂」

「小訂」

真言宗古義派

小武寺

一 本尊 弥勒菩薩

一 由緒 人皇四十四代内融院常康親王御子空也上人、天德年中開基創建ス、其

後大友義親耶蘇教ヲ崇信シ、仏堂破毀シ該寺亦其災ニ罹リ、末隆興ノ

坊・中ノ坊・通田坊・嘉照坊・向ノ坊・來興坊ノ六坊失亡ス、慶長五

年、隆賢法印更ニ中興ス、天明治十三〇二年這凡千年余

一 堂宇 長十間半「三三三」 横四間半「三三三」 本堂兼庫裏 堅四間三尺 横

拾間三尺

一 境内 五百七拾六坪武合 民有地第一種

一 境内仏堂 四宇

藥師堂

本尊 藥師如來

由緒 天德年中空也上人ノ創建ニテ、佛體八仁間ノ作ナリ、大友義

親、神仏破却ノ災ニ罹リ後、慶長五年隆賢法印ノ中興スル処ト

ナル、古ヨリ藥師領ノ田地六畝六歩アリ、旧藩ノ未稅地トナリ

小武寺持ノ耕地二福入ス

建物「堂宇」 長□間 横□間 「堅三間 横三間」

護摩堂

本尊 不動尊

由緒 前同斷

大日堂

本尊 大日如來

由緒 不詳

建物「堂宇」 長・武間 横・老間五合三尺 「堅二間 横二間」

十王堂

本尊 地藏菩薩

由緒 不詳

一 境外所有地

建物「堂宇」 長・武間 横・老間五合三尺 「二間三尺 一間三尺」

耕地 反別三畝六歩 小武村字墓寺

地価 金拾五円四拾九錢六厘

同 反別・武畝廿四歩 右同村字墓ノ前

地価 金拾三円九拾七錢六厘

同 反別・老畝廿四歩 右同村字堂ノ前

地価 金八円九拾八錢

同 反別六畝六歩 右同村字遺ノ下

地価 金三拾円九拾九錢壹厘

同 反別五畝拾貳歩 右同村字川添

地価 金貳拾六円九拾七錢四厘

同 反別・武畝廿壹歩 右同村字墓寺

地価 金三円四拾錢壹厘

同 反別・老畝三歩 右同所

地価 金老間五錢五厘

同 反別・老畝六歩 右同村字堂ノ前

地価 金貳円拾六錢九厘

同 反別四畝拾貳歩 右同村字屋敷ノ下

地価 金九円貳拾九錢貳厘

山林 反別・老町七反歩 右同村字寺山

地価 金拾七円

芝地 反別五畝九歩 右同村字茶畑畑

地価 金五錢三厘

一 檀徒 百四拾三人

一 管轄「大分県」庁迄 九里三合「十一町」

以上

〔大分県管下豊後国速見郡小武村字越井〕

〔小訂〕

本山本願寺末

真宗本願寺派

教運寺

一本尊 阿弥陀仏

一由緒 本村田邊氏ノ創建スル処ト云々茲等不詳

一堂宇 長五間半 横五間 一本堂 堅四間 横四間三尺

一庫裏 堅三間三尺 横六間三尺

一鐘堂 堅三間半尺 横三間半尺

一境内 四百七拾四坪 民有地第一種 〔持主〕林玄服私有

一禮徒 百貳拾人

一管轄 〔大分県〕庁迄 拾里

以上

由緒 仁聞菩薩製作

建物 〔堂宇〕 長三間 横三間

一 境外所有地

耕地 反別巻反廿四歩 倉成村字尾坪

地価 金六拾貳円九拾四銭七厘

耕地 反別巻反九歩 同村字塚町

地価 金六拾九円八拾六銭六厘

耕地 反別五畝拾八歩 同村字權藏

地価 金拾貳円七拾八銭壹厘

耕地 反別巻反五畝廿四歩 同村字寺ノマヘ

地価 金五拾三円卅銭三厘

耕地 反別巻反廿四歩 同村字空善寺

地価 金三円六拾銭壹厘

耕地 反別巻反五畝三歩 同村字正高寺

地価 金貳拾六円拾六銭八厘

山林 反別巻反六畝歩 同村字弘栄寺

地価 金壹円七拾七銭六厘

一 禮徒 二百四拾一人

一 管轄 〔大分県〕庁迄 九里

以上

〔大分県管下豊後国速見郡倉成村字文井〕テラ

〔小訂〕

檀宗曹洞派 〔宗〕 小本寺松屋寺末 円福寺

一本尊 阿弥陀如来

一由緒 不詳 〔寿山道榮ナルモノ開基スト云フ〕

一堂宇 長七間 横四間 〔本堂兼庫裏 四間 七間〕

一 境内 二百六拾六坪 民有地第一種

一 境外所有地

耕地 反別巻反七畝廿七歩 倉成村字フク田

地価 金九拾五円七拾六銭七厘

耕地 反別三畝六歩 同村字寺ノ下

地価 金三円八拾三銭七厘

耕地 反別巻畝拾五歩 同村字ナカズ

地価 金貳円九拾銭貳厘

耕地 反別七畝拾五歩 同村字石仏

地価 金四円壹銭六厘

耕地 反別三畝拾五歩 同村馬神

地価 金貳円六拾六銭八厘

山林 反別三畝歩 同村字カケ平

地価 金三拾銭

一 禮徒 百拾人

一 管轄 〔大分県〕庁迄 九里壹舍 〔三町〕

以上

〔後進〕

大分県管下豊後国速見郡立石村字長流寺

總本山泉岳寺末

〔小訂〕

長流寺

禪宗曹洞宗

一本尊 釈迦

一 由緒 元禄二年八月、僧俊益開基創建

一 堂宇「本堂」 竪五間半「三尺」 横八間半「三尺」 〔四間三尺 七間三

一 位牌堂 竪三間「二間」 横二間「三尺」

一 庫裏 竪四間半「三尺」 横拾貳間「拾壹間」

一 納屋 竪壹間半 横四間 〔門 一間 一間三尺〕

一 境内 千四拾四坪 官有地第四種

一 耕地 反別壹畝歩 立石村字門前

一 地備 金壹円貳錢六厘

一 耕地 反別貳畝六歩 立石村字辻山

一 地備 金壹円六拾壹錢貳厘

一 耕地 反別三畝拾五歩 立石村字辻山

一 地備 金三円五拾七錢六厘

一 耕地 反別七畝歩 立石村字辻山

一 地備 金七円拾八錢貳厘

一 檀徒 六百七拾七人

一 管轄「大分県」庁迄 拾里貳丁

以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字徳清田

〔小訂〕

禪宗曹洞宗

總本山泉岳寺末

延福寺

一本尊 薬師

一 由緒 不詳 〔創立年月不詳、開山玉泉和尚也、建武三年八月五日死亡、之

間村長流寺境内二建設ノ「」、元禄十二年此地二移転ス〕

一 堂宇 竪貳間 横三間三尺

一 境内 九拾九坪 官有地第四種

一 檀徒 拾貳人

一 管轄「大分県」庁迄 九里三拾五丁

以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字五徳寺

〔後進〕

〔小訂〕 本寺長流寺末 五徳寺

禪宗曹洞宗

一本尊 釈迦

一 由緒 元禄十三年、僧如山更ニ「再」創建ス

一 堂宇「本堂」 竪四間 横七間

一 鐘樓 竪壹間半「三尺」 横壹間半「三尺」

一 庫裏 竪四間半「三尺」 横七間 門 五間「尺」 七間尺「二間二尺」

一 蔵 竪貳間 横三間

一 境内 五百拾三坪 官有地第四種

一 境内仏堂壹宇

一 観音堂

一本尊 観音

一 由緒 不詳

一 境外所有地

建物「壹字」 壁貳間 横貳間(半三尺)

耕地 反別七畝拾五步 立石村字竹ノ下

地価 金六拾九匁錢四厘

耕地 反別三畝步 立石村字ヤシキノ内

地価 金六匁四拾錢七厘

耕地 反別六畝貳拾叁步 立石村字竹ノ下

地価 金六拾叁匁六拾五錢三厘

耕地 反別四畝二步 立石村字前田

地価 金三拾貳匁拾三錢八厘

耕地 反別五畝拾貳步 立石村字前田

地価 金貳拾九匁四拾四錢六厘

耕地 反別貳畝二步 立石村字前田

地価 金拾壹匁四拾五錢壹厘

耕地 反別四畝九步 立石村字山ノ神

地価 金拾九匁五錢壹厘

耕地 反別三畝貳拾七步 立石村字森ノ下

地価 金貳拾壹匁貳拾六錢七厘

耕地 反別六畝六步 立石村字京田

地価 金五拾七匁五錢壹厘

耕地 反別壹畝貳拾四步 立石村字子ノ畑

地価 金貳匁五拾五錢六厘

耕地 反別五畝拾貳步 立石村字奥神庵ノ下

地価 金九匁四拾九錢七厘

耕地 反別拾貳步 立石村字山ノ神

地価 金貳拾三錢五厘

耕地 反別壹畝貳二步 立石村字一段

地価 金七匁九錢四厘

耕地 反別九畝步 立石村字ヌベトウ

地価 金拾壹匁三拾四錢四厘

耕地 反別壹畝貳拾四步 立石村字前畑

地価 金壹匁八拾四錢七厘

耕地 反別三畝拾五步 立石村字寺ノ前

地価 金三匁六拾錢五厘

耕地 反別九畝九步 立石村字寺ノ浦

地価 金九匁五拾貳錢七厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字屋敷ノ内

地価 金六匁九厘

耕地 反別九歩 立石村字子ノ畑

地価 金拾七錢六厘

耕地 反別貳畝九歩 立石村奥神庵

地価 金貳匁九拾錢貳厘

耕地 反別貳拾叁歩 立石村字ヤシキノ内

地価 金四拾壹錢

山林 反別貳反三畝九歩 立石村向山

地価 金三匁五拾四錢壹厘

畝 反別六歩 立石村字二反田

地価 貳厘

一 檀徒 四百三拾叁人
管轄「大分県」庁地 拾里四丁
以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字京ノ木

日蓮宗 総本山久遠寺末

一本尊 釈迦多寶 延隆寺

一 由緒 承応三年五月開基法音院日養創建
堂宇「本堂」 竪七間 横七間半「三尺」

一 鐘樓 竪貳間 横貳間

一 書院 竪四間 横四間半「三尺」

一 庫裏 竪四間半「三尺」 横九間

一 納屋 竪貳間 横四間

一 境内 五百四拾二坪 官有地第四種

一 境外所有地

一 耕地 反別八畝六步 立石村字竹ノ下
地価 金六拾田八錢五厘

一 耕地 反別六畝拾五步 立石村字竹ノ下
地価 三拾五田四拾四錢四厘

一 耕地 反別貳畝貳拾四步 立石村字堂ヶ迫
地価 金貳田四拾六錢貳厘

一 耕地 反別壹畝三歩 立石村字山ノ神延隆寺ノ下
地価 金七拾九錢貳厘

一 耕地 反別貳畝步 立石村字堂ヶ迫
地価 金壹田四拾六錢六厘

一 耕地 反別四畝貳拾四歩 立石村字堂ヶ迫
地価 金四田九拾貳錢五厘

一 耕地 反別四畝拾八歩 立石村字邊敷ノ上
地価 金六田七拾四錢貳厘

一 耕地 反別貳拾四歩 立石村字厩敷ノ上
地価 金五拾八錢七厘

一 耕地 反別四畝拾五歩 立石村字堂ノ上
地価 金四田六拾二錢壹厘

一 山林 反別壹畝貳拾四歩 立石村字大明神
地価 金貳拾錢七厘

一 權徒 九百拾八人
管轄「大分県」庁迄 九里三拾四丁
以上

大分県管下豊後國速見郡向野村字浄土寺

曹洞宗東派 泉宿寺末 浄土寺

一 本尊 釈迦牟尼如寺末

一 由緒 不詳

一 堂宇「本堂」 長七間半「三尺」 横四間「四間 七間三尺」

一 庫裏 同七間半「三尺」 同四間 「一 鐘樓門 一間壹尺 貳間」

一 境内 七百三拾八坪 官有地第四種

一 境内仏堂 壹宇 観音堂

本尊 観世音 由緒 不詳

建物「堂宇」 長三間 横三間

一 權徒 七百貳拾人

一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里五合「拾八町」

以上

大分県管下豊后國速見郡向野村字山寺「津波戸山」
長流寺末 海蔵寺

曹洞宗東派

一 本尊 観世音菩薩

一 由緒 不詳

一 堂宇「本堂兼庫裏」 長六間 横四間 「四間 八間三尺」

一 境内 三百六拾三坪 民有地第一種「持主」岩間兼天私有

- 一 僧徒 三百人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾貳里
- 以上

大分県管下豊後國速見郡山浦村字飛松
〔後生〕
〔小訂〕

真宗本願寺派

- 一 本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 佐藤左衛門秀則三男、秀勝創建、年歴不詳、住僧了空開基、元禄十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許
- 一 本堂 長五間「半三尺」 横五間
- 一 廊下 長貳間 横壹間
- 一 庫裡 長四間 横四間
- 一 願 長壹間「三尺」 横貳間
- 一 鐘堂 長壹間半 横貳間 「三尺 一間三尺」
- 一 土藏 長貳間 横四間
- 一 境内 四百四拾貳坪 民有地第一種持主佐藤了觀
- 一 境内仏堂一字

觀世音堂

本尊 觀世音

- 一 由緒 創建年歴不詳、元享浦保二在り、明治四年此地二移ス
- 一 建物「堂宇」 長貳間半三尺 横貳間半三尺
- 一 檀徒 五百七拾貳人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里五合「十八町」
- 以上

大分県豊後國速見郡山浦村字境内

〔後生〕
〔小訂〕

真宗本願寺派
總本山本願寺末
顯教寺

- 一 本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 祖先住僧教□開基、元禄十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許
- 一 本堂 長四間三尺 横四間半「三尺」
- 一 路家 長貳間 横壹間
- 一 庫裡 長五間半 横三間半
- 一 願 長一間「三尺」 横一間
- 一 境内 貳百五拾七坪 民有地第壹種「持主」御堂龍音
- 一 檀徒 百六拾貳人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里七合「二十五町」
- 以上

大分県管下豊後國速見郡古野渡村字豊瑞寺

〔後生〕
〔小訂〕

檀曹洞宗
小本山長流寺末
豊瑞寺

- 一 本尊 觀世音
- 一 由緒 天水年間知憲和尚創建、寺号年歴不詳、宗祖門處宗関和尚第三世法孫
- 一 普山靈刹、元禄四年辛未十月十日開山
- 一 本堂 長四間 横六間半「三尺」
- 一 庫裡 長五間半「三尺」 横四間「五間三尺」 「門 五尺 一間貳尺」
- 一 境内 貳百九拾七坪 官有地第四種
- 一 境内仏堂一字

觀世音堂

本尊 觀世音

由緒 不詳
建物「堂宇」 長四間 横四間

一 境外所有地

一 耕地 田四畝貳拾四步 吉野渡村字代

一 地備 金貳拾貳式拾七錢八厘

一 同 老畝九步 同村字荒堀

一 地備 金五十四拾八錢七厘

一 同 老畝貳拾壹步 同村字同所

一 地備 金壹百三拾貳錢九厘

一 同 四畝貳拾壹步 同村字山ノ田

一 地備 金三十四拾八錢壹厘

一 同 三畝九步 同村字上池ノ前

一 地備 金貳拾三十四拾貳錢五厘

一 耕地 畑三畝拾五步 同村字上ノ平

一 地備 金三十四七錢八厘

一 同 三畝步 同村字寺ノウエ

一 地備 金四十四拾九錢七厘 同村字ハカトウ

一 同 貳畝拾五步

一 地備 金壹百八拾四錢七厘

一 同 五畝三歩 同村字イナノワキ

一 地備 金三十四五拾四錢七厘

一 同 四畝貳拾四步 同村字浦田平

一 地備 金三十四五拾壹錢八厘

一 山林 六畝拾八歩 同村字同所

一 地備 金六拾八錢

一 葦場 老畝拾貳歩 同村字荒堀

一 地備 金三錢八厘

一 權徒 百九拾壹人

一 管轄「大分縣」庁迄 拾壹里

大分縣豊後國速見郡吉野渡村字前堂

小本山長流寺末

禪曹洞宗

安國寺

一 本尊 地藏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長五間 横六間

一 境内 三拾五坪 官有地第四種

一 信徒 五拾五人

一 管轄「大分縣」庁迄 拾壹里五舍「十八町」

以上

大分縣管下豊後國速見郡内河野村字鶴成

〔明治十八年一月訂正許可〕

小本寺松屋寺末

禪宗曹洞宗

東光寺

一 本尊 藥師仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長拾間 横四間

一 境内 貳百五拾七坪

民有地一種神主鶴成祐法外、五拾八人共有地

一 境内仏堂壹宇

觀音堂

本尊 觀音仏

由緒 不詳

建物「堂宇」 長二間 横壹間半「三尺」

一 境外所有地

一 耕地 四反貳畝三歩

内河野村字鶴成

一 地備 金百五拾八貳拾九錢

山林 壹反七畝拾貳步 内河野村字鶴成

地価 金壹円九拾三銭

一 禮徒 五拾八人

一 管轄「大分県」庁迄 九里拾壹町

以上

大分県管下豊後國速見郡内河野村字集有
(後)「十八年一月訂正許可」 小本寺松屋寺末

禪宗曹洞宗 善満寺

一 本尊 勸音仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長九間 横四間

一 境内 貳百拾五坪 民有地一種 「持主」櫻葉孝遠外 百五拾壹人共有地

一 境外所有地

耕地 五反八畝歩

地価 金貳百八拾三円四拾三銭

山林 五反歩

地価 金五円拾三銭

一 檀徒 百三拾壹人

一 管轄「大分県」庁迄 九里拾町

以上

大分県管下豊後國速見郡内河野村字山中

「明治十八年八月訂正許可」 本山西本願寺末

真宗西本願寺派

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長六間 横五間

一 境内 三百四拾四坪 「内百三拾貳坪民有地第一種 内二百拾貳坪民有地第

一種 持主杉本樹願私有地」

一 禮徒 八拾七人

一 管轄「大分県」庁迄 九里拾三町

以上

大分県管下豊後國速見郡内河野村字小谷
(後)「明治十八年一月訂正許可」 本山東本願寺末

真宗東本願寺派 法照寺

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 開基阿部運久、慶長十七壬子年七月十九日、本願寺第十二世教如法主

二層依シ禮トナル、是ヨリ先キ、遺久故アリテ旧藩主日出木下延俊之命ニヨリ、

一字ヲ創立ス時ニ該、法主ヨリ本尊及ヒ寺號ヲ賜ト云

一 堂宇 竪十四間 横十四間

一 経藏 竪壹間半「三尺」 横壹間半「三尺」

一 旧板御堂 長七間 横二間半

一 庫裏 長拾三間半 横四間半

一 境内 千六拾三坪 民有地一種 「持主」阿部開海私有地

一 禮徒 千七百貳拾八人

一 管轄「大分県」庁迄 九里拾五町

以上

専教寺

4 楠池紀念之履歷書

○楠池土地改良區蔵

一 本書三冊ヲ製シ、三人ノ總代ニ於テ各卷圖宛ヲ保管スルモノトス
 一 主要ナル出来事ハ其古時ノ池下總代ニ於テ必ズ記録スヘキモノトス
 立石町大字立石總代保管

大分縣豊後國通見郡吉野渡村楠池紀念履歷書

第一件

天明五年以前、維持方ハ藩政ノ為ス處ニシテ書類ハ領主木下候手元保管ナル者ナリ

第二件

立石領山浦桶原楠池土手水穴有之二付、土手幅拾二間半、土手ノ内ノ方長拾間、土手外ノ方ニ鋪橋西ノ方卷間、東ノ方長七間、土手江ヨリ三間懸替歸米者也

自天明六年丙午歲二月廿三日

至四月、六月雨大ヲ除、成就日數二十三日也

郡代 糸長清兵衛
 夫人支配人

都甲友右衛門

都甲仲八

梅田左源治

市九十九左衛門

下役 秋吉榮左衛門

上村庄屋 綾部平八

下村庄屋 富部忠兵衛

第三件

立石領東山浦村桶原楠池土手内峯長貳拾間、幅九尺、土手江ヨリ深貳間築替、波除石垣長拾七間、高九尺、新ニ出来建橋仕替、鋪橋木ノ分口貳間仕替ル者ナリ

自寛政六年甲寅歲二月朔日始メ

至三月十七日成就、雨天ヲ除ク日數二十六日也

郡代 野口広右衛門
 支配人

都甲仲八

一九十左衛門

田中忠兵衛

下役 秋吉宗右衛門

下役 後藤与平

上村庄屋 綾部藤四郎

下村庄屋 富部甚之丞

桶原弁指 卯右衛門

鳥之江弁指 伝左衛門

吉野渡弁指 太左衛門

第四件

立石領大池波除石垣、波除高五尺、長貳拾七間有之取除、高廿間間平均長廿三拾間築出、土手ノ内、右同數厚サ卷間築キ増シ、并ニ荒手ノ鋪橋ヲ仕替、内外石垣ヲ積ミ替者也

桶原弁指 利右衛門

鳥之江弁指 伝左衛門

吉野渡弁指 太左衛門

文化三丙寅歲二月廿五日ヨリ始メ三月廿三日迄、雨天ヲ除ケ外日數拾三日成就

右、第五件迄ハ領主受持、領内ノ百姓ヨリ夫米・人夫共相勤モノナリ 庄屋梅原 弥十郎

郡代 都甲仲八郎

下役 河野藤右衛門

下役 平松基平

上村庄屋 綾部直吉

下村庄屋 富部祖之丞

吉野渡并指 太左衛門

梅原并指 利左衛門

鳥之江并指 新兵衛

補池二係ル池敷

一 田反別六反七畝廿四步

高七石四斗貳升

物成米貳石六斗八升三合貳勺

口米八升五勺

雜米貳斗壹合八勺

合貳石九斗六升五合五勺

納上

但シ安政四年丁巳歲ヨリ御貸地新地成手形米トシテ米八石九斗三升五合、本行池床敷キ下作定入レ同前、御決贖ニ付御貸附地及ヒ租稅并ニ地主へ得米共打混シ、徒來年々御造イ米トナル

差引米五石九斗六升九合五勺

但、地主へ得米ナリ

右御貸地ノ分

朝廷ヨリ御布令ノ筋、尚又四日市御序へ御懸越ノ通り代米ノ義、當帳高内引ノ計徒來御遺シ米ノ内ヨリ差引ノ如ク此成ニ候間、相殘ル分ハ地主得米トシテ至急御達シ可相成候間、此段御懸合候也

外ニ立石領内ノ分

一 田反別壹反步

地主 野地久平

此代米トシテ御藏米三石也 買上

一 田反別壹反貳畝步

地主 野地大平

同上同所三石六斗 買上

右之地代トシテ總池下地主ヨリ壹反步ニ付金貳拾五錢宛割出シ候事

第五件

補池土手揚ケ略記

安政四年己卯三月十八日朝ヨリ始メ、土手波除石垣并ニ内堀共根台ヨリ仕費、

外土手ニ開出シ、石垣八尺横ミ、夫ヨリ築立テ、古土手ニ高サ三尺五寸ヲ加

エ、水受ケ同寸ノ増ナリ、古瓦手ノ跡ニ石垣指間、木九尺ノ新ニ橋ヲ掘エ、

東ノ山ニ新ニ瓦手ヲ切リ、人夫參千八百余人、今五月十四日ニ成就ス

郡代 野口助之丞

出役 後藤八衛

助役 都甲要人

支配人 井尻左仲

普請所詰 富部行平

宰領 井上房吉

全 岩尾善兵衛

全 杉本要平

全 甲斐源シ之丞

庄屋野地 大平

第六件

御總新トナリ総テ補池二係 謹言願買ハ池下地主ヨリ引受割出スモノニ決定ス、

本控建備仕替、池ノ方土手厚三尺築替、長六間築、荒子ノ建備敷橋モ仕替、土手厚サ老間、長サ三間築替ルモノナリ、遣私金内貳拾門七拾三錢老屋官費被下、殘金ハ総テ池下縁地主ヨリ負担ス、此割老反歩二六錢老屋七毛

明治十二年三月廿日ヨリ始メ、今午四月五日成就、日敷拾五日間

池下総代

下村 都甲善右衛門

立石村 伊東万次郎

山浦・吉野渡 豊田要三郎

第九件

荒手建備仕替長サ九尺廻リ、八尺以上

此遣金九円七拾三錢九厘

但、射代ヲ以仕私

明治二十四年九月成就

池下総代

立石 綾部又右衛門

下村 毛井卯三郎

山浦 豊田要三郎

同山浦・吉野渡村 豊田要三郎

第七件

荒手ノ建備仕替遣私金

金拾門貳拾八錢六厘

総テ仕私高ハ射代ヲ以仕私勝手

明治十七年三月成就

池下総代

下村 毛井卯三郎

同上立石村 綾部免寛

同山浦・吉野渡村 豊田要三郎

第十件

明治二十六年七月ニ池下反別台帳新製ス、此紙代・書料九円拾八錢ニテ各三冊

新製ス

但、射代ヲ以仕私

右引受主任

下村 毛井卯三郎

立石 古庄藏三郎

山浦 豊田要三郎

第八件

本控建替・建備長サ荒取貳間廻リ老丈、笠木モ同寸尺ナリ、拍木・莖木凡貳間

以上、

遣私金額ニ拾四円七錢五厘

仕私方ハ地主ヨリ割出モノナリ

明治二十一年八月成就

池下総代

下村 毛井教太郎

同上立石村 綾部免寛

第十一件

明治二十七年度ヨリ地主会評議員ヲ設定ス、尤各老字ニ付六名宛、山浦・吉野

渡ヲ老字トシ、立石・下ヲ貳字トシ、合計拾八名ノ評議員ヲ置ク、小事ハ総代

ノ適宜タルベシ、

大事ハ評議會ヲ開キ、其評決ヲ以執行スルモノトス

但、評議員ノ手当ハ射代ヨリ仕私ベキ者トス

(別筆)

因二評議員ヲ設定シタルハ、明治或拾七年ニ於テ大字下全部ノ池下ト門田并
堀掛ト水利上ノ争起リ、終ニ裁判沙汰トナリタル始末ナリシ故、惣代人ノ專
決ヲ成シ、評議員會ノ決定ニ遵テノ事務ヲ付スルコト、スベク、當時ノ惣代
豊田要三郎・古庄慶三郎・毛井致太郎協賛ノ上、組織シタルモノナリ、惣代
其責任ヲ評議員ニ譲ラント欲スルモノナリト雖モ又時代ノ要求ナリト謂フベ
シ

第拾貳件

桶池尻手掘、是迄松木ヲ用ヒシ處、今後決議ノ上石樋ニ改正ス、石堀ハ字見條
ノ石ヲ用ユ丸形蓋溝、貳尺ニテ中穴壹尺余リ、角穴ニテ長サ八尺余リ製造シ建
ル者也

此費額金三拾七円九拾五錢壹厘

但、射代ニテ仕払

明治三拾年五月ヨリ

同拾壹月迄成功

池下総代

下村

立石

山浦

糸長銀三郎

胡麻鶴慶吉

豊田要三郎

第拾三件

桶池尻手掘ノ隘、少々危有ノ穴アル處ヲ発見致シ、依テ掘除ケ見ルニ何方トモ
相不明ニ付、不止得掘ノ處、尚堀割リ見ルニ數箇ハ朽レ、更ニ水浅不見然ルニ
少々ツ、堀割リ全ク悉皆掘除ル事ニナリタリ、深サ貳間半、長サ四間横切リ、
凡拾間程掘除ケ、新ニ口ヨリ敷樋ニ仕替タル者ナリ

此仕払金高貳百七拾四円五拾八錢七厘、是ヲ各反別ニ割當徴収スルニ恣反歩

二付三拾八錢五厘宛、殘金ハ米利明治三十五年迄込ヘキ記念碑ノ費ニ用ユ

明治三十三年八月

池下総代

下村

立石

山浦

糸長銀三郎

尾玉成人

豊田要三郎

第拾四件

桶池

記念碑

建碑、以為記念爾

池云

裏面記

明治三十三年十二月

総代

豊田要三郎

尾玉成人

糸長銀三郎

第拾五件

本錠ヨリ洩水甚シク、池守ニ命シ搜索スルニ、原因ハ本錠敷樋ノ上部ナル土手
波打石樋ヨリ取水ノ構様アル故、土手ニ破損ノ見込直ニ協議委員ノ決スル處、
修繕ニ決ス、旧八月廿九日ヨリ着手、波打樋ヲ取除シニ、五寸徑ノ水穴ヲ生
シ、非常ニ吸水ノ形跡アル故、該水穴ニ依リ掘切シニ敷樋ノ石部ト木部トノ統
中ニ浸入シ、敷樋口ニ流水スル事判明セリ、此時敷樋ノ間敷ヲ見ルニ錠口ヨリ
水通口迄拾四間内二間ハ木作、殘拾貳間石作也、木作ノ部武岡新調ニ仕替、長
貳間程リ、八尺ノ松木ニシテ中穴立六寸、横七寸ノ水通ヲ掘リ石敷樋ニ密着セ
シメテ車土手辻マテ築上波打石垣迄、更ニ仕替、其上本錠立樋ワク立共新調ニ
仕替、旧八月十九日ヨリ旧九月三日迄、雨天ヲ除拾五日間、入夫六拾四人、
大工貳拾壹人、木挽拾八人、石工四人ヲ用シ成功セシ者也

工費金貳百四拾八円四拾錢
明治二十六年七月三日

池下総代

羽柴喜久丸
毛井教太郎
豊田書太郎

第拾六件

池池本掘ノ尻大破損ニ付キ、長サ七間、横三間程深サ平均半間半堀除ケ見ルニ本掘ノ敷種ニ凡ソ九尺以上ノ穴アリ故ニ深サ四間、入り三間、横四間堀除ケ、橋通り惣丈貳尺余新ニ敷種ヲ仕替、裏方ノ水道ノ石垣積直シ、水道ノ蓋石厚サ壹尺以上ノ蓋石新ニ仕替ル者也

此費額金貳百七拾余円

是ヲ総反別ニ割当徴収ス、惣反歩ニ付金三拾三錢出リ

明治三十八年一月ヨリ、全十一月

池下総代

山浦 豊田要二郎
立石 羽柴喜久丸
下村 毛井教太郎

八一丁白紙

立石山香約定書

第二大区十一小区吉野渡村字幡原溜池、其ノ用水サ同小区山浦村、吉野渡村、内河野村、三ヶ村二十小区立石村、下村ト九小区倉成村ニテ都合六ヶ村ナリ、右村々各水利ヲ固有スルト雖、其ノ引用ニ區別履行アリ、其概旨ハ今般県庁ニ納ムル用水懸リ反別取調帳記載スルトモ今又其區別ノ履行ヲ明確シ、永ク成

規ヲ乱シ分崩之患ナキ様、明治九年第八月定約ヲ補ヒ益隣好ノ信義ヲ相交通スル為メ証表スルコト、左ノ如シ

第一条

十一小区山浦村、吉野渡村、十小区立石村、下村以上四ヶ村、監時ノ手数ヲナサズ、溜田ノ池水引用等ニ其ノ自由ヲ得、惣テ該池ノ全權ヲ有スル者トス

第二条

十一小区内河野村、九小区倉成村ハ第一条ノ村々ト其ノ製ヲ異ニシ、大旱ニ及ヒ受持ノ井堰減水シ溜田ニ乏シキトキハ所屬ノ区戸長工具状シ、池水降引ヲ請フヲ以テ法トス

第三条

第二条ノ景況ニヨリ池水降コト申出候節ハ所屬ノ区戸長直ニ十小区々戸長ヘ該旨ヲ報告スヘシ十小区々戸長ニ於テハ此報告ノ本日ヨリ三日間ノ内ニ無差支様續合、何日ヨリ下流可取斗由ヲ告知スルヲ例トナス

但シ本条ノ手数ヲナシ、下水申立候節ハ、第一条中村々と雖、之ヲ支摺スルノ權ナシ

第四条

第三条ノ手数ヲナシ、十小区々戸長ヨリ下水定日ノ告知アラハ、内河野村関利ノ井堰監守タル者附添ヒ所管戸副長ノ内恣名宛水源ノ堤頭ヘ出張シ立合ニテ次第該地ヨリ以下下村地内字豆田井堰以上浴川ノ井堰ハ悉皆從前ノ標示ニ照會シ兼決シ下水スルヲ法トス、然レトモ門田ノ一堰ハ此限ニ非ス

但、本条ニ査決水ノ後チハ源水私底迄テ每井堰共ニ石敷決ノヶ所一切支摺スル事ヲ禁ス、双方ヨリ水事ノ監守タル者旧規ノ如ク立合ノ上見廻リヲナシ犯者アラハ所屬ノ管吏ヘ申立取札ヲ受ケベシ

第五條

第三條、第四條ノ手數ヲナシ下水ノ義ハ古例ニヨリ一ヶ年ニ貳度以内ノ被齧下水スヘシ

第六條

倉成村、内河野村兩村共、右池敷實根ノ内用水ノ反別ニ割合從前并未致セシモ去ル明治三年ヨリ免除ノ地ト相成ルニ付キ、爾後修理等之有節ハ水利ノ益等區別に根柢シ公論ノ上割合七費用高其幾分ヲ出費シ義務ナスベシ
右之條款各村々共熟議証表ヲナシ取換置キ、永世維護ノ基礎ヲ備ヘ遵守スル為メ連印換置如件

明治九年八月廿七日

第二大区十一小区山浦村

水掛總代 豊田 仁作

同吉野渡村

同上 豊田 要三郎

右戸長 阿部 光太郎

同区长 志手 寛吉

第二大区十小区立石村

水掛總代 岩尾 治平

下村 同上 郡甲 善左衛門

右戸長 吉井 平八郎

同区长 坂部 達

第二大区十一小区内河野村

水掛總代 岩尾 伝治

同上 毛井 哲三郎

右戸長 小野 成吉

同区长 志手 寛吉

同第区第区九小区倉成村

水掛總代 小屋 喜市

同上 小河 龜太郎

右戸長 安倍 又七

同区长 河野 伝次郎

(以下、別紙)

明治三十九年桶池荒手山国有林(山浦村大字吉野渡字権原千四百貳拾番国有林、突面横貳町參反五畝廿四歩) 払下ヲ出願シ、明治四十一年四月廿二日許可セラ、此払下代金貳百拾拾四円拾錢ニシテ、明治四十二年二月四日權利移転ノ登記ヲ了シタリ

山浦 池下惣代 豊田雪太郎

立石 全上 古庄慶三郎

下 全上 毛井數太郎

右払下代金ヲ明治四十二年九月池下反別ニ賦課徵収ス、但シ毛上代金ヲ引去リタル殘金高ナリ

明治四十二年七月払下園有林毛上(松木) 全部ヲ代金百七拾五円拾七錢ニテ売却シ、私受代金ノ内ニ返済セリ

本件ニ関スル書類ハ山浦總代之ヲ保管ス

明治四拾貳年度ニ於テ池掛反別台帳ヲ改製シタリ、之レハ鉄道敷地成又ハ山浦村立石町間道路改築ノ為メ善シキ帳簿ノ繕寫ヲ求シタル故ナリ

山浦 惣代 豊田雪太郎

立石 惣代 古庄慶三郎

下 惣代 毛井數太郎

第拾七件

一 元木錠松木ノ建構漸ク八年ヲ経テ破損シ、更正ノ必要ニ資リシモ、最寄ニ適当ノ材料ナキト、且毎短期ノ更正費額トテ对照シ、評議ノ結果保存ノ水久ヲ謀

り、終二備後徳山御影石材ヲ以テ左記仕用ニ依リテ竣功セリ

一 建極敷尺貳寸角ノモノ五個ヲ以テ接続ス

一 水路幅八寸 九穴

一 錠経 六寸宛

一 敷綿壹丈貳尺

内、建樋ノ下五尺八貳尺五寸角水穴八寸角

旧樋口へ接続迄七尺八寸角六寸角水穴ハ同上

一 地盤掘開角深サ約八尺ニテ岩ニ付貳才以上ノ天然石ヲ堅結メ、其間練リコ

ンクリ、堅メヲ以テ地盤ヲ成ス

一 突張石、長八尺ニシテ八寸角三本ヲ用ス

一 人夫貳百四拾八人七合

内、土工四人 石工十人

一 工事日数 晴天拾四日

但、明治四十四年十二月十二日起工、同四十五年一月十一日成功

一 該工事ノ製作ハ鉄道工事仕用法ヲ応用ス

一 工費金額五百六円五拾七錢六厘

明治四十五年七月十一日

總代 豊田雪太郎 兎玉成人 兎井教太郎

楠溜池普通水利組合設置ノ件

目的

一 明治四十四年四月廿三日、楠池遊手園有林(山浦村大字野渡字楠原千四百廿番国有林、実面積貳町参反五畝廿四步)ノ私下ケ許可、私下代金貳百参拾四円拾錢ニテ買受ケタルモ、水利組合設置無之虞、其当時、總代・評議員貳拾貳名ノ個人持ニ登記申請セリ、依テ將來甚遺憾スル事有之ニ付、是ヲ維持ニ登記申請スル事

一時勢ノ進運ニ従也、總テ楠池ニ關スル諸費用課出徴収ニ甚ク困難ヲ生シ為水利組合法規ノ基礎ルノ外無之、依テ水利組合ヲ申請シタリ

右条件ニ付、大正二年六月一日評議員ノ決議ヲ以テ、其筋ニ申請シタルニ、全年十二月十八日ヲ以テ立石町長豊田直人管理責任命有之、依テ楠溜池普通水利組合成立ス

大正三年一月五日

山浦總代 豊田佐十

立石全 胡麻鶴慶吉

下全 都甲虎八

(ペン文字)

一 大正参年参月五日、前總代豊田佐十・胡麻鶴慶吉・都甲虎八ヨリ本務諸帳簿

一切ノ引継ヲ受ケルナリ

一 大正参年一月三十日、組合會議員選挙執行

左記九名当選セリ

山浦 第一区 豊田雪太郎 豊田安平 豊田十郎

立石 第二区 伊東万弥 胡麻鶴慶吉 河野周吉

下 第三区 都甲猿松 甲斐万作 甲斐寛市

一 大正参年参月十七日

大正式年度・大正参年度成人出子算会ヲ仮議場五徳寺ニ「」

一 大正参年五月十五日左記ノ通り任命

命池守 井上 伝吉

命水引 井上 市吉 井岡 善太

一 大正参年七月十五日

字楠原一四五〇

山林三三五二四步

右山林水利組合へ譲与、登記申請済

△以下、白紙▽



写真 150 桶池と石碑（画面左にみえる2つの石碑の背後に江戸時代の石碑がある。）

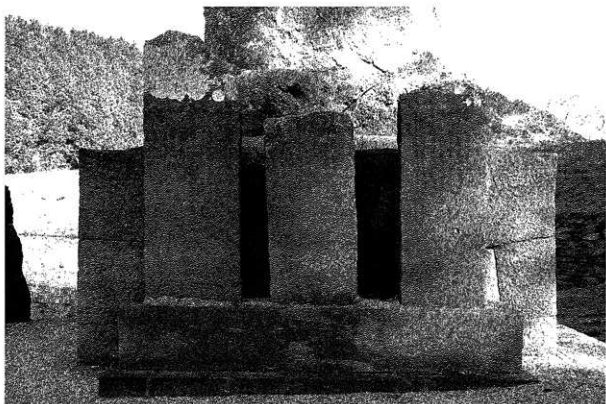


写真 151 桶池の石碑

5 金石文資料―楠池に関する江戸時代の石碑―

前掲写真15の向かって右から、便宜上石碑1、2、3と名付ける。各々の銘文は左の通りである。

△石碑1▽

1段目

立石種東山浦橋原村池上水穴有之縁土手幅十二間半、土手内之方長廿十間、土手外之方二鍾磔西之方十間、東之方長廿七間、土手江ヨリ深ク二間堀特誌業者也

天明六丙午戌二月廿三日ヨリ始四月十六日迄成就雨大相除日數二十三日也

2段目

郡代 糸長清兵衛

夫人支配 都甲友左衛門

都甲仲六

梅田左源治

市九十右衛門

秋古漢右衛門

下役

3段目

上村庄屋 渡部平八

下村庄屋 富部忠兵衛

橋原介指 利右衛門

鳥之江弁指 徳左衛門

吉之渡介指 太郎右衛門

△石碑2▽

1段目

「一」山浦大池坂除石、「一」尺、長廿七間有、「一」平均武間長廿二千間、新出来土手内右間數、厚サ一間□□數種仕替内外石垣積替二月廿五日迄三月廿一日迄雨天除日數十□日成就

「一」三丙寅三月成就日

2段目

郡代 都甲仲八郎

□人支配 渡部四郎兵衛

下役 酒井□左衛門

同 手嶋基平

3段目

上村庄屋 渡部直吉

下村庄屋 富部□之□

吉野渡弁指 太右衛門

橋原介指 利左衛門

鳥之江弁指 新兵衛

△石碑3▽

楠池上手楊略記

安政四己三月十八日相始内土手波除古石垣□内築此根基ヨリ橋替外土手三間出□石垣八尺檢夫ヨリ築立古土手二萬サ三尺五寸加ル水受同寸之堀二成古駕手之跡二石十間木九尺之新橋ヲ磨□東之山二新二駕手ヲ切夫三千百余人五月十四日成就

郡代 野口助之丞

支配人

下口

庄々

出役 同 後藤八衛

井上房吉

代平 庄屋

同助役 都甲妻入

菅崎所

〔 〕

〔 〕

〔 〕

富部行平

〔 〕

〔 〕

〔 〕

IV 絵図・写真資料

ここでは、江戸時代の山香郷城の様子を描いた絵図や明治時代の地籍図および馬ノ金山などを撮影した写真資料を取収した。いずれも、山香郷城の景観を視覚的に知ることができ、重要なものである。

1 木下伊賀守領絵図

江戸時代の山香郷、現在の村桑市山香町大字立石・下・山浦・吉野渡が立石領主木下氏、それ以外は日出城主木下氏の所領であった。このうち、日出城主木下氏の所領を描いた絵図(個人蔵)が、後に掲げた絵図である(写真153)。図中に、木下伊賀守領分界後国迷見部之内絵図高式万五千石山海田畠道河井他領堺色分井直法間敷書付候事」とあり、右上部が欠損している。料紙は二紙を繋ぎ、法量は縦九四・二cm、横一〇二・三cmをはかる。もとは折りたたんだ状態で保管されていたといい、近年掛軸装にしたという。

本図は、既に「日出町誌」(一九八六年刊行)で「日出藩古図」として紹介されたものと内容のものである。しかし、後述する各村の村高などに異同があること、近世山香郷城の村々の概況を知ることができることから、改めてここに紹介するものである。

この絵図の下部には、朱書で本図の凡例が記されている。以下に、全文を翻刻しておきたい(史料本文中のノは改行を示す)。

木下伊賀守領分界後國迷見部之内絵圖高式萬五千石山海田畠道ノ河井他領堺色分井直法間敷書 付候事

- 一 野山ハ 但、柴木山・竹山ハ絵様ニ印 草ノしるの色
- 一 海 但、岩瀬井速ヒカタ絵様ニ印 コヒアサキ色
- 一 田ハ 青ウス黒色
- 一 畠ハ 薄烏子色

- 一 道ハ コト朱色
- 一 河ハ アサキ色
- 一 角白ハ 村方高付
- 一 九白ハ 庄屋
- 一 堂宮寺畫所ハ 紫色筋
- 一 小笠原宮岐守領分界 黄色筋
- 一 松平市正領分界 コト黒色筋
- 一 木下縫殿助領分界 茶色筋
- 一 小笠原信濃守領分界 藤色筋
- 一 松平將監領分界 黄色筋
- 一 久留島丹波守領分界 朱墨二印ス
- 一 豊後・豊前之大堺
- 一 直法并惣廻リ六寸巻里之事
- 一 日出ノ城ヨリ他領堺目迄之道之間敷所、二印ス

図中の記載についてみていくと、村ごとに、村名と村高、「日損所」といった耕地の状況、そして庄屋名が記される(後掲の表4参照)。道は赤色で示されており、直法などが注記されている。なお、各村ごとに代表的な寺社や堂宇も描かれている。

次に、他領との境界については、凡例にあるように、異なる城主ごとに境界線の色を変えて表現している。そして、異なる領地ごとに境界の基点となる所を明記し、道法などを記す。その他、木下伊賀守の領地の境界上にある基本となるポイントには地名が記されている(写真153では基本となるポイントの地名を示した)。また、海に関しては、岩礁の位置や入江の様子などを記している。

このようにみると、本図は木下伊賀守領の概況を描いたもので、他領との境界は詳しく記そうとする意図はあるものの、領内内部の各村の境界や土地利用などについては明確でない。そのなかで、山野に関しては凡例に「柴木山・竹山ハ絵様ニ印ス」とあるように柴山と竹山が描き分けられている。本図には、写真113に

示したとおり多くの文字情報があるが、このような図中の文字情報のうち、境界に関する情報について境界上のポイント以外の注記は、以下のとおりである。

— 図中の注記 —

- A 味噌桶峠 味噌桶峠ヨリ雲ヶ嶽迄、此茶色ノ筋、小笠原信濃守領分界
B 成水 成水ヨリ味噌桶峠迄、此茶色ノ筋、松平市正領分界
C 小手吹渡 小手吹ヨリ成水迄、此茶色ノ筋、小笠原信濃守領分界
D 南北二有之 朱星ノ間、豊後・豊前之大塚（南の朱星がD、北の朱星は雲ヶ嶽にある）
E ろうが谷 此往還日出城ヨリ申蘭当テ松平市正領分界ろうが谷迄三星五町三拾六間
F 大石 大石・小手吹渡り迄、此茶色ノ筋、松平市正領分界
G 花たな 花たな・大石迄、此黄色ノ筋、久留島丹波守領分界
H 此往還豊後ヨリ豊前へ越過、菅原拾五町貳拾四間
I いたの元 いたの元・花たなまで、此ふち色ノ筋、松平将監領分界
J 此往還日出城ヨリ丑寅ニ当リ小笠原忠勝領分界八坂村まで貳里
K 穴井ヶはなより大岩迄、此紫色ノ筋小笠原忠勝領分界
L 此往還豊後ヨリ豊前江越過、三町貳拾貳町
M 大岩 大岩より三本松迄、此黄色ノ筋、松平市正領分界
N 三本松 三本松ヨリ雲ノ嶽迄、此こひすみ色筋、木下縫殿助領分界
O 三ツ石 此細山道日出城ヨリ亥子ニ当リ、木下縫殿助三ツ石迄貳里三拾三間
P 此岩瀬八町沖ニ有
Q 此入江口広サ貳町七反、北へ三町、東江拾町、奥へ七町干かた船不入、江口ノ左右ニ岩瀬出テ絵標ニ印ス
R 此はな岩瀬巻町出ル
S 此岩瀬巻町沖ニ有
T 此入江口広サ三町奥江六町

U 此岩瀬巻町沖ニ有
V 此入江干かた船不入

ところで、本國の作成年代に関しては、図中にも年号が記されていない。そこで、図中の記載をみると、堺を接する城主たちの名が記されている。以下で、こうした城主たちの履歴を簡単に述べておきたい。

A 小笠原忠勝守：図中の東に記される。寛永九年（一六三二）〜正保二年（一六四五）に杵築城主であった。

B 松平市正：図中の北東や北西に記される。正保二年に杵築城主になるが、それ以前は豊後高田に拠点があり、寛永二〇年（一六四三）に家督を継いでいる。

C 木下縫殿助：図中の北に記される。日出初代城主木下延俊の子で、寛永一九年（一六四二）に延俊の遺領五〇〇石を得て、山香郷城の立石に陣屋をかまえた。ただし、所領に関わる朱印状が発行されたのは寛文四年（一六六四）のことであった。

D 小笠原信濃守：図中の西に記される。寛永九年（一六三二）に中津城主となった。

E 久留島丹波守：図中の南西に記される。慶長一七年（一六一二）に家督を継ぎ、明暦元年（一六五五）に没している。

F 松平将監：図中の南西に記される。寛永一年（一六三四）豊後国に亀川に入り、万治元年（一六五八）に府内城主となる。

こうした図中の城主の履歴などを参照すると、本國は杵築城主として小笠原忠勝守の名があることから、正保二年（一六四五）以前の状況を描いたものであることがまずわかる。そして、上圖は木下縫殿助領分の成立、松平市正の家督相続からして、寛永二〇年（一六四二）とみられる。すると、図中の情報は寛永二〇年〜正保二年の情報を記したものであるが、本國の作成契機としては、木下縫殿助領の成立が大きな要因と推測される。

表4 木下伊賀守領分絵図に記載された村高など

村名	耕地状況	石			高		庄屋名
		石	斗	升	合	夕	
八代村	日損所	179	9	0	5	9	惣左衛門
八坂村	日損がち	680	7	5	4	4	伊左衛門
八坂村	水田所	159	6	8	0	6	久太郎
大神村	日損悪所	1434	9	2	1	6	伝三郎
大神村	日損悪所	976	8	7	2	0	平兵衛
藤原村	水田所	1426	7	0	3	0	源左衛門
藤原村	水田がち	1296	4	9	3	5	新七
川崎村	日損所	1445	5	0	4	7	源助
仁王村	水田所	596	2	6	6	4	平右衛門
仁王村	日損所	952	7	5	4	0	又右衛門
辻間村	日損所	851	7	5	0	2	九兵衛
南畑村	日損悪所	583	0	8	7	8	治郎右衛門
南畑村	水田所	357	5	1	3	3	八郎左衛門
久木野尾村	水田悪所	1160	2	7	5	8	専右衛門○
日指村	水田がち	1575	5	8	8	0	専右衛門
大片平村	日損悪所	292	9	4	6	1	久左衛門○
広瀬村	水田所	1603	8	2	8	3	久左衛門○
小武村	日損悪所	1077	2	1	4	3	久左衛門○
會成村	水田がち	862	6	7	9	0	久左衛門○
恒遣村	水田所	1113	5	1	4	0	権兵衛○
西野原村	水田所	165	5	2	5	0	権兵衛
貫井村	水所	964	4	3	9	0	久左衛門
後川内村	日損所	644	1	8	8	7	五右衛門
後川内村	日損所	1409	7	8	6	3	九郎左衛門
鶴成村	日損所	374	3	6	6	7	権左衛門
山浦村	日損所	1733	3	4	6	0	九郎左衛門○

※庄屋名の人名の後にある○印は、兼番庄屋であることを示す。

ただし、このことをもって直ちに本國の作成年代が一七世紀半ばとみなすことはできない。前述したように「旧出町誌」に同様の絵図があること、あるいは本國では豊後森の久留島丹波守領分である頃成が描かれ、後に久留島領分を黄色の線で囲い直していること、各村の村名を記した短冊状の区画の上を道が通過していることなどから、寛永一〇年頃に作成された絵図の裡もしくは写とみられる。税金などが、本國は伝来過程を知ることができず、いかなる機能を有した絵図かを明らかにしないといけないが、控もしくは写であるものの、一七世紀前半の木下伊

賀守領分の概況を描いた絵図として、彩色もよく残り、図中の情報も明確に知ることができるとも貴重な点である。

2 明治時代の地籍図

山香郡城のうち、杵築市山香町立石地区に関しては、明治一七年（一八八四）に始まる「地押調査」の成果であり、現在法務局などに「旧字区」や「旧図」等として所在する地籍図類以前のものが伝わる。

分ノナリ

十八番字中次郎 三十二番字鼻ヶ岳 三十三番字尾台 四十四番字東取
四十五番字峠 四十八番字青峯 五十八番字諸白 六十四番字城山
六十七番字施屋ノ口

一 明治十八年六月ヨリ調査シ、明治十九年一月製図迅速

豊後國速見郡立石村百六拾番地 平民
主任兼製図人 胡麻鶴 岩八(印)
同國同郡向野村百七拾六番地 平民
製図人 大内範二(印)

こうした記述から、立石村の地籍図には全村図と字限図があったことが改めて確認でき、調査は明治一八年(一八八五)六月から製作が始まり、翌年一月に地籍図が完成したこと、製図は胡麻鶴岩八と大内範二の二人が行ったことが知られる。製図の中心となった胡麻鶴岩八は、自由民権運動に参加し、立石風助社という結社を組織した人物である。晩年には、『豊後立石史談』(一九三出版)も著しており、自由民権運動に身を投じた胡麻鶴が、地籍図作成に携わったことは、胡麻鶴の事跡を考える上でも興味深い。

ところで、付図として紹介した全村図には、「一村限図 一字限図七拾六枚添」と画面右上にあり、ここに記された字数は、現在佐務局等に所蔵されている「旧字図」の字数と異なる、あるいは、上で引用した「凡例」では明治一九年に一連の絵図群が完成しており、この時期は地籍調査が開始されてまもない時期である。こうした点から、立石村に関する一連の絵図は前述した地籍調査とは別の契機で作成された絵図とみられる。

すると、明治一九年に完成した、一連の立石村の絵図群は、何を契機に作成されたのであろう。契機としてあげられる事業が、内務省による地籍編成事業である。この事業については、現在の所大分県の実施状況も詳らかでない。ただし、佐藤次郎氏によれば、内務省による地籍編成は次のような特徴があるという。

- ① 官・民有地の土壌全体に地籍を編成、それを明確に示すために作成された。
- ② 道路や堤防、水路の敷地などにも、改めて地番が付ることを原則とした。

③ 地籍番号は、地租改正の地番を使う。

④ 全村図と字限図が作成された。

⑤ 特に、町村境は隣接町村長の戸長や村民総代などの立会での丈量が強く指示された。

⑥ 地租改正地引絵図で脱漏した所を補訂し作成した県が多い。

このような佐藤氏の指摘をふまえると、立石村に関する絵図群は、全村図と字限図が所在すること、現行の字名と異なること、全村図には隣接する村の戸長が審判していることは、一連の地籍図が地籍編成に伴って作成されたことを窺わせる。そして、凡例の冒頭が官有地であることは、地籍編成が官有地も含む事業であったことを意識したものとみられる。このような点から、明治一九年作成の立石村の絵図群は「地籍編成」に伴うものとみられる。

3 写真資料

ここには馬上金山に関する写真も収載した。馬上金山は、杵築市山香町大字下に所在した鉱山である(図1参照)。江戸時代から知られた鉱山であったが、地下水の湧出などにより、いわば不安定な鉱山であった。しかし、明治四三年(一九一〇)以後、成清博愛の再開発により日本有数の金山となった。成清家が経営にあたった大正二二年(一九三三)まで、馬上金山とその周辺の景観は写真におさめられた。また、大正一〇年に洋画家和田三造が金山の全景を詳細に表現した「刺刺屏風」を製作している。これらの視覚資料は、二〇世紀初頭の馬上金山とともに周辺の地域景観に関する、重要な歴史資料と目され、「馬上金山刺刺屏風」および馬上金山古写真資料をここに収載した。

馬上金山に関する古写真資料からは、多くの「情報」を得ることができ、ここでは二〇世紀初頭の山香城の景観という点について、若干触れておきたい。一つは、山の景観である。写真161等で確認できるが、馬上金山付近の山は、草と灌木が生える景観を呈する地が少なくない。もちろん、こうした景観は馬上金山への燃料供給によるため生まれた景観ということもできようが、馬上金山より北方の立石地区をのぞむ写真173をみても、草と灌木が生える山がみられる。

すると、こうした山の景観は二〇世紀初頭の山香郷域の生活景観であったのだろう。ちなみに、写真164で画面左上の山の中腹にある集落は、山香町大字下の平原集落とみられるが、現在は写真164のように見通しがきかない。

二点目としては、川の景観である。川の様子を知ることができる古写真は決して多くないが、写真174は過去の川の様子を知ることができる写真の一つで、これは大正五年（一九一六）に亡くなった成清博愛の葬送行列の写真で、当時の関鉄立石駅から馬上金山に向かう行列の様子を写したものである。ここには当時の立石川―山香郷域を貫流する八坂川の上流部にあたる―とそこに設けられた井堰の姿を知ることができる。井堰は、石を積み上げたもので、河床はほぼ平面に近い様子がわかる。川と行列がすすむ道との高低差はあまりないようにみられる。ちなみに、写真174の場所は、周辺の地形などから、山香町大字下の三島社付近で、井堰は河川整備で統合された下大木イゼとみられる。いずれにしても写真174は、二〇世紀初頭の川と井堰の様子を知る上で貴重なものである。（櫻井成昭）

註

- (1) 「大分県史 近代篇Ⅰ」（大分県 一九八四年）でも、地籍編成事業に
ついては、ほとんど言及されていない。
- (2) 佐藤喜次郎「明治時代作成の地籍図」（古今書院 一九八六年）。
- (3) 馬上金山の古写真については、「写真帖 成清館業株式会社」（大正
一〇年）などにまとめられている。



写真 153 木下伊賀守領絵図

※ 図中のアルファベットは 142 頁の註記に対応する



写真 154 日出城周辺

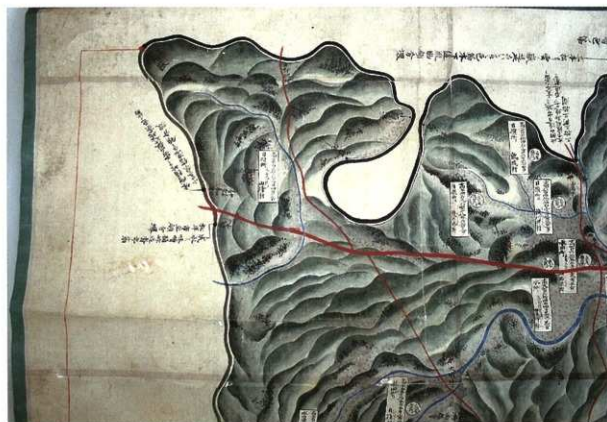


写真 155 豊前国境付近

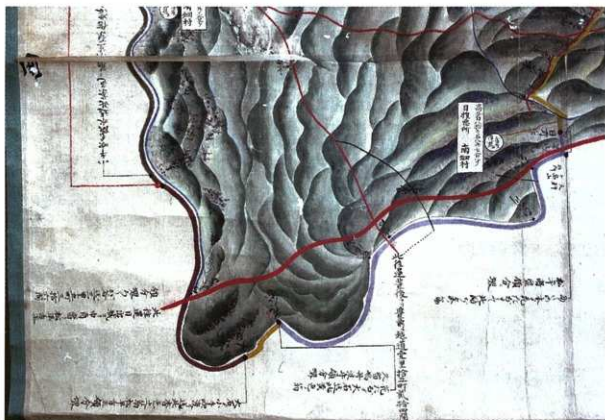


写真 156 南畑村周辺

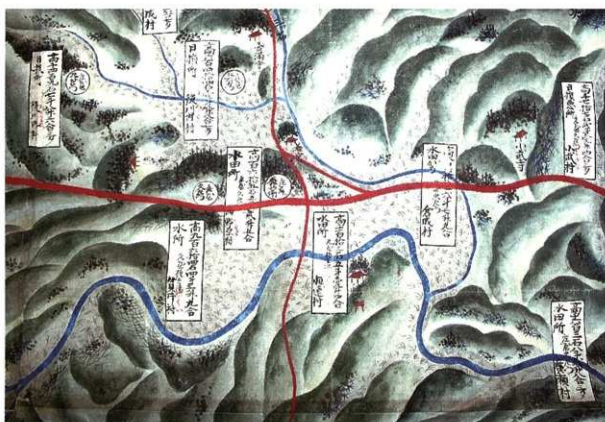


写真 157 絵図中の記載



写真 158 六太郎村地引絵図



写真 159 凡例部分



写真 160 絵图中的耕地と山

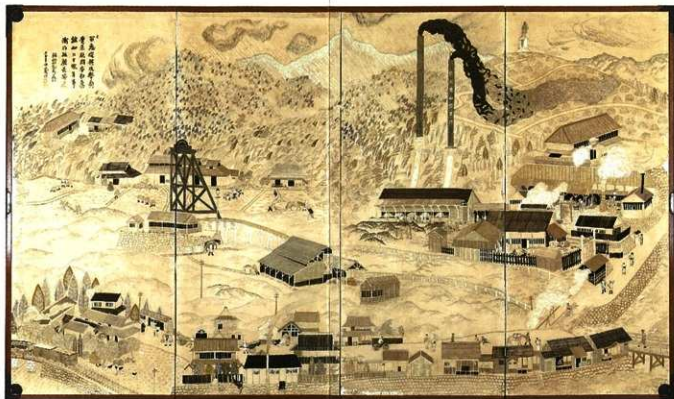


写真 161 馬上金山刺繍屏風 左隻

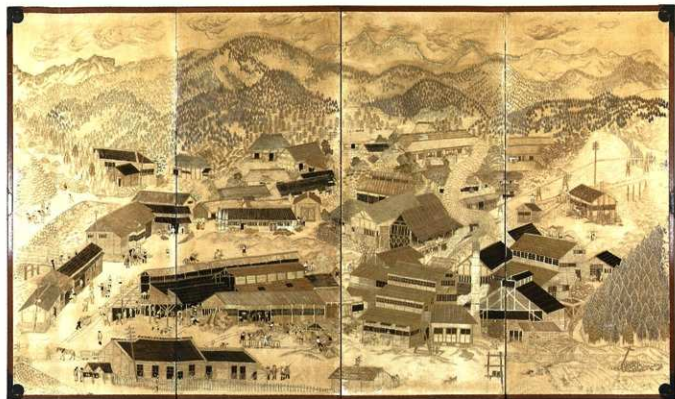


写真 162 馬上金山刺繍屏風 右隻



景 全 (山 金 上 馬)

写真 163 馬上金山全景



写真 164 馬上金山遠景



写真 165 馬上金山遠景（大正 10 年頃）

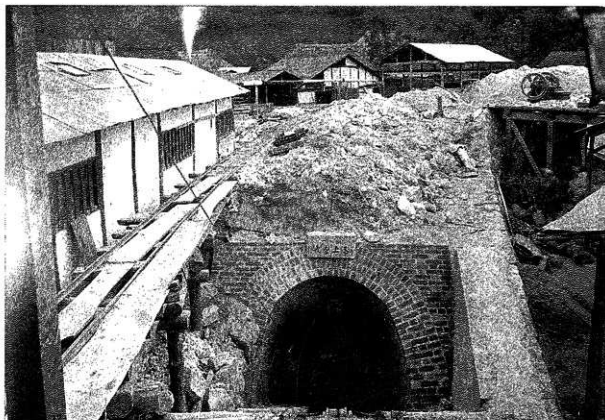


写真 166 馬上金山第1坑



写真 167 馬上金山第2坑



写真 168 馬上金山第1坑から巻揚機室をのぞむ

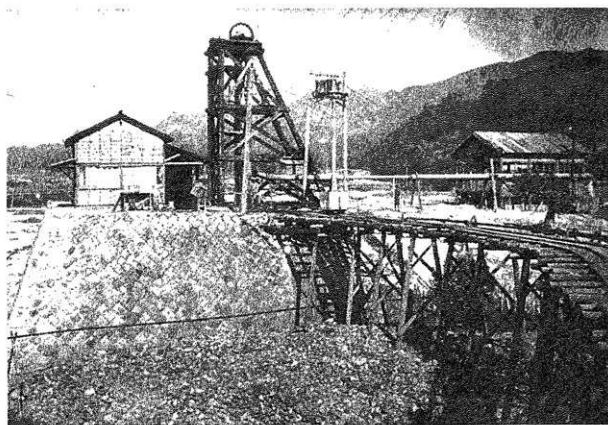


写真 169 馬上金山第2坑整坑檣



写真 170 馬上金山製錬所

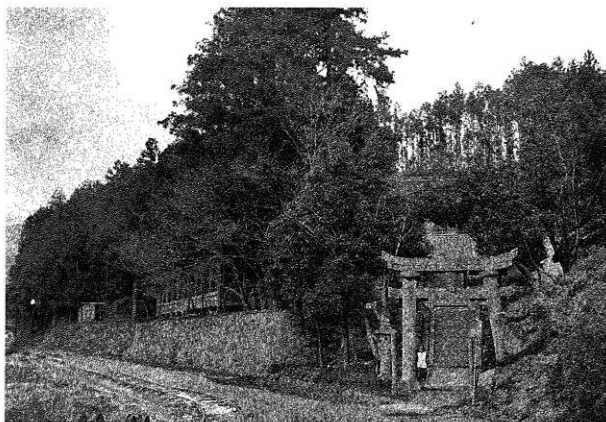


写真 171 馬上神社

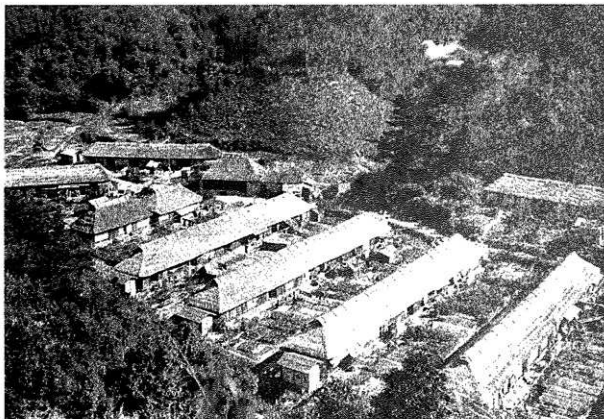


写真 172 馬上金山の社宅



写真 173 立石方面をのぞむ



写真 174 立石川と井堰

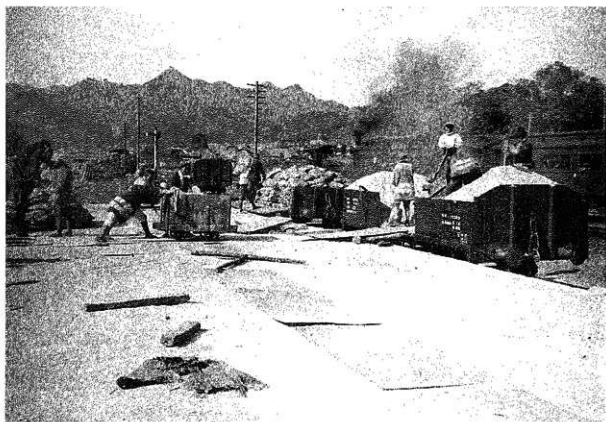


写真 175 立石駅の風景

V 地名資料

今回の調査対象地である梓菜市山香町のうち、大字山浦と大字吉野渡については「新旧字番号対照表」と題される記録がある。現存するものは、昭和五年（一九二七）に書写されたもので、原本は表題に明記されているが明治三年（一八九〇）に作成された。

記録をみると、写真176にあるように新たな地番一つごとに旧字と新字が併記されている。ここから、小字統合以前は多くの旧字があったこと、現在の小字は明治時代に統合・創出された区画であることがわかる。例えば、大字山浦は一六の小字、大字吉野渡は七つの小字から成るが、明治時代以前は実に多くの地名があった。

明治時代になり、土地に地番と名前が付けられ、政権が把握するようになった。その中で、実際にどれだけの土地があり、どのように利用されているかを把握するため、明治政府は明治五年の地租改正をはじめ、何度か土地の丈量調査を実施した。そのまともめというべきものが、明治一七年に始まる地押調査である。現在、各地の法務局などで所管されている「旧字図」や「旧土地台帳」と呼ばれるものが、そうした調査の成果といえる。

ただし、この地押調査において、先行する地租改正事業などでつけられた地番の付け替え、字の統合が実施された。もちろん、大分県東市女坂町大字高清水（大字分県立歴史博物館「豊後国安岐郡の調査 資料編二〇〇三」）のように、字をほとんど統合せず、一〇〇をこえる小字からなる地もあったが、多くの地域では地押調査の際に小字統合が行われたよである。そして、二〇世紀の團場整備事業で複数の耕地が一つにまとめられることで、字の統合などがさっさと行われた。

さて、この記録は地押調査時の小字統合に際して、新旧の字と地番を対照できるように、役場で作成されたと考えられる。同様の記録は、大分県豊後高田市四葉支所旧蔵の記録類に確認できる。前述したように、この記録は書写されたものだ。

が、記載内容を見ると、いくつ不明な点がある。

A 地番が重複して記載されている場合。

B 地番が記載されていない場合。

C 地番が記されているものの旧字名が記載されていない場合
これらが書写段階で生じたかどうかは原本が確認できないため、以下では記載のままとし、Aについては該当する地番に液線を付した。また、Bについては「欠番」・Cについては「記載なし」と表記し、その地番が属する小字の項の末尾にまとめて記した。

ところで、「山香町誌」（一九八二年刊行）や渡辺澄夫氏編「豊後国莊園領史料集成四下」（一九八七年刊行）に収載された小字一覧は、地押調査後の字名ではなく以下に示す大字山浦および吉野渡の旧字をもとにしたものとなっている。さらに、大分県梓菜市山香町の他の大字についても、大字山浦と吉野渡と同様に地番は記されていないもの、多くの字名が記されている。つまり、前掲書は小字統合以前の旧字を取載しているわけである。そして、「新旧字対照表」と同種の記録が、山香郷域では所在したとみられるが、現在は本記録以外に確認することができない。

「新旧字対照表」の取扱いにあたっては、旧字名とそれに該当する地番を括弧で付して、新字ごとにまとめた。また、旧字名には新字ごとに通番を付けた。この時、複数の新字にまたがる、その土地固有の旧字名も確認されたが、ここでは新字という単位をもとに、新字ごとに番号を付けたことを了解いただきたい。

①同じ地点の他に、本報告書取扱いにあたっては、左記の点に留意した。

①同一の旧字名が漢字表記とカタカナ表記、漢字カナ交じりの表記と複数確認できる場合がある。この時、記録の上で最初に確認できたものを記し、後から確認されたものは「」でくくって併記した。

②前田や前、屋敷など、新字内部の複数の地域に所在するとみられる字については、ここでは新字ごとに一つにまとめて表記した。

③「切圃」と「圃圃」など、漢字表記が異なるものの、音で捉えると同一字とみなされる場合は、同一字とした。

山浦

1 飛松(二)三八三

1 高畑山(一)六・八(二)二・四(三)五・三九・四〇・五四
 (五)六、2 蟠尻(七)、3 重見「シゲミ」(二)三・三六(一)三
 八・四(一)五三・五七(六)〇・六五・一六四、4 大久保(六
 六・六七、5 重見大久保(六九・一六三)、6 重見尻(七〇
 (七)二)、7 原(七三・七四・七六・七八(八)二・一〇七・一
 〇八)、8 原重見(七五)、9 後原(七七)、10 堂林(八三・
 八四・一〇六)、11 梶畑(八五)、12 僧津「ワヅ」(八六(一)
 八八・九二・九三・一〇二)、13 前(八九・九四・九七・二四
 一・二五二・二八八・二八九・三〇三・三二四)、14 寺山(九
 〇・九二・九五・九八・一〇三・一三三(一)一五・二四六・二
 四七)、15 前山(九六)、16 ササリ山「笹ノ山」(九九・一二
 〇・一二三)、17 屋敷ノ上(二〇〇・二〇四・二二二)、18 正徳
 (二〇一・二〇五・二二二)、19 小迫道ノ上(二〇九・二一〇・
 二一九・二二二)、20 昭通ノ上(二二六)、21 小迫(二一七・
 一八・一二三・一二四・一二六(一)二八・一三一・一三三・一
 三四)、22 飛松浦山(二二五・一七八・一七九・二四二・二四
 三)、23 横尾山(二二九・一七二・一七六・一七七・一八八(一)
 九二)、24 小迫ハシガサコ(二)三〇、25 桃ノ木(二)三三・三
 五(一)四五・一六八)、26 後ヶ谷(二)四六・一四七、27 茶エ
 畑(二)四八)、28 鴨水「ナルミス」(二)四九(一)五四・一五八
 (一)六二・一六六・一六七・一六九)、29 イナリ(二)五五、
 30 丑登人(二)五六・一五七、31 長尾(二)六五)、32 「」追
 (二)七〇)、33 中ノ迫(二)七一)、34 カズラヶ迫(二)七三(一)七
 五、35 笹ヶ鼻(一)八〇(一)八二)、36 屋敷廻「ヤシキマリ」
 (一)八三・二九三(一)九五、37 山ノ神(一)八四・二二一八四・

一八五・一八七・一九七・二〇七・二二一・二三九(一)三三)、
 38 横尾(二)九四(一)九六・一九八・二〇六・二〇八)、39 榎原
 (二)九九(一)〇五・一〇九・二二〇・二二二・二二三)、40 岩ヶ
 鼻(二)四・二五・三〇・三七(一)三八三)、41 尾ノ又(二)
 一六・二七・二二五・二三三(一)二四〇・二五四・二五五・二
 五八(一)二六一)、42 タカムタ(二)二八・二九・三三・三三
 三・三三六・三七八・三七九)、43 小布方「コフ方」(三)三三・
 三七七)、44 マンホラ(二)三四・二六二・二六三)、45 アゲ(二)
 二五・二六六・二六八)、46 柳ヶモト(二)二七)、47 浦(三)
 二)、48 浦田ノ中(二)四四)、49 山ノ中(二)四五・三三四・三三
 七(一)三四一・三四七)、50 屋敷浦(二)四八)、51 笹ヶ鼻(二)四九
 (一)二五一・二五三・二五六・二五七)、52 流田「ナガレ田」
 六四・二七七(一)二八三・三三三(一)三五五)、53 久保(二)六七)、
 54 ワキ(二)六九)、55 道ノ下(二)七〇)、56 仏ノ前(二)七一・三
 五〇)、57 前田(二)七二)、58 ヒツロキ(二)七三(一)七六、59
 岸ノ下「キシノ下」(二)八四・二八五)、60 ウラ田(二)八六)、
 61 ウラハタ(二)八七)、62 奥(二)九〇)、63 屋敷ノ上山付(二)九
 一)、64 飛松(二)九二)、65 屋敷ノ脇(二)九六・三〇七・三二
 三)、66 屋敷(二)九七)、67 本家(二)九八)、68 中(二)九九)、
 69 ウエ(三)〇〇)、70 木戸(三)〇一)、71 向(三)〇二)、72 前
 迫(三)〇四・三〇五・三〇八・三〇九)、73 迫(三)〇六・三二
 〇(一)三二二)、74 屋敷(三)一五)、75 前ノ下(三)一六・三二
 七)、76 サケノタ(三)一八)、77 テラ田(三)一九(一)三二二)、78
 浦田(三)二六)、79 布ノ田(三)二七)、80 正田(三)二八・三三
 〇・三三二・三四二(一)三四四)、81 圃田(三)三九)、82 代間(三)
 三(一)、83 長畑(三)三三)、84 庄田(三)三五)、85 笹田山(三)
 三六)、86 稲田(三)四五・三四六・三四八・三四九・三五一)、87
 塊ヶ口(三)五二(一)三六一・三六四(一)三七七・三七七・三四四・三

2 西谷(三八四)九〇七

八〇(三八二)、88中尾(三六二)、89堤ノ久保(三六三)、90
コフカ谷山付(三七五)、91小フカタ道ノ上(三七六)

※欠番(一八六・一九三・二六五)

1中尾(三八四・三九五)四〇二・四〇四、2下中尾(三八
五・三八九)、3台ノ遠越(三八六・三八七)、4中尾原(三
八八・三九一・四八九)、5柳ヶ迫(三九〇・三九三・四一三
)四一七、6田藏ノ口(三九二)、7タイ(三九四)、8台向
(四〇三)、9宮ノ脇(四〇五)、10山ノ神(四〇六・四一一・
四一二)、11田ノ口(四〇七)四二〇、12塔ノ鼻(四一八・四
一九・四二二・四二三)、13アイハレ(合ハレ)(四二〇・四
二一・四二六・四二七)四三〇・四八三・四八四、14塔ヶ迫
(四二四)、15アイハレ道ノ上(四二五・四二六)、16坂口(四
三二)、17日ヤケ水ヶ谷代り(四三三)、18日ヤケタ鼻(四二
四・四二五)、19梅ノ木下(四三五)、20脇道ノ下(四三六)四
三八、21鼻成(四三九)、22岸ノ下(四四〇)四四二、23井
手口(四四三)、24渡瀬(四四四)、25ミズ田(四四五・六六
二)六六四(一)、26鍋田(四四六)四五三、27ナベタ山(四五
四)、28屋敷ノ上(四五五)、29南道(南ヶ迫)(四五六・六
二四・六三七)六四六、30川原田平(四五七)、31南ヶ迫鍋
田(四五八)、32屋敷(四五九)、33中ズ(四六〇)、34川原田
[カハラ田](四六一)四六三・四八二、35小人浦山(四六
四)四七一・五二九・五三〇・六三三、36西(四七二)四七
三、37中(四七四・五八五)、38上屋敷(四七五・四八〇)、
39上ノ段(四七六)四七九・五八七、40小人(四八一)、41二

段田[二反田](四八五・四九三)四九六、42塔ノ迫(四八
六・四九〇)、43塔ヶ鼻(四八七・四八八)、44二反田平(四九
一・四九二)、45樋ノ口(四九七・四九八・五〇六)五一〇、
46アイハレノ上(二)四九七、47田藏(四九九)二一五〇
四)、48田藏北尾(五〇五)、49前田(五一・五一五)五二
六、50榎原前田(五一二)、51前(五一三・五一四)五二六、
五二四・五七五・五七六・五八〇)、52代ノ田[台ノ田](五一
五・五一七・五三三)、53中茂[ナカモ](五一八)五三三、
五三六)五四三・五四五)、54小人脇(五二七・五二八・五三
五)、55トフケ[餅](五三一・五三二・六〇一・六〇六)六
〇八・六二五・六二六・六三二・六三三)、56近道(五三三・
五三四・五四六・五四八)五五六・五五八)五六三・五九三)五
九六・六〇〇)、57シヲテ(五四四・六二七)、58道邊上ノ久
保(五四七)、59榎原山(五五七)、60榎原[エノキ原](五七
〇・五七四・五七七・五七八・五七九・五八三・五八六・五八
八)五九〇)、61木戸(五七二)、62屋敷ノ上(五七二・五七
三)、63前屋敷(五七八)、64前島[前畑](五八一・五八二・
五八四)、65ハンノ木(五九二)、66カツラヶ迫(五九二)、67
ムラサキ(五九七)五九九・六〇四・六〇五)、68道(六〇二・
六〇三)、69味噌桶[ミノオケ](六〇九)六三三・六二八・六
三四・六三五・六四七・六四八)、70峠道端(六二九・六三〇・
六三三)、71尾道[オサコ](六四九)六五〇・六五二・五
八)、72カラネ石(六五一・六八八)、73竹ノ内(六五二・六七
八)六八二)、74栗ノ木(六五三)六五六・六五九)六六一・六
六五・六八二・六八四)六八六)、75二百田(六六六)、76山瀬
[山ノセ・ヤマセ](六六七・六七二・六八九)六九
三・六九五)七〇五)、77西(六六八)、78杉田山(六六九・六
七〇・七一三)、79神田(六七三)六七六)、80山瀬神田(六七

(一)、78ラソ口(二二三)、79ヤマノ下(二二三)、80古嵐
 敷「古ヤシキ」(二二五・二二六・二三八・二九九)、
 81ヤシキ道(二二七)、82トイノ本(二二八)、83ナントウ
 (二二五・二二四・二二六・二二八)、84ヨシノ本(一
 四三〜一四五)、85榎ノ本(二四六・二四九・二五
 一・二一九三〜二九六・二〇〇・二〇二)、86平原(二
 四七・二四八・二五二・二五三・二五五・二五七・
 二六〇・二六二・二六三・二六五・二九八・一九
 九・二二〇)、87小松木口(二二五九)、88松山(二六一・
 二一九)、89田ノ口(二六四)、90九尾(二六七)、91小
 道(二六八・二九〇・二二七・二二九・二二三・二
 三四・二八六・三〇二)、92宮ノ本(二六九・二七〇・
 二七三・二七七・二八〇)、93鷺鷥「ヒメツル」(二七
 八・二七九・二九九・三〇〇・三〇三・三〇四)(二二
 八三〜二八五・二八七・三三〇・三三三・三三六、
 95九山(二八六・二八八・二八九・二九七)、96松山道
 ノ上(二九二)、97高平(二〇三・二〇五・二〇八・一
 二二九・二三〇)、98高平道ノ下(二〇九)、99美尾(二
 二一・二二三〜二二六)、100越トウ「コエトウ」(二二
 二・二二七〜二四一・二四四・二四六・二五一・
 二八四・二八五・二九八)、101尾迫大石ノ本(二三五)、
 102小ナントウ(二四二・二四三)、103カイノ木(二四七・
 二五〇・二五二・二五四・二五五・二九〇・二九
 二)、104山ノ中(二五六・二五九・二六四・二六九)、
 105北ノ尾(二五七)、106北ノ道(二五八)、107イモシケ道
 (二六五・二七五・二七九・二八〇)、108豊前越「フゼ
 シンコエ」(二六七・二六八・二七〇・二七四・二七
 六・二七八)、109大内ヶ道(二七七)、110広見(二八一・

4 小谷(二三三〜二四九〇)

二二八七)、111ヒゲ田(二二八二)、112六郎田(二八三・二
 九六、113内ヶ道(二八八・二八九、114露峰(二九三・
 二九四)、115反田(二九五・二九七、116岩ナシ(三
 〇三)、117石原畑(三〇四・三〇五)、118渡り瀬(三〇
 六・三〇七)、119立岩(三〇八・三〇九)、120ミコシ岩
 (三一〇・三一三)、121マカヤ畑(三一三)、122野敷(一
 三三・一三九、123シズラ尾(一三六・一四一・一
 八、124ツツノ木(一三三)、125井田ノモト(一三四)、126
 忠臣台(一三三六)

①ウエンイエ(九九九)、②ヒラバル(一〇二二)、③ホシトシ
 (二〇二五)、④ウエナカ(二〇七七)、⑤シタナカ、⑥ナカタ
 1台(二三三七)、2広坪(二三八・二三九、3広見(一
 三三〇)、4清水(一三三三)、5海老ノ毛(一三三三〜一三
 四)、6瀬川内(一三五・一三六・一三九・一三四〇)、
 7大平(一三七・一三八)、8才二郎「才治郎」(一三四
 一・一三四三)、9幸堂寺(一三四三・一三四五・一四八
 三五〇)、10赤土尾(一三四六)、11小迫(一三四七、12宮ノ
 上(一三五・一三五四)、13スケ田(一三五五・一三五六・
 一三八七・一四八九、14榑木畑(一三五七・一三五九、15小谷
 山(一三六〇・一三六六)、16寺ノ道(一三六七・一三六八)、
 17市木田「イチ木田」(一三六九・一三七〇・一三七一・一三七
 四・一四二)一四三〇・一四三八)、18榑ヶ谷(一三七七)、
 19古堂(一三七五・一三七七)、20中スカ(一三七八・一三八
 九、21道ノ下(一三七九、22カンチヶ道(一三八〇・一三八

一・二三八三・二三八五、23浦ノ追(二三八二・二三八八・
 三九一・二三九二)、24横高林(二三八四・一三八六、25屋敷
 ノ上(二三九〇・一四三九・一四四〇)、26脇(二三九三)、
 27上ノ原(二三九四・二三九八・一四〇八・一四一〇)、28宮ノ
 下(二三九五・二三九七・一四一八・一四一九、29宮ノ平(二
 三九五)、30小谷々追(二四〇九・一四二二)、31谷ノ前(谷ノ
 マエ)(二四二二・一四三三・一四三六)、32前(二四二四・
 一四六七)一四六九・一四七一)一四七三、一四七六、33屋
 敷(二四二五・一四二六、34次助屋敷(二四二七)、35古屋敷
 (二四三〇・一四三三・一四八〇・一四八五)、36屋敷ノ下(二
 四三四)、37前田(二四三五・一四三七・一四四三、一四四四・
 一四四六・一四四八・一四四九)、38寺ノワキ(二四四二)、
 39境内(二四四二)、40川原(二四四五)、41アゲノ田(二四四
 七・二四五六、42小野「ヲ」(二四五〇)一四五二、一四五
 四、一四五五)、43ミヅ町(二四五三)、44平畑(二四五七)一
 四六〇、45屋敷浦(二四六一・一四六二)、46追(二四六三・
 一四六四)、47セツ町(二四六五・一四六六、一四七四、一四七
 五)、48山井舎(二四七〇)、49丸山(二四七七)一四七九、一
 四八一―一四八三、50ツカニ畑(二四八四)、51宮ノ本(二四
 八八)、52内畑(二四九〇)

※欠番(二四八六・二四八七)

1清代「セイガイ」(二四九一・一四九二、一五一四・一五一
 八・一五二〇・一五二二、一五二四)、2丸山(二四九三、一
 四九四、一五三三、一五三三、一五四一、一五七四)、3前

(二四九五、一六一九、一六二〇、一八四八)、4エスノキ(二
 四九六)、5ヒハタ(二四九七、一四九八)、6小野「ヲ」
 (二四九九)一五〇一、一五〇四、一五〇五)、7カツラマワ
 リ(二五〇二、一五〇三)、8金ヤ(二五〇六)、9長無田(長
 ムタ)(二五〇七、一五〇八)、10宮ノ下(二五〇九)一五一
 三、一五一五)一五一七、11宮ノ脇(二五一九)、12宮ノ上
 (二五二二、一五二三、一五二六)一五二九、13畑成(二五二
 五)、14清代道ノ上(二五三〇、一五四二)、15浦(二五三二・
 一五三八、一五三九)、16市木州(二五三四)一五三七)、17浦
 ノ追(二五四〇、一五四七、一五五二)、18横高林(二五四三)一
 五四六、一五四八、一五六三、一五六九)一五七三)、19屋
 敷(二五四九、一五五七、一五五八、一五六六、一五六八)、20
 脇(二五五〇、一五五二)一五五六、一六一三、一六三三)、21
 道ノ上(二五五九、一五六〇、一五六四、一七二五)、22上ノ原
 敷(二五六二)、23屋敷ノ上(二五六二)、24向屋敷田(二五六
 五)、25向(二五六七)、26向追(二五七五)、27寺ノ追(二五
 七六、一五八〇、一五八一、一五八五、一五八七、一五九〇、
 一五九二)、28追(二五七七)一五七九、一五九二)一五九四、
 一六〇〇、一八五〇(一八五二)、29寺田(二五八二)、30定野
 尾(二五八三、一五八四、一五八六、一五八八、一五八九、一
 五九五)一五九七、一六〇五、一六〇七、一六八七、一六九六
)一六九八、一七二六、一七二七、一八八三)、31ラザ(二五
 九八)、32寺屋敷(二五九九)、33寺ノ前(二六〇二)、34川ノ
 チ(二六〇二、一六〇三)、35中(二六〇四、一六一一、一六
 一一)、36屋敷畑(二六〇六、一六二二、一六九〇)、37池ノ上
 (二六〇八)、38園屋敷(二六〇九)、39東(二六一〇)、40川
 内(二六一四)、41内畑(二六一五、一六八八、一六八九、一七
 五二)、42前田(二六一六)一六一八、一六三三、一七七六、

一八四二・一八四五)、43尾ノ上(二六三三・二六三四)、44溝ノ上(二六二八)、45草稲田「ワサ田」(二六二九・一六三〇・一六五六・一六五八)、46道ノ下(二六三二・一六九二・一七二四)、47アブミ町(二六三三・一六三四・一六三九)、48深田「ワカタ」(二六三五・一六三八)、49堂ノ脇(二六四〇)、50「ツツ」町(二六四一・一六四二)、51堂ノ跡(二六四三)、52堂ノ上(二六四四・一六四五)、53堂ノ前(二六四六・一六四七)、54道越(二六四八)、55下清水(二六四九)、56上清水(二六五〇)、57神田(二六五一・一六五五)、58コモノモト(二六五二・一六五三)、59縄手ノ下(二六五四)、60桑田(一六五九)、61桑畑(二六六〇・一六六三)、62池ノ下(二六六一・一六六二)、63十王田遺上(二六六四・一六七九)、64十王田(二六六五・一六七〇・一六七六・一六七八・一六八〇・一六八二・一六八四・一六八六・一七七四)、65清太郎(二六七二)、66ウツ越「ウツコ」(二六七二・一六七四・一七七七・一七八〇・一七八七・一七八九)、67前(二六七五)、68荒平ノ上(二六八二)、69山ノ下(二六八三・一七三三)、70平原(二六九二・一六九三・一六九五)、71尾追(二六九四・一七〇〇・一七〇五・一七二二・一七二七・一七二九・一七三〇)、72原敷ヶ追「ヤシキヶ追」(二六九九・一八二〇・一八二四・一八三二・一八三六・一八四〇・一八四一・一八五七)、73龜田(二七〇六・一七〇七)、74池ノ口(二七〇八・一七二〇・一七二二・一七二三・一七二八)、75健盛屋敷(二七二二)、76尾鼻(二七一八)、77岩ヶ下(二七二九・一七三〇・一七六五・一七八八・一七七〇)、78遠間(二七三二・一七三四・一七三六・一七四七)、79外尾追(二七三五)、80長追(二七四八・一七四九)、81法雲(二七五〇)、82峠追(二七五二)、83峠「トラケ」(二七五三・一七五四)、84堂ノ追(二七五五・一七五七)、85登ヲ

6 浦 篠 (二四三七) 二七三七

ノ追(二七五八)、86石原畑(二七五九)、87完尾ノ畑(二七六〇)、88塔ノ追(二七六一・一七六二)、89惣主田(二七六三)、90楠田(二七六四)、91小追(二七六六・一七六七)、92イナボレバ(二七七一・一七九〇)、93飛松(二七七二・一七九一・一七九四)、94二百田(二七七五・一七八二・一七八五)、95五十田(二七八一・一七八四・一七八六・一八〇〇)、96五十田平(二七八三)、97田尾(太尾)(二七九五・一七九七)、98田尾ヤシキ(二七九六)、99向太郎(二七八八・一八〇一・一八五八・一八五九)、100トキカ石(一八〇二・一八〇四)、101円地(一八〇五・一八〇一・一八二一・一八一六・一八一七・一八二二・一八三三・一八三三・一八六一・一八六三・一八六五)、102桃ノ木(一八〇六・一八〇九)、103宮ノ谷(一八二二・一八二五)、104宮ノ前(一八一八・一八四九)、105サル畑(一八一九)、106カシノクホ(一八三三)、107山中(一八三七・一八三九・一八四六・一八四七)、108ナカスカ(一八四三・一八四四)、109堂ヶ追(一八五二・一八五四)、110扇道(一八五五)、111宮ノ谷(一八五六)、112上ノ山(一八六二・一八六四)

①タナカ(一六九八)

1 神ノ木(二四三七) 二四三九・二四四七・二四五九・二四六〇・二四六五 二四六九・二四七二・二五三三、2 下中尾(二四四〇・二四四一)、3 丸山(二四四二) 二六八三・二六八四・二六八七、4 ヤシキ「原敷」(二四四三・二五一五・二七三二)、5 堂ノマエ(二四四四・二四四五・二四五〇)、6 堂ノ上(二四四六)、7 台(二四四八・二四五五・二四五八)、8 下中

尾(二四四九)、9 箕塚(二四五二・二四五三・二四五四)、10
宮ノ本(二四五五)、11 中尾(二四五六・二四五七、12 箕塚ノ
鼻(二四六一)、13 ツエノ口(二四六二)、14 穴田(二四六三・
二四六四)、15 蓮田(二四七〇・二四七一)、16 宮ノ脇(二四七
三)、17 湯山(二四七四・二四七五・二四七六)、18 六畑(二四
七六・二四七七)、19 上ノタイ(二四七八・二四八六)、20 カニ
ノ毛平(二四八七)、21 荒神ノ尾(二四八八)、22 中ノタイ(二
四八九)、23 栗庭(二四九〇)、24 中ノ原(二四九一)、25 樽田
口(二四九二・二四九三・二五一六・二五二二・二五二五)、
267 上ノタイ久保(二四九四)、27 池ノ脇(二四九五・二四九六・
二四九八・二五〇〇)、28 宮脇(二四九七)、29 山ノ中(二五〇
一・二五〇二)、30 池ノ口(二五〇三・二五〇五)、31 浦篠ウラ
山(二五〇四・二五〇五・二五〇六・二五〇七・二五〇八・二
五六八)、32 ウラシノ(二五〇六・二五〇七)、33 宮ノ前(二五
〇七・二五〇八・二五〇九・二五一〇・二五一一・二五一一・二五
二五・二五二五・二五二九・二五三〇・二五三二・二五三三・
二五三三・二五三九・二五四〇・二五四一・二五四二・二五四三・二五四
七)、34 溝ノ上(二五〇九・二五一一)、35 マエ畑(二五二四・
二六二五)、36 宮添(二五二三)、37 神田(二五三〇・二五三
一)、38 トラノマエ(二五三二)、39 小山井口〔小山イノケ〕
(二五三六・二五三八・二五四〇・二六四一・二六六六)、40 宮
ノ下(二五四四・二五四五)、41 ヤシキ畑〔ヤシキバタ〕(二
五四五・二五八二)、42 溝フチ(二五四八)、43 馬場道(二五四
九・二五五〇・二五六〇・二六六三)、44 前田〔マエ田〕マエ
田(二五五一・二六二二・二六三三・二六四四)、45 山ノ神
(二五五六・二五六九)、46 西ノ奥(二五五九・二五六〇)、47
奥(二五六一)、48 奥マエ(二五六二)、49 城戸(二五六三)、
50 西ノワキ(二五六四)、51 西ノ向(二五六五)、52 塔ノモト
(二五六六)、53 篠田(二五六七)、54 新田山(二五七〇)、55

寺ノ脇(二五七一・二五七三)、56 代間(二五七二)、57 ヤシキ
ノ上(二五七四・二五七九)、58 通正(二五七五) 59、前〔マ
エ〕(二五七六・二五九〇・二五九一・二六五七・二六五八)、
60 圓畑(二五七七・二五七八)、61 片染(二五八〇)、62 西カタ
ハ子ノ先(二五八二)、63 寺ケ下(二五八三・二五八四)、64 力
石(二五八五・二五八六)、65 片染前(二五八七)、66 中ノ寄
(二五八八・二五八九・二五九七)、67 久保田(二五九二・二
五九五・二五九六)、68 栗田(二五九三・二五九四)、69 三十歩
(二五九八・二五九九)、70 布ノ田(二六〇〇・二六〇五・二
六〇七)、71 綱手ノ下(二六〇六・二六二二・二六一四)、72 原
ノ田(二六〇八)、73 ヤシキ田(二六〇九)、74 田井(二六一
〇・二六一五)、75 八十歩(二六一一)、76 道越(二六一六・二
六一八)、77 ヲソノ田(二六一七)、78 ヤケ田(二六一九)、79
制札(二六二〇)、80 堀(二六二二)、81 イダ(二六二六・二六
二七)、82 古ソノ(二六二八・二六二九・二六三三)、83 谷ノ浦
(二六三〇・二六三二)、84 古小ソノ(二六三三)、85 今ヤシキ
(二六三四・二六三五・二六四六)、86 塔畑(二六三六)、87 玉
林(二六三七)、88 年ノ神〔トソノカミ〕(二六三八・二六三
九・二六四一・二六四二・二六四五)、89 川原(二六四〇・二
六四三・二六四四)、90 古屋敷(二六四七・二六五〇)、91 島成
(二六五一・二六五二・二六五九)、92 倉園(二六五三・二六
五五)、93 前寄(二六五六)、94 溝フチ(二六六七)、95 久木原
(二六六八)、96 代四郎山(二六六九・二六七四・二七五・二
六八一・二六八二・二六九一・二六九三・二七〇〇)、97 同清田
〔遺清田〕(二六七〇・二六七三)、98 小峠(二六七二・二六七
二・二六七六・二六九四・二六九六・二六九八・二六九八・二
七〇一・二七〇二・二七三三・二七三六)、99 代四郎(二六七七
・二六八〇・二七三四)、100 妙見跡(二六八五・二六八六)、101

妙見 (二六八八)、102 妙見山 (二六八九・二七三三)、103 向ヶ道 (二六九〇)、104 二反塔 (二六九七)、105 二反戸道ノ下 (二六九七)、106 水ヶ谷 (二七〇三)一七〇五、107 石橋「石ナベ」 (二七〇六・二七〇八・二七〇九・二七一・二七二三・二七二四・二七二六・二七二六)、108 内ヶ道 (二七〇七・二七二〇・二七二一・二七二五・二七二七・二七八・二七二七)一七三三、109 大内ヶ道 (二七一九・二七二〇)、110 平畑 (二七二四)、111 今屋敷 (二七二五・二七二八・二七二九・二七三〇・二七三三)、112 イタケ道 (二七二七)、113 上ノ木 (二七三七)

①ヒガシ (二五五九)、②マエ (二五六)

1 石橋「石ナベ」 (二七三八)一七四〇・二七四二一・二七四九・二七九一・二七九四)、2 瀬戸「セト」 (二七四一・二七八〇五)、3 池ノ口 (二七五〇・二七八九・二七九二・二七九三・二七九五・二七九七)、4 伊田ヶ道 (二七五二)一七五三・二七九〇)、5 屋敷ノ上 (二七五四)二七八・二七五九)、6 空屋敷 (二七五五)、7 台「ダイ」 (二七五六・二七五七・二七八五・二七八六・二七八八)、8 屋敷 (二七六〇)一七六九)一七七一)、9 谷 (二七六一)一七六二・二七六五)、10 屋敷ノ内 (二七六三)一七六四・二七七二・二七八〇・二七八一)、11 前 (二七六六)一七六八・二八三〇)一八三三・二八五五)、12 小園 (二七七三)、13 川原 (二七七四)一七七五)、14 屋敷ノ下 (二七七六)、15 野田 (二七七七)一七七八・二八五二)、16 谷屋敷 (二七七九)、17 金蔵屋敷 (二七八二)、18 高照シ (二七八三・二七八八)一八〇二・二八〇九)一八一一・二八二六)一

8 本 篠 (二九〇八)一三九五

1 野田原 (二九〇八)一三九二・二九一三)一三九五・三〇七三・三〇七四・三〇七八)、2 竹ノ下 (二九一二)一三九一七)、3 道越 (二九一六)一三九一八)、4 ドフメン (二九一九)一三九二

①シンヤ (二七七四)

二八二九・二八三六)、19 屋敷ノ跡 (二七八五)、20 台屋敷 (二七八七)、21 榎又 (二七九六)、22 池ノ下 (二八〇三)一八〇四)、23 後谷 (二八〇六)、24 後ヶ道 (二八〇七)一八〇八)、25 塔ノ木 (二八二二)一八二三・二八二〇)、26 トフキン (二八二四)一八二七)、27 ユズリハ (二八二五)一八二六)、28 迫ノ平 (二八二八)一八二九)、29 野田原 (二八二九)一八四二・二八三四)一八三七)一八四〇・二八四二)一八四七・二八四九)一八五一)一八五三)一八五六)一八八六)一八八八)一八九二)一八九九)一九〇一)一九〇二)、30 平畑 (二八二五)、31 平 (二八三五)、32 穴畑 (二八四二)、33 野田原横道 (二八四九)、34 前田「マエ田」 (二八五四)一八六四)、35 マエハタ (二八五七)一八五八)、36 谷ノ東 (二八五九)、37 谷ノ中 (二八六〇)一八六一)、38 マエタマエ (二八六二)、39 井玉田 (二八六三)、40 谷西 (二八六五)、41 西屋敷 (二八六六)一八六八)一八六九)一八七〇)一八七四)一八八〇)一八八五)一八八九)一八九〇)一八九一)、45 原ノ田 (二八七五)一八七七)、46 松木田 (二八七八)一八七九)一八八〇)一八八〇)、48 一ツ町 (二八八九)一八八九)一八九〇)、50 洲ノ上 (二九〇三)一八九〇五)、51 七曲リ (二九〇六)一八九〇七)

八(二)、83 三反畑山付(三二八三)、84 本屋敷(三二八五)、85
 モトシノ浦山(三二八九・三二九〇・三三〇〇)三三二二・三
 三一四一三三二七、96 古神田(三二九四・三三四六)、87 ウシ
 口谷(三二九六・三二九八・三三〇〇・三三〇四)、88 寺田(三
 二九七)、89 笹ヶハナ(三三一九・三三二五)、90 高畑山(三三
 二〇)三三三三、91 モトシノ後谷(三三二五)、92 日ハゲ(三
 三二七)、93 穴田(三三二八)、94 山ノ中(三三三三・三三三
 三・三三三六)三三三九、96 エントウケ平(三三
 四〇)三三四二、97 イリウ、(三三四三・三三五六・三五
 七七)、98 宮添(三三四四・三三四七)三三四九・三五二一
 三五五、99 ノ宮(三三四五)、100 ノ坪(三三五〇・三五
 一・三三六六)、101 倉尻(三三五八・三五九・三三七九)三
 八一・三三八八・三三八九)、102 岩ヶ下(三三六一)三三六五・
 三三六八(三三七五)、103 籠手(三三七六)三三七八、104 川床
 山(三三八二)三三八七、105 ハキ(三三九〇)、106 寺ノ前(三
 三九二)、107 前畑(三三九三)

※欠番(二七五・三三六〇)

①ニヤシキ(二九三三)、②マエ(二九三八)

9 川床(三三九六・三三六九)

1 寺道(三三九六・三三九九)、2 道(三三九七・三四〇〇・三
 五〇四)、3 川床山(三四〇一)三四一〇・三四二二)三四三
 四・三四六四)三四八四・三四九六・三五〇三・三五〇八、4
 エントウケ平(三四一一・三四一二・三四一四)三四二二)、
 5 五文目田(三四一三)三四一三、6 鳴水(三四三三)三四三三、7

堀田川フチ(三四三五・三四四三)、8 下山(三四三六・三四
 四一・三四四二)三四四四)三四六三)、9 境切(三四三七)
 三四四〇)、10 堀ノ尻(三四八五)、11 堀田(三四八九・三五一
 八・三五二〇・三五二二)、12 屋敷畑(三四九〇・三四九一・
 三五〇二・三五〇九)、13 木戸(三四九四)、14 藪敷(三四九
 七)、15 西ノ脇(三四九四・三四九五)、16 西屋敷(三四九七・
 三四九八)、17 田(三四九九・18 中(三五〇〇)、19 屋敷(三
 五〇一・三五五三・三五五五・三五五八)、20 内島(三五〇五・
 三五〇六)、21 前「マエ」(三五〇七・三五二七・三五三一・
 三五三三)三五三五)、22 屋敷ノ内(五一〇〇)、23 道端(五
 一一)、24 前田(五二二)三五二七・三五一九・三五三二・
 三五五九、25 田ノ中「田中」(三五三二・三五三三・三五三
 五・三五五二)、26 ワキ(三五三四)、27 代ノ田(三五六六・三
 五六三)三五六五)、28 屋敷ノ上「ヤシキノ上」(三五二八)三
 五三〇・三五五四)、29 セイバ口前(三五三六)、30 岩ヶ下(三
 五三七・三五三八)、31 セイバ口(三五三九・三五四八)、32 中
 須賀山首(三五四〇・三五四一・三五八二)33 勢場「セイバ」
 (三五四七・三五四九・三五五一)、34 仏ノ前(三五五〇・三
 五七七)、35 柿ノ木道(三五五六・三五八三)三五八五)、36 浦
 (三五五七)、37 中スカ(三五六〇)、38 前畑(三五六一)三六
 二四)、39 ヤシキノ浦(三五六三)、40 野地(三五六六)三五六
 九)三五七二)三六一一)三六一三)三六一五)、41 柿木田(三
 五六七)、42 岩ノ前(三五七八)、43 野地屋敷畑(三五七二)、
 44 稲田(三五七三)三五七六)、45 山内ヶケ道(三五七八)三六一
 〇)、46 裏(三五七九・三五八〇)、47 山道(三五八一)、48 小
 田ヶ平(三五九二)三六〇一)三六〇三)三六〇九)三六四〇
)三六四八)、49 柿木田追ヒヤケ(三六〇二)、50 屋敷道(三六
 二六)三六二七)、51 竹ノ内(三六二八)三六二七)、52 竹ノ内

10 勢場 (三六七〇―三八八三)

1 小田ヶ平 (三六七〇・三六七〇三―三七一四・三七一〇)、2 茶園ノ辻 (三六七二・三六八一・三七〇二)、3 勝負ヶ道 (三六七二―三六八〇・三七〇二)、4 栗畑 (三六八二―三六八五)、5 勢場「セイバ」 (三六八六・三六九九・三七三二・三七五二―三七三〇・三七三二―三七三三・三七三六・三七五二―三七六五・三七六七―三七六九・三七七一―三八一六・三八三二―三八二七・三八三〇・三八三二・三八三六・三八三七・三八五二―三八五六・三八六一―三八六七・三八六九―三八七二)、6 見徳 (三六八七―三六八九)、7 見徳田 (三六九〇・三六九二)、8 ナメシ (三六九二)、9 フケ口 (三六九三)、10 藪田 (三六九四―三六九六)、11 ナメリ (三六九七・三六九八)、12 權松 (三七〇〇)、13 カリ又 (三七一五―三七二七・三七二二)、14 尾追 (三七二八)、15 小田ヶ平小追 (三七一九)、16 仏ノ後 (三七三三・三七二四・三七三五・三七四二)、17 善神主後 (三七三二)、18 長追 (三七三七―三七四〇・三七四二)、19 ミヌス追 (三七四三―三七四五)、20 ミナト (三七四六―三七五一・三七六六)、21 セイバ南 (三七七〇)、22 セイハル畑 (三八一七)、23 立原口

ダイ (三六三八・三六三九)、53 ショウフヶ道 (三六四九―三六五二・三六六四・三六六六―三六六九)、54 扁帽子形「エボシガタ」 (三六五三―三六六三)、55 野添 (三六六五)

※欠番 (三三九八)、記載なし (三六一二)

①ナカ (三四九四)、②オダ (三五〇〇)、③ヒガシ (三五〇一)

11 下山 (三八八四―四二二三)

1 「」リ (三八八四―三八八八)、2 水ヶ谷 (三八八九)、3 水ヶサコ (三八九〇)、4 平ソウ (三八九一・三八九二)、5 セイバ (三八九三)、6 菅ノ本 (三八九五・三八九六・三八九八・三九〇一)、7 加勢川 (三八九六・三八九九・三九〇〇・三九一三―三九一八)、8 野ノ中 (三八九七・三九〇五・三九〇六・三九一〇―三九一二)、9 池ノ口 (三九〇二)、10 野ノ口 (三九〇三・三九〇四)、11 丸尾 (三九〇七―三九〇九・三九一二・三九一三・四二二〇)、12 向池下 (三九一九・三九三三・三九三四)、13 ウツヶ川 (三九二〇)、14 尾ツヶ川 (三九二一・三九二四)、15 福田 (三九二五・三九二六)、16 正田 (三九二七)、17 向 (三九二八―三九三二・三九四四・三九四六・三九五二・三九五三・四〇三二・四〇三三・四〇三五)、18 コシノ本 (三九三五・三九三六)、19 池ノ下 (三九三七・三九四一)、20 前田 (三九三八―三九四〇・三九四二・四一三九・四一五九・四一八五)、21 前ノ畑 (三九四三・三九四五・三九四七・三九四八・三九五〇)、22 新宅 (三九四九)、23 向山 (三九五二・三九七二・三九七三・四〇二八・四〇二九・四〇三三・四〇三四・四〇三六―四〇三八)、24 南ヶ道 (三九五四―三九

ノ切 (三八一八)、24 立原 (三八一九―三八二二)、25 屋敷ノ本 (三八二八・三八二九・三八三四・三八三五・三八四〇―三八四四)、26 菅ノ本 (三八三八・三八三九)、27 仏ノ前 (三八四四―三八五二)、28 浦山 (三八五七・三八六〇)、29 浦 (三八五八・三八五九)、30 杜山 (三八六九)、31 平ソウ (三八七二―三八七四・三八七六・三八八二)、32 南出口 (三八七五・三八七八)、33 東平 (三八七七)、34 南平ソウ (三八七九・三八八一)

五七)、25大山(三九五八)、26赤松(三九五九、三九六一)、
 27奥ノカクラ(三九六二、三九六六、三九七四)、28反戸(三
 九六七、三九六八)、29二反田尾(三九六九、三九七二)、30茂
 右衛門川内(三九七五、三九七六)、31尾崎ノ鼻道ノ上(三九七
 七)、32尾崎ノ鼻道ノ下(三九七八)、33小崎ノ鼻(三九七九、
 三九八一)、34源次郎田(三九八〇、三九八二、三九八三、
 三九八四)、35トヲシ(三九八三、三九八五)、37岩ヶ下(三九八六
 、三九八八)、38新貝(三九八九、三九九二)、39宝玉(三九九
 三、三九九六、三九九八、三九九九、四〇〇一、四〇〇二、四〇
 〇三、四〇〇五)、40東(三九九七、四〇〇〇、四〇〇一、四〇
 〇四、四〇〇六、四〇〇九、四〇一四、四〇七四、四〇七五、
 四二二三、四二二五)、41石原(四〇〇三)、42妙ト石(四〇〇
 七、四〇〇八)、43茅ノ木(四〇〇二、四〇三九、四〇四二、四
 〇九七、四〇九九、四一〇三、四一〇七)、44谷(四〇一六、四
 〇一七、四〇二〇、四〇五八、四〇六〇)、45下次郎田(四〇一
 八、四〇一九)、46宮ノ下(四〇二二、四〇三三、四〇六七、四
 〇六九)、47ワサ田(四〇二四)、48宮ノ向(四〇二五、四〇二
 七)、49田ヅチ(四〇四三)、50前平(四〇四四、四〇四六、四
 〇四九、四〇九一、四〇九三、四一一一、四一一三)、51平(四
 〇四七、四〇四八、四〇五〇、四〇五二、四〇五三、四〇五六、
 四〇九二、四〇九四、四〇九五)、52久保田(四〇五二)、53塩
 井「シツ井」(四〇五四、四〇五五、四〇五七、四〇八五、四
 〇八六)、54宮ノ脇(四〇六一、四〇六五、四〇六六、四一三
 二)、55井田「イダ」(四〇六二、四〇八〇、四二〇五)、56宮
 ノ上(四〇六三、四〇七一、四〇七三、四〇七七、四〇七九、四
 〇八二、四〇八三)、57宮ノ廻り(四〇六四)、58ツツサ畑(四
 〇七六)、59イダノ上(四〇八一)、60田之上(四〇八四)、61
 ツカ畑(四〇八七、四一〇五)、62前畑(四〇八八、四一一〇、

四一三五、四一三六、四一八二、四一八四)、63前道畑(四〇八
 九)、64道端(四〇九〇)、65前(四〇九六、四一〇四、四一三
 七、四一三八、四一四〇、四一四一、四一五一、四一五四、四一
 五五、四一五七、四一五八、四一六〇、四一六一、四一六七、
 四一六九、四一八八、四二〇四)、66ダイノキ(四〇九八)、
 67前道脇(四一〇六、四一〇八)、68四辻(四一〇九、四一一
 四)、69道ノ下(四一一五、四一四七)、70前ノ久保「マエノク
 ボ」(四一一六、四一一八、四一一九、四一二二、四一四四、四
 一四六)、71向道端(四一二三、四一三三)、72向道ノ上(四一
 二四、四一二五)、73向田ヅチ(四一二六、四一二八)、74久保
 (四一二九)、75ツツミ(四一三〇)、76下山前(四一三二)、
 77ミヤノ追(四一三三、四一三四)、78中石川ノ前(四一四二、
 四一四三)、79追(四一四八)、80前ヅチ(四一四九、八十一
 前(四一五〇)、82脇畑(四一五二、四一五三、四一七六、四一
 七七、四一九三、四一九四)、83椋園(四一五六、四一七五)、
 84山ノ中(四一六二、四一六六、四一六八)、85マエワキ(四一
 七〇)、86屋敷上「ヤシキノ上」(四一七一、四一七八、四一七
 九、四一九六、四二〇〇、四二一一、四二二七、四二二九、四
 二二二、四二二三)、87ヤシキノ脇(四一七二)、88ハカノワキ
 (四一七三)、89松園(四一七四)、90新屋敷(四一八〇、四一
 九五)、91屋敷ノ前(四一八二)、92太郎屋敷(四一八六、四一
 八七)、93桐園「切園」(四一九二、四二〇一、四二〇二)、
 94ワキ(四二〇三)、95井田ヅチ(四二〇六、四二〇七、四二
 〇九)、96東ノ台(四二二〇)、97道ノ上(四二二二)、98出口
 (四二二四)、99上ノ山(四二二六)、100東ノ平(四二三〇)

※記載なし(三八八三)

九、78 懸屋敷(四四六二)、79 石河野前(四四六二)、80 前久保(四四六九)、81 塚畑(四四六四)、82 平(四四七六・四五〇四・四五〇五)、83 原(四四八一・四五七七・四五八〇・四五八二・四五八四)、84 平内畑(四四八六・四四八八)、85 農敷端(四四九〇)、86 農敷畑(四四九一)、87 屋敷田「ヤシキ田」(四四九三・四四九四・四五〇〇・四五二二)、88 屋シキ(四四九五・四四九六)、89 出口(四四九七・四五〇三・四五三三・四五三四・四五三五・四五三六・四五四二・四五八一)、90 石河野向(四五〇七)、91 ドウタ(四五〇九)、92 中畑(四五一四・四五二五)、93 宮ノ上(四五二七・四五一九・四五二八)、94 前畑(四五一八)、95 宮ノワキ(四五二〇・四五二二)、96 前田フチ(四五二二)、97 一本木(四五二四・四五二六)、98 カツラ畑(四五二九・四五三三)、99 池ノ下(四五三五・四五三八・四五三九・四五四〇・四五六一・四五六五・四五七二)、100 葉山(四五四一・四五四五・四五四六・四五五二・四五五三・四五五八・四五六〇・四五六二・四五六四)、101 岡ノ前(四五四三・四五四四)、102 ツツミ(四五五二)、103 向田フチ(四五五七)、104 セイバ(四五六三・四五六八・四五六九)、105 菅ノ本(四五六六・四五六七)、106 池ノ口(四五七〇・四六〇九)、107 中ノ田(四五七一・四五七五・四五七六)、108 忠田(四五七三・四五七四・四五七八・四五七九)、109 下り道(四五八五・四五八七・四五八九)、110 原ノ上(四五八六)、111 屋敷路(四五八九)、112 木岩(四五九四・四五九六・四六一四)、113 小治良(四六〇七・四六〇八)、114 淺田(四六一〇・四六一二)、115 立原(四六一三・四六一五・四六一七)、116 「」作り(四六一八・四六三三)

※記載なし(四三九九)

13 麻野(四六二四・四七〇三)

①アガタ(四二四五)、②ヒガシ(四二六五)、③マエ(四二六七)、④オク(四三六七)、⑤ソラ(四二六八)、⑥ニシ(四三六八)、⑦ニシウエ(四三六九)、⑧イケシタ(四三三九)、⑨テグチ(四四二五)、⑩イケンクチ(四五六九)

1 伊田ヶ迫(四六二四・四六二五)、2 屋敷廻り(四六二六)、3 屋敷ノ前(四六二七・四六三八)、4 ハカ畑ノ下(四六二八・四六二九)、5 ワラヒノ「ワラビ」(四六三〇・四六四一・四六四四・四六四五・四六五九・四六六二・四六六四・四六七二・四六七五)、6 ハカ畑(四六三二)、7 ワラビノヲ「ワラビ尾」(四六三三・四六三三・四六三三・四六三六・四六三七・四六四二)、8 屋敷浦(四六三五)、9 内屋敷(四六三九・四六四〇)、10 井ノ久保(四六四三・四六四六・四六五〇・四六五二・四六五八・四六八四・四六八七・四六八八・四七〇三)、11 堂ノ下(四六五一)、12 台「ダイ」(四六六〇・四六六一・四六七三・四六七四・四六七六・四六七八・四六八〇・四六八三)、13 宮跡(四六六三)、14 塚畑(四六七九)、15 ワラビノダイ(四六八一・四六八二)、16 松ヶ鼻(四六八五・四六八六)、17 フケノ口(四六八九)、18 ケケ「」(四六九〇)、19 前(四六九一・四六九七)、20 見徳(四六九二・四七〇〇・四七〇二)、21 見徳前(四六九三・四六九八・四六九九)、22 ソト(四六九四・四六九六)、23 見徳ノ裏(四七〇一)

14 那留(四七〇四・四八七七)

1 五十歩(四七〇四・四七一六・四八五九)、2 腰根迫(四七

一七、四七一八、四七二五、四七二七、四七三〇、四七四七、
 3カシノヲ(四七一九、四七二四、四七三三、四七三五)、4ホ
 ウタ平(四七二八、四七二九、四八四八)、5屋敷ノ上(四七三
 二、四七五七、四八一五、四八四三、四八四七)、6前(四七
 三三、四七三四、四七三九、四七四〇、四七四五、四七四六、
 四七四九、四七六〇、四八二八、四八二九)、7山畑(四七三
 六、四七三七、四七四一、四七四四)、8前ノ追(四七三八、四
 七五八、四七五九)、9前田(四七四九)、10屋敷ノ内(四七五
 〇)、11シイケン(四七五一、四七五四)、12屋敷(四七五六、
 四八一三)、13屋敷ノ上(四七六一)、14寺ノ追(四七六一)、
 15ナル山「ナルヤマ」(四七六三、四七六六、四七七三、四七七
 七、四七八一、四七九七、四八〇一、四八三五、四八五〇)、
 16石ナベ(四七六七)、17水ヶ谷(四七六八、四七七一、四七七
 八、四七八二、四七八七)、18小峠道下(四七七九)、19ナル池
 (四七八〇、四八一二)、20ヨコサコ(四七八八、四七九〇、四
 七九二、四七九五、四八〇八、四八〇九)、21柿田(四七九一、
 四七九三、四八〇四)、22古ミトウ(四七九四、四七九六、四八
 〇二、四八〇三、四八〇五、四八〇七、四八二二)、23池シリ
 (四八一〇、四八一四、四八二四)、24カジャシキ(四八一六、
 四八一九、25屋敷ノ下(四八一七、四八四二)、26谷川(四八
 一八、四八二〇、四八二二)、27宮ノ上(四八三二)、28宮ノ跡
 (四八三四)、29神田(四八三五)、30宮ノ前(四八三六)、31
 四ツ町(四八三七)、32ツル(四八三〇、四八三三)、33ホリ田
 (四八三二)、34屋敷ノ内(四八三三、四八三七)、35屋敷廻り
 (四八三四)、36屋敷跡(四八三六)、37屋敷ノ前(四八四〇、
 四八四二)、38サキ屋敷(四八四九)、39ウラ(四八五一)、40
 井田(四八五二、四八五八)、41宮ノ本(四八六〇)、42長所
 (四八六一、四八六三、四八六五、四八六六、四八六八、四八

六九)、43井手口(四八六二)、44ムタ(四八六四、四八七〇、
 四八七二)、45新貝山(四八六七)、46松ノ木田(四八七二、
 四八七三、四八七五)、47藤ノ口(四八七四)、48川瀬(四八七
 六)、49大内添(四八七七)

※欠番(四八三八)、記載なし(四八三九)

①ソラ(四七五三)、②ヒガシ(四八一九)、③マエ(四八四
 〇)

15 長 田(四八七八、五一七)

1セイノ木(四八七八、四八七九、四八八一、四八八二)、2ヒ
 エタ(四八八〇)、3中ソリ(四八八三、四八八四、四八八六、
 四八九〇、四八九五、四九〇三、四九〇七)、4口ノ坪(四八
 八五)、5長田尾(四八八七、四八八九、四九〇九、四九一
 一、四九一三、四九一五、四九二二)、6宮ノ前(四八九六、四
 八九七)、7コモケ鼻(四八九八)、8正田(四八九九)、9
 大内添(四九〇〇)、10道越(四九〇一、四九〇二、四九一四、
 四九二二、四九二三)、11石門(四九〇八、四九一〇)、12室ノ
 前(四九二四、四九二八)、13ワサダ(四九二九、四九三二、四
 九三四)、14代ノ田(四九三三、四九三三、四九三五)、15ツカ
 田(四九三六、四九三七)、16ソノ田(四九三八)、17芋尾(四
 九三九)、18ヤシキ畑(四九四〇)、19泉権寺(四九四一、四九
 四三)、20寺ヤシキ(四九四四)、21寺前(四九四五)、22ヤシ
 キ(四九四六、四九七四、四九九〇)、23前田「マエ田」(四九
 四七、四九六一、四九六三、四九六五、四九六八、四九九九、五
 〇〇六)、24トフノモト(四九四八、四九五二)、25井ノ尻「ア

ノ尻 (四九四九・四九五〇・四九五二)、26八郎五郎 (四九五三・四九五四)、27八反ヶ平 (四九五五・四九五六・四九五九四・四九五九五) 28前「マエ」 (四九五七・四九六四・四九六六・五〇六二)、29ゲズノ木 (四九五八・四九五九)、30井手口 (四九六〇) 、31下前田 (四九六九・四九七〇・五〇五五・五〇五九・五〇六一)、32上新員 (四九七二)、33新員 (四九七二・四九七三・四九七八・四九八二・四九八五・四九八九・四九九二)、34ダイ (四九七五・四九八一・四九八六・四九八八)、35浦山 (四九七六・四九七七・五〇三七)、36屋敷ノ下「ヤシキノ下」 (四九七九・五〇二九・五〇四五、37下新員 (四九八〇) 、38ダイ畑 (四九八七)、39水ヶノ下 (四九九二)、40ヤシキノ上 (四九九三・五〇三九・五〇四一・五〇四七・五〇四九・五〇五一・五〇五二)、41前畑 (四九九七)、42迫下 (四九九八)、43川ヅチ (五〇〇〇) 、44前道ノ下 (五〇〇二)、45ヒサキノ本 (五〇〇二)、46ヒトツ町 (五〇〇三)、47神出 (五〇〇四)、48上橋 (五〇〇五・五〇二四・五〇二五)、49田上 (五〇〇七)、50長ヶ所 (五〇〇八・五〇一〇・五〇一五)、51長所ノ上 (五〇一一) 、52宮ノ迫 (五〇二二・五〇二二)、53宮ノ脇 (五〇二四・五〇二六)、54新員山 (五〇一七・五〇一九・五〇八〇・五〇八二) 、55宮尻 (五〇二〇・五〇三三・五〇三三)、56大法 (五〇二二・五〇二七・五〇三〇・五〇三六・五〇四二・五〇四四・五〇四六) 、57柳ヶ迫 (五〇二六)、58堂ノ下 (五〇二八)、59浦 (五〇三八・五〇七二)、60屋敷迫 (五〇五〇・五〇六九・五〇七〇) 、61長田 (五〇五三・五〇五四・五〇五八・五〇六三・五〇六七)、62上前田 (五〇五六)、63カド口 (五〇五七)、64岩ノ上 (五〇六八)、65藤ノ口 (五〇七二・五〇七九・五〇八四・五〇八八・五〇一〇・五〇一〇六)、66丸山 (五〇八九・五〇九二) 、67タヲ (五〇九二・五〇九四)、68手打畑 (五〇九五・五

16 出河内 (五一八〜五三七二)

〇九九)、69カネツキ (五一〇七・五一〇九)、70カイモト (五一〇・五一二)、71丁バ (五一二二・五一二四)、72藤山 (五一一五・五一一六・五一一八)、73ノ谷 (五一二七) 〇九九)、69カネツキ (五一〇七・五一〇九)、70カイモト (五一〇・五一二)、71丁バ (五一二二・五一二四)、72藤山 (五一一五・五一一六・五一一八)、73ノ谷 (五一二七) 1藤山 (五一八・五三三・七・五三三八)、2ノ谷道ノ下 (五一九)、3ノ谷 (五二〇・五二四)、4力石 (五二二・五二五・五二八・五三三)、5ノゾイ (五二九・五三〇・五三四)、6カズラヶ迫 (五三三・五三三・五三七)、7モキノ木 (五三八・五一四一・五一四四)、8畑田 (五一四三・五一四五・五一四九)、9畑田平 (五一五〇・五一五二)、10水渡シ (五一五二・五一五四・五一五五)、11ヤシキノウラ (五一五三)、12迫田平 (五一五六・五一五八)、13迫田 (五一五七・五一五九・五一七六・五一八二)、14丸山 (五一六〇・五一六一)、15屋敷ノ上「ヤシキノウエ」 (五一六二・五一〇五・五二〇六・五二五六・五三三二・五三三三)、16浦山「ウラヤマ」 (五一六三・五二五七・五二五九・五二六六)、17上ノ平 (五一六四)、18尾迫 (五一六五・五一七〇)、19迫 (五一七二・五一七三・五一七七・五一八二)、20田尾 (五一七四・五一七五)、21新員山 (五一七七・五一七九・五一八〇)、22脇 (五一八三)、23山ノ下 (五一八四・五一八五)、24カンネヲ (五一八六)、25柿ノ田 (五一八七)、26八郎田山 (五一八八・五一九〇・五一九二)、27八郎田 (五一八九・五一九二・五一九二)、28シトキ (五二〇二)、29柿ノ木 (五二〇三・五二〇四)、30フケ (五二〇七・五二二〇・五二二〇・五二二二・五二二二・五二二六・五二三八)、31ヤナギノ下 (五二二二・五二二二)、32横迫 (五二二二・五二二二・五二二八)、33道ノ下 (五二二九)、34瀬田 (五二二三)、35トイシヶ尾 (五

二二三、五二二四)、36中ノ追(五二二五―五二三五、五二五
 三)37ジゾウノマエ(五二五九)、38中スカ(五二四〇、五二四
 一、五二四三、五二七七)、39地蔵ノ松(五二四一)、40ツエサ
 キ(五二四五)、41ヌキノ久保(五二四六―五二四九)、42杉ヶ
 久保平(五二五〇、五二五一)、43大濱(五二五一、五二五四、
 五二五五、五二五八、五二六〇、五二六一、五二六四)、44フル
 ヤシキ(五二六一、五二六三、五二六五、五二七八、45ベツト
 ウ追(五二六七―五二七八、五二八三)、46ハカノ尾(五二七
 九)、47ハカノ上(五二八〇)、48ハカノ尻(五二八一)、49町
 場ノ丁バ(五二八二、五二八四)、49前「マエ」(五二八五、
 五二八六、五二八七)、50前道ノ下(五二八六、51前畑尻(五二八八、五
 二八九)、52丁場上(五二九〇)、53カネ堀(五二九一)、54丁
 場ワキ(五二九二)、55丁場井手口(五二九三)、56丁場サナ口
 (五二九四)、57道ノ下(五二九五)、58墓ノ尻道ノ上(五二九
 六)、59長道(五二九七、五三〇九―五三一七)、60前田「マエ
 田」(五二九八、五三二四、五三三一、五三三〇)、61向(五
 二九九)、62池尻(五三〇〇)、63大久保(五三〇一―五三〇
 六)、64長道ノ下(五三〇七)、65長道ノシリ(五三〇八)、66
 源七屋敷(五三二八)、67長道平(五三二九)、68出川田(五
 三三〇)、69早内(五三三二、五三三三)、70下ノ久保(五三
 三五、五三三八―五三三三〇)、71ヤシキノ下(五三三六、五三
 四一)、72屋ヶ追(五三三三、五三三三三)、73前ノ向(五三三三―五三三
 五)、74屋敷ノ追(五三三七、五三三九)、75上榎ノ下(五三四
 一)、76木ノ子「キノコ」(五三四四、五三四六、五三四七、五
 三四九)、77小追(五三四五、五三五一―五三五三)、78屋敷前
 (五三四八)、79ツエノ下(五三五〇)、80サガラ(五三五四、
 五三五九)、81山伏屋敷(五三五五―五三五七)、82市場ヶ追
 (五三六〇―五三六二)、83池ノ谷(五三六二―五三六六、五三

六八、五三六九)、84養原(五三六七)、85吉原道ノ下(五三七
 〇)、86池ノ口(五三七二)

①マルヤマ(五二六一)、②ヤマシタ(五二八四ノ一)、③サコ
 ダ(五二二八)、④ヨコザコ(五二二九)

△吉野渡▽

1 山中 (二) 二〇八

- 1 境ノ久保 (二) 一三、2 木ノ子 (四)、3 出川内 (五) 一四、一七、一九、二二、二四、二八、4 前田ノ尻 (六) 七、一〇、一一、一六、一八、二五、二七、二九、5 屋敷ノ向 (八) 九、一三、一五、6 ラク (二) 二、7 出川内ヶ道 (三) 三、8 山中 (二) 六、五九、二七、一四、一四四、一五二、一六一、9 沓ヶ道 (三) 〇、10 元屋敷 (三) 一、11 小池 (二) 三、12 後ヶ道 (三) 二、三七、13 青原 (三八) 三九、14 山中向平 (四) 〇、四二、四四、四六、15 宮ノ上 (四) 三、16 神田 (四) 七、一七上田 (四八) 四九、五二、18 道ノ下 (五〇) 五三、五四、一〇三、一〇六、一〇七、19 堀田 (五二) 一〇五、20 中松ホリ (五五) 五八、21 焼川ノ「ヤケ川野」 (六〇) 六一、六八、七〇、七六、八五、22 敷道 (六二) 六三、八九、九〇、23 高畑 (六四) 六六、六七、六九、24 馬ノホネ (七七) 八〇、25 茅場 (八一) 八四、八六、九一、一〇〇、一〇二、一〇四、26 屋倉 (八七) 八八、27 国方ノ木 (九二) 九四、九六、九九、28 スゲン登 (九五)、29 タヌギ山 (一〇八) 一一〇、一一二、一一四、30 桶畑 (一一) 一一三、一一五、一二六、一二九、一三三、31 浦山 (二八) 一三四、一三六、一三九、一四〇、32 ケヶ道 (三三) 三三、三三、三三、三七、三三、33 黒根ノ元 (一四) 二、34 内畑 (二四) 三、一四六、一六〇、一六五、35 下古ヤシキ (二四五)、36 前田 (二四七)、37 神田 (二四八)、38 神田畑 (二四九) 一五〇、39 十反 (五一) 一五三、一五四、一六四、40 浅田 (一五五) 一五七、一六八、一六九、41 屋敷ノ上 (一五八) 一五九、42 山ノ田 (一六二) 一六三、43 古屋敷 (一六四) 一六六、一六七、44 竹ヶ道 (一七〇) 一七六、一七八、一

2 荒平 (二) 九四 五七

- 1 ホリ田 (二) 〇九、二一〇、2 ノボリ尾 (二) 一一、二二四、3 道正 (二) 二五、三三四、4 ラノハナ (三) 三五、三八、三三〇、5 宮ノ上 (三) 二九、三三一、二四一、二四二、二四六、二四七、二五四、三三一、三三六、三三三、三三三、三四〇、三四一、三四六、三四七、三五〇、三五二、三五八、三六五、三七二、三七三、6 タン正等 (三) 三三、7 大原 (三) 三三、三三四、三三七、三三八、8 ヒエ田 (三) 三五、三三六、三四三、三四五、9 荒平ノ尾 (三) 三九、二四〇、10 堂ノ前 (二) 四四、二六六、二六八、11 中ノ道 (二) 四八、二五二、12 中ノ坂 (二) 五三、二五五、13 南山 (二) 五六、二五八、14 道ノ下 (二) 五九、二六〇、二六五、二六七、二九三、三〇四、三〇五、四〇一、二、四〇二、15 前田 (二) 六一、二六二、二七一、二七七、16 南 (二) 六三、二六四、17 前堂 (二) 六九、18 荒平「アラハラ」 (二) 七〇、二七七、二八一、二九五、二九七、三〇二、三〇三、三三九、三九七、19 前 (二) 七二、20 前畑 (二) 七四、二七六、21 向平 (二) 八二、二九二、22 宮ノ下 (二) 九二、三〇六、三〇七、三二〇、三三三、三三六、23 マツラキリ (二) 九四、24 ヤシキノ上 (二) 九八、三九三、三九四、25 奥ノヤシキ

※欠番 (二) 〇六

3 速内(四五八〜七〇四)

1 シンミチ(四五八)、2 ラゼトリ(四五九・四六一〜四六四、四六八・四六九・四七五、3 高尾(四六〇・四七〇・四七一、四九七〜五〇〇・五〇四・五〇六・五一八)、4 早内裏山(四

畑(一九九・三〇〇)、26山ノ下(三〇一・三三〇・三三三・三四一・三三八)、27神田向(三〇八・三〇九、28宮ノ道(三七一・三三二)、29上ノ道(三三四、30高添「ミヤソイ」(三三七・三三三・三四三・三四四・三四五・三五五)、31上ノ段(三二八)、32九畑(三三二)、33ヤツラ(三三九・三四二)、34坂ノ下(三四五)、35坂口(三四九・三五〇)、36古道(三五二・三五三)、37ノチガ道「野地ヶ道」(三五七・三七六)、38尾平地(三五九・三六二)、39坂ノ口(三六三)、40中ノキレ(三六四・三六六)、41尻平(三六七)、42百松(三六八・三七七)、43権蔵仕立(三七四・三七七)、44百松ヶ道(三七五)、45太兵衛仕立(三七八・三八〇)、46新請(三八一・三八三・三八六・三八八・四一一)、47裏山(三八四)、48高尾(三八五・四一四・四一七・四二八・四二九・四三二・四三四・四三七)四四一・四四六・四四七・四四九・四五五)、49カンネヲ(三八七・四一〇)、50横道ノド(三八九・三九二・三九五)、51井田(三九六)、52古原敷(三九八)、ヤ53シキ畑(三九九・四〇〇)、54ラヒラ「尾平」(四〇二)四〇九・四一一・四一二)、55尾平向(四一八)四二〇)、56ヒエ畑(四二二)、57尾平向畑(四二二)四二四)、58ウド(四二五)四二七・四三〇)、59カヤノキ(四三五・四三六)、60シダキバ(四四二・四四四)、61ヲノハナ(四四三・四四五)、62ウソノ石(四四八・四五〇)四五四・四五六・四五七)

六五〜四六七・四七七〜四七九・五六九・五七〇)、5 コムウリ(四七二・四八二・四八三・四九二)、6 宮ノ下(四七三・四七四・四七六)、7 下太郎(四八〇)、8 神田向(四八一・四八六)、9 宮ノ上(四八四)、10 太郎別当(四八五・四九一・四九六)、11 トウセ平(四八七・四八八・五〇一)五二二・五一五・五一六・五一七・五二六・五二七・五三〇・五四八・五五二)、12 リンセキ(四八九)、13 下太郎田(四九〇)、14 八郎田(四九三・四九四)、15 ヒヤミズ(四九五)、16 長サコ「長道」(五〇一)五〇三・五〇五)、17 ヨコ畑(五〇七)五〇九・五一三・五一四・五一七)、18 カキノクビ(五二〇・五二二)、19 セウシ平(五二二・五二三・五三三・五三七・五三九・五四〇・五四二)五四五)、20 トヤ(五二四・五二五・五二八・五二九・五三一)五四三・五四四)、21 白岩(五三四・五三六・五三八)、22 トヤノ下(五四四・五四六)、23 長畑(五四七・五四九・五五〇・五五三)、24 カミタロウ(五五二)、25 田門(五五四)、26 マツボリ(五五五)、27 トウシノ平(五六五)五六八)、28 口ノ松畑(五七一・五七二)、29 ハヤウチ「早内」(五七三・五七七・五七八・六一〇・六一二)、30 ワサ田「早田」(五七四・五七五)、31 早内裏山(五七六)、32 「」ヤシキ(五七九)五八四)、33 ホリタ(五八五)五八七)、34 立岩(五八八)五九一・五九九・六〇〇)、35 陣屋(五九七・五九八・六〇二)、36 早内下平(六〇二)六〇六)、37 井手ノ上(六〇七)、38 早内ヶ道(六〇八・六四〇・六五一・六五五・六六〇)六六三)、39 ウラ山(六〇九)、40 山ノ下(六一二・六一四)六一六)、41 ヲ町(六一三)、42 前田(六一七)六一九)、43 寛田(六二〇)六二五・六八七・六八九)六九六)、44 丸山(六二六・六七〇)、45 ワキ(六二七)、46 らう山(六二八)、47 キヲトシ「木落シ」(六二九)六三二)、48 登り尾(六三三)六三六)

赤土畑 (六三三)、50ナヒラ (六三四〜六三六)、51土畑 (六三七・六三八)、52藤山 (六三九・六四一・六四二・六四四・六四五・六五三・六八二)、53蓮正 (六四三)、54一坊 (六四六〜六五〇・六六〇)、55小ヂンヤ (六五二・六五四)、56ムタ (六五六〜六五九・六六四・六六五・六六七)、57堂ノ上 (六六八・六六九)、58ユバノ本 (六七二〜六七三・六七七・六七八・六八九・七四一・七四五・六七七)、60クマボリ (六七八〜六八二)、61荒畑山 (六八三〜六八六・六八八)、62宮ノ谷 (六九七)、63山ノ神 (六九八〜七〇二)、64栗ノ木田 (七〇三)、65庚申ノ鼻 (七〇四)

1ヨナツクリ (七〇五・七〇六)、2栗ノ木田 (七〇七〜七一〇・七三三〜七四一・七九三・七九四)、3マスケ平 (七一・七二二)、4宮ノ谷 (七二二〜七二五・七二〇・七二一・七二六・七二七・七二九・七三二・七三三)、5大別当 (七一六〜七一八・七二八)、6長場 (七三二〜七三五)、7カワアチ (七三三・七三九・七四一・七四二・七四三・七四四)、8宮山 (七三四)、9岩ノ下 (七四二)、10大石ノ下 (七四三・七四四)、11シニタベラ (七四五)、12セウジ平 (七四六・七四七・七五八・七六〇・七六三〜七六五・七六七・七六八・七六九・七七三〜七七七・七七八・七八六〜七八八・七九二)、13岩ヶハナ (七四八・七四九)、14ヤマミチ [山道] (七五〇〜七五二・七七一・七七二・七七七〜七八三・七八五)、15ヒラソウ (七五三・七五五・七五九)、16口ノ松堀リ (七五四)、17ヤノキ (七五六・七五七・18タロソラ (七六一)、19柳ヶ追 (七六二)、20ラジト山道 (七六六)、21小中尾 (七六九・七七〇)、22バリソウツ (七

八九〜七九二)、23霧山 (七九五・八〇一〜八〇六)、24追坊 (七九六・七九七)、25ボシカド (七九八〜八〇〇・八三二)、26歴敷ノ上 (八〇七・八〇八)、27ヤシキ (八〇九、28トリノエ (八一〇・八一〜八一四)、29ヤシキ畑 (八一二)、30前畑 (八一五)、31前田 [マエタ] (八一六・八一八・八一九)、32ホリ田 (八二〇・八二四)、33口ノ坪 (八二二・八二四・八二五)、34ソノ田 (八二四・八二六・八三〇)、35神田 [カシタ] (八二七〜八二九・八三四)、36羽山 (八三三・八三三)、37野畑 (八三五・八三九・八四〇)、38宮ノ本 (八三六)、39向山 (八三八・八四四〜八五一・八五三・八五五・八五七・八五九・八六〇・八六八・八八〇)、40寺ノ下 (八四二・八四三)、41ヲヒト (八五二)、42アマ堤 (八五四・八五六・八五八・八六一)、43長畑 (八六二)、44長畑ノ下 (八六三)、45友定 (八六四)、46カキソイ (八六五)、47西ヶ平 (八六六・八六七・八六九〜八七五)、48尾原ノ上 (八七六〜八七九・八八一・八八二・八八四〜八八七・八九一〜八九三・八九五)、49ヤネノ上 (八八三)、60尾原 (八八八〜八九〇)、51尾原ノ下 (八九五)

※欠番 (七三三)

5 野地 (八九六〜一〇六三)

1内畑 (八九六・八九八・八九九)、2カワノクチ [川ノ口] (八九七・九〇〇・九〇二)、3市道 [道・イチミチ] (九〇二・九〇九・九四三〜九四五)、4前田 (九〇三・九〇四・九〇八・九一一・九一五)、5一進ノ下 (九〇五〜九〇七)、6サキトマリ (九一〇)、7井田 (九一二)、8小一郎 (九一三)、9九尾 (九一四)、10トヒタロウ (九一六)、11ミソデ (九一七、

九一八、12南(九一九)、13野地「フチ」(九二〇・九三六・九四一・九四二・一〇〇四・一〇〇六・一〇一四・一〇一五・一〇二〇・一〇二七・一〇二九)、14ゴンスケヤシキ(九二二)、15前畑(九二二・九二三)、16マツボリ(九二四)、17蔵敷畑(九二五)、18マゴロク「孫六」(九二六・九三〇・九三三・一〇一八)、19宮ノ下(九三二・九三三・九三四・九三五・一〇二五)、20坂ノ本(九三七・九三八)、21トノマエ(九三九)、22丸畑(九四〇)、23ツノハナ(九四六・九四七・一〇〇九・一〇一六)、24ヘキ(九四八・一〇〇八)、25ヘキ山(九四九・一〇〇五)、26石原(九五〇・九五三・九五六・九五七)、27水ヶ谷(九五四・九六〇・九六五・九六七・九六八・九七〇・九七四・九七六・九八五・一〇〇〇)、28石原川南(九五五)、29ウラ州「浦田」(九五八・九五九)、30田平(九六六)、31川向(九六九)、32四升降(九七五)、33イノ頭(九八六) 34、高溝(九八七)、35観音敷(九八八)、36大久保(九八九・九九〇)、37大村(九九二)、38ワキ子ヶ迫(九九二)、39南ノダイ(九九七・九九八)、40谷山(九九九・一〇二二・一〇二四)、41前(一〇〇一・一〇〇三・一〇一九)、42アンヤシキ(一〇〇七)、43迫畑(一〇〇一・一〇〇三)、44西平(一〇一七)、45蔵敷(一〇二六)、46南「ミナミ」(一〇三〇・一〇三三・一〇三七・一〇三八・一〇四〇・一〇五〇・一〇五二・一〇五四)、47迫山(一〇三四・一〇三六・一〇六一・一〇六三)、48南ヶ迫(一〇三九・一〇四九・一〇五一)、49上ノザン(一〇四一・一〇四二)、50薬山(一〇四四・一〇四五)、51ヒエタ(一〇四六・一〇四七)、52南ノダイ(一〇四八)、53ダイ「代」(一〇五五・一〇六〇)

1 柳畑(二〇六四)、2上ノ平(二〇六五・一〇六九・一〇七二・一〇七四・一〇七七・一〇八二・一〇八五・一〇八八・一〇九一・一一二〇・一一二八・一一三五)、3イダ(二〇七〇・一〇七一)、4ムナソリ(二〇七五・一〇七六)、5アシノ上(一〇八三・一〇八四)、6山ノ中(一〇八六・一〇八七・一〇八三・一〇九〇)、7上ノ迫(一〇九二)、8ハカノ尻(一〇九三・一一一九)、9高山(一〇九四・一〇九五・一〇九八・一一〇七・一一〇九・一一二二・一一二〇・一一二二)、10代(一〇九六・一〇九七・一〇九九・一一〇〇)、11立平(一一〇九七・一一二〇・一一二〇・一一〇四・一〇〇六)、12大村(一一二二)、13マツノ頭「松ノ頭」(一一三三・一一三六・一一四〇・一一四一・一一四二・一一四三・一一四四・一一四五)、14桶迫(一一四八・一一二二・一一二八・一一三二)、15ナガイワ(一一三七)、16豊瑞寺(一一三六・一一四四・一一四五)、17寺ノ上(一一三七)、18八郎(一一三八・一一四一)、19八郎畑(一一四二・一一四三)、20坂ノ本(一一三九・一一四〇・一一四三・一一四五・一一二七・一一三七)、21柳ヶ本(一一四六・一一六五・一一六七・一一六九)、22寺ノ脇(一一四七)、23清六(一一四八・一一四九)、24吉野渡(一一五〇・一一七五・一一七八・一一八〇・一一三七)、26向畑(一一五一・一一五二・一一六〇)、26向道ノ下(一一五三)、27飛太郎(一一五四・一一五〇)、28宮ノ下(一一五七・一一五八)、29大町(一一五九)、30川久保(一一六一・一一六四)、31小久保(一一六六)、32長ヌキ(一一七二)、33元ヤシキ(一一七三・一一七九・一一八一)、34蔵敷畑(一一七四・一一三三・一一三三・一一三三)、35蔵敷ノ下「ヤシキノ下」(一一七六・一一七七・一一四五・一一四八)、36中(一一八一)、37蔵敷畑(一一八三)、38四ツ町(一一八四・一一八七)、39土地ノ前(一一八五・一一

八六・二一九〇・二一九二、40先ヤシキ(二一八八)、41本ヤシキ(二一八九)、42久水(二一九二・二二二八)、43アラホリ(二一九六・二二〇〇・二二〇三・二二〇四・二二〇八・二二一五・二二二二・二二二五)、44川廻り(二二〇五・二二〇六、45山タビ(二二〇七・二二六九・二二七三)、46ヒイノ迫(二二一六・二二一八・二二二〇・二二二二・二二二四・二二二六)、47前(二二二九・二二三三・二二三六)、48ウエノダシ(二二三〇・49屋敷ノ上「ヤシキノ上」(二二三三・二二四三)、50奥ノ古屋敷(二二三三)、51ソノキド(二二四三)、52ウラ山(二二四四)、53州ノ平(二二四四・二二四六・二二四七・二二四九・二二五五・二二六三・二二六五)、54井手ノ脇(二二五六・二二五八・二二七五・二二七七・二二七八・二二八二・二二九三・二二九四)、55山ノ下(二二五九・二二八〇・二二八二)、56内池山(二二六〇・二二六一・二二六四・二二六九・二二七〇・二二七二・二二七四)、57口ノ坪(二二六二)、58古池(二二六六・二二六七)、59内池(二二六八)、60ヒイノ迫浦田平(二二七二)、61ハカトラ(二二七六)、62平石(二二七九)、63古ヤシキ「古屋敷」(二二八四・二二九二・二二九五・二二九八・二三〇〇・二三〇三・二三〇四) 64保木ノ口(二二九九・一三〇六・一三〇八)、65地蔵田(一三〇二・一三〇五)、66カヂヤ(一三〇九・一三一一・一三一二)、67カヂシロ(一三一一・一三一二・一三一三)、68キリ堤(一三一四・一三一七・一三二〇・一三二二・一三二五・一三二七)、69切池(一三二八・一三三〇・一三三三・一三三三)、70八升壽(一三三四)、71辻畑(一三三九・一三三九)、72山ノ田(一三三九・一三三七・一三三九) 73塚田平(一三三八・一三三九)、74キタ(一三三三・一三四〇・一三四七)、75下ワサタ(一三四四)、76ウラ州(一三四五・一三四六)、77折立(一三四八・一三六三・一三

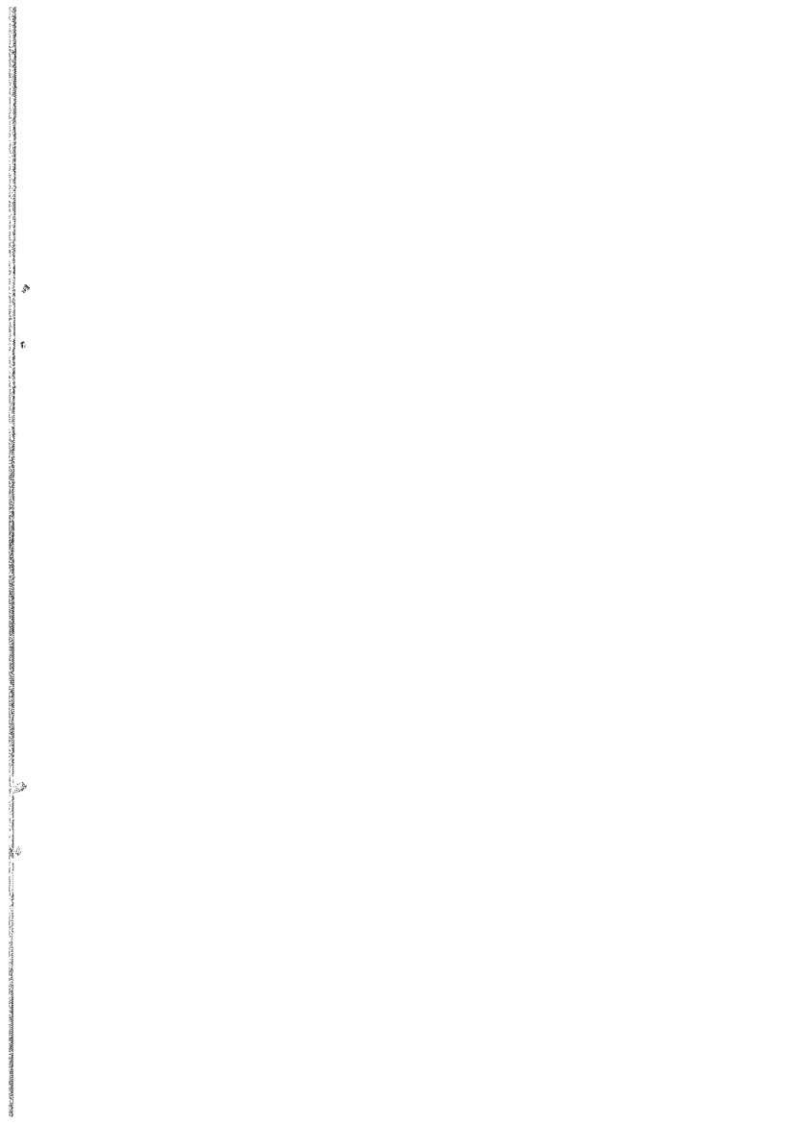
7 楯原(四一六・一七四六)

七二・一三九〇・一四〇二)、78パンノキ(一三四九・一三五〇)、79浦田「ウラタ」(一三五二・一三五三・一三五五・一三五六・一三五九・一三六一・一三六二・一三六三・一三六六・一三八九、80悪地平(一三五二・一三五四)、81浦田上口(一三五七)、82植松(一三五八・一三六二・一三七七)、83浦田脚本(一三六五)、84ランボヤ(一三六七・一三七三) 一三七八・一三八〇・一三八三・一三八五)、85パンノキ(一三六七・一三八八・一三九二・一三九五・一三九七) 一四〇〇)、86寺山(一三六八)、87三ツ町(一三七九・一三八一・一三八二)、88景平(一三八四)、89カリ又(一三八六・一三九一・一三九六)、90野々中(一三八七)、91カン子ヲ(一四〇二) 一四一二)、92野々内(一四一三・一四一四)、93水追(一四一五)

1 學木(四一六)、2 ラクボ(四一七)、3 池ノハタ(四一八)、4 クスノキバル「楯原」(四一九・一五三三・一五三七・一五三八・一五四二・一五五二・一五五四・一五五九・一六六三・一六六九・一六七六・一七八・一七〇八・一七二六)、5 アラテ山(四二〇)、6 池ノ尾(四二二)、7 池ノ尻(四二二・一五〇八)、8 楯ノ本(四二三・一四二四)、9 折田(四二五・一四二七)、10 井手ノ脇(四二八)、11 大山(四二九・一四三六・一四三九・一四四八・一五〇七)、12 塩田(四三七・一四三八・一四七三)、13 シン田【新田】(一四四九・一四五一・一七四一) 一七四三)、14 ヒエダ(一四五二・一四五九・一四六一・一四九八)、15 ヨロイダフケ(一四六〇)、16 ヒクタ(一四六一・一四六二・一四六五・一四六

六・一四七(二)、17フケタ(二四六三)、18フカタ[深田](一四六四・一四六八・一六二〇)、19田ノ上(二四六七)、20下フケ(二四六九)、21城ヶハナ(二四七〇・二四九二・二四九三)、22馬場田(二四七二)、23八畝平(二四七四・一四七五・一四八七)、24號山(二四七六・一四七八)、25山ノ中(二四七九)、26引田ノ辻(二四八〇)、27鏡田(二四八一・一四八六・一四九五・一五〇四・一五〇五)、28城ヶ尾(二四八八・一七一四・一七一五・一七一七・一七八一・一七三三・一七二五・一七二八)、29カン七田(二四八九・一四九〇)、30寺田(二四九一)、31中追平(二四九四)、32栗ノ木(二四九六・一四九七七)、33煎田「マエ田」(二四九九・一五〇一・一六三三・一六一八・一六二二・一六三三・一六二四・一六二七・一六三〇・一六三四・一六三五・一六三七・一六三九・一六四一・一六四三・一六四四・一六四九・一六五三・一七一六)、34屋敷畑(一五〇二・一五四一・一六六六、35ヘキ(一五〇三・一五二五・一五三二・一五三三・一六七〇)、36原ヤシキ(一五〇六・一五二一・一五二七)、37メイバタ(一五〇九・一五二二)、38池ノ平(一五二八・一五二四・一五四六・一五四八・一五六〇)、39内原(一五二六・一五三三)、40屋敷「ヤシキ」(一五三三・一五三九・一五四〇・一六三六・一六四五・一六四六・一六四八)、41青十郎屋敷(一五三六)、42古屋敷(一五四三)、43前「マエ」(一五四五・一六二四・一六二五・一六二七・一七〇六・一七〇七)、44久保田(一五四九)、45前ノ原(一五五〇・一五五二)、46久保畑ノ上(一五五三・一五五五・一五五九)、47堂ノ脇(一五五四)、48大畑(一五六一・一五六五・一五六八・一五七〇・一五七四・一五七六・一五七八・一五八三・一六二五)、49ヲトロシ神(一五六三)、50堂ノ上(一五六三・一五六四)、51宮ノ前(一五六九・一六七二・一六七四)、52宮ノ上(一五七

五)、53イタケ迫(一五七九・一五八二)、54茶ノキ畑(一五八四・一五八六)、55小市郎(一五八七・一五八九・一五九〇)、56台(一五八八・一五九六・一六〇七・一六〇八)、57出口(一五九一・一五九二・一五九七・一五九九・一六〇一・一六〇五・一七三八)、58中ソノ(一五九三・一五九五)、59ホキノ下(一六〇〇)、60カキゾイ(一六〇六・一六八二)、61横道ノ上(一六〇九・一六一一・一六二二・一七四〇)、62道通り(一六一六、63フカ田平「深田平」(一六三三・一六七七)、64長畑田(一六二六)、65寺地ノ下(一六三三)、66寺畑(一六三三)、67助七畑(一六三三)、68坂口(一六四〇・一六四二・一六六一・一六六二・一六六五)、69ヤシキノ下(一六四七)、70寺屋敷(一六六〇)、71峯山(一六六四)、72屋敷ノ上(一六七五・一六七九)、73ウラ山(一六八〇・一六八一・一七〇〇・一七〇二・一七〇五)、74明畑(一六八三・一六八四・一六八九・一六九二)、75丸尾(一六八五・一六八七)、76追平(一六八六)、77ラン田返シ(一六八七・一六八八)、78中ノ追(一六九七・一六九九・一七三〇・一七三二)、79ノノ神(一七〇一)、80浦山(一七〇九)、81中道(一七〇一・一七三三)、82鏡田(一七一九)、83五分「五十歩」(一七三〇・一七三二・一七五二・一七五七)、84五十歩道ノ下(一七二二)、85タラ畑(一七二七)、86ノラ(一七二九)、87メイラセ(一七三三)、88石ノカ(一七三三・一七三七)、89石切ヶ尾(一七三九)、90道ノ平(一七四四)、91石ナベ(一七四五・一七四七・一七五〇)、92藥庭(一七四六)



報告書抄録

ふりがな	ぶんごのくにやまがごうのちょうさ しりょうへん1							
書名	豊後國山香郷の調査 資料編1							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第14集							
編著者名	綿貫俊一・櫻井成昭・平川 毅							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2013年3月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
山 香 郷	大分県 杵築市山香町	44210				090401 ↓ 150331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
山 香 郷	荘園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 報告書第14集

豊後國山香郷の調査 資料編1

発行日 平成25年3月25日

発行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

TEL 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲 607

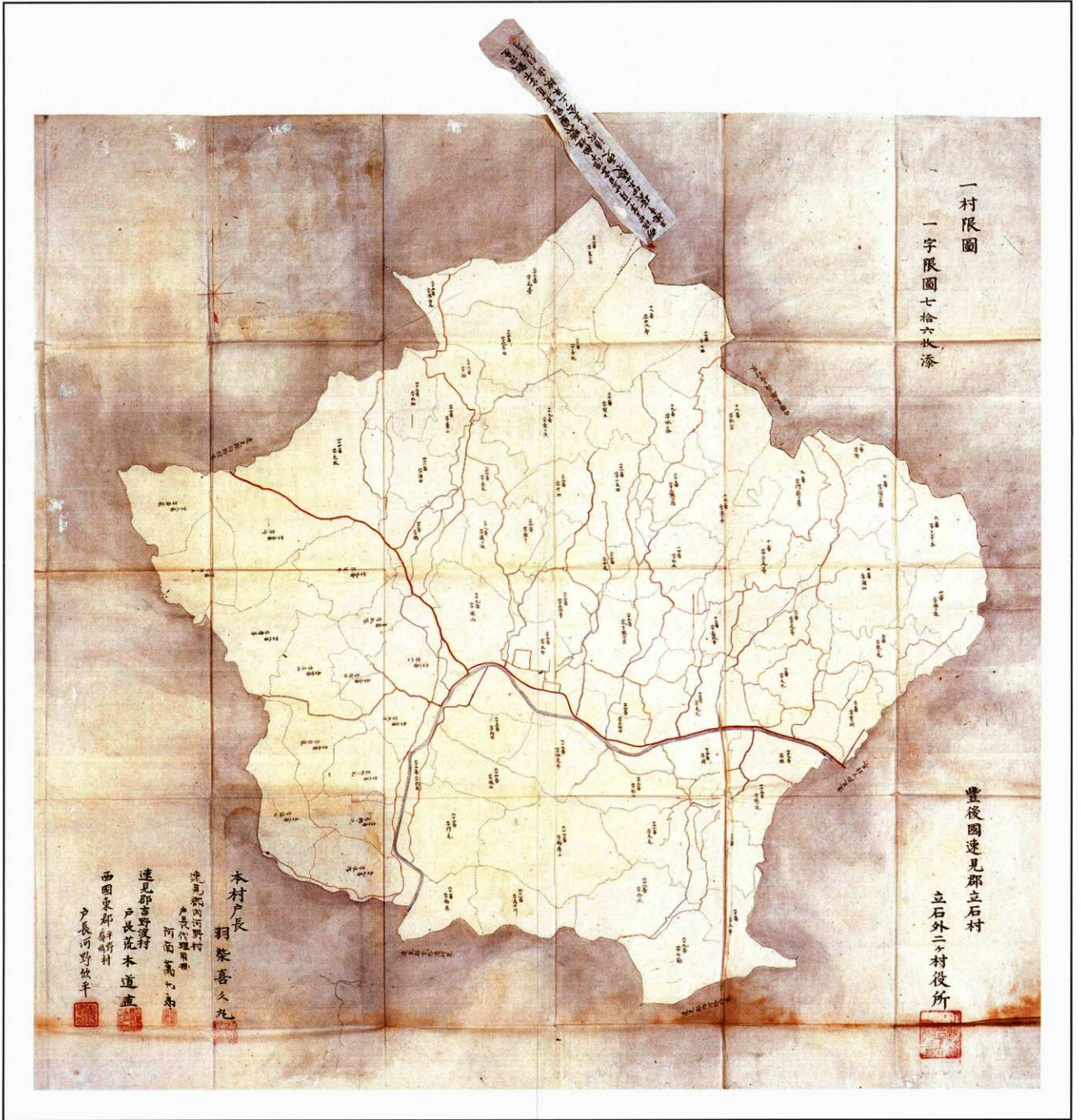
TEL 0978 (38) 0135



付図 A-3 速見郡山口村地引絵図



付図 A-4 速見郡米子瀬村地引絵図



付図 A-5 速見郡立石村全村図